

事務事業一元化調書

報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 2

第 5 回 相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書 目次

報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 2

総務部会	1
財務部会	22
保健福祉部会	34
環境保全部会	158
建築部会	219
生涯学習部会	268
選挙管理委員会部会	354

**報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて
(C ランク) その 2**

総務部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 秘書課
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 6	事務事業名 褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	秘書課	総務課	総務課	総務課	
歳出予算額（平成16年度）	3,703千円	815千円	456千円	258千円	
根拠法令等	市表彰条例	町表彰条例・ 町名誉町民条例	町表彰条例	町表彰条例	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉増進、文化の向上等に功労のあったもの又は広く市民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 表彰の種類 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰</p> <p>(1) 市政功労表彰（対象は、市民又は市に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、衛生、消防等本市の公共の福祉増進、教育、芸術、科学等各分野の業績顕著なもの、善行著しいもの、その他</p> <p>(2) 自治功労表彰 市長 : 8年以上その職にあった者 市議会議員 : 10年以上その職にあった者 助役・収入役 : 12年以上その職にあった者 執行機関の委員 : 15年以上その職にあった者</p> <p>(3) 市民文化表彰（対象は市民） 教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の進展に寄与し、その業績特に顕著なもの</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月20日）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 市長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 報酬 12,600円（日額） 委員の数 15人以内（15年度は14人） 市議会の議員 3人 市の執行機関の委員 3人 学識経験のある者 6人 関係行政機関の職員 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、特別功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 4年以上在職した者 町議会議員 : 8年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び助役・収入役 : 12年以上在職した者 消防団の団長及び副団長、総合計画審議会委員、民生委員、地区行政委員 : 12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</p> <p>(3) 特別功労表彰 町長 : 8年以上在職し退職した者 町議会議員 : 16年以上在職し退職した者 助役・収入役・教育長 : 20年以上在職し退職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び : 24年以上在職し退職した者 その他特に功績が顕著と認められる者</p> <p>(2) (3)の職に在職した者の在職年数は通算する</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月3日） （消防団員や交通指導隊員は、出初式等で実施）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 謝礼 3,000円 委員の数 12人 ※例年、地区行政委員に委嘱</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町自治の振興と徳行の高揚を図るために町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの、又は広く町民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 表彰の種類 一般表彰、町民功労表彰、自治功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民若しくは本町に関係ある個人若しくは団体）生活改善・町政の進展・教育文化の振興・産業の発展等業績顕著なもの、徳行著しいもの、人命救助、多額の寄附又は奇特な行為のあったもの、その他</p> <p>(2) 町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育文化の振興、産業の発展等その他功績が特に顕著なもの</p> <p>(3) 自治功労表彰 町長 : 満 8年以上在職した者 町議会議員 : 満12年以上在職した者 助役・収入役 : 満10年以上在職した者 公職による委員会委員・議会の同意又は選挙による特別職の職員 : 満15年以上在職した者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 2年 報酬 会長 8,000円（日額） 委員 7,400円（日額） 委員の数 7人以内（16年度は7人） 町議会の議員 2人 町の執行機関の委員 2人 関係行政機関の職員 1人 学識経験のある者 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 8年以上在職した者 町議会議員 : 12年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任された各種委員 : 12年以上在職した者 助役・収入役 : 10年以上在職した者 町吏員 : 20年以上在職した者 その他町長が特に功績顕著と認める者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日） （消防団員は、出初式で実施）</p> <p>3. 表彰審査会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 必要のつど。審査終了後解任 謝礼 8,100円（4時間以内は、4,100円） 委員の数 10人</p> <p>4. 名誉町民 本条例により被表彰者になったものうち、特に業績、功績が顕著なものに名誉町民の称号を贈る。 現在まで13名に贈る。存命者4名</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。 ・表彰条例で規定する表彰の種類、対象及び年数などの一元化 ・表彰審査委員会の一元化に伴う委員構成等の見直し ・名誉町民制度の取り扱い

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 秘書課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>【概要】 町名誉町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【内容】 名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。 現在まで1名に贈る。存命者なし</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 私学振興に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市内の学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全な発達に資する事を目的とする。	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 10	合併協議事項 条例、規則等の取扱い		専門部会名 総務部会	相模原市の課等の名称 総務課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 条例、規則等の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	10,835千円	3,507千円	4,405千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	例規データベース	例規データベース	例規データベース			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【例規集掲載本数】</p> <p>条例 204本 規則 305本 その他（告示等） 170本</p> <p>【例規データベースの概要】</p> <p>例規集の内容をインターネット上で表示するもの</p>	<p>【例規集掲載本数】</p> <p>条例 131本 規則 133本 その他（告示等） 8本</p> <p>【例規データベースの概要】</p> <p>例規集の内容をインターネット上で表示するもの</p>	<p>【例規集掲載本数】</p> <p>条例 165本 規則 149本 その他（告示等） 33本</p> <p>【例規データベースの概要】</p> <p>職員用に例規サポートシステムにより市内LANで検索は可能ですが、住民用にインターネットでの公表はしていません。</p>	<p>【例規集掲載本数】</p> <p>条例 126本 規則 122本 その他（告示等） 52本</p>		<p>条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置や編入されることとなる地方公共団体にある公の施設について編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には条例、規則等の整備を行う必要がある。</p> <p>【調整方針】</p> <p>相模原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をするものとする。</p> <p>【財政的な影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例規集の整備による増 200例規×21千円=4,200千円 ・例規データベース（CD-ROM作成含む。）の整備による増 200例規×34千円=6,800千円 ・3町の例規集廃止による減 7,912千円

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		総務部会		総務課情報公開室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
6	情報公開に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	531千円	172千円	414千円	311千円		
根拠法令等	相模原市情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程	城山町情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程	津久井町情報公開条例、町公文書の開示手続等に関する規則、町情報公開事務処理規程、町情報公開・個人情報保護審査会条例、同審査会運営規程、同審査会条例、同審査会運営規程	相模湖町情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営規程		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	2千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者その他市政に関わりを有するもの又は市政に関し公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー。なお、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：98人 請求件数：123件 不服申立て件数：2件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：2件 15年度開催回数：7回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。 (3)公開請求できる者：何人 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求に対する決定：公開請求があった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資団体等の情報公開：町が出資その他の財政上の援助を行う団体（出資団体等）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：16人 請求件数：84件 不服申立て件数：0件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：0件 15年度開催回数：0回 委員報酬：@10,000円</p>	<p>【目的】 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町民は知りたいと思う町の情報を公開請求できる。町もその請求に対して公開していくことで、町民参加による一層公正で開かれた町政を実現しようとするものです。</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：何人もできる (4)請求受付窓口：町政情報コーナー。なお、郵送による請求可。 (5)請求に対する決定：請求書提出日から起算して15日以内に可否の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付作成に要する費用は請求者の負担。 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：10人 請求件数：123件 不服申立件数：1件</p> <p>【審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：1件 15年度開催回数：2回 委員報酬：@7,400円</p>	<p>【目的】 町民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：町内に住所を有する者、町内の事務所若しくは事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者又は公文書の公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー、郵送も可 (5)請求に対する決定：請求書提出のあった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：3人 請求件数：33件 不服申立て件数：0件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：3名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：0件 15年度開催回数：0回 委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他 8,100円</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 総務課情報公開室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 個人情報の保護に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,252千円	347千円	414千円	0千円		
根拠法令等	相模原市個人情報保護条例、 同施行規則（規程）、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	城山町個人情報保護条例、 同施行規則（規程）、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	津久井町個人情報保護条例、同施行規則、同事務 処理規程、情報公開・個人情報保護審議会条例、 同審議会運営規程、同審査会条例、同審査会運営 規程	相模湖町個人情報保護条例、同施行規則（規 程）、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人 情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部 会運営規程		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成4年相模原市条例第29号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長14日（30日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：143件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 （委員数：審議会10名 審査会5名） (2)平成15年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：8回 ○個人情報保護審査会の開催：3回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成11年城山町条例第9号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、出資団体等が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：1件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 （委員数：審議会5名 審査会5名） (2)平成15年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：1回 ○個人情報保護審査会の開催：0回 委員報酬：@10,000円（有識者） @7,000円（委員）</p>	<p>【目的】 町が保有する個人情報の取扱いに関して具体的なルールを定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政を推進しようとするもの。</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町政情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求日から起算して15日（30日）以内に可否の決定をしなければならない。期間延長は15日（30日）を限度とする (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、出資法人の責務</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：3件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護審議会、同審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 （委員数：審議会9名 審査会5名） (2)平成15年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：5回 ○個人情報保護審査会の開催：2回 委員報酬：@7,400円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成13年相模原市条例第3号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出した日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：0件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 （委員数：7名） (2)平成15年度事業の内容 ○委員会の開催：2回 ○委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他8,100円</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		総務部会		総務課情報公開室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
8	行政資料の収集、管理及び提供事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	859千円	368千円	208千円	30千円		
根拠法令等	相模原市行政資料コーナー管理規程・相模原市有償刊行物取扱要綱	公文書の公開に係る事務取扱要領	津久井町情報公開条例・津久井町情報の共有化の推進に関する規則・津久井町町政情報コーナー管理規程			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	400千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。尚、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 市役所本庁舎1階</p> <p>【面積】 103.9㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 15,130点（平成16年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 452種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 19,643人 (3)有償刊行物販売 2,841,360円（出張所販売分5,150円、資料販売1,370円含む） (4)複写機利用 ・モノクロコピー@10円×61,201枚=612,010円 @60円×2枚=120円 @170円×1枚=170円 ・カラーコピー @140円×223枚=31,220円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 役場庁舎1階</p> <p>【面積】 30㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 1,055点（平成16年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 54種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 約800人 (3)複写機利用 ・白黒 1枚 10円 ・カラー1枚100円</p>	<p>【目的】 情報公開制度を実施するため及び町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町や国、県等の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 本庁舎2階町政情報コーナー</p> <p>【面積】 約20.0㎡（企画政策室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 約1,200点</p> <p>【有償刊行物数】 31種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 約610人 (3)有償刊行物等販売 256,040円 (4)複写機利用 ・モノクロコピー@10円×3,574枚=35,740円 ・カラーコピー 該当なし</p> <p>【歳出予算額】 複写機維持経費@12,075×12月=144,900円 プリント料金@5,250×12月=63,000円</p> <p>【歳入予算額】 有償刊行物等販売代金 350,000円 コピー使用料 50,000円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 町役場3階</p> <p>【面積】 39.6㎡</p> <p>【資料点数】 約3,000点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>・有償刊行物の販売窓口の相違 相模原市、城山町、津久井町 行政資料コーナーで販売 津久井町では財産区のみ 対応の有償刊行物あり 相模湖町 各所管課で販売</p> <p>・配架資料の管理方法の相違 相模原市、津久井町、相模湖町 行政資料コーナー所管課管理 城山町 資料作成課管理</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、各町の保有する配架資料は、現相模原市行政資料コーナーで配架するとともに、各町の行政資料コーナーにおいても、新市としての主要な行政資料の配架及び有償刊行物の販売を行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		総務部会		総務課市史編さん室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
6	市史編さん事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総務課市史編さん室	教育委員会生涯学習課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	39,501千円		20,571千円	11千円		
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例・相模原市市史編さん審議会規則・相模原市市史編集委員会設置要綱		津久井町史編さん委員会設置要綱・津久井町史編集委員会設置要綱・津久井町史編さん基本方針	相模湖町史編さん委員会要綱		
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	5,099千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【附属機関】 相模原市市史編さん審議会</p> <p>【補助金/交付金等】(負担金) 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円</p> <p>【特定財源】 市史売払収入 5,099千円</p> <p>【概要】 平成16年度に市制50周年を迎えるに当たり、平成13年度から市史編さん室を開設し刊行の準備を進めている。</p> <p>【目的】 既刊の市史ではふれていない昭和20年8月以降の現代史及び各分野(自然・民俗・考古等)について編さんし、郷土意識の醸成に資するとともに、編さん課程で収集された資料の保存を図る。</p> <p><刊行予定> ○市史続編 1 現代図録編 平成16年度刊行 2 現代資料編 平成18年度刊行 3 自然編 平成20年度刊行 4 民俗編 平成21年度刊行 5 現代通史編 平成22年度刊行 6 考古編 平成23年度刊行 7 現代テーマ編 平成25年度刊行 8 文化遺産編 平成26年度刊行 9 近代資料編 平成28年度刊行 10 別巻 平成29年度刊行</p> <p>○付帯刊行物 ダイジェスト版・市史ノート・市史叢書・調査報告書等</p> <p><会議等> ○相模原市市史編さん審議会 委員10名 年3回 報酬12600円/回 ○相模原市市史編集委員会 委員10名 年3回 謝礼12600円/回</p> <p>○専門部会 年数回 謝礼10000円/回 近現代部会 自然部会 考古部会 民俗部会 文化遺産部会</p> <p><市史普及事業> ○市史編さんだより(年6回奇数月発行) ○市史講演会(年2回)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年度に終了した。</p> <p><刊行物> 町史1資料編(考古・古代・中世) 町史2資料編(近世) 町史3資料編(近現代) 町史4資料編(民俗) 町史5通史編(原始・古代・中世) 町史6通史編(近世) 町史7通史編(近現代) 資料所在目録(近世) 資料所在目録(近現代・近世補填) 新聞記事目録 風土記1号～5号</p>	<p>【補助金/交付金等】(負担金) 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円 2 相模川以西市町史編さん連絡協 負担金6千円</p> <p>【特定財源】 「ふるさと文化振興基金」充当事業</p> <p>【概要】 平成7年の町制40周年事業として発案され、平成10年度に編さん委員会・編集委員会を設置し、以降、本格的に調査・編集活動を行なう。</p> <p>【目的】 町の歴史的発展過程を顧みて、将来の進むべき方向を展望し、町民の健全な郷土意識・郷土愛を育むとともに、収集した歴史的資料を貴重な文化遺産として後世に残す。</p> <p><刊行予定> ○町史本編 資料編 近世1 平成15年度刊行 資料編 考古・古代・中世 平成16年度刊行 資料編 近・現代 平成17年度刊行 資料編 近世2 平成18年度刊行 通史編 原始・古代・中世 平成19年度刊行 通史編 近世・近・現代 平成20年度刊行 別編 地誌・自然・統計 平成21年度刊行</p> <p>○付帯刊行物 町史機関誌『ふるさと津久井』、資料所在目録・調査報告書、別冊 概要版 等</p> <p><会議等> ○津久井町史編さん委員会 委員9名 年2回 報酬7,400円(会長8,000円、+交通費)(以下同じ) ○津久井町史編集委員会・編集会議 委員8名 年3回 報酬 同上</p> <p>○津久井町史編集委員会・部会 委員20名 随時開催 報酬 同上 原始・古代部会 中世部会 近世部会 近・現代部会 自然部会 地誌部会(未組織検討中)</p> <p><調査活動>(現地調査) 編集委員等を調査員として雇用し、調査活動を行なっている。調査員(10,000円+交通費) ⑮(15年度実績)延263日 賞金2,936,710円</p> <p><町史普及活動> 広報掲載「つくい史訪ね歩き」(隔月掲載) 機関紙『ふるさと津久井』発行 (町民参加型調査等) 中世石造遺物分布調査(毎月1回、原始・古代</p>	<p>町史編纂事業については、当初計画どおり平成5年度から平成9年度までの5年間事業として調査から執筆、編集を行ってきました。</p> <p>印刷については、当初10年度予算で歴史編、民俗編、自然編を同時に作成する予定でしたが、財政事情が厳しいことを考慮して次の予定で行う。</p> <p>(刊行予定) ・歴史編(500部) 平成12年度刊行 ・民俗編(500部) 平成18年度刊行 ・自然編(500部) 平成19年度刊行</p>	<p>従前の町史編さん体制の新市での位置付け、報酬・謝礼等の単価などについて調整が必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、進行中の町史編さん事業は、原則として従前の編さん体制により継続し、完結させるものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会	相模原市の課等の名称 総務課市史編さん室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 市史編さん事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p><非常勤特別職> ○市史編さん室特別顧問 1人 報酬200500円/月 ○市史編さん調査員 3人 報酬194100円/月</p>		<p>部会調査を兼ねる)⑮12回開催、142人参加 身近な生き物調査(⑮年7回、自然部会調査を 兼ねる)⑮5回開催、70人参加 津久井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事 務局指導)⑮12回開催、146人参加</p> <p>町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講 座への協力</p> <p><非常勤特別職> 町史編さん委員会委員 9名 報酬(同上) 町史編集委員会委員 28名 報酬(同上)</p> <p><非常勤一般職> 町史専門調査員 1名 賃金(10,000円+交 通費) 町史資料整理員 1名 賃金(時給790円+交 通費)</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 行政改革推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	307千円	70千円	180千円	45千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新相模原市行政改革大綱の第二次実施計画『さがみの風』（平成14年度～平成16年度）に基づく行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 『さがみの風』に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（市長、助役、収入役、教育長、各部長、保健所長、各担当部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（総務部長、調整参事、調整担当の参事、企画政策・情報システム・総務・職員・財務・行革推進の各課長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・公募市民で構成）の開催 ※平成16年度で『さがみの風』の計画期間終了。（平成17年度以降は、「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」に発展的継承。）</p>	<p>【目的】 新城山町行政改革大綱、新城山町行政改革推進計画（平成14年度～平成16年度）に基づき行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 行政改革推進計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、各部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（各課・室長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・町民で構成）の開催 ※平成16年度で現推進計画の計画期間終了。（平成17年度以降は、行政評価制度により行政改革を推進する。）</p>	<p>【目的】 津久井町行政改革大綱の第二次実施計画（平成14年度～平成16年度）に基づく行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 第二次実施計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、合併対策室長、企画政策室長、総務課長、財務課長、教育次長で構成）の開催 ・行政改革推進町民会議（学識・公共的団体の役員、職員・公募市民で構成）の開催 ※平成16年度で第二次実施計画の計画期間終了。（平成17年度以降は、今後検討。）</p>	<p>【目的】 新相模湖町行政改革大綱を推進を図るため。</p> <p>【事業の概要】 ・行政改革大綱・実施計画の策定及び実施に関すること。 ・行政改革の進捗状況の報告と公表に関すること。 ・行政改革本部（町長、助役、教育長、各課等の長の職）の開催 ・相模湖町行政改革推進委員会（町民で構成）の開催</p>	各市町が定める行政改革大綱（行政改革大綱）は、地域特有の課題や、課題の背景が異なることから、それぞれ独自のものとなっている。	<p>【調整方針】 合併時には、平成17年度から現在の行政改革大綱を発展的に継承する「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」に統合するが、合併に伴い「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」の修正が必要な部分については、所要の見直しを行っていく。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 (財)相模原市都市整備公社補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	59,302千円					
根拠法令等	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成15年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事 2人 (3)職員体制 市派遣職員 6人、固有職員 28人、嘱託職員 175人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、公益法人そのものの調整方針については、別途、協議事項「一部事務組合等の取扱い」の中で決定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 外部監査契約に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	総務課	総務課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）	19,653千円	7,194千円				
根拠法令等	地方自治法・相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法・外部監査契約に基づく監査に関する条例				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を保管し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・16,500千円 ・個別外部監査制度(H13年度からH15年度まで該当なし) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・3,000千円</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を保管し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度(H16年度より制度化) 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・5,000千円 ・個別外部監査制度(H16年度より制度化) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・2,096千円</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	該当なし	該当なし	<p>・相模原市は中核市のため、地方自治法に基づき実施が義務付けられているが、城山町は任意に導入している。 ・契約は一般会計年度毎に締結し、契約の終期は会計年度末となっている。合併が年度途中で行われる場合、対応が必要となる。</p>	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 市民ロビー相模大野負担金に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	11,881千円					
根拠法令等	市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民ロビー相模大野」の運営に対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見込めない「公共歩廊」について資料相当額を都市整備公社に支払うもの</p> <p>【内訳】 その他負担金 公共歩廊：198.015㎡×@5,000円/㎡×12月 =11,880,900円</p> <p>【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【施設の概要】 市民ロビー相模大野 (1)所在地 相模原市相模大野4-5-1 (2)内容 相模大野ギャラリー 129.5㎡ 相模原商工会議所 49.7㎡ 相模原パートバンク 125.3㎡ コーヒーラウンジ 86.8㎡ (3)開設年月日 昭和63年10月1日 (4)開所時間及び休所日 8:30~19:00 年末年始休所 (5)職員体制 嘱託職員1名 臨時職員1名</p> <p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成16年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員8人 固有職員28人 嘱託職員177人 計213人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 職員定数の管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	総務課	総務課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市職員定数条例	城山町職員定数条例	津久井町職員定数条例	相模湖町職員定数条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名						
備考1	職員総合情報システム					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【職員定数管理計画】 【事業概要】 市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的に推進すべく策定したものの。 ○相模原職員定数管理計画（第3次計画） 計画期間：平成16～18年度の3カ年 目標：3カ年で定数を150人削減</p> <p>上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業計画、予算、組織・定数を連動させるシステムを活用し、職員定数の査定を行っている。また、各部の判断で職員を配置できるように部別定数枠を各部へ内示している。 【スケジュール】 6月中 各部から定数要求 7月～ 各部ヒアリング 8月 各部へ部別定数枠の内示 9月～ 各部部内調整 1月 最終内示</p> <p>【定数管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p> <p>【職員総合情報システム（事務管理システム）】 組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内容を帳票に出力するためのシステム ・組織の要求・査定 ・定数の要求・査定 ・非常勤職員の要求・査定</p>	<p>【定員適正化計画】 【事業概要】 定員管理の適正化のため今までの取組、今後の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため策定 ○定員適正化計画 計画期間：平成14～19年度 目標：平成12～16年度の5カ年で5%（10名）削減</p> <p>【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】 【事業概要】 現在は、策定していない。 ○行政改革の取組の中で、職員数の削減を行っている。</p> <p>【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】 【事業概要】 平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。 ○行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。</p> <p>【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	現在、相模原市と城山町が18年度（城山町は19年度）までの職員定数に係る計画を策定している。	【調整方針】 合併後、新市における職員定数管理計画を策定する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 行政改革推進課																																		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了																																		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																				
事務事業番号 11	事務事業名 事務改善制度																																						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																	
担当課名	行政改革推進課	総務課	企画政策室	総務課																																			
歳出予算額（平成16年度）	397千円	0千円	1,115千円	0千円																																			
根拠法令等	相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に 関する規程	城山町職員提案規定	津久井町ISO9001推進組織設置要綱	相模湖町職員提案規則																																			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																																			
関係団体・慣行																																							
使用料・手数料・補助金等																																							
事務事業の別			電算システム																																				
電算システム名			ISO関連電子文書管理システム																																				
備考1																																							
備考2																																							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																							
【事務事業の内容】	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上等を図るため、職場単位や各職員の参加による事務改善及び提案運動を促進するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知及び研修 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長賞</td> <td>1</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td>2</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td>4</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td>6</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>奨励賞（努力賞）</td> <td>70</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>最多提案賞</td> <td>1</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	単価	市長賞	1	50,000	金賞	2	30,000	銀賞	4	20,000	銅賞	6	10,000	奨励賞（努力賞）	70	2,000	最多提案賞	1	5,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 職員提案制度の庁内周知 (2) 職員提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長賞</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成14・15年度実績 0件</p>	名称	単価	町長賞	30,000	金賞	10,000	銀賞	5,000	銅賞	3,000	努力賞	2,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>該当なし</p> <p>【ISO9001推進事業】</p> <p>1 目的 ISO9001国際標準による品質マネジメントシステムを活用し、本町のマネジメントシステムの構築・改善を図りながら効率的行政運営を推進する。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 内部品質監査員研修 (2) マネジメントシステム評価会議 (3) プロジェクト会議 (4) 内部品質監査の実施 (5) 外部監査の実施 (6) 品質マニュアルの改訂</p> <p>3 ISO9001の認証 (1) 認証取得日 平成14年3月22日 (2) 審査登録機関 財団法人日本品質保証機構（JQA） (3) 登録証番号 JQA-QM8000 (4) 認証の範囲 津久井町（一部出先機関を除く）が行う行政サービスの企画及び実施</p>	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰</p> <p>3 報償の内訳 審査会が決定する。</p>	<p>事務改善の制度としては相模原市、城山町、相模湖町それぞれ独自の制度を設けて実施している。なお津久井町にはないが、ISO9001推進事業を通して実施している。</p>	<p>【調整方針】 事務改善の取組については、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、ISO9001については認証団体である津久井町がなくなると認証保持できないことから合併時までに廃止する。</p>
名称	数量	単価																																					
市長賞	1	50,000																																					
金賞	2	30,000																																					
銀賞	4	20,000																																					
銅賞	6	10,000																																					
奨励賞（努力賞）	70	2,000																																					
最多提案賞	1	5,000																																					
名称	単価																																						
町長賞	30,000																																						
金賞	10,000																																						
銀賞	5,000																																						
銅賞	3,000																																						
努力賞	2,000																																						

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 総務部会	相模原市の課等の名称 行政改革推進課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 12	事務事業名 行政評価					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市21世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）に基づく本市の行政活動について評価を行い、評価結果を予算、主要事業及び組織定数に反映させる。更に事業の廃止や見直し、新たな施策の立案及び職員の意識改革に役立てる。また、内容を公表することにより市民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】 ・事務事業評価の実施 ・施策評価の実施（総合計画・実施計画の見直しに合わせて実施） ・市民満足度調査の実施（総合計画・実施計画の見直しに合わせて実施） ・事業事前評価、大規模事業評価、政策評価の導入に向けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。</p>	<p>【目的】 城山町新総合計画「しろやま21プラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。 結果を公表することにより職員の意識改革を進め、より効率的に行政運営をするためのツールとし併せて住民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】 ・事業評価の実施（前年度決算見込を評価） ・新規事業評価の実施（事前評価の位置付） ・上記を受け、総合計画における実施計画（毎年ローリングによる5年計画）を策定。</p>	<p>【目的】 津久井町第二次新津久井町総合計画に基づく本町の行政活動についてISO9001行政マネジメントを利用して評価を行い、事業の廃止や改善、職員の意識改革を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事務事業評価（事業目標管理・改善目標管理）の実施 ・本町の事務事業評価は、ISO9001行政マネジメントシステムにリンク ・マネジメントシステム評価会議の実施 ・市民満足度調査は、町政世論調査の中で実施</p>	該当なし	各市町の行政評価制度は、それぞれの制度導入の背景、目的、用途に即した独自の制度になっている。	【調整方針】 合併時に相模原市の行政評価制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		総務部会		職員課職員研修室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
6	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	職員課職員研修室	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	56,730千円	1,456千円	6,625千円	351千円		
根拠法令等	地方公務員法第39条第2項 相模原市職員研修・規程	地方公務員法第39条第2項 城山町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項 津久井町職員研修・規程	地方公務員法第39条第2項 相模湖町職員研修・規程		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	職員総合情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 研修所研修 集合研修 階層研修</p> <p>【概要】 階層ごと又は複数の階層を対象に、共通の研修ニーズを有する職員を集め、求められる能力の習得、向上等を図るため職場外で行う研修</p> <p>【内容】 新採用職員研修、吏員1. 2. 3. 主任1. 2.、主査1. 2.、副主幹1. 2.、管理者1. 2.、経営層、技能労務主査、技能労務職員研修 【予算】 5,493千円</p> <p>2. 研修所研修 集合研修 特別研修</p> <p>【概要】 市の業務に関し、特定の知識、技能等の習得を必要とする職員を対象として、職場外で行う研修又は自己啓発及び職場指導のための援助並びに研修</p> <p>【内容】 職場指導員研修、職場研修推進主任研修会、財務セミナー、法務セミナー、女性職員セミナー、法制執務研修、町田市合同研修、津久井4町合同研修、地方分権推進関連研修、接遇研修、救命救急講習会、交流派遣職員研修会、民間企業合同研修、セクハラ防止啓発研修、派遣研修成果報告会 【予算】 1,563千円</p> <p>3. 研修所研修 派遣研修 国内派遣研修</p> <p>【概要】 職場に関する高度な専門知識、技能等を習得するために大学等の高等教育機関又は研修専門機関へ派遣して行う研修</p> <p>【内容】 自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、市町村研修センター、全国市町村国際文化研修所、フロンティア体験研修、都市間交流研修、民間企業派遣研修、自治体女性管理者フォーラム研修 【予算】 3,067千円</p> <p>4. 研修所研修 派遣研修 海外派遣研修</p> <p>【概要】 外国語の習得、諸外国の実情の把握、視野の拡大等を図るため、海外の大学、諸都市等に派</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修</p> <p>【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する</p> <p>【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】 181千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修</p> <p>【概要】 能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る</p> <p>【内容】 専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】 677千円</p> <p>3. 職場 職場研修</p> <p>【概要】 職場の活性化、仕事への意欲向上を図るとともに、円滑な人間関係の確立、新採用職員の職場への早期適応を図る</p> <p>【内容】 職場指導員の選任による新採用職員の指導、各職場での日常の執務を通じた職務内容に応じた研修 【予算】 13千円</p> <p>4. 派遣研修</p> <p>【概要】 先進都市、特色ある市町村へ調査・研究のための派遣、他機関による研修会等への派遣により勤務能率の増進や知識・技能の習得を図る</p> <p>【内容】 国内派遣研修、各種セミナーへの参加 【予算】 555千円</p> <p>5. 自己啓発</p> <p>【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る</p> <p>【内容】 自主研究グループへの助成 【予算】 30千円</p>	<p>1. 階層別研修</p> <p>【概要】 各階層で求められる知識、技能等を習得するとともに、それぞれの職責の重要性を認識し、行政需要の変化に対応できる能力を養うための研修</p> <p>【内容】 管理職研修、相模原市・津久井4町合同研修 【予算】 5,706千円</p> <p>2. 一般研修</p> <p>【概要】 行政需要の多様化に伴い、公務員としての基礎的能力を身に付け、変化に対応できる能力を育成するための研修</p> <p>【内容】 一般研修 【予算】 384千円</p> <p>3. 専門研修</p> <p>【概要】 専門的知識、技能等を習得させるための研修</p> <p>【内容】 各課で実施（派遣） 【予算】 総務課予算 0千円</p> <p>4. 職場研修</p> <p>【概要】 所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修</p> <p>【内容】 各課で実施 【予算】 0千円</p> <p>5. 派遣研修</p> <p>【概要】 研修専門機関等に派遣して行う研修</p> <p>【内容】 市町村研修センター等 【予算】 478千円</p> <p>6. 自己啓発</p> <p>【概要】 自己の能力開発、向上のため、自ら学ぶこと。</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修</p> <p>【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する</p> <p>【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】 151千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修</p> <p>【概要】 能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る</p> <p>【内容】 専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】 100千円</p> <p>3. 職場研修</p> <p>【概要】 所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修</p> <p>【内容】 各課で実施 【予算】 0千円</p> <p>4. 派遣研修</p> <p>【概要】 研修専門機関等に派遣して行う研修</p> <p>【内容】 市町村研修センター等 【予算】 100千円</p> <p>5. 職員交流派遣</p> <p>【概要】 他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為を実施する。</p> <p>【交流先】 相模原市</p>	<p>・職員交流派遣については現在各市町で行っているが、合併後の派遣先について調整を行う必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 職員課職員研修室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>遣して行う研修 【内容】 海外派遣研修、中国無錫市語学研修、海外自主研修 【予算】716千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。</p> <p>【内容】 自主研修グループへの援助、通信教育講座等への援助 【予算】852千円</p> <p>6. 職員交流派遣 【概要】 国や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】 国（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、文部科学省）神奈川県、横浜市、町田市、横須賀市、城山町、津久井町、相模湖町、津久井郡広域行政組合、地方自治研究機構、UDC、資産評価センター、首都圏産業活性化協会</p>	<p>6. 職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】神奈川県、相模原市</p>	<p>【内容】 自主研修グループへの援助 【予算】20千円</p> <p>7. 職員交流派遣 【概要】 他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】 相模原市、厚木市、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	総務部会	職員厚生課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
6	職員の公務災害及び通勤災害					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	7,500千円	1,727千円	2,583千円	880千円		
根拠法令等	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・相模原市職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・城山町職員弔慰金支給規程	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・津久井町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法 ・津久井町職員衛生管理規程	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・相模湖町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 4,022名 負担金納付額34,269,466円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数39件 （公務災害35件、通勤災害4件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 1,586名 労災保険料納付額6,454,186円（16年度） 休業補償（事業主負担分）38千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数16件 （公務災害15件、通勤災害1件）</p> <p>3 市議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約4,300名 災害に対する補償 ・療養補償 250千円（16年度予算） ・休業補償 120千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数6件 （公務災害3件、通勤災害3件）</p> <p>4 安全衛生活動 【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止等のため、安全衛生活動を実施する。 【内容】 ・13の事業場において、安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動を実施している。 ・活動内容は安全衛生委員会の開催、職場巡視、健康相談、先進事業場の視察等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 204名 負担金納付額1,204,521円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数3件 （公務災害3件、通勤災害0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 237名 労災保険料納付額521,766円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数3件 （公務災害3件、通勤災害0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約720名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数0件 （公務災害0件、通勤災害0件）</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 281名 負担金納付額1,646,025円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数5件 （公務災害5件、通勤災害0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 215名 労災保険料納付額762,222円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数4件 （公務災害3件、通勤災害1件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約1,290名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数0件 （公務災害0件、通勤災害0件）</p> <p>4 安全衛生活動 【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止等のため、衛生活動を実施する。 【内容】 ・町に衛生委員会を設置し、衛生活動を実施している。 ・活動内容は衛生委員会の開催、職場巡視、健康講座の開催、健康相談（メンタル相談）等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 121名 負担金納付額687,548円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数0件 （公務災害0件、通勤災害0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数204名 労災保険料納付額192,000円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数0件 （公務災害0件、通勤災害0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約313名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 町条例対象公務災害等認定件数0件 （公務災害0件、通勤災害0件）</p>	<p>・安全衛生活動体制については、本市及び津久井町の「衛生委員会」以外設置されていない。 ・公務災害見舞金については、城山町が「規程」他に「条例」となっており、見舞金額が異なるため一元化調整が必要。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 職員厚生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 職員の福利厚生					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	22,739千円	1,789千円	1,417千円	252千円		
根拠法令等	・相模原市職員被服貸与規則 ・地方公務員等共済組合法	・城山町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法	・津久井町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法	・相模湖町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	職員総合情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 被服購入(職員厚生課分) 予算額11,677千円(一般会計) 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規則に準ずる。但し、男女事務服の貸与は平成16年度より休止中。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 保育園の保育士、給食調理員 職員厚生課 保育課 保育課 環境整備員 清掃総務課 学校作業員、介助員 教育総務課 小学校の給食調理員、栄養士 教育総務課 給食センターの栄養士 学校保健課 消防職員 消防総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額11,062千円(一般会計) 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合市負担金、共済組合職員長期負担金、職員手帳の印刷費など。 【内容】 共済費7,300千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 旅費48千円 ・年金者連盟相模原支部総会参加旅費 需用費3,039千円 ・職員手帳、管理職一覧の作成 ・物品等修繕費 使用料及び賃借料461千円 ・県央4市職員球技大会送迎用バス借料 ・市町村職員球技大会送迎用バス借料 備品購入費64千円 ・更衣箱購入費 負担金、補助及び交付金150千円 ・県央4市職員親善球技大会負担金</p>	<p>1. 被服購入(総務課分) 予算額1,200千円(一般会計) 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止(平成12年度)した。 【備考】 被服貸与所管課 全課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額589千円(一般会計) 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費503千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 役務費5千円 ・スポーツ保険料 負担金、補助及び交付金81千円 ・共済組合主催球技大会助成金 ・郡秋季野球大会助成金</p>	<p>1. 被服購入(総務課分) 予算額255千円(一般会計) 【目的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止した。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 学校給食センターの調理師 学校給食センター</p> <p>2. その他福利厚生 予算額1,162千円(一般会計) 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費900千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 需用費93千円 ・球技大会等派遣時昼食代(1人600円) 使用料及び賃借料152千円 ・共済組合職員球技大会送迎用バス借料 負担金、補助及び交付金17千円 ・郡町職員連絡協議会負担金(津久井郡職員球技大会等に使用)</p>	<p>1. 被服購入(総務課分) 予算額0千円(一般会計) 【目的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。ただし、財政事情により被服の貸与は行っていない。 【備考】 被服貸与所管課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額252千円(一般会計) 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費206千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金 ・共済組合職員分長期負担金 負担金、補助及び交付金 ・球技大会等派遣代36千円(1人500円) ・郡町職員連絡協議会負担金 10千円</p>	<p>・被服貸与規定の相違(各市町) ・職員手帳の発行(相模原市)</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 職員厚生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 職員会館の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	203,350千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	3,719千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 建設趣旨 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復及び生活支援や災害時の職員の待機・休憩場所として利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づき神奈川県市町村職員共済組合が、「長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。</p> <p>2 施設概要</p> <p>【位置】 相模原市中央2丁目10番8号</p> <p>【敷地面積】 2,457.47㎡</p> <p>【構造等】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 地下1階、地上4階 延床面積4,513.80㎡</p> <p>【内容】 保健機能（検診室、健康相談室、医務室等） 元気回復機能（体育室、フィットネス室、和室等） 生活支援機能（物資斡旋スペース、厚生会事務室等）</p> <p>3 維持管理費等 40,240千円</p> <p>4 賃借料等 163,110千円 （債務負担行為平成24年まで）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・課題なし	【調整方針】 現行のまま存続するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会	相模原市の課等の名称 職員厚生課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 職員の健康管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）	87,381千円	2,480千円	2,259千円	4,734千円		
根拠法令等	・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則	・労働安全衛生法	・労働安全衛生法 ・津久井町職員衛生管理規程	・労働安全衛生法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	560千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	職員健康管理情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 深夜業務健康診断 (3) 定期健康診断（VDT健診を含む） (4) 腰痛健康診断 (5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断 (6) 上部消化管造影検査 (7) 電離放射線取扱業務従事者健康診断 (8) 乗用自動車等運転手健康診断 (9) 炉及び埋立勤務者健康診断</p> <p>2 予防接種 感染源に接触するおそれの高い業務に従事する職員に対して予防接種を実施している。 (1) B型肝炎抗原・抗体検査及びワクチン接種、C型肝炎抗体検査 (2) 破傷風予防接種 (3) ツベルクリン反応検査及びBCG接種</p> <p>3 健康相談 労働安全衛生法の規定に基づく13事業所において17名の産業医が毎月健康相談を実施する。保健師による相談は随時実施している。</p> <p>4 メンタルヘルス相談 臨床心理士によるメンタルヘルス相談を毎週実施するほか、北里大学東病院での相談・電子メールによる臨床心理士との相談を開設している。</p>	<p>【目的】 健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 一般健康診断（定期） (2) 胃検診 (3) 大腸がん検診 (4) 保育担当職員胸部X線間接撮影</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願いし毎週3回実施しているため、これを利用して、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日：火（午後）、木（午前）、金（1日）</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願いし毎月1回実施しているため、これを利用して、同日に町職員に対する健康相談を実施している。</p> <p>3 職場復帰訓練の実施 精神疾患による療養休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰の実現を図るため、治療の一環として所属する職場において職場復帰のための訓練を行える制度を制定している。</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p>	<p>・健康診断については、本市職員の過去の健診結果データは健康管理システムで管理しているが、3町職員の過去の健診結果の管理をどのように行うかが課題。 ・メンタルヘルス相談については、城山町・津久井町は精神科医が学校関係者に行う相談を利用して実施し、相模湖町は未実施、本市は臨床心理士による相談体制となっていることから、調整が必要。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

財 務 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 固定資産評価審査委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	収納課	税務課	税務課		
歳出予算額（平成16年度）	495千円	81千円	28千円	13千円		
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 ①委員 3人 ②任期 3年 ③委員報酬 1日15,000円 ④開催回数 9回（H15実績） ⑤審査申出件数 3件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 ①委員 3人 ②任期 3年 ③委員報酬 1日8,500円 ④開催回数 3回（H15実績） ⑤審査申出件数 3件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 ①委員 3人 ②任期 3年 ③委員報酬 1日7,700円 ④開催回数 1回（H15実績） ⑤審査申出件数 0件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 ①委員 3人 ②任期 3年 ③委員報酬 1日8,100円 ④開催回数 1回（H15実績） ⑤審査申出件数 0件（H15実績）</p>	【課題】 委員報酬が異なる。	【調整方針】 相模原市の委員報酬の額とする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 財政状況の公表					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	105千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法第243条の3第1項 相模原市財政状況公表条例	地方自治法第243条の3第1項 城山町財政状況の公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 津久井町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 相模湖町財政状況の作成及び公表に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】</p> <p>①歳入歳出予算の内容 ②歳入歳出予算の執行状況 ③財産、地方債及び一時借入金の現在高 ④その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算の概要（ポスター） ・歳入歳出決算の状況（ポスター） ・相模原市の財政状況（上半期・下半期） 	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】</p> <p>①歳入歳出予算の内容 ②歳入歳出予算の執行状況 ③財産、地方債及び一時借入金の現在高 ④その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・城山町の財政状況（上半期・下半期） 	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】</p> <p>①収入及び支出の概況 ②住民負担の概況 ③公営事業の経理の概況 ④財産、公債及び一時借入金の現在高</p> <p>【公表方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津久井町広報に掲載 	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】</p> <p>①歳入歳出予算の内容 ②歳入歳出予算の執行状況 ③財産、地方債及び一時借入金の現在高 ④その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・相模湖町の財政状況（上半期・下半期） 	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 財政調整基金及び減債基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	57,760千円	435,053千円	396,275千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法第241条第1項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例	地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例 城山町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 津久井町財政調整基金条例 津久井町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 相模湖町財政調整基金条例 相模湖町減債基金条例		
会計の種類別	その他	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	7,760千円	774千円	487千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p><財政調整基金> 【目的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退職手当への財源として積み立てている。</p> <p>【平成15年度末残高】 約64億円（うち、退職手当財源分は5億円）</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 25億円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 744万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため（平成15年度のミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの）</p> <p>【平成15年度末残高】 0万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 5,032万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p><財政調整基金> 【目的】 投資的事業等に充当するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 約9億3,000万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 4億2,500万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 65万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 約1億7,000万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 12万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p><財政調整基金> 【目的】 町財政の健全な運営を図るため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億2,172万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 3億2,627万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 38万円</p> <p><減債基金> 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 8,940万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 7,000万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 9万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p><財政調整基金> 【目的】 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。</p> <p>【平成15年度末残高】 417万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 0.1万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 0万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 町債の返還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 28万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 0万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 指定金融機関等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法第235条第2項・相模原市収納代理機関の指定（昭和46年相模原告示第70号）	地方自治法第235条第2項・地方自治法施行令第168条第2項・指定金融機関の指定（昭和41年城山町告示第17号）	地方自治法第235条第2項・津久井町指定金融機関の指定（昭和41年告示第9号）	地方自治法第235条第2項・相模湖町指定金融機関の指定（昭和41年告示第12号）		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 横浜銀行</p> <p>【収納代理金融機関】 三井住友銀行、駿河銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、UFJ銀行、八千代銀行、神奈川銀行、静岡銀行、東日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、市農協、八王子信用金庫、平塚信用金庫、城南信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、ハナ信用組合、泉歯科医師信用組合、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p> <p>【派出所】 南合同庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行橋本支店、東京三菱銀行相模原支店、三井住友銀行八王子支店、りそな銀行橋本支店、八千代銀行城山支店、山梨信用金庫城山支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行八王子支店、横浜地方貯金局</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行、りそな銀行、横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p>	なし	<p>【調整方針】 指定金融機関は横浜銀行とする。 津久井郡農業協同組合は収納代理金融機関とし、3町の収納代理金融機関は、そのまま現行どおり引き継ぐものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 電源立地地域対策交付金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円		
根拠法令等		発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		5,929千円	4,500千円	8,315千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】		<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 テニスコート改修工事 6,475千円 平成14年度 町道維持工事 6,149千円 平成13年度 町道維持工事 5,501千円 平成12年度 プール塗装工事 10,500千円 平成11年度 プール管理棟塗装工事 10,981千円 ・実績 各年度交付額は 5,929千円 (13年度は5,501千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 生涯学習センター維持補修事業 6,848千円 平成14年度 消防ポンプ積載車等整備事業 5,762千円 平成13年度 防火水槽整備事業 5,135千円 平成12年度 防火水槽整備事業 5,565千円 平成11年度 防火水槽整備事業 8,574千円 ・実績 各年度交付額は、4,500千円（定額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 消防車両購入 17,030千円 平成14年度 地域集会所建設 26,411千円 平成13年度 町道維持工事 8,793千円 平成12年度 町道改良工事 8,651千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 " 町道維持工事 5,250千円 ・実績 各年度交付額は 8,315千円 	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課																															
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了																															
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																	
事務事業番号 12	事務事業名 相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金																																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																														
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課																																
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円																																
根拠法令等		財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金（民法34条に基づく財団法人）理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金（民法34条に基づく財団法人）理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金（民法34条に基づく財団法人）理事会決議																																
会計の種類		一般会計	一般会計	一般会計																																
歳入予算額（平成16年度）		2,000千円	3,000千円	2,500千円																																
関係団体・慣行																																				
使用料・手数料・補助金等																																				
事務事業の別																																				
電算システム名																																				
備考1																																				
備考2																																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																				
【事務事業の内容】		<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年度</td><td>2,000千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>〃</td></tr> </table>	平成15年度	2,000千円	平成14年度	〃	平成13年度	〃	平成12年度	〃	平成11年度	〃	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年度</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>〃</td></tr> </table>	平成15年度	3,000千円	平成14年度	〃	平成13年度	〃	平成12年度	〃	平成11年度	〃	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年度</td><td>2,500千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>〃</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>〃</td></tr> </table>	平成15年度	2,500千円	平成14年度	〃	平成13年度	〃	平成12年度	〃	平成11年度	〃	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。
平成15年度	2,000千円																																			
平成14年度	〃																																			
平成13年度	〃																																			
平成12年度	〃																																			
平成11年度	〃																																			
平成15年度	3,000千円																																			
平成14年度	〃																																			
平成13年度	〃																																			
平成12年度	〃																																			
平成11年度	〃																																			
平成15年度	2,500千円																																			
平成14年度	〃																																			
平成13年度	〃																																			
平成12年度	〃																																			
平成11年度	〃																																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 財務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 土地開発基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法第241条第1項・ 相模原市土地開発基金条例及び施行規則	地方自治法第241条第1項・ 城山町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項・ 津久井町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項・ 相模湖町土地開発基金条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	その他	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	75千円	113千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 35億8,000万円</p> <p>(内訳) 現金 約6億3,700万円 土地 約4億2,800万円 (9件 約9,800㎡ 及びその他隔切用地) 債権 約25億1,500万円</p> <p>【特定財源】 なし</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 約2億8,473万円</p> <p>(内訳) 現金 約1億37万円 土地 約1億8,436万円 (3件 約1,969㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利子</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 6億1,562万円</p> <p>(内訳) 現金 約9,006万円 土地 約5億2,557万円 (24件 約6,271㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利子</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 1億4,151万円</p> <p>(内訳) 現金 約696万円 土地 約1億3,455万円 (4件 約1,379㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 なし</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			財務部会	契約課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名					
6	契約業者の登録及び指定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	契約課	財務課	契約検査課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	769千円	118千円	30千円	147千円		
根拠法令等	地方自治法施行令 第167条の11第2項・相模原市契約規則 第23条・相模原市指名競争入札参加者選定規程	地方自治法施行令 第167条の11第2項・城山町契約規則 第30条・指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・津久井町契約規則 第32条・指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・相模湖町契約規則・相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）				0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	相模原市財務会計オンラインシステム	城山町財務会計オンラインシステム	データベース+津久井町財務会計システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>(内容)</p> <p>本市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争入札参加者選定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「相模原市指名競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分け、さらにそれぞれを市内・準市内・市外を区別している。</p> <p>〈H16年度登録者数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：1,550社 (市内380・準市内125・市外1,045) ・委託：1,393社 (市内218・準市内127・市外1,048) ・物品：1,171社 (市内340・準市内115・市外716) ・小規模修繕：96社 (小規模修繕は市内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、相模原市財務会計オンラインシステムに登録され、システム内で業者選定から支払いまでを行う。（7桁の業者番号で管理）</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。</p> <p>システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「城山町指名競争入札参加者指名要綱」及び「城山町指名競争入札参加者指名要綱運用基準」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。</p> <p>〈H16年度登録者数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：663社 (町内本店34・町内支店3・その他626) ・委託：779社 (町内本店30・町内支店3・その他746) ・物品：426社 (町内本店23・町内支店1・その他402) ・小規模工事：10社 (小規模工事は町内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、汎用データベースにより管理しているが、城山町財務会計オンラインシステムにより、予算執行側から支払いまでを行っている。</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。</p> <p>システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「津久井町指名競争入札参加者指名要綱」「津久井町建設工事請負契約等に係る指名停止措置要綱」及び「津久井町一般競争入札実施要綱」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。</p> <p>〈H16年度登録者数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：617社 (町内本店55・町内支店4・その他558) ・委託：652社 (町内本店26・町内支店3・その他623) ・物品：350社 (町内本店33・町内支店0・その他317) ・小規模工事：15社 (小規模工事は町内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、汎用データベースにより管理しているが、予算執行側から支払いまでは津久井町財務会計システムにより行っている。</p> <p>(参考)</p> <p>合併問題を踏まえH18年度以降（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。</p> <p>システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が課題である。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「相模湖町工事等指名審査会の設置・運営及び指名業者選定要項」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品に区別している。</p> <p>〈H16年度登録者数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：571社 ・委託：643社 ・物品：365社 <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>電算システムは、導入していない。（汎用データベースによる管理）</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。</p> <p>システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>当該事務事業は、開発中の電子入札システムと一体の事務であり、3町の導入年度は未確定であるが、基本的に当該システムへの参画が決定しており、システム移行作業の中で調整が可能と考える。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>基本的に当該事務事業が、現在、県とともに進められている「電子入札システム」の中で一体で行われることになり、相模原市は平成18年度に新システムに移行するため、3町との事前調整により合併時に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 契約課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 用品調達基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	契約課	財務課	財務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	相模原市用品調達基金条例・ 相模原市用品調達基金施行規則・					
会計の種類	その他					
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	相模原市財務会計オンラインシステム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>(基金の目的) 各課・機関が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の安定化及び購入・支払い等事務の効率化を図ることを目的とする。各課への払出し価格と実購入額との差異により、基金に収益を生じた場合は、全額一般会計に繰り入れている。</p> <p>(運用基金額) 50,000千円</p> <p>(対象品目) 307品目(文具・雑貨・燃料等)</p> <p>(一般会計繰入額) H15年度:28,976千円(H14基金収益) H16年度見込み:34,802千円(H15基金収益)</p> <p>(電算システム) 基金の運用(共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等)の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上で行っている。</p> <p>(参考) 合併後も現行の基金額で対応可能と思われるため、基金の増額は不要。 ただし、用品調達事務については、多少事務増が見込まれるため、若干の人的な影響はある。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>3町とも用品調達に関する基金は有しておらず、相模原市が単独で実施している事業であり調整等の課題はなし。 ただし、用品調達基金による共通物品制度を合併後、そのまま全市域を対象とすることについては、対象区域の大幅な拡大もあり、契約方法について地域割等の調整、検討が必要であると思われる。</p>	<p>【調整方針】 原則として合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 納税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 納税貯蓄組合					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成11年度に納税貯蓄組合解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会	相模原市の課等の名称 市民税課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班		
歳出予算額（平成16年度）	1,204千円	83千円	45千円	452千円		
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町制条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	税総合オンライン	軽自動車税オンライン	軽自動車税オンライン	NewLife/LIFEシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 ①平成14年度実績 新規 24,261台 名義変更 4,737台 廃止 20,108台 車台変更 106台 標識再交付 57台 ②標識の既交付件数 原付 36,040件 小型特殊 1,630件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 ①平成14年度実績 新規 428台 名義変更 32台 廃止 361台 車台変更 23台 標識再交付 2台 ②標識の既交付件数 原付 1,969件 小型特殊 50件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 ①平成14年度実績 新規 500台 名義変更 39台 廃止 463台 車台変更 6台 標識再交付 2台 ②標識の既交付件数 原付 2,792件 小型特殊 269件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 ①平成14年度実績 新規 594台 名義変更 105台 廃止 548台 車台変更 0台 標識再交付 0台 ②標識の既交付件数 原付 785件 小型特殊 309件</p>	合併日前に城山町、津久井町及び相模湖町で交付した標識の取扱い。	【調整方針】 城山町、津久井町及び相模湖町で交付した標識については、廃車するまで引き続き使えるよう、経過措置を設ける。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 資産税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課		
歳入予算額（平成16年度）	27千円	5千円	0千円	285千円		
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	税総合オンライン	固定資産税オンライン	固定資産税システム	NewLife/LIFEシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 117,375人 家屋 152,416人 ②土地筆数(免税点以上) 248,665筆(平成15年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 140,460棟(平成15年度概要調書) ④平成15年度縦覧者数 49人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 6,809人 家屋 6,477人 ②土地筆数(免税点以上) 21,992筆(平成15年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 8,233棟(平成15年度概要調書) ④平成15年度縦覧者数 0人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 9,743人 家屋 9,442人 ②土地筆数(免税点以上) 47,945筆(平成15年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 12,795棟(平成15年度概要調書) ④平成15年度縦覧者数 1人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 2,870人 家屋 3,090人 ②土地筆数(免税点以上) 15,915筆(平成15年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 4,5970棟(平成15年度概要調書) ④平成15年度縦覧者数 1人</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

保健福祉部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 6	事務事業名 社会福祉審議会事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	1,496千円					
根拠法令等	社会福祉法・ 相模原市社会福祉審議会条例・ 相模原市社会福祉審議会条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【社会福祉審議会】</p> <p>○概要：社会福祉に関する基本的事項について、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉等専門分科会を設置し、調査審議を行う。</p> <p>○委員数：39名</p> <p>○任期：2年</p> <p>○事務内容：社会福祉審議会委員の委嘱、各専門分科会委員の選出、社会福祉審議会（全体会）の開催、委員報酬の支払</p> <p>○予算：847千円（委員報酬等）</p> <p>【高齢者福祉等専門分科会】</p> <p>○審議事項：</p> <p>①老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見</p> <p>②市長が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見</p> <p>③他の分科会の所掌事項以外の調査審議など</p> <p>○委員数：12名</p> <p>○事務内容：高齢者福祉等専門分科会の開催、委員報酬の支払</p> <p>○予算：649千円（委員報酬等）</p> <p>【附属機関】</p> <p>○名称 相模原市社会福祉審議会</p> <p>○目的 社会福祉に関する事項を調査審議するため。</p> <p>○委員構成 50名以内で組織 市議会議員 1名 社会福祉事業従事者 11名 学識経験者 27名</p> <p>○委員報酬 1回 12,600円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 社会福祉統計調査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,780千円					
根拠法令等	統計法・ 統計法施行令・ 国民生活基礎調査規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,780千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉施策推進のための基礎資料を得る。</p> <p>【委託内容】 ○社会福祉統計調査 ○国民生活基礎調査 ○社会福祉施設等調査 ○介護サービス施設・事業所調査 ○地域児童福祉事業所等調査 ○社会保障に関する意識調査</p> <p>【事務内容】 ○事務：統計調査員の委嘱、調査員説明会の開催、調査書類の内容確認、調査員報酬の支払 ○予算：1,780千円（調査員報酬、調査関連消耗品等）</p> <p>【特定財源】 ○名称 福祉統計調査委託金 ○内容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託金 ○金額 1,780千円 ○補助率 100%</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 民間社会福祉施設賠償責任保険負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	882千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管理、指導ミス及び提供した飲食物等により施設入所者、その他第三者の身体に障害を与え、また、財物損害を与えた場合、施設管理者が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として民間社会福祉施設等に代わって補うことにより、円滑な施設等の運営ができるようにするための制度である。従来、県の補助金により県社会福祉協議会が実施していたが、平成15年4月の中核市移行後は、市内社会福祉施設は対象外となったが、現行水準を確保するため、本市が保険料を支払い、これまでどおり県社協に継続して実施をお願いしている。</p> <p>【事業開始時期】 平成15年4月～（中核市移行による）</p> <p>【平成16年度予算額】 882千円</p> <p>【平成15年度実績】 ・対象施設 185施設 ・対象人数 5,921人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 防災資機材の整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,300千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画的備蓄」に基づき、避難所で生活する災害弱者が必要とする物資を計画的に備蓄する。</p> <p>【平成16年度予算】 1,300千円</p> <p>【平成16年度の事業内容】 災害弱者用備品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットレス 4個 ・担架 10個 ・車椅子 10台 ・車椅子（リクライニング型） 2台 ・歩行補助杖 10本 ・おぶいひも 10本 <p>【現在の備蓄状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアマット 10個 ・マットレス 6個 ・担架 50個 ・車椅子 50台 ・車椅子（リクライニング型） 10台 ・歩行補助杖 40本 ・おぶいひも 40本 <p>【備蓄場所】 南合同庁舎 緑が丘分署倉庫 大沢分署倉庫 南台倉庫</p>	<p>該当なし</p> <p>*災害弱者計画、事業等は実施していない。災害物資の整備は環境防災課が実施している。但し、災害弱者用機材の整備計画はなし。</p>	<p>該当なし</p> <p>*災害弱者としての整備はないが、防災資機材は防災課で一元整備している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 さがみはら健康都市宣言普及事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	212千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行	慣行	慣行				
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。</p> <p>【事務内容】 市民まつりや健康づくりの集い等で地域保健事業の一環として普及啓発活動を行う。</p> <p>【予算】 消耗品費 212千円</p> <p>【さがみはら健康都市宣言】 さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと 市民一人ひとりが尊重され 心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ 個人 家庭 地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康について学びあい 健康づくりを実践し かけがえのない健康を守り はぐくみます 心と心のふれあいを大切に だれもが生きがいをもち 安心して暮らせる環境づくりを進めます スポーツや体力づくりに親しみ 人と人の交流をとおして健康づくりの輪を広げます <p>わたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちのまち さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します 平成12年10月28日 相模原市</p>	<p>【健康都市しろやま】 すべての人々が豊かな生活を営むうえで、健康な心と体はかけがえのない財産であり、健康な生活を享受することは人間の基本的な権利である。 健康で、明るく、活力のある地域社会は、町民一人ひとりの自主的な努力と実践を基盤とし、住みよい環境と健康づくりの積極的な施策の展開によってもたらされるものである。 高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこだまする生活創造都市に向かって、全町民が一体となって取り組み、生涯にわたって健康な生活が送られることをねがい、ここに「健康都市しろやま」を宣言する。 (平成3年9月7日制定)</p>	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 保健福祉センター					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,559,725千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,118,900千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. (仮称)南地区保健福祉センター建設事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の南地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)南地区保健福祉センターを建設する。</p> <p>【設置場所】 相模原市相模大野6丁目3871番25</p> <p>【敷地面積】 3,190㎡</p> <p>【施設内容】 保健福祉総合相談窓口、保健センター、福祉センター、保健福祉情報コーナー等</p> <p>【予算】 継続事業 1,865,000千円 15年度 388,000千円 16年度 1,477,000千円</p> <p>2. (仮称)南地区保健福祉センター開設準備経費 (仮称)南地区保健福祉センターの開設にあたる初度調弁等の経費</p> <p>【予算】 81,825千円</p> <p>3. (仮称)北地区保健福祉センター整備事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の北地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)北地区保健福祉センターを整備する。 16年度は、(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。</p> <p>【予算】 900千円</p> <p>【特定財源】 ○名称 一般単独事業債 内容：(仮称)南地区保健福祉センター建設事業に係る市債 金額：895,900,000千円 充当率：75% ○名称 県貸付金 内容：(仮称)南地区保健福祉センター建設事業に係る県貸付金 金額：223,000,000千円 充当率：75%</p>	<p>該当なし</p> <p>■既設施設■ 【名称】城山町保健福祉センター 【設置場所】 城山町久保沢2丁目26番1号 【敷地面積】 6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、城山町社会福祉協議会、研修室 2階 健康運動室、和室、ヘルシーサロン 3階 会議室(A・B)</p>	<p>該当なし</p> <p>■既設施設■ 【名称】津久井町保健福祉センター 【設置場所】 津久井町中野633番地 【敷地面積】 862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査室、指導室(A・B)、準備室 PH エレベーター機械室、キュービクル、空調機・自家発電機</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において保健福祉圏域における保健福祉センターのあり方について検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総務課指導監査室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総務課指導監査室	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	172千円 ・社会福祉法 § 56.70 ・児福 § 46.59 ・老福 § 18					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉施設等の運営状況、利用者へのサービス提供内容及び会計処理等について調査を行い、法令等に基づき適正に運営されているか指導監査を行うもの。</p> <p>【内容】 ◎ 一般指導監査 ○ 定期指導監査 ・ 実地監査 全ての法人等を対象に、原則として2年に1回、個別に実地で行う指導監査 ・ 集合監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合形式で毎年行う指導監査 ・ 書面監査 実地監査又は集合監査を実施しなかった法人等を対象に、書面により毎年行う指導監査 ○ 臨時指導監査 福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 ◎ 特別指導監査 一般指導監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつ継続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査</p> <p>【参考】 ◎ 監査対象件数(H15.3.31)：203件 ○ 手数料（社会福祉法人の役員であることの証明等の証明書発行手数料） H15実績：@300円×8件=2.4千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 民生委員審査専門分科会事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	452千円					
根拠法令等	社会福祉法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。</p> <p>【内容】 民生委員審査専門分科会 委員数 7名 任期 2年 (平成15年4月1日から平成17年3月31日) 選出区分 (すべて市議会議員の選挙権を有する者) ①市議会議員 ②社会福祉事業従事者 ③学識経験者</p> <p>【事業費】 報酬 (441) 7人×5回×@12,600円 需用費 (6) 食糧費 6,000円 使用料及び賃借料 (5) 公共施設使用料 5,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 民生（児童）委員活動事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	
歳出予算額（平成16年度）	82,370千円	5,489千円	3,423千円	1,162千円	
根拠法令等	民生委員法	民生委員法	民生委員法	民生委員法	
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	57千円	196千円	
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体	
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	
事務事業の別				特定財源	
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費 (75,709)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 71,707 市会長 @125,900円×1人 地区会長 @110,300円×17人 一般 @104,000円×656人 改選増分 34,460円×43人 *平成16年度は一斉改選、43名増予定 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 300 費用弁償 300,000円 各種研修会参加費用 需用費 1,542 消耗品費 1,542,000円 委託料 883 事務作業等委託料 県民生委員研修委託 283,000円 市民生委員研修委託 600,000円 使用料及び賃借料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金及び交付金 互助共助費事業補助金 1,200,000円 (交付先 県民生委員児童委員協議会) 民生児童委員状況 男 235人 女 393人 計628人 平均年齢 男 65歳 女 61歳 主任児童委員状況 男 4人 女 39人 計43人 平均年齢 男 51歳 女 54歳 欠員3名 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 394世帯 活動日数 延べ66,556日 8日/月 訪問回数 62,508回 8回/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 (999) (補助金対応なし)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p>	<p>1 民生委員関係経費(社会福祉委員) 1,072千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 社会福祉委員協議会報酬 会長 @42,500円×1人 副会長 @40,500円×2人 委員 @38,500円×41人 支払いは年1回 3月 口座振替 民生委員児童委員状況 男 18人 女 23人 計41人 平均年齢 男 67歳 女 58歳 主任児童委員状況 男 1人 女 2人 計3人 平均年齢 男 55歳 女 55歳 活動状況 ひとりあたりの平均担当世帯数 197件 活動日数 延べ4,742日 8日/月 訪問回数 9,431回 17日/月</p> <p>2 民生委員推薦会経費 132千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 132 6人×3回×@7,300円 (行政1名は支出なし) 需要費 2 消耗品費 2,000円 民生委員推薦会委員 定数 7名 任期 3年 (平成13年10月1日から平成16年9月30日) 選出区分(各名) ①市議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p>	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費 (2,646)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 1,784 会長 @38,400円×1人 一般 @32,300円×54人 *平成16年度は一斉改選 *支払いは年2回(10月、3月) 口座振替 旅費 862 費用弁償 861,110円 各種研修・訪問費用 民生児童委員状況 男 27人 女 24人 計51人 平均年齢 男 67歳 女 62歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計3人 平均年齢 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 394世帯 活動日数 延べ6,527日 /年 訪問回数 延べ5,797回 /年</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 (282)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 262 委員長 1人×3回×@7,700円 委員 11人×3回×@7,200円 (行政2名は支出なし) 旅費 20 費用弁償 11人×3回×@600円 民生委員推薦会委員 定数14名以内 任期 3年 選出区分(各2名) ①町議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p>	<p>1. 民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費 (876千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 821千円 会長 @34,000円×1人 副会長 @31,000円×1人 一般 @28,000円×27人 活動費一律 @30,150円×29人 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 55千円 費用弁償 55,000円 各種研修会参加費用 ☆特定財源 県費補助金 171千円 民生児童委員状況 男 13人 女 14人 計27人 平均年齢 男 66歳 女 59歳 主任児童委員状況 男 1人 女 1人 計2人 平均年齢 男 49歳 女 49歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 110世帯 活動日数 延べ1,763日 5日/月 訪問回数 1,462回 4回/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 (82千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p>	<p>・報酬の単価の相違 ・推薦会委員の再編成 ・民生委員候補者の推薦手続きの相違 ・法定協議会の設置数の検討</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、法定協議会の設置数については、現行のまま引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 8	事務事業名 民生（児童）委員活動事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【内容】 報酬 756 12人×5回×@12,600円 (行政2名は支出なし) 需用費 233 食糧費等 233,000円 使用料及び賃借料 10 公共施設使用料 10,000円</p> <p>民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成13年10月1日から平成16年9月30日)</p> <p>選出区分(各2名) ①市議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p> <p>*地区民生委員推薦会協力会 (18地区に設置 委員概ね10名 任期3年)</p> <p>選出区分 ①社会福祉事業関係者 ②社会福祉団体等関係者 ③教育関係者 ④学識経験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金 (5,662) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 5,662 運営費補助金 5,662,000円 674人×@8,400円 (交付先 市民生委員児童委員協議会) *地区民生委員児童委員協議会 18地区 本庁6地区 出張所管内12地区</p>	<p>3. 民生委員協議会補助金 (3647) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 3647 運営費補助金 3,647</p>	<p>3. 民生委員協議会運営補助金 (495) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 495 運営費補助金 495,000円 55人×@9,000円 (交付先 町民生委員児童委員協議会)</p>	<p>【内容】 報酬 82千円 10人×2回×@4,100円 (行政2名、議員2名は支出なし)</p> <p>☆特定財源 県費補助金 25千円</p> <p>民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成13年8月1日から平成16年7月31日)</p> <p>選出区分(各2名) ①町議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金 (204千円) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 204千円 運営費補助金 188,500円 29人×@6,500円 (交付先 町民生委員児童委員協議会) 郡民児協負担金 15,000円</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 人権啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	町民課	総務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	5,257千円	542千円	719千円	376千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	400千円	200千円	200千円	200千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>①人権啓発推進費(4,531千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 工負担金・補助金</p> <p>②人権啓発活動実施経費(442千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 相模原地域人権啓発フェスティバルの実施委託 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>③人権施策推進協議会経費(284千円) 【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に策定された「相模原市人権施策推進指針」に基づく施策の実施に関して検討を行う「さがみはら人権施策推進協議会」を設置する。 【内容】（さがみはら人権施策推進協議会） 設置目的 市民参加による人権指針の進行管理 構成 市民・企業・NGOの代表者等13名 事業内訳 人権施策推進協議会の運営 会議 年3回開催</p>	<p>①人権啓発推進費(142千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 工負担金・補助金</p> <p>②人権啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>①人権啓発推進費(319千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料などの購入 工負担金・補助金</p> <p>②人権啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>①該当なし</p> <p>②人権啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 【財源内訳】 ・啓発物品等購入 370千円（企画財政課） ・研修会講師謝礼 30千円（生涯学習課）</p>	特になし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 市民福祉の集い開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	285千円	83千円	254千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。</p> <p>【内容】 第1部：表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター、作文入賞者 第2部：福祉のまちづくり講演会（主催：相模原市福祉のまちづくり推進協議会）</p> <p>*事務事業評価において見直しが求められているため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で開催している社会福祉大会との統合を検討していく予定。</p>	<p>【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を發揮し、協力し合いながら福祉の心や人を育てていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。</p> <p>【主催】 城山町・城山町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会（パネルディスカッション）</p>	<p>【目的】 永年にわたり社会福祉活動に尽力された方々を顕彰し、感謝の意を表すとともに、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりのための社会福祉事業への理解と増進を図ることを目的として「津久井町社会福祉大会」を開催する。</p> <p>【主催】 津久井町・津久井町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 講演会</p>	<p>【目的】 一般町民への福祉の意識啓発及び社会福祉功労者への表彰等を目的として、毎年テーマを定め福祉大会を開催する。</p> <p>【主催】 相模湖町・相模湖町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 敬老のつどい（敬老のつどいについては、高齢者調査No.17に掲載） 社会福祉大会予算 180千円 社協予算</p> <p>※「敬老のつどい」と「社会福祉大会」を併せて開催。</p>	<p>・市の単独主催と各町及び各町社会福祉協議会による共催の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,007千円	124千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉の増進に功労があった者に対し、表彰の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらうとともに、福祉作文等の入賞者に対しても賞状を贈り、もって心のかよひあう明るいまちづくりを進める。</p> <p>【内容】 ①社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会5名 (相模原市社会福祉協議会、相模原市民生委員児童委員協議会、相模原市自治会連合会、相模原公共職業安定所、相模原市) ②角筒、記念品（市内地域作業所の製品の詰合せ）等の購入 ポスター、作文作品集の作成 ③みんなの福祉ポスター展の開催（市立あじさい会館ロビー）</p> <p>【平成15年度表彰実績】 社会福祉功労者 2事業所 44名 福祉作文入賞者 12名 福祉ポスター入賞者 12名</p>	<p>功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該当なし。</p> <p>【目的】 児童福祉週間（5月5日～5月11日）に際し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間ポスターコンクールを実施する。</p> <p>【内容】 町内中学校第2学年、第3学年より各中学校20点以内で出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 (特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可)</p> <p>【平成15年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 23名</p>	<p>該当なし</p> <p>*津久井町表彰条例による。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・社会福祉功労者表彰の位置付けの相違（部門別表彰）</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 社会福祉協議会運営助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	277,651千円	25,510千円	51,362千円	19,025千円		
根拠法令等	社会福祉法	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉協議会に運営費を助成することにより、市社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。(昭和43年度補助開始)</p> <p>【内容】 ①運営費助成 ・補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常事務経費 ・補助金 19,060千円(16年度予算) *あじさい会館事務局運営費 旅費・消耗品・リース料・各種負担金など *南分室事務局運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など 16,180千円 *ボランティアセンター運営費 非常勤賃金・消耗品・リース料など 2,250千円 *地区社会福祉協議会活動助成 630千円 ・補助率 10/10 ②職員給与費助成 ・補助対象経費 市派遣職員(3人)、専任職員(26人)、嘱託職員(1人)及び非常勤職員(3人)人件費 *派遣法に伴う市派遣職員の人件費等への上乗せ(35,861千円) ・補助金 253,941千円(16年度予算) ・補助率 10/10 ・過去の実績等 平成12年度 170,076千円 平成13年度 171,983千円 平成14年度 236,433千円 平成15年度 237,263千円 ③南分室等初年度調弁 (仮)南保健福祉センター開設に伴う費用 平成16年度 4,650千円 (予算)</p> <p>名称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 目的 相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 社会福祉協議会運営費補助金(人件費及び福祉厚生費) 人件費 25,078千円 過去の実績 平成14年度 18,984千円 平成15年度 20,732千円</p> <p>【目的】 高齢者の介護保険制度、障害者の支援費制度に該当しない要支援者に対して、町民のたすけあいを基本としてヘルパーの利用が進むよう、町から補助金を行う。</p> <p>【内容】 町民たすけあいサービス事業補助金(ホームヘルパー事業) 人件費 432千円 過去の実績 平成14年度 7,409千円 平成15年度 1,152千円</p>	<p>【目的】 社会福祉協議会に人件費等運営にかかる経費を助成することにより、町社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>①職員給与費補助金 ・補助対象経費 専任職員(8人)、兼任職員(4人)人件費 ・補助金 48,444千円(16年度予算) ・補助率 10/10 ②事務所管理補助金 事務所維持管理に関する経費 ・(建物賃借料、光熱水費、消耗品費など) 平成16年度予算 51,362千円 平成12年度 43,753千円 平成13年度 44,493千円 平成14年度 48,277千円 平成15年度 50,989千円 (平成15年度までは公用車駐車場用地賃借料についても補助、平成16年度廃止)</p> <p>名称 社会福祉法人津久井町社会福祉協議会 目的 津久井町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など 事務局組織 総務係 福祉福祉係 在宅福祉係 (在宅支援センター) (介護保険居宅事業所) (介護保険・支援費指定事業所)</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 ①社会福祉協議会運営費補助金(人件費及び福利厚生費) 人件費 16,025千円 *過去の実績 平成14年度 22,059千円 平成15年度 15,978千円 ・役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 ・事務局職員 正規 4人 正規外 5人 ②ふれあいのまちづくり事業運営費補助金 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金として、各都道府県の中で数力所の市町村社協を指定している。神奈川県では平成15年度から19年度までの5年間を相模湖町社協が指定を受け本年が2年度目になる。 人件費 3,000千円 総事業費9,049,920円のうち、人件費の一部として補助する。 ※参考 国 3,000,000円 県 3,000,000円 町 3,000,000円 社協 49,920円 社協予算 人件費 6,292,977円 事業費 2,756,943円 計 9,049,920円</p>	活動内容が多少異なっていることが考えられるが特に問題はないものと思われる。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、市町の社会福祉協議会の合併については、法人間で協議中である。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 社会福祉協議会運営助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>施</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など <p>事務局組織</p> <p>総務課 (総務グループ、あじさい会館グループ) 福祉推進課 (地域福祉グループ、ボランティアセンターグループ、在宅福祉グループ、南分室グループ)</p> <p>役員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 <p>事務局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人採用職員 136人 正規 37人 正規外 99人 市派遣職員 3人 (合計) 139人 		<p>役員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 <p>事務局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人採用職員 18人 正規 18人 			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 あじさい会館等売店運営助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	19,756千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 あじさい会館売店については、売店販売員の人件費を助成することにより、障害者の職場確保や障害者に対する理解を深め、福祉の向上を図る。 また、高齢者の生きがいづくりの一環として、現在、相模原社会福祉協議会が経営する若竹園売店についても、平成10年度より福祉総務課（現在の地域福祉課）予算に一本化し運営費を社会福祉協議会に助成することとしている。</p> <p>【内容】 ①補助対象経費 売店販売員の人件費から売店収入を控除した額 あじさい会館（社協専任職員2人、臨時職員1人） 若竹園（非常勤職員2人） ②補助率 10/10 ③過去の実績等 平成12年度 17,309千円 平成13年度 16,764千円 平成14年度 18,852千円 平成15年度 18,596千円 平成16年度（予算） 補助金 19,756千円 事業費 21,808千円 人件費 21,221千円 諸経費 587千円 補助金と事業費の差額は収益で補完</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 社会福祉事業振興資金補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	750千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉施設の建設等に必要社会福祉事業振興資金を融資するために必要な経費を補助する。</p> <p>【内容】 ①利子補填 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金融機関へ支払う金利と市社協が法人から受取る金利との差額（利子補填）を補助金として予算措置する。 ②損失補償 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償を行う。 ③融資件数等 平成15年度 2件 貸付額58,300千円 平成16年度 1件 貸付額65,615千円 （予定） ④貸付対象 ・市社協の会員、または会員になることが確実なもの ・市内に社会福祉施設の建設等をしようとする社会福祉法人 ・「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」に基づく国庫補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの</p> <p>平成15年度補助金 100,735円 主な内容 銀行約定書及び契約書印紙代 68,000千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 15	事務事業名 社会福祉事業団本部運営補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	100,186千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費</p> <p>【内容】 運営助成金 <内訳> 事業団総務課職員（プロパー2名） 市からの派遣職員（4名）の給料 嘱託、非常勤職員の退職積立金 事業団総務課所管の事務費、理事会、総会等の経費</p> <p>※相模原市社会福祉事業団の概要 【設立目的】 相模原市の福祉需要に対応するため、相模原市と連携して適切な福祉サービスの提供を行い、もって広く市民福祉の増進に寄与する。 【事業内容】 ①第一種社会福祉事業 ②第二種社会福祉事業 ③公益事業 【法人の特徴】 市が設置した障害者福祉施設及び高齢者福祉施設における事業運営を受託している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否			
		□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
16	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額(平成16年度)	9,795千円						
根拠法令等							
会計の種別	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行	公共的団体						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区社会福祉協議会の福祉活動や関係行政機関・団体等の調整を効果的に推進するため、地区活動推進員（非常勤）を配置し地域における福祉活動の展開を図る事業に対し、相模原市社会福祉協議会に助成する。（昭和61年度開始） 補助率 1/2</p> <p>【内容】</p> <p>① 地区活動推進員の設置状況</p> <p>ア 配置地区（18地区） 上溝、相模台、大野北、橋本、田名、相武台、大野中、大沢、東林、大野南、麻溝、新磯、小山、中央、光が丘、横山、清新、星が丘</p> <p>イ 人数 各地区1名</p> <p>ウ 配置日 週3日 本庁6地区 水・金曜日と他1日 本庁以外12地区 月・水・金曜日</p> <p>エ 勤務時間 午前9時～午後4時</p> <p>オ 時給 960円</p> <p>② 事業費の内訳</p> <p>人件費 18,954千円 事業費 636千円（旅費、被服費、福利厚生費）</p> <p>【財源内訳】 市補助金 9,795千円 市社協自主財源 9,795千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 地域福祉計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	6,118千円					
根拠法令等	社会福祉法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成12年度の社会福祉法の改正等を踏まえ、一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による地域福祉計画の策定を図る。</p> <p>【内容】 ①計画策定体制等 ア 相模原市地域福祉計画策定委員会（平成15年7月22日～平成17年3月31日） ・ 市民による計画づくりを進めるため、策定委員会を設置し計画案を検討する。 【構成員】31名 ●学識経験者3名、福祉団体代表11名、NPO団体等代表4名、公募市民6名ほか ・ 効率的、具体的な検討を図るため、策定委員会に福祉サービス利用促進検討部会などの3部会を設置し検討する。 イ 地域福祉計画連絡会議 【構成員】 庁内関係課長等 ・ 庁内の検討及び連絡調整等を図るため設置する。 ・ 地域福祉計画策定委員会の部会に連携した3つの作業部会を設置する。 ②市民参加の機会 地域別説明会（市内18箇所）、市政モニター会議、ワークショップの開催、シンポジウムの開催、地域別懇談会の開催 ③現況調査（地域福祉に関する課題の把握、地域の社会資源調査）地域福祉ニーズ調査、地域資源調査の実施 ④ 事業費の概要 地域福祉計画の策定にあたり策定委員会やシンポジウムなどを開催する経費。 ⑤ 事業費の内容 報償費 委員謝礼 2,413千円 *委員会開催5回等 消耗品費 1,649千円 *再生紙等 委託料 会議録等作成 1,688千円 その他 旅費、公共施設使用料等 368千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	福祉圏域の適用	【調整方針】 合併後速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、計画の運用にあたっては、3町の地域性などを尊重しながら運用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 17	事務事業名 地域福祉計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	国社会・援護局関係主管会議H16.3 地域課長より 「地域福祉計画は、…コミュニティ単位の小地域における取組が基盤であり、こうしたコミュニティは合併においても変わらない…。このため、…合併を控えているので計画を策定しないのではなく…取り組まれるよう支援願いたい。」					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 18	事務事業名 社会福祉基金運用事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	11,432千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	2,374千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源からなる社会福祉基金の運用収益金を社会福祉推進のために助成する。</p> <p>【内容】 ①交付先 相模原市社会福祉協議会 ②助成対象事業 ○地域における福祉活動の助成 給食サービス、在宅福祉グループ、地区社会福祉協議会拠点整備など ○ボランティア活動の助成 ボランティア協会、ヤングボランティアスクール、社会福祉研究普及校など ○健康、生きがいづくりの啓発・普及 あじさい青年学級、ほかほかふれあいフェスタ、障害者作品展など</p> <p>【特定財源】 社会福祉基金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 社会福祉基金積立金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	13,000千円	0千円	0千円	427千円		
根拠法令等	相模原市社会福祉基金条例	城山町地域福祉基金条例	津久井町地域福祉基金条例	相模湖町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	その他	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	13,000千円	0千円	1千円	427千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活性化を図る。</p> <p>【実績】 ○平成15年度寄附金 8,325,828円 ○基金総額 1,045,595,747円 (平成16年3月末現在)</p> <p>○運用内訳 貸付信託 206,460,000円 (利率0.03%) 公共債 838,985,324円 (0.5%) 定期預金等 150,423円</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄附金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 ○平成15年度寄附金 153,287円 ○基金総額 220,018,340円 (平成16年5月11日現在額)</p> <p>○定期預金（利息のみを事業に充当し運用している）</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするために設置</p> <p>【実績】 ○平成13年度 70,000千円 平成14年度 42,000千円 平成15年度 0千円</p> <p>○財政状況の厳しさから、2年間で112,000千円の事業費充当を行なっている。</p> <p>○基金総額 784千円</p> <p>○果実運用型基金のための利子収入は、地域福祉事業費に充当。</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため相模湖町地域福祉基金を設置し事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 ○平成15年度寄附金 236,660円 ○基金総額 70,368,000円 (平成16年3月31日現在額)</p> <p>○運用内訳 定期預金</p> <p>○平成14年度に果実運用型から取崩し型とした。 取崩額 平成14年度 40,000千円 平成15年度 52,000千円</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 福祉機器展示室運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	11,803千円					
根拠法令等	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施する。</p> <p>【内容】 ① 実施主体 相模原市（運営は市社会福祉協議会に委託） ② 施設概要 総合保健医療センターA館 2F 167.77㎡ ・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 63.07㎡ ③ 展示内容 ・福祉機器展示室 モデルルーム内に、電動昇降式洗面化粧台、トイレ、キッチンなど実際に使用体験できる福祉機器を配置する。 ・福祉機器展示コーナー モデルルーム機能とは別に、身体障害者・高齢者用の給付対象となる日常生活用具を中心とした展示紹介を行う。（食事、調理用品、衣類、靴、便利用品等） ④ 展示品 展示は、市の購入物品と民間企業（市内21社、市外3社）からの無償提供貸与物品で行う。（福祉機器展示室 134点、福祉機器展示コーナー191点） ⑤ 会館日 年末年始を除く毎日 午前9時から午後5時まで ⑥ 勤務体制 各部屋に1名ずつ、計2名が常駐し、機器の案内、相談業務に応じられる体制とする。（社協固有職員1名、社協非常勤職員1名） ⑦ 年間来場者数 8,979人 748人/月 ⑧ 相談件数 2,882件 機器無料貸出 1,264件、用具レンタル 249件、機器購入 301件、住宅改造 16件、見学その他 1,013件</p> <p>事業運営費・市社協委託料 11,803千円 [人件費 10,442千円、消耗品費・役務費他 1,361千円]</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課													
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了													
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合															
事務事業番号 21	事務事業名 人命救助者等見舞金																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針												
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課														
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円		3,000千円															
根拠法令等			津久井町町民活動保険（ふれあい保険）取扱要綱															
会計の種類	一般会計		一般会計															
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円															
関係団体・慣行																		
使用料・手数料・補助金等																		
事務事業の別																		
電算システム名																		
備考1																		
備考2																		
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【内容】 人命救助者等見舞金 ○見舞金の額 死亡 3,000千円 傷害 1,500千円 以内 ○実績 13・14・15年度該当する事業なし</p>	該当なし	<p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【補償内容】</p> <table border="0"> <tr> <td>傷害</td> <td>熱中・日射</td> </tr> <tr> <td></td> <td>細菌性食中毒</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0-157</td> </tr> <tr> <td>死亡 1,300万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>入院 1日 5,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院 1日 3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	傷害	熱中・日射		細菌性食中毒		0-157	死亡 1,300万円	300万円	入院 1日 5,000円	3,000円	通院 1日 3,000円	2,000円	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
傷害	熱中・日射																	
	細菌性食中毒																	
	0-157																	
死亡 1,300万円	300万円																	
入院 1日 5,000円	3,000円																	
通院 1日 3,000円	2,000円																	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 在宅福祉サービス供給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,000千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉協議会が実施する家事援助・介助サービス事業に対して助成する。（平成元年度開始）</p> <p>【内容】 ① サービスの種類 ア 基本サービス 相談員の定期訪問による相談・指導等（無料） イ 個別サービス 協力会員による家事・介助等のサービス（有料） ② 個別サービスの概要 ア 利用時間 基本時間 午前9時～午後5時 超過時間 午前7時～午前9時、午後5時～午後7時、日曜日・祝日・年末年始は全日 イ 利用料金（協力会員への謝礼も同額） 年会費 1,000円 基本時間 1時間700円、30分350円 超過時間 1時間850円、30分425円 ウ 年間延べ利用者数 14年度1,863人、15年度2,815人 エ 年間延べ利用時間 14年度21,215時間、15年度17,633時間 オ 会員の状況 14年度（協力者219人、利用者291人） 15年度（協力者194人、利用者290人） *他に平成14年度は団体利用会員6団体 15年度は団体利用会員10団体 市社会福祉協議会へ定額補助 3,000千円</p> <p>在宅福祉サービス供給事業 23,890千円 〔事業費内訳〕 ＜歳出＞ 人件費 5,494千円 活動謝礼 15,681千円（協力会員へ） 旅費 660千円 その他経費 2,055千円 ＜歳入＞ 市補助金 3,000千円 会費収入 510千円（利用者、協力者 510人×@1,000）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 22	事務事業名 在宅福祉サービス供給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	ふれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 15,413千円（会計単位間繰入金収入 4,877千円）					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 ねたきり高齢者等おむつ支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	21,000千円	600千円	4,259千円	675千円		
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱	城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱		・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模湖町在宅ねたきり老人等介護用品給付事業運営要綱		
会計の種類別	一般会計	特別会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	10,500千円	0千円	375千円	513千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	高齢者システム(紙おむつ)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 低所得世帯の在宅ねたきり高齢者、心身障害者(児)等の病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (21,000)</p> <p>対象者条件 低所得世帯(その者の属する世帯の生計の中心者の市民税課税が非課税又は均等割のみ課税の世帯)で、在宅の60歳以上のねたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者負担なし</p> <p>申込方法 保健福祉総合相談課 在宅介護支援センターで受付</p> <p>支給方法 業者による宅配 年6回(奇数月)又は年2回(5月11月)</p> <p>種類及び枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人用 <ul style="list-style-type: none"> フラット L 1回 100枚 年600枚 M 1回 100枚 年600枚 オープン L 1回 50枚 年300枚 M 1回 60枚 年360枚 S 1回 60枚 年360枚 リハビリ LL 1回 50枚 年300枚 L 1回 50枚 年300枚 M 1回 50枚 年300枚 ・中人用 <ul style="list-style-type: none"> フラット 1回 100枚 年600枚 ・子供用 <ul style="list-style-type: none"> オープン SB 1回 100枚 年600枚 B 1回 100枚 年600枚 L 1回 100枚 年600枚 M 1回 100枚 年600枚 ・尿取りパット <ul style="list-style-type: none"> 男女兼用 1回 100枚 年600枚 男性用 1回 50枚 年300枚 <p>国庫補助 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(21,000)×1/2 14年度実績 紙おむつ 192,540枚 17,264,016円 尿取りパット 73,600枚 1,932,000円</p>	<p>【目的】 在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は一部を助成することにより、その者が属する世帯の日常生活における経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者ただし、他の制度において助成を受けている者は除く (1) 概ね65歳以上のねたきり老人又は、痴呆性老人で、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (3) その他町長が認める者</p> <p>【対象となる世帯】 対象者の属する世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額140,000以下の世帯とする。</p> <p>【助成金の額】 ・生計中心者が前年所得税非課税世帯 紙おむつ購入費の全額。ただし、月額10,000円を限度とする。 ・生計中心者の前年所得税課税年額14,000円以下の世帯 紙おむつ購入品の2分の1の額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て)ただし、月額5,000円を限度とする。</p> <p>【請求方法】 補助金の交付を受けようとする者は、ねたきり老人等紙おむつ購入費助成金請求書に紙おむつを購入した領収書を添えて請求する。</p> <p>請求の期限 4月から9月まで 9月30日 10月から3月まで 3月31日</p> <p>14年度実績上半期 7件 下半期 7件 15年度実績上半期 8件 下半期 10件</p>	<p>【目的】 在宅の寝たきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (4,259千円)</p> <p>対象者条件 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者で紙おむつの必要が認められる者</p> <p>利用者負担 なし</p> <p>申込方法 在宅介護支援センターで受付</p> <p>支給方法 業者により毎月(年12回)宅配</p> <p>種類及び枚数 ①パンツ型(ハンスタイプ) ②パンツ型(テープタイプ) ③フラット型 ④尿パット *上記の種類から希望する製品を、各製品の梱包枚数を単位とし、月90枚を限度として支給</p> <p>・県補助金 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(500千円)×3/4 ・14年度実績 紙おむつ 78,881枚 4,100,655円</p>	<p>【目的】 長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸すことにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人で要介護4、5の者。ただし、施設(特別養護老人ホーム、養護老人保健施設等)に入所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。</p> <p>【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回 ・世帯の所得税が非課税の場合は、利用者負担額は無し。 ・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は10%。</p> <p>【給付方法】 ・町が委託した業者へ希望する商品が対象者が直接注文する。 ・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達</p> <p>【平成16年度予算】 需用費 675千円 ☆特定財源 県補助金 483千円 自己負担金 30千円</p>	<p>・支給対象者の相違(判定基準) ・現物支給現金給付等支給方法の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課																						
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																						
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																							
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																					
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課																							
歳出予算額（平成16年度）	94,629千円																										
根拠法令等	相模原市被爆者等慰問金支給要綱																										
会計の種類	一般会計																										
歳入予算額（平成16年度）	0千円																										
関係団体・慣行																											
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等																										
事務事業の別	電算システム																										
電算システム名	高齢者システム（被保護者等慰問金支給）																										
備考1																											
備考2																											
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																											
【事務事業の内容】	<p>1. 低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金</p> <p>【目的】 一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対して資金の貸付を行い、もって対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、相模原市社会福祉協議会の緊急援護資金貸付へ交付するもの。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (1,500)</p> <p>貸付の条件</p> <p>①貸付限度額 10万円（特に認めた場合は15万円 高校等修学資金は1人月額2万円以内</p> <p>②据置期間 2ヶ月以内 高校修学資金は卒業後6か月以内</p> <p>③償還機関 据置期間経過後20ヶ月以内 特認は経過後30ヶ月以内 高校等修学資金は据置期間後10年以内</p> <p>④償還方法 月払い又は一時払い</p> <p>⑤利子 無利子</p> <p>貸付の種類 生活・療養・出産・修学・支度・進学支度・高校等通学・その他</p> <p>貸付実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>12年度</td> <td>14件</td> <td>852,000円</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>36件</td> <td>2,788,000円</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>32件</td> <td>1,803,000円</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>41件</td> <td>2,360,000円</td> </tr> </table> <p>*件数増加等による資金の運用状況の悪化に伴い交付金は増加していない</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ定額補助 (1,500)</p> <p>事業費内訳</p> <p><歳出></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>消耗品（督促状宛名シール）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費（郵送料）</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>貸付金支出</td> <td>2,970</td> </tr> </table> <p><収入></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市補助金</td> <td>1,500</td> </tr> </table>	12年度	14件	852,000円	13年度	36件	2,788,000円	14年度	32件	1,803,000円	15年度	41件	2,360,000円	消耗品（督促状宛名シール）	2	通信運搬費（郵送料）	52	貸付金支出	2,970	市補助金	1,500	該当なし	該当なし	該当なし（相模湖町社会福祉協議会に対応。）	参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
12年度	14件	852,000円																									
13年度	36件	2,788,000円																									
14年度	32件	1,803,000円																									
15年度	41件	2,360,000円																									
消耗品（督促状宛名シール）	2																										
通信運搬費（郵送料）	52																										
貸付金支出	2,970																										
市補助金	1,500																										

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>償還金収入 750 前期未納支払資金残高 773 利息 1</p> <p>2. 生活福祉資金利子補給交付金</p> <p>【目的】 生活福祉資金(県社協受託事業)を借り受けたものが県社協の定めた償還計画に基づき遅滞なく償還期限内に元金利子を償還した場合に利子の補給を行い、もって低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長を促進し、生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (352) 生活福祉資金(県社会福祉協議会受託事業) ①利子 3% ②償還期間 3年～8年 利子補給者数 13年度 24人 268件 346,691円 14年度 23人 100件 94,237円 15年度 14人 72件 112,382円 年度末の利子額確定による交付(1月1日～12月31日までの期間に償還した利子の合計額)</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ交付 (352) *年度末の利子額確定後に交付</p> <p>3. 被爆者等援護費</p> <p>【目的】 夏期及び年末慰問金を支給し、被爆者等を慰問する。</p> <p>【内容】 対象者 原子爆弾被爆者に対する援護の関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者 相模原市重度心身障害者福祉手当条例第4条第1号から第3号までに該当する者で、現在在宅している者</p> <p>基準日 夏期(6月1日 7月支給) 年末(11月1日 12月支給)</p> <p>事業費(92,777) 需用費 126 消耗品費等 126,000円 扶助費 92,651 夏期 5,000円 年末 8,000円 原子爆弾被爆者 夏期 347人×@5,000円 年末 347人×@8,000円 在宅重度心身障害者 夏期 6,700人×@5,000円 年末 6,830人×@8,000円</p> <p>【参考】 平成15年度事務事業の見直しにより以下のものについて15年度をもって廃止とした。 ①被保護世帯 ②施設入所者 養護老人ホーム 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 重症心身障害児施設 ③未帰還者留守家庭世帯</p>				課題無し	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
					課題無し	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 25	事務事業名 災害援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	22,500千円	11,200千円	8,900千円	3,502千円		
根拠法令等	相模原市災害弔慰金の支給に関する条例・相模原市小災害見舞金支給要綱・相模原市災害緊急特別融資要綱・相模原市大規模災害見舞金要綱	城山町災害弔慰金の支給に関する条例・城山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例・城山町災害見舞金支給条例・城山町災害見舞金支給条例施行規則	津久井町災害弔慰金の支給に関する条例・津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・津久井町災害見舞金支給条例	相模湖町災害弔慰金の支給に関する条例・相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・相模湖町災害見舞金支給要綱・災害弔慰金支給等に関する法律・施行令	相模原市災害弔慰金、災害緊急特別融資、大規模災害見舞金関係については無し	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	5,625千円	9,125千円	7,250千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000) (特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族 ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500) (特財1,875)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 城山町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000千円) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500千円) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 津久井町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000) (特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、また被害を受けた世帯の世帯主に資金貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。(死亡者の故意・重大な過失、法令に規定する場合等除く)</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (0円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に障害がある者。(災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する障害)但し、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 相模湖町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した町民の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。</p> <p>*対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (1千円 節設定のみ) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるもの。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、咀嚼・言語機能喪失・精神・胸腹部臓器の機能に障害を残し常に介護を要するもの 両上肢をひざ関節以上で失った者等</p>	<p>・災害弔慰金、災害緊急特別融資、大規模災害見舞金関係については無し</p> <p>・見舞金関係 見舞金額の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	地域福祉課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名				
25	災害援護事業				
	相模原市	城山町	津久井町		
	相模湖町	課題	調整方針		
【事務事業の内容】	<p>*対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。</p> <p>貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 150万円 半壊 250万円 全壊 270万円 完全に滅失 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 減失・流失 350万円</p> <p>2. 城山町災害見舞金支給 被害者及び被災者見舞金 (200千円)</p> <p>【目的】 町民の災害による死亡又は障害に関し災害見舞金制度を設け、被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、もって町民の生活安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡又は障害を受け治療のため入院したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失又は違法行為により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・流失の場合 70,000円 住宅の半壊・半壊の場合 35,000円 死亡 100,000円 負傷(10日以上入院) 30,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯(主) *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。</p> <p>貸付額 家財の1/3以上損害 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 完全に滅失 350万円 * () 内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 世帯主が1ヶ月以上負傷があり、かつ下記の被害と重複した場合 家財等損害なし 150万円 家財の1/3以上損害 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 * () 内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <p>2. 津久井町災害見舞金支給条例 被災者見舞金 (400)</p> <p>【目的】 交通事故その他の災害に関して応急的援護を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 災害により死亡・治療による入院、災害に損壊等</p> <p>○見舞金額 死亡 90,000円(18歳以上) 70,000円(18歳未満) 負傷 2,000円/日 (10日以上入院・50,000円限度) 住宅の全焼・全壊流失 70,000円 15年実績 1件 住宅の半焼・半壊・床上浸水 35,000円 15年実績 0件</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金からの見舞金支給あり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。</p> <p>貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 減失・流失 350万円</p> <p>2. 相模湖町災害見舞金支給要綱 (予備費対応)</p> <p>【目的】 町民の火災、風水害、地震等の災害による被災者に対し災害見舞金を支給し町民の生活安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全焼・全壊の場合 70,000円 住宅の半焼・半壊の場合 35,000円 死亡 35,000円</p> <p>*平成13年度以降実績無し</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 25	事務事業名 災害援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>して見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 市内で火災、風水害、地震等の災害により被災した市民。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災したものは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・全壊流失 1人世帯 20,000円 15年実績 5件 2人世帯 50,000円 15年実績 2件 住宅の半壊・半壊 1人世帯 10,000円 15年実績 件 2人世帯 20,000円 15年実績 6件 住宅の床上浸水 1人世帯 5,000円 15年実績 件 2人世帯 20,000円 15年実績 件</p> <p>死亡 100,000円 重傷 30,000円 軽傷 10,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、市社協から見舞金が支払われている。</p> <p>3. 相模原市災害緊急特別融資要綱 災害緊急特別融資預託金 (10,000)</p> <p>【目的】 被災者が緊急に必要なとする資金の借入れができない場合等低利で簡便に利用できる融資制度で被災者之生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 対象者 「災害救助法」の適用を受けない風水害により、家屋の全壊・半壊・床上浸水以上の被害を受けた世帯で、被害を受けた世帯の構成員のうち、融資額を返済する能力を有する者。</p> <p>融資限度額 一世帯について100万円以内。ただし、住宅の改修工事等を伴うものについては、300万円以内。</p> <p>利率 年利 3%</p> <p>償還方法・期間 元利金等月賦償還 100万円まで 5年以内(据置期間6ヶ月) 100万円超える 7年以内(据置期間6ヶ月)</p> <p>担保・保証人 100万円まで 不要 100万円超える 必要に応じて保証人を徴する。</p> <p>融資方法等 約定により融資取扱金融機関(浜銀相模原駅前支店)へ融資の原資を預託(協調倍率1.4倍)し、融資申込み者から提出された書類により融資取扱金融機関が融資決定を行う。</p> <p>4. 相模原市大規模災害見舞金要綱 大規模災害見舞金 (予算なし 予備費対応)</p> <p>【目的】 大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励する。</p> <p>【内容】 対象 災害救助法の適用を受ける程度の災害のう</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 25	事務事業名 災害援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	ち、特に市長が認めた災害。 見舞金の基準 基準点数 死者 1人 10点 行方不明者 1人 10点 全壊・流失 1世帯 10点 半壊 1世帯 5点 床上浸水 1世帯 0.1点 見舞金贈呈区分 上記点数を加えた結果 200点以上1,500点未満 20万円 1,500点以上3,000点未満 30万円 3,000点以上 50万円					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課																
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																	
事務事業番号 26	事務事業名 行事等災害見舞金																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針															
担当課名	地域福祉課	財務課	町民課	総務課																	
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円	300千円	5,319千円	790千円																	
根拠法令等		城山町総合災害補償規程	津久井町町民活動保険（ふれあい保険）取扱要綱・津久井町総合災害補償規程	相模湖町総合災害補償規程																	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																	
関係団体・慣行																					
使用料・手数料・補助金等																					
事務事業の別																					
電算システム名																					
備考1																					
備考2																					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市が主催（共催）する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【贈呈対象事故】 ○市主催事業における事故 ○懇談会の構成員等の往復途上の事故 ○市が管理する施設での事故 他</p> <p>【贈呈の制限】 ○原因が本人の故意または重大な過失による場合 ○原因が風水害、震災その他非常災害による場合 ○他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合</p> <p>【見舞金の額】 死亡 50万円 第1級 10万円（全治180日以上）の傷害 第2級 7万円（135日～179日の傷害） 第3級 5万円（90日～134日の傷害） 第4級 3万円（45日～89日の傷害） 第5級 1万円（15日～44日の傷害） 第6級 5千円（7日～14日の傷害）</p> <p>【支給実績】 13年度 66件 530,000円 14年度 50件 365,000円 15年度 69件 510,000円</p>	<p>【目的】 城山町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 ○学校教育業務（活動） ○社会体育活動（行事） ○社会文化活動（行事） ○社会福祉活動（行事） ○社会奉仕活動（ボランティア活動） ○町が主催し、住民が参加する行事</p> <p>【制限】 ○被災者の故意 ○地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p> <p>【支給実績】 13年度 0件 14年度 1件 10,000円 15年度 1件 30,000円</p>	<p>1《津久井町町民活動保険（ふれあい保険）》 【目的】 津久井町及び町民団体が主催する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し見舞金を支給する。 【対象事故】 ○町主催事業における事故 ○町民団体主催における事故 【制限】 ○原因が本人の故意または重大な過失による場合 ○原因が風水害、震災その他非常災害による場合 【見舞金】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">熱中・日射</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">傷害</td> <td style="text-align: center;">細菌性食中毒</td> <td style="text-align: center;">〇-157</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td style="text-align: right;">1,300万円</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>入院 1日</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院 1日</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </table> <p>2《津久井町総合災害補償》 【目的】 町が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 ○町が管理する施設での事故 他</p> <p>【制限】 ○他の保険制度に基づき、町から給付金を受けられる場合</p>		熱中・日射		傷害	細菌性食中毒	〇-157	死亡	1,300万円	300万円	入院 1日	5,000円	3,000円	通院 1日	3,000円	2,000円	<p>【目的】 相模湖町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 ○学校の管理下にある者の活動 ○社会文化活動 ○社会体育活動 ○社会福祉活動 ○社会奉仕活動 ○その他町が主催する活動、行事等以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 ○被災者の故意 ○被災者の脳疾患、疾病等 ○地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p>	<p>・対象事故の相違 ・見舞い金額の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
	熱中・日射																				
傷害	細菌性食中毒	〇-157																			
死亡	1,300万円	300万円																			
入院 1日	5,000円	3,000円																			
通院 1日	3,000円	2,000円																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 ボランティア活動指導者等災害保障保険料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,000千円		3,000千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動の推進を側面から支援する。</p> <p>【内容】 ボランティア活動指導者等災害保障保険料 ○対象者 ①ボランティア活動を行う者 ②市が主催する行事における直接参加者等 ③人命救助をした者 ④市内で発生した地震等の天災の際に、市民を援助するボランティア活動者 ※②～④は特約 ○保障内容 ①損害賠償責任保険 （最高額）対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故 1,000万円（財物） 1事故 300万円（保管物） ②傷害保険 死亡 1人1,300万円 入院 1人5,000円（180日限度） 通院 1日3,000円（90日限度） 後遺障害 1人 39～1,300万円</p> <p>【実績】 対象件数 13年度（損害2件、傷害16件） 14年度（傷害22件） 15年度（損害1件、障害26件）</p>	該当なし	<p>【目的】 住民団体等（団体及び個人）が行う活動中に発生した事故を救済することにより、地域のコミュニティづくりに寄与し、社会の健全な発展に側面から支援する。</p> <p>【内容】 津久井町町民活動（ふれあい）保険 ○対象者（賠償責任保険） ①津久井町 ②住民団体（住民により自主的に構成された団体） ③指導者等 ・指導者（計画立案及び運営の指導的地位にある者又は準ずる者） ・個人（住民活動を実践している者） ○対象者（傷害保険） ①指導者等、住民団体の構成員 ②住民団体及び個人が行う住民活動に参加した町民（町外者も含む） ③人命救助にあたった者 ④火災現場の後始末に携わる者 ⑤国際友好の一環でホームステイを受け入れるホストファミリー ⑥町内で営まれる通夜・告別式の会場の交通整理に携わる者 ⑦町内で発生した地震災害の復旧・救護活動のために町に来たボランティア、他自治体で発生した地震災害の復旧・救護活動を行う町民 ※③～⑦は特約 ○補償内容 ①賠償責任保険 （最高額）対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故500万円（財物） 1事故500万円（保管物） 自己負担額 1事故5,000円（以下） ②傷害補償 死亡 1人1,300万円 後遺障害 1人39万～1,300万円 入院 1日5,000円（180日限度） 通院 1日3,000円（90日限度） ③傷害補償（熱中、日射、〇ー157） 死亡 1人300万円 後遺障害 1人9万～300万円 入院 1日3,000円（180日限度）</p>	該当なし	・保険対象者及び保障内容の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 ボランティア活動指導者等災害保障保険料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>通院 1日2,000円(90日限度)</p> <p>④傷害補償(手術補償金) 入院補償金が支払われる場合、治療のために手術を受けるとき、入院補償日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10、20、40倍)を乗じた額を支払う。</p> <p>【実績】 対象件数 13年度(傷害10件) 14年度(賠償2件、傷害18件) 15年度(傷害23件) ※13年度は自治会活動保険、14年度以降は町民活動(ふれあい)保険</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 慰霊塔の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	4,153千円	635千円	62千円	107千円		
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例			・相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等				補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（4,153） 需用費 925 消耗品費 103,000円 光熱水費 722,000円 施設修繕費 100,000円 役務費 50 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 委託料 3,178 施設等管理運営委託料 3,178,000円 構内清掃委託 松くい虫防除委託 慰霊塔管理委託 管理事務所警備委託 樹木剪定委託</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 東大沼1丁目3,334番地外 合祀者数 2,148柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費635千円 委託料 635 殉国碑前除草清掃委託料 136,900円 殉国碑植木剪定等業務委託 498,000円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 城山町久保沢二丁目2435-1</p>	<p>【目的】 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。 町戦没者慰霊塔の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（62） 役務費 40 草刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 慰霊塔敷地借上 21,750円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（107千円） 補助金 107,000円</p> <p>町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。</p> <p>慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木良地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱</p>	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 29	事務事業名 慰霊祭開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	1,116千円	139千円	181千円	0千円		
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例					
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を弔慰する。</p> <p>【内容】 事業費 (1,116) 報償費 8 謝礼 8,000円 需用費 193 消耗品費 193,000円 委託料 797 納骨の儀会場設置委託料 317,000円 合同慰霊祭壇設置委託料 480,000円 使用料及び賃借料 118 公共施設使用料 80,000円 納骨の儀放送機械賃借料 37,800円</p> <p>平成15年度実績 納骨の儀 10月12日 参列者 170名 (慰霊塔) 合同慰霊祭 10月17日 参列者 380名 (市民会館) 慰霊塔合祀者数 2,148柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業費 139千円 需要費 139 消耗品費 77,000円 食料費 62,000円</p> <p>平成15年度実績 城山町追悼式 10月14日 参列者78名</p>	<p>【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。</p> <p>【内容】 事業費 (181) 需用費 174 消耗品費 (生花・供物等) 173,275円 役務費 7 手数料 6,450円</p> <p>平成15年度実績 慰霊祭 10月24日 参列者 126名 (町福祉会館) 慰霊塔合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。</p> <p>【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ遺族会・自治会等が中心となり実施している。(慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で負担しているため、町からの支出は無し)</p> <p>平成15年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日 参列者 60名 千木良地区 4月20日 参列者 50名 内郷地区 4月20日 参列者 80名 小原地区 8月15日 参列者 30名</p>	慰霊祭の開催方法内容等の相違	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 戦争犠牲者援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	1,047千円	135千円	320千円	100千円		
根拠法令等				・相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	25千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (1,047) 報償費 136 謝礼 56 中国残留孤児等通訳 4人×@4,000円 南方戦跡慰霊参加者 5人×@8,000円 報奨金 80 中国残留孤児等帰国 2人×@40,000円 旅費 71 普通旅費 71 遺族会随員(春) 1人×@18,300円 遺族会随員(秋) 1人×@34,000円 遺族会評議委員会 1人×@18,300円 需用費 14 消耗品費 10 食糧費 4 負担金、補助金及び交付金 826 運営費等補助金 826 相模原市戦没者遺族会 550,000円 (会員数 1,029名) 相模原原爆被災者之会 276,000円 (会員数 110名)</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (135千円) 旅費 11 普通旅費 11,000円 需要費 41 消耗品費 41,000円 負担金、補助金及び交付金 83 沖縄慰霊団参加者負担金 83,000円 1名×83,000円</p> <p>参考 城山町遺族会 会員数95名 補助金 104千円</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (320) 使用料及び賃借料 50 南方戦跡慰霊参加者自動車借上 50,000円 負担金、補助金及び交付金 270 運営費補助金 270 津久井町遺族会 270,000円 (会員数 301名)</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (100千円) 補助金 100千円 ・町遺族会運営費補助金 20,000円 (会員数 175名) ・南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 40,000円×2名=80,000円</p>	<p>・事業規模の相違 ・遺族会への補助金額の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、補助金額は合併後新市において検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 行旅病人・死亡人の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,189千円	752千円	1,266千円	712千円		
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	200千円	843千円	200千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（5,189） 需用費 13 消耗品費 13 葬儀用生花 5束×@2,000円 白手袋 5組×@ 315円 線香 2箱×@ 500円</p> <p>役務費 236 公告料 141 官報掲載料 11件×@12,743円 手数料 95 死体検案料 2件×@47,250円 委託料 1,890 事務作業等委託料 1,890 死亡人葬祭委託 10件×@179,000円 扶助費 3,050 行旅病人医療費 5件×@600,000円 行旅病人被服等 5件×@ 10,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 7件 取扱件数累計 215件 行旅病人 取扱件数累計 2件 昭和60年度、平成10年度各1件 納骨場所 相模原市無縁没者供養塔 （柴胡ヶ原墓地内 納骨可能数 220）</p>	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（752千円） 役務費 13 行旅死亡人官報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人処置費 189,000円 行旅病人救護費 500,000円 使用料及び賃賃料 50 行旅死亡人遺骨保管場所使用料 50,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 0件 行旅病人 15年度取扱件数 0件 納骨場所 宝泉寺内</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（1,266） 報償費 412 謝礼 412 預骨謝礼（1体分） 40,000円 預骨料 15体×12月×@2,000円 供養料 年4回×@3,000円</p> <p>需用費 157 消耗品費 157 本棺及び付属一式 @153,000円 供花 @ 3,150円</p> <p>役務費 19 公告料 19 官報掲載料 1件×@18,360円 使用料及び賃賃料 78 自動車借上料 78,000円 扶助費 600 行旅病人医療費 1件×@600,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 0件 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 町内寺院1箇所依頼</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（712千円） 報償費 15 無縁墓地供養料 5回×@3,000円 需用費 5 墓地花代 5束×@ 700円 線香 1箱×@ 600円</p> <p>役務費 15 行旅死亡人検案書 3件×@15,000円 委託料 477 行旅死亡人火葬一式 3件×@145,000円 官報掲載料 3件× @13,770円 扶助費 200 行旅病人医療費等 200,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 3件 取扱件数累計 60件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 慈眼寺内無縁墓地</p>	納骨場所の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において納骨場所について検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
32	各種社会福祉団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	3,047千円	348千円	60千円	379千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>①相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ちた生活を営んでいけるような福祉のまちづくりを進める。 【構成】 78団体 社会福祉関係団体、保健医療関係団体、自治会、教育関係団体、民間奉仕関係団体、労働関係団体、関係行政機関 【補助金額】 2,090,000円</p> <p>②相模原市保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：暫定定数 102名 【補助金額】 344,250円</p> <p>③相模原市社会を明るくする運動 【目的】 全ての国民が非行・犯罪を防止し、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。 【構成】 8機関、72団体 関係官公庁、更生保護団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 535,500円</p> <p>④相模原市更生保護女性会 【目的】 明るい社会を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 525名 女性保護司、保護司夫人、女性民生委員児童委員、篤志女性 【補助金額】 76,500円</p> <p>*上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。</p>	<p>①城山町遺族会 【目的】 遺族の福祉増進と知徳の向上と、会員相互の親睦を図る。 【構成】 遺族会会員数 95名 【補助金額】 104,000円</p> <p>②城山町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 113名 【補助金額】 40,000円</p> <p>③城山町保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動の協力を目的とする。 【構成】 保護司数 9名 【補助金額】 32,000円</p> <p>④ともしび運動懇話会 【目的】 県ともしび運動活動の推進を目的とする。 【構成】 会員数 26名 【補助金額】 40,000円</p> <p>⑤津久井地区保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動を目的とする。 【構成】 保護司数 29名 【補助金額】 132,000円</p> <p>*②、③、④は福祉推進課に事務局設置。但し④は平成17年度より社会福祉協議会へ事務移管。</p>	<p>津久井町保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：暫定定数 8名 【補助金額】 60,000円</p>	<p>①相模湖町分区保護司会 【目的】 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を職務とする保護司からなる保護司会への支援により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 相模湖町分区保護司会 5,000円 津久井地区保護司会 93,000円</p> <p>②相模湖町更生保護女性会 【目的】 女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、犯罪のない明るい社会を築くために啓発運動等を実施する。 【構成】 会員数 17名 【補助金額】 なし</p> <p>③相模湖町遺族会 【目的】 戦没者等の遺族からなる町遺族会への支援を通して英霊に対する敬意を表すとともに戦没者遺族支援を図ることを目的とする。 【構成】 遺族会会員数 175名 【補助金額】 281,000円</p> <p>④相模湖町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 29名 【補助金額】 なし</p>	<p>・補助団体の相違 保護司会=共通 遺族会=共通(津久井町除く) 更生保護女性会=共通(津久井町・城山町除く) 赤十字奉仕団=城山町のみ ともしび運動懇話会=城山町のみ</p> <p>・遺族会については、No.30戦争犠牲者支援事業で対応</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、補助金額は合併後、新市において検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	地域福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
33	防災ボランティア推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	総務課	課題	調整方針
歳出予算額（平成16年度）	468千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害に備えたボランティア団体等の活動体制を整備するため、相模原市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボランティアネットワーク活動に対し助成するもの。 (平成9年度新規) 補助率 10/10</p> <p>【内容】 ① 防災ボランティアリーダーの育成(90千円、②を含む) ・養成講座の開催(年1回開催) ・受講者累計322名(H9年77名、H10年37名、H11年52名、H12年30名、H13年36名、H14年51名、H15年39名)⇒目標300名 ② 防災ボランティアフォローアップ研修の開催 ・研修の開催(年2回開催) ③ 防災ボランティア活動用(防災訓練用)消耗品の購入(46千円) ・三角巾の購入 ④ 電話、ファックス利用料、通信運搬費 ⑤ その他 ・ボランティア情報ネットワーク事業負担金 ・防災ボランティアネットワーク活動費助成 * 市内の民間ボランティアネットワーク組織については、市社協が中心となり、平成11年9月に「防災ボランティアネットワーク」を設立し、「かながわ災害ボランティアネットワーク」(平成9年4月に設立)へ加入した。 市社協へ交付 468千円 ・ボランティアリーダーの育成 90千円 ・消耗品購入費 46千円 ・通信運搬費 236千円 ・その他 96千円 (会議費、ボランティア情報ネットワーク事業負担金、防災ボランティアネットワーク活動費助成)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 34	事務事業名 生活保護施設運営費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,082千円					
根拠法令等	救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保護者が入所している県内の保護施設（生活保護法に規定する救護施設及び更生施設）に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。</p> <p>【内容】 交付先 平塚ふじみ園</p> <p>補助金額（5,082） @16,582円×15人×12ヶ月 =2,984,760円 処遇困難者分 @21,844円×8人×12ヶ月 =2,097,024円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,664千円					
根拠法令等	生活保護法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	3,778千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。</p> <p>【内容】 事業費（1,194） 報酬 1,194 内科嘱託医 1人×15日×@31,300円 精神嘱託医 1人×13日×@31,300円 診療報酬点検員 @316,800円 生活保護法第50条に基づく病院指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護法による医療扶助の適正な処理等の確認を目的に実施 平成16年度実施予定病院 相和病院、東芝林間病院 相模病院、相模湖病院 生活保護法第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護制度による介護給付の適正な処置等の確認を目的に実施 平成16年度実施予定機関 JA訪問看護ステーション 新戸居宅介護支援センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 36	事務事業名 生活保護法に規定する保護施設等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	生活保護法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 生活保護法による保護施設の認可、指導等を行う。 市内に対応(指導等)施設は現在なし。	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 市民福祉会館の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	69,452千円	40,229千円				
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>あじさい会館維持管理費 【内容】 本課分 (44,683千円) 施設賠償責任保険 清掃、警備等委託 社会福祉協議会委託分 (69,452千円) 人件費 管理業務等委託費 小破修繕費 その他</p> <p>※相模原市市民福祉会館の概要 【構造】 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 【規模】 建築面積 1,418.308㎡ 延床面積 7,071.531㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 保健福祉センター維持管理事業費 【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。 平成16年度予算額 (歳出) ○需用費（消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等） (11,016千円) ○役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料） (467千円) ○委託料（総合管理業務・その他設備保守等） (25,893千円) ○使用料及び賃借料 (869千円) ○工事請負費 (1,680千円) ○備品購入費 (304千円)</p> <p>※保健福祉センターの概要 【構造】 鉄筋コンクリート造 地上3階 【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 津久井町文化福祉会館は、津久井町立中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設で、管理運営は教育委員会生涯学習課にて担当しています。 【平成16年度予算】 維持管理費 37,180千円 自主事業費 115千円</p>	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 38	事務事業名 法外援護事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	3,960千円					
根拠法令等	相模原市法外援護支給要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>生活保護費のうち被保護世帯等特別支援費 (3,960,000)</p> <p>【目的】 生活保護法による被保護者等または特定の住居を持たず、道路、公園等野宿生活を送っている状態にある者に対して法外援護を行うことにより、その自立を助長する。</p> <p>【内容】 1. 援護の種類・平成15年実績 (1) 被保護世帯新入学児童生徒援護 対象 ・翌年度小・中学校(部)に入学予定する児童生徒 金額等 1人につき5,000円 3月分支給 実績 154件 770,000円 (2) 被保護世帯保育所入所児童援護 対象 ・4月1日現在保育所に入所している児童 金額等 1人につき5,000円 5月分支給 実績 146件 730,000円 (3) 被保護者等臨時的経費 対象 ・被保護者が死亡等により住居を明渡すこととなった時の住居整備費 ただし、扶養義務者又は相続人がいるとき、遺留金等で負担ができるとき、生活保護法による扶助が受けられるとき、他からの援助が受けられるときは支給しない。 ・保護の適用にならない行路人等が目的地に赴くときの旅費等 金額等 援護を受けようとする者の申請により内容を審査し、援護の必要があると認めるとき、真にやむを得ないと認める金額を支給、又は現物を給付する 実績 246件 1,384,667円 (4) 行路人医療費等援護 対象 ・行路人が、医療機関を受診する場合の医療費及び受診する際に必要となる場合の被服費 金額等 援護を受けようとする者の申請により内容を審査し、援護の必要があると認めるとき、原則現物を給付する 実績 14件 323,350円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 保健福祉総合相談課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合				
事務事業番号 6	事務事業名 保健福祉総合相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総合相談課	福祉推進課・保健福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	47,688千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉総合相談システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市高齢者保健福祉計画等により、高齢者等を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供と介護者の支援を図ることなどを目的として保健福祉総合相談課が設置された。次にあげる目的の達成のために、保健福祉総合相談システムの開発を行った。また、保健分野と福祉分野の横断的な相談に対応できるよう、一般職員のほか専門職（保健師、福祉職、相模原市社会福祉協議会職員）を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初回相談対応窓口機能 ○保健福祉総合相談機能 ○保健福祉サービス調整機能 <p>【内容】 ○保健福祉総合相談システム ①ネットワーク概念 内部用端末設置箇所31台（保健福祉総合相談課、福祉事務所、保健センター等の庁内措置・援護担当課）外部用端末設置箇所21台（在宅介護支援センター18ヶ所、社会福祉協議会3ヶ所） ②開発経費 平成9年度から11年度にかけて計104,835,000円 ③相談受付等件数 32,938件 ○相模原市保健福祉総合相談業務委託契約 ・保健福祉総合相談課が所掌する事務の一部について社会福祉協議会に委託するもの。</p> <p>【参考】 端末等賃借料 19,954千円 専用回線使用料 19回線×12ヶ月×単価＝8,067千円 運用支援委託料 90人日×単価＝4,725千円 社会福祉協議会窓口業務委託料 2ヶ所分 14,123千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 3年以内を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、保健福祉総合相談システムの設置や保健福祉総合相談窓口のあり方もあわせて検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		保健福祉総合相談課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	基幹型在宅介護支援センター運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	330千円	14,400千円	12,185千円	9,247千円		
根拠法令等	老人福祉法第5条の4第2項第2号、第6条の2、第20条の7の2・在宅介護支援センター運営事業実施要綱・相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱・相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要領	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・城山町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・津久井町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・相模湖町在宅介護支援センター実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	330千円	10,800千円	9,138千円	5,694千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉総合相談システム					
備考1	地域型についてはD-6-35を参照					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC	1					
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>地域型在宅介護支援センター(18ヶ所)を統括支援し、その資質向上のために在宅介護支援センター職員を対象にした研修・地域ケア会議を開催するために基幹型在宅介護支援センターをおく。また、在宅介護支援センター事業の円滑な運営を図るため在宅介護支援センター運営協議会を設置し、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について検討を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>平成12年4月に設置。基幹型在宅介護支援センターは市の直営。保健福祉総合相談課に専任職員2名(福祉職・保健師)を置き、南総合相談班に兼任職員2名(福祉職・保健師)を配置している。</p> <p>平成16年度の計画としては、地域ケア会議(全体会)3回、地域交流会10回、在宅介護支援センター担当者協議会の開催等を予定している。</p> <p>在宅介護支援センター運営協議会の構成員は医師会、歯科医師会、訪問看護ステーション、福祉施設、福祉団体等11団体16名。開催頻度は年2回の予定。</p> <p>※地域型在宅介護支援センターについては高齢者福祉課が所管し、相模原市社会福祉協議会等に委託している。</p> <p>【特財】</p> <p>補助金名称：在宅介護支援センター運営事業費補助金(国庫補助金)330千円</p> <p>【参考】</p> <p>○基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所(2名) 研修講師謝礼 90千円</p> <p>○在宅介護支援センター運営協議会 委員謝礼 131千円 他、旅費・消耗品費・参考図書代 190千円</p>	<p>【目的】</p> <p>在宅の要介護高齢者又は要介護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要介護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対する各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要介護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>地域ケア会議を開催するとともに、地域型支援センターを支援するものであり、以下の定める事業を地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。</p> <p>(1) 地域ケア会議の開催</p> <p>介護予防・生活支援の観点から要介護となる恐れのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。</p> <p>(2) 地域型支援センターにより把握され、及び基幹型支援センターが自ら把握した要介護高齢者等の心身の状況等の情報を集約する。</p> <p>(3) 必要に応じ在宅福祉サービス利用状況等を他の支援センターに提供すること。</p> <p>(4) 各種保健福祉サービスの情報提供及び積極的利用についての啓発を行う。</p> <p>(5) 在宅介護等に関する各種の相談(面接・電話)を総合的に行う。</p> <p>(6) 要介護高齢者等の家族からの相談や介護談協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護方法等について指導助言を行う。</p> <p>(7) 当該所管地域において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し又、これに必要な住民組織化活動を行う。</p> <p>(8) 要介護高齢者等の家族からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ訪問等により在宅介護の方法等について指導、助言を行う。</p> <p>(9) 地域の要介護高齢者等またはその家族の保健福祉サービスの利用調整を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>在宅の要介護高齢者又は要介護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要介護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対する各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要介護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>平成13年10月設置</p> <p>津久井町社会福祉協議会に委託。</p> <p>管理者1名、専任職員2名を配置。</p> <p>平成16年の計画</p> <p>○相談事業</p> <p>○介護予防事業</p> <p>○地域ケア会議の開催</p> <p>○介護予防計画の作成</p> <p>○介護支援専門員支援</p> <p>○住宅改造相談</p> <p>○福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】</p> <p>○基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所(兼任1名：専任2名)</p> <p>委託料 12,185千円</p> <p>特定財源 9,138千円</p>	<p>【目的】</p> <p>在宅の要介護高齢者又は要介護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要介護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対する各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要介護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>平成15年4月設置より相模湖町町社会福祉協議会に委託(地域型と併せて委託)</p> <p>専任職員2名を配置。</p> <p>平成16年の計画</p> <p>○相談事業</p> <p>○介護予防事業</p> <p>○地域ケア会議の開催</p> <p>○介護予防計画の作成</p> <p>○介護支援専門員支援</p> <p>○住宅改造相談</p> <p>○福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】</p> <p>○基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所(専任2名)</p> <p>委託料 9,247千円</p> <p>特定財源 5,694千円</p>	在宅介護支援センター運営協議会の見直し(委員数等) 基幹型在宅介護支援センターの統合の必要性	【調整方針】 3年以内を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、保健福祉圏域のあり方や在宅介護支援センター運営協議会委員の見直しもあわせて検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総合相談課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 基幹型在宅介護支援センター運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		(10) 福祉用具の展示、対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、福祉用具の選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総合相談課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定（福祉事務所の主管に属するものを除く）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総合相談課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉総合相談システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC	1					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 初回相談対応窓口機能と保健福祉総合相談機能を実現することにより、複数の課が関係する横断的な相談への対応や保健と福祉など多方面に渡る適切な情報の提供を行い、また、各種申請書などの受付を行い、事業によってはサービスの決定まで行うなど市民の多様なニーズを一か所で受け止め、用件がなるべく相談窓口のみで完結することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○申請受付 地域医療課、地域福祉課、子育て支援課、介護保険課等保健福祉部各課及び保健所 保健予防課等への申請。計75種類 ※平成15年度申請受付件数 22,996件 ○サービスの決定 高齢者福祉サービスのうちの寝たきり高齢者等移送サービス助成、生きがい デイサービス等16種類 ※平成15年度決定件数 5,138件(申請受付件数の内数) ○専門相談 (1)母子相談（母子自立支援員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） (2)女性相談（婦人相談員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） (3)家庭児童相談員（家庭児童相談員による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週3回（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） ・住宅改修相談（一級建築士による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週2回（予算・所属は高齢者福祉課）</p>	該当なし	該当なし *各部署にて対応。	該当なし	<p>①保健福祉総合相談窓口機能を保健福祉圏域の中圏域ごとに1ヶ所持たせる場合は窓口の設置が必要 ②合併と同時に圏域が設置されない場合や、現在の各町で各種申請受付等が可能である場合には新たな窓口は設置せず、サービスの決定については本課で審査する。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保健福祉総合相談課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 保健福祉サービス調整機構の運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課 福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円			75千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			37千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別				特定財源		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC	1					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者及び障害児等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑でかつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 ①保健福祉サービス調整会議 保健福祉サービスを総合的に調整するとともに個別処遇検討会を円滑に進めることを目的に開催する。構成員は保健福祉部内の関係課長及び地域保健課、中央保健センター所長。（平成15年度2回開催） ②保健福祉サービス個別処遇検討会 個別ケースを対象とした保健福祉サービスを調整する。構成員はその事例に応じ、各担当等・関係者を招集して開催。（平成15年度40回開催）</p>	<p>高齢者については、該当なし 障害児者についても該当なし</p>	該当なし	<p>【内容】 住民の地域保健及び福祉の向上に資するため、相模湖町保健福祉サービス調整機構を設置しその組織及び運営を推進する。</p> <p>（県）地域福祉サービス調整機構運営費補助事業 補助率：県1/2 町1/2</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、相模湖町のサービス調整機構については在宅介護支援センター運営協議会があるため廃止する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 重度障害者医療費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,089,107千円	45,909千円	50,974千円	18,428千円		
根拠法令等	・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱	・城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則 ・城山町の結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の公費負担対象医療費の一部負担金に係る助成要綱・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱	(県) 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 (町) 津久井町重度障害者医療費助成条例 (町) 津久井町重度障害者医療費助成条例施行規則	・相模湖町医療費の支給に関する条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	562,200千円	22,368千円	24,088千円	8,980千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源・電算システム	特定財源		
電算システム名	保健福祉業務システム		障害者台帳登録管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 ④ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 ※④は市単独の対象者で、平成16年10月1日から対象。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 県補助対象者 6,855人 市単独対象者 765人 合計 7,620人 ○助成金額(扶助費) 県補助対象者分 1,040,500千円 市単独対象者分 28,000千円 合計 1,068,500千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 437,200千円 ・高額療養費返還金 125,000千円 合計 562,200千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：NEC ・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理(2年に1度) ④償還払い ⑤高額療養費調整 ⑥各種統計</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 精神医療費を受ける場合に要する公費負担対象医療の一部負担金に対し、必要な助成を行うことにより、生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 ④ 精神保健福祉法第32条の通院医療費公費負担制度(自己負担額5%)適用者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>※①、②、③は重度障害者医療費関係、④は精神医療費関係。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) ※平成15年度実績による 県補助対象者 22人 町単独対象者 13人 合計 35人 ※県補助対象者は重度障害者医療費の償還払いの月平均(延)人数 町補助対象者は精神医療費の月平均(延)人数 ※精神医療費申請者実数(H14.4.1~H16.6月現在)：75人(国保：50人 社保：25人)</p> <p>○対象者実数 県補助対象者：329人(平成16年3月31日現在) 町単独対象者：165人(平成16年3月31日現在) ※町単独対象者は精神保健福祉法第32条(患者票取得者)</p> <p>○助成金額(扶助費) 県補助対象者分 44,736千円 町単独対象者分 720千円 合計 45,456千円 ※県補助対象者分は重度障害者医療費関係、町単独対象者分は精神医療費関係</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 22,368千円</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康を保持するため、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者実数 ・H15年度月平均人数 413人 ・H16.4.1日現在人数 403人 ○助成金額(扶助費) 扶助費合計 50,476千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 23,988千円 ・高額療養費返還金 100千円 合計 24,088千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：町企画政策室(電算システム係) ・処理内容 ①医療証発行(再発行) ②各種統計</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者実数 ・H15年度月平均人数 130人 ・H16.4.1日現在人数 133人 ○助成金額(扶助費) 扶助費合計 18,204千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 8,980千円</p>	<p>・対象者の相違 相模原市 ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 ④ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(市単独事) 城山町 ①~③は同じ ④ 精神保健福祉法第32条の通院医療費公費負担制度(自己負担額5%)適用者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 (町単独事業) 津久井町 ①~③は同じ 相模湖町 ①~③は同じ</p> <p>※ 城山町の④のうち、国民健康保険加入者については、相模原市では国民健康保険の任意給付で助成する制度あり。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 障害者歯科診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	43,811千円					
根拠法令等	相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	7,990千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科診療を確保するため、相模原口腔保健センター内で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 ○内容 1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。 2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日（休日を除く） 3) 診療内容 口腔衛生指導、治療、アフター・ケア 4) 診療体制 歯科医師4名、歯科衛生士等9名、事務員1名 5) 診療日 原則として週2日（火曜日・木曜日）午後1時から午後5時 ○補助金積算内訳 1) 総事業費 59,544千円 2) 診療収入その他の収入 15,733千円 3) 補助基本額（1-2） 43,811千円 4) 補助金額 43,811千円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱 ○補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原歯科医師会の概要】 ○目的 地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研修等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 ○活動内容等 1) 地域住民の健康増進 2) 休日急患歯科診療所の管理運営</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 7	事務事業名 障害者歯科診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>3) 障害者歯科診療所の管理運営 4) 歯科医学の研究及び研修 5) 予防歯科医学の研究及び研修 6) 公衆衛生及び地域歯科医療活動 7) 歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人又は3人、理事15人以上22人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 会員数304人、事務局長1人、職員4人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>【特定財源】 ○名称及び内容 ・障害者歯科診療推進事業費県補助金 障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助 ・補助金額 7,990千円 ・補助率 定額補助</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 10	事務事業名 ひとり親家庭等医療費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	272,752千円	6,471千円	9,258千円	1,676千円		
根拠法令等	・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	123,400千円	3,214千円	4,611千円	832千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉業務システム	福祉医療システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで)</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差し引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>※県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 8,887人 ○助成金額(扶助費) 253,000千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 117,400千円 ・高額療養費返還金 6,000千円 合計 123,400千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種: NEC ・保守: NEC</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで)</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差し引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>※県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 160人 ○助成金額(扶助費) 6,144千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 3,214千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種: NEC(福祉医療システム) ・保守: NEC</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで)</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差し引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>※県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 360人 ○助成金額(扶助費) 8,640千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 4,611千円</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで)</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差し引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>※県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 77人 ○助成金額(扶助費) 1,600千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 832千円</p>	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 ひとり親家庭等医療費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理 ④償還払い ⑤高額療養費調整 ⑥各種統計	・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理 ④各種統計				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会	地域医療課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名					
20	老人保健医療給付費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	28,040,441千円	1,151,738千円	1,765,609千円	749,475千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	26,362,583千円	1,075,596千円	1,653,744千円	703,147千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム		
電算システム名	保健福祉業務システム	老人保健システム・保険所得管理システム	保険所得管理システム	Newlife/LIFEシステム(老人保健)		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地を有する者 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 42,400人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 4,300人) (一般 = 38,100人) ○医療給付費の支出額 = 28,040,441千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 55,111円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 17,958,305千円 (国)医療費負担金 6,719,590千円 (県)医療費負担金 1,679,388千円 損害賠償返還金 5,000千円 医療給付費返納金 300千円 合計 26,362,583千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (市)医療給付費繰入金 1,677,858千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費(本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療費支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする。)として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者。 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割をそれ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 1,788人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 125人) (一般 = 1,663人)</p> <p>○医療費の支出額 = 1,151,738千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 53,679円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 694,879千円 (国)医療費負担金 304,569千円 (県)医療費負担金 76,142千円 損害賠償返還金 1千円 医療給付費返納金 2千円 その他 3千円 合計 1,075,596千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (市)医療給付費繰入金 76,142千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費(本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする)として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割をそれ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 2,818人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 174人) (一般 = 2,644人)</p> <p>○医療費の支出額 = 1,765,609千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 52,212円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 1,094,266千円 (国)医療費負担金 447,563千円 (県)医療費負担金 111,890千円 損害賠償返還金 5千円 医療給付費返納金 5千円 その他 15千円 合計 1,653,744千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (市)医療給付費繰入金 111,890千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地を有する者 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 1,184人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 76人) (一般 = 1,108人)</p> <p>○医療給付費の支出額 = 749,472千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 52,750円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 471,506千円 (国)医療費負担金 185,312千円 (県)医療費負担金 46,329千円 合計 703,147千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 46,328千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 老人保健医療給付費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得・給付データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) ・償還払い ・高額医療費の支給 ・統計 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 老人保健医療審査支払手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	139,308千円	5,254千円	7,598千円	3,477千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	137,139千円	5,196千円	7,368千円	3,389千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約1,270,000件 ○審査支払手数料の支出額=139,308千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約1,242,000件 136,078千円 支払基金交付金対象外分 約28,000件 3,230千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 137,139千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。 なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成16年度分に算入されているためである。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約48,192件 ○審査支払手数料の支出額=5,254千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約47,736件 5,196千円 支払基金交付金対象外分 約 456件 58千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,196千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約69,000件 ○審査支払手数料の支出額=7,598千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約67,000件 7,368千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 7,368千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約31,000件 ○審査支払手数料の支出額=3,477千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約30,250件 3,389千円 支払基金交付金対象外分 約750件 88千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,389千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 22	事務事業名 県立千木良診療所敷地借上料				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	地域医療課	保健推進課		健康福祉課	
歳出予算額（平成16年度）				503千円	
根拠法令等					
会計の種類				一般会計	
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業概要】 県立千木良診療所借地にかかる経費</p> <p>【参考】 ○平成15年度決算額 502千円 ○平成16年度予算額 503千円 ○事業費の内訳 需用費 1 印紙代 1千円 使用料及び賃借料 502 県立千木良診療所敷地借地料 502千円</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,194千円					
根拠法令等	○相模原市社会福祉審議会：社会福祉法第7条第1項、相模原市社会福祉審議会条例 ○身体障害者福祉専門分科会：社会福祉法第11条・社会福祉審議会条例第6条 ○審査部会：社会福祉法施行令第3条 社会福祉審議会条例第7条					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者福祉に関する事項等の調査・審議することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>1 身体障害者福祉専門分科会（20名うち11名は臨時委員） ○審議事項 ・障害福祉に関する事項の調査審議 ・身体障害者更生支援施設又は養護施設の事業停止又は廃止する場合の意見</p> <p>2 審査部会（12名） ○審議事項 ・身体障害者の障害程度に関する事項 ・身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に該当しないと認める場合の諮問の実施 ・身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師に関する事項 ・身体障害者手帳交付のための診断書を交付する医師の指定及び取消に関する意見 ・更生医療を担当する医療機関に関する事項 ・更生医療を担当させる医療機関を市長が指定又は取り消す場合の意見 ・指定更生医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見</p> <p>○開催回数 ・定例会 年3回開催（6、10、2月） ・審査会 年24回開催（月2回）</p> <p>【参考】 ○身体障害者福祉専門分科会：20名うち11名は臨時委員 日額報酬12,600円 ○審査部会：12名 日額報酬19,000円 ○身体障害者手帳交付件数（平成15年度） ・新規交付件数：1,601件/年 ・紛失等再交付件数：320件/年 ○身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師の指定：40件（平成16年度） ○更生医療を担当させる医療機関（指定更生医療機関）の指定等（平成15年度） ・指定：0件 ・変更：4件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 10	事務事業名 社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,049千円	4,699千円	863千円	808千円		
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	相模湖町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 日常生活（在宅）において、財産の保全または管理が困難な意思能力のある障害者及び高齢者の権利を擁護し、居宅生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○実施主体：（福）相模原市社会福祉協議会 ○実施内容 （1）財産保全サービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産の権利証等を金融機関の貸し金庫を利用して保管する。 （2）財産管理サービス 日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金の支払の代行等を行う。 （3）権利擁護相談 弁護士による権利擁護相談等 （4）利用支援サービス 福祉サービスに関する情報提供、手続の援助及び利用料の支払（代行、代理等）苦情解決制度の利用援助等を行う。</p> <p>【参考】 ＜対応＞ ○専門員：3名○生活支援員：4名 ○権利擁護相談員：1名 ＜賃金・報償費（平成16年度）＞ ○専門員：3名（賃金@174,500円×延べ36月＝6,282,000円） ○生活支援員：4名（賃金@840円×6時間×500日＝2,520,000円） ※審査会委員等報償費 ○審査会委員謝礼（@12,600円×4回×4人＝201,600円） ○顧問弁護士謝礼（@30,000円×12月×1人＝360,000円） ○権利擁護相談員謝礼（@25,000円×12月×1人＝300,000円） ＜契約状況＞ ○平成16年度予算見込み ※（ ）内障害者数再掲 ・保全サービス：55（26）件 ・管理サービス：55（23）件 ・利用支援サービス：24（10）件 ・弁護士による権利擁護相談：18件</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類当預かりサービス</p> <p>【対象】 1. 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等であること（但し、障害者手帳の有無に関わらない） 2. 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことができない。 3. 契約締結能力（契約締結能力ガイドラインによる）がある。</p> <p>【実施方法】 実施主体：城山町社会福祉協議会</p> <p>【参考】 「対応」 ○専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 ○生活支援員（非常勤職員）1名 「賃金・報償費（平成16年度）」 ○専門員1名（人件費：5741千円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 ○実施主体（福）津久井町社会福祉協議会 ○実施開始 平成11年10月から ○実施内容 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類等預かりサービス ・権利擁護相談（平成16年6月より実施） 弁護士による権利擁護相談等</p> <p>【参考】 「対応」 ○専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 ○生活支援員（非常勤職員）4名 ○平成16年度予算見込み ①福祉サービス利用援助：5件 ②日常的金銭管理サービス：5件 ③書類等預かりサービス：2件 ④弁護士による権利擁護相談：3件 ○生活支援員：4名（賃金@13,000円×4名×12月＝624,000円） ※審査会委員等報償費 ○審査会委員謝礼（@15,000円×2回×4人＝120,000円） ○顧問弁護士謝礼（@25,000円×10月×1人＝250,000円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理、預貯金、通帳や各種証書等の重要書類の預かり保管などの支援を通じて、高齢者、障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 （1）利用支援・金銭管理サービス 福祉サービスに関する情報提供・助言、手続きの援助及び契約の同行、代理等や苦情解決制度の利用手続き支援また、日常生活に必要な金銭の出し入れや、手続きの援助及び利用料、公共料金等の支払い代行を行なう。 （2）書類等預かりサービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産権利書等各種証券などを金融機関の貸し金庫を利用して保管する。</p> <p>【対象】 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者などで判断能力が不十分な方や金銭の管理に困っている方が対象になります。</p> <p>【実施主体】 神奈川県社会福祉協議会 国、県からの委託金を受け、町から1/3の補助を貰い事業運営を行なっている。</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 専門員（社会福祉協議会兼務職員）1名 生活支援員（非常勤職員等）5名 ①書類等預かりサービス 7件 ②利用支援・金銭管理サービス 8件 ※平成16年6月9日現在契約数①平成16年延べ相談訪問回数 相談236回 訪問174回</p>	【課題】 県、市、町社会福祉協議会との事業調整	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>○生活支援員1名(賃金@920円×6時間×168日=927,360円)</p> <p>○審査委員会謝礼(@15000円×4回×5名=300,000円)</p> <p>○権利擁護相談弁護士謝礼(25,000円)「契約状況」</p> <p>平成16年度予算見込み</p> <p>①福祉サービス利用援助 : 5件</p> <p>②日常的金銭管理サービス : 5件</p> <p>③書類等預かりサービス : 2件</p> <p>弁護士による権利擁護相談 : 3件</p>	<p><契約状況></p> <p>○平成16年度予算見込み</p> <p>※()内障害者数再掲</p> <p>・保全サービス : 8(2)件</p> <p>・管理サービス : 18(7)件</p> <p>・利用支援サービス : 18(6)件</p> <p>・弁護士による権利擁護相談 : 10回</p>	<p>【賃金・報酬費等事業費内訳】</p> <p>生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日/年=1,750,000円</p> <p>②交通費 300円/日×250日/年 =75,000円</p> <p>③労働保険1,825,000円×10.5/1,000=19,162円</p> <p>④生活支援員 800円/時間×6時間/日×52週/年×3名=748,800円</p> <p>⑤交通費 300円/日×52週/年×3名 = 46,800円</p> <p>⑥労働保険 748,800円×5.5/1,000= 4,118円</p> <p>⑦旅費交通費 45,600円(1,900円×2回/月×12ヶ月)</p> <p>⑧消耗品42,763円(ファイルFD、契約書資料等)</p> <p>⑨審査委員会費用弁償 小計 345,000円 ※弁護士30,000円×6回/年÷2町=90,000円</p> <p>医師 25,000円×6回/年÷2町=75,000円</p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者 20,000円/回×6回×3名÷2町= 180,000円</p> <p>⑩事業保険 98,000円</p> <p>⑪貸金庫費 50,000円</p> <p>⑫手数料 50,000円</p> <p>※上記予算の内808,000円を町から活動助成金として頂いています。</p> <p>①生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日/年=1,750,000円</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 福祉バス提供事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	6,720千円					
根拠法令等	相模原市福祉バス提供事業実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するバスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：福祉団体等（身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者等） ○実施方法：利用団体の申請に基づいて提供する。（1回につき2日間を限度とする。） ○利用者負担：無料</p> <p>【参考】 ○提供団体数（平成16年度予算）17団体 <障害者団体> （身体障害者関係） ・相模原市身体障害者連合会 ・相模原市肢体障害者協会 ・相模原市視力障害者協会 ・相模原市聴覚障害者協会 ・相模原市車いす友の会 ・相模原市肢体不自由児者父母の会 ・相模原市傷痍軍人会 ・相模原市腎友会 ・生きる会（脳性マヒ者） （知的障害者関係） ・（社）相模原市手をつなぐ育成会 ・あじさい・青年学級（知的当事者） ・やまびこ会（相模原市自閉症児・者親の会） （精神障害者関係） ・みどり会（相模原市精神障害者家族会） （障害その他） ・相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 （その他） ・相模原市戦没者遺族会 ・相模原市原爆被災者の会 ・相模原市母子寡婦福祉協議会 ○バス台数：日帰り36台、宿泊14台 計50台</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 障害者福祉団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,216千円	244千円	327千円	100千円		
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算執行に関する規則	相模湖町福祉活動補助金交付要綱		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：市内福祉団体10団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体（10団体） ①市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 ②みどり会（市精神障害者家族会） 135千円 ③市身体障害者連合会 405千円 ④市傷痍軍人会 135千円 ⑤市肢体不自由児者父母の会 135千円 ⑥市腎友会 135千円 ⑦市失語症友の会 180千円 ⑧市手をつなぐ育成会 135千円 ⑨市自閉症児・者父母の会 135千円 ⑩市障害者地域作業所等連絡協議会（福祉ショップ含む） 1,596千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：町内福祉団体3団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体（3団体） ①町身体障害者福祉会 168千円 ②町肢体不自由児父母の会 48千円 ③町めばえ会 28千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：町内福祉団体2団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体（3団体） ①町身体障害者福祉会 219千円 ②町肢体不自由児父母の会 54千円 ③町のぞみの会 54千円</p>	<p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金交付する。</p> <p>【内容】 ○対象：町内福祉団体1団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体（1団体） ①相模湖町身体障害者福祉会 100千円</p>	<p>【課題】 ・補助額の相違 相模原市：135千円～405千円/1団体 城山町：48千円～168千円/1団体 津久井町：54千円～219千円/1団体 相模湖町：100千円/1団体</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 支援費制度経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,601千円	434千円	344千円	268千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）	支援費支払システム	支援費支払システム	支援費支払システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年16回） ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県）7% ※平成16年4月1日現在市人口：620,599人 <平成16年度予算> ○旅費 106千円 ○需用費 186千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）90千円 ○委託料 189千円 ○負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）5,030千円（一般事務費） ○委託料（支援費システム保守委託料）2,100千円 ○システム開発委託料（データクリーニング処理）4,016千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年12回） ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入</p> <p>【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 <平成16年度予算> ○旅費 21千円 ○需用費 61千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）92千円 ○委託料 173千円 ○使用料及び賃借料 87千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県）0.3% ※平成16年4月1日現在町人口：29,268人 <平成16年度予算> ○旅費 20千円 ○需用費 11千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）113千円 ○委託料 220千円（かながわ支援費システム運営委託料）</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 ※平成16年4月1日現在市人口：10,357人 <平成16年度予算> ○旅費 18千円 ○需用費 61千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）108千円 ○委託料 0千円 ○負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）78千円 神奈川県身体障害者・知的障害者福祉連絡協議会負担金 3千円</p>	<p>【課題】 決定情報については、各町受給者の証番号の変更を行う必要が生じるため、受給者証の差し替え及び「かながわ支援費支払い総合システム」への情報の再登録処理に配慮する必要がある。事業者情報については、「かながわ支援費支払い総合システム」及びWAN-NETへの情報提供及び調整を早期にはじめておけば、課題はない。ただし、影響のある受給者及び事業者へ変更点に関する十分な周知を行わないと、請求時に混乱を来す恐れがある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 14	事務事業名 障害福祉相談員設置事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	705千円					
根拠法令等	身体障害者福祉法第12条の3・知的障害者福祉法第15条の2・相模原市障害福祉相談員設置要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に対する支援思想の普及など、障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○員数：身体障害者相談員17名（身体障害者本人） 知的障害者相談員 9名（保護者） 計26名 ※資格：原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者当事者又は知的障害者の保護者 ○活動：主に、電話での相談（全員ボランティア保険に加入） ○報告：半年に一度、市に活動報告を行う ○手当：月額2千円を半年毎に支給 ○研修：年1回実施</p> <p>【参考】 ○相談員謝礼 2千円/月額 ○研修講師謝礼 60千円 ○ボランティア保険 600円/一人あたり年</p> <p>※障害種別相談員数 ・肢体不自由：10人 ・聴覚障害：2人 ・視覚障害：2人 ・腎臓機能障害：3人 ・知的障害：9人</p> <p>※障害者数（障害種別：平成16年4月現在） ・肢体不自由：7,320人 ・聴覚障害：1,081人 ・視覚障害：999人 ・腎臓機能障害：1,076人 ・知的障害：2,456人</p>			該当なし	該当なし	該当なし
					【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 身体障害者福祉バス（あじさい号）運行事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	38,502千円					
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市身体障害者用福祉バスあじさい号運行事業要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,448千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 車イス等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者：歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用している者 →市内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 ・上記者の介護人 ○利用の範囲 ①病院への通院、入退院等 ②福祉施設への通所、入退所 ③福祉団体等が主催する事業 ④公共機関での手続き ⑤買い物等 ○台数：リフト付車両4台 (大型2台、小型2台) ○運行内容 日時：月～金…9：00～16：30 土…9：00～11：30 範囲：原則として、市内及び隣接市町 ○利用者負担：無料 ○実施方法：市社会福祉協議会に委託 ※特定財源：国庫補助金(2/3) →身体障害者福祉費補助金 1,448千円</p> <p>【参考】 ○対象者数：市内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者：約2,900人 ○利用者負担：無料 ○台数：リフト付車両4台 (大型2台、小型2台) ※平成15年度実績 ・申込件数5,691件 7,922人 (障害者5,068人、介護者2,854人) ・内容(医療6,620人、買い物16人、行事会議772人、ショートステイ41人、公的手続38人、その他施設204人、その他231人)</p>	<p>(城山町移送サービス事業) ※事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャップ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。 【対象者】 (1) おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者 【利用範囲】 (1) 病氣治療（通院治療、入退院） (2) 福祉施設への通所、入退所 (3) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき。 (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき 【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村 町内 片道200円 町外5キロ未満 片道250円 町外5～10キロ未満 片道300円 町外10～15キロ未満 片道400円 町外15～20キロ未満 片道500円 町外20～25キロ未満 片道600円 その他 片道700円</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 7632千円 補助金 3429千円 利用者負担金 646千円</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1196回 平成15年度 1596回</p>	<p>(津久井町移送サービス事業) ※事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャップ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託 【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1) 身体障害者の手帳交付を受けている者 (2) 介護保険による要介護者及び要支援者 (3) 前項に準ずる者で町長が認めた者 【利用の範囲】 (1) 医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2) 福祉施設への入退所時。 (3) 官公庁への事務手続き (4) その他町長が必要と認めたとき 【運行範囲】 原則として30キロ圏内 【利用状況】 平成12年度 6728回 平成13年度 6843回 平成14年度 7887回 平成15年度 8554回 【参考】 ○町内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 対象者：218人</p>	<p>(相模湖町ハンディキャブ（リフト付）運行事業) ※事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者・心身障害児者等 【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円 【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。 【利用状況】 平成15年度 町内 952回 町外 1,377回 【平成16年度予算】 事業委託料 1,799千円 ☆特定財源 県補助金 千円</p>	<p>【課題】 ・対象者の相違 3町は、高齢者及び内部障害者を対象 ・対象となる障害の程度の相違がある</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 対象者は、市制度を基本とするが、3町で対象としている内部障害者等の取扱いについては、3年を目途に検討を進める。なお、高齢者は、高齢者福祉で別途調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 障害児者入浴サービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	30,413千円	5,841千円	11,989千円	1,532千円		
根拠法令等	(国)相模原市障害者入浴サービス事業運営要綱・相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱		津久井町入浴サービス事業実施要綱		相模湖町在宅障害者訪問入浴サービス事業実施要綱	
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	15,206千円	791千円	1,752千円	1,267千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅において入浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供し健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象：市内に居住する重度障害者（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2）で、家庭において入浴が困難な方（介護保険対象者を除く） ○実施方法：民間業者に委託 ※特定財源：国庫補助金（1/2） 障害者入浴サービス事業補助金 15,206千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度利用状況（見込） ・登録者人数・・・48人 ・延回数・・・・・・2,433回 ○利用者負担：無料</p>	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者及び重度心身障害者に対し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを行うことにより、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に居住するねたきり老人等で次の各号に該当する者 (1) 自力で入浴することが困難でかつ、家庭では入浴させることが困難な者 (2) このサービスを受けることについて、家族の同意と医師の承認を受けている者</p> <p>【内容】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成16年度予算 委託料 5841千円 ※特定財源：利用者負担額 791千円</p> <p>平成16年度 利用状況（見込み） 登録者 11人</p>	<p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者及び重度心身障害者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1) 訪問入浴サービス（入浴車両を利用） 対象：町内に居住する重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2）、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方 ○実施方法：津久井町社会福祉協議会に委託 ○利用者負担：1回 1,250円 *生活保護世帯 なし ○事業費：1,989千円 ※特定財源： 障害者入浴サービス事業補助金 472千円 国庫補助金（1/2） 県補助金（1/4） 236千円 利用者負担金 180千円</p> <p>(2) 施設入浴サービス（福祉施設を利用） 対象：町内に居住する要介護者及び重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2）、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方（介護保険サービス優先） ○実施方法：津久井町社会福祉協議会に委託 ○利用者負担：1回 1,250円 *生活保護世帯 なし ○事業費：10,001千円 ※特定財源：利用者負担金 864千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度利用状況（見込） (訪問)・登録者人数・・・3人 ・延回数・・・・・・126回 (施設)・登録者人数・・・18人 ・延回数・・・・・・756回 ○利用者負担：1,250円</p>	<p>【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象：町内に居住する重度障害者（身体障害者手帳1・2級）で、自力で入浴することが困難なもの（家庭の同意及び医師の承認を受けている者） ○実施方法：社会福祉協議会に委託 ※特定財源：国庫補助金（1/2） 障害者入浴サービス事業補助金 780千円 県費補助金（1/4） 487千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度利用状況（見込） ・登録者人数・・・3人 ・延回数・・・・・・156回 ○利用者負担：無料</p>	<p>【課題】 委託先の調整、対象者（障害者・高齢者）の調整</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 委託先については、地域性なども踏まえ、3年を目途に検討を進める。 なお、高齢者については、高齢者福祉で別途調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 重症心身障害児者通園事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	18,123千円					
根拠法令等	(国)重症心身障害児(者)通園事業実施要綱・相模原市市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	9,061千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通園して、リハビリ訓練等をうけるもの ○対象：市内在住の重症心身障害児者 ○実施方法：社会福祉法人等に委託（福）慈恵療育会に委託 ○利用者負担：給食サービス利用料（食費相当額）等の実費相当額 ※特定財源：国庫補助金（1/2）心身障害児(者)福祉対策費補助金 9,061千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○利用者数 登録者数15名 平成16年度延べ利用者1,200人（見込み） （一日5人×240日） ○重症心身障害児(者)数 ・施設入所者47人 ・入院者 3人 ・在宅者 82人 ※在宅者については、平成16年1月21日現在 他は平成15年4月1日現在</p>	該当なし	該当なし	●該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園事業バンドこあら教室において、重症心身障害児の療育や家庭への支援、相談、助言を行っている。	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	8,923千円	48千円				
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市手話通訳者設置要綱・相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱	(福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者・派遣事業実施要綱・(福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会要約筆記通訳者派遣事業実施要綱				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	3,691千円	0千円				
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	一般市事務				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を養成するとともに、設置、派遣する。</p> <p>【内容】 ＜手話通訳者等養成事業＞ ○対象：手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記員を希望する方（市に登録し活動できる方） ○実施方法：市社会福祉協議会に委託 ＜手話通訳者設置・派遣事業＞ ○窓口設置：窓口において障害者の相談・手続き等の手話通訳にあたる。（相模原福祉事務所、南福祉事務所） ○派遣：福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。（市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳） ＜要約筆記通訳者派遣事業＞ ○派遣：福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。（市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳） ※特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金3,691千円</p> <p>【参考】 ○実施の根拠：(国)市町村社会参加促進事業実施要綱に基づき実施。（国カリキュラムにそって実施） ＜手話通訳者等養成事業＞ 平成16年度 ○手話奉仕員養成講座（入門課程1講座（35時間）、基礎課程1講座（45時間）） ○手話通訳者養成講座（基本課程1講座（35時間）） ○要約筆記奉仕員養成講座（基本課程1講座（32時間）） ＜手話通訳者設置・派遣事業＞ 平成16年度予算 ○通訳者：4名 ○手話通訳者謝礼（4時間未満：4,000円、4時間以上6時間未満：6,000円、6時間以上：8,000円） ○設置件数：79回</p>	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。</p> <p>【内容】 ＜手話通訳者・要約筆記者派遣事業＞ ○派遣：(福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。（町等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳）</p> <p>【参考】 ＜手話通訳者・要約筆記者派遣事業＞ 平成16年度予算 ○手話通訳者・要約筆記者謝礼（6回）</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 設置・派遣拡大に伴いさらなる手話通訳者、要約筆記通訳者の養成が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○派遣件数：789回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市派遣 4時間未満 643回 <ul style="list-style-type: none"> 4～6時間 33回 6時間以上 17回 ・県派遣 2時間 44回 <ul style="list-style-type: none"> 3時間 19回 4時間 23回 5時間 0回 6時間 3回 7時間 4回 8時間 3回 <p><要約筆記通訳者派遣事業></p> <p>平成16年度</p> <p>○通訳者：23名</p> <p>○要約筆記通訳者謝礼（4時間未満：3,360円、4時間以上6時間未満：5,040円、6時間以上6,720円）</p> <p>○派遣回数：235回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会等派遣 <ul style="list-style-type: none"> 4時間未満 92回 4～6時間 4回 6時間以上 0回 ・個人派遣 <ul style="list-style-type: none"> 4時間未満 115回 4～6時間 13回 6時間以上 11回 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	2,627千円	28千円	0千円	11千円		
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱・	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	882千円	5千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会 →練習会への支援、参加者送迎、参加者贈 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎 ○身体障害者作品展 →看板作成 ○障害者スポーツ講座 →8講座（卓球他） ○障害者ふれあい文化講座 →9講座（陶芸他） ※特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 882千円</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会 ・参加者：3回計191人（平成15年度実績） ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場へ送迎 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎：5人（H15年度実績） ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎</p> <p>(大会バス送迎用バス使用料 →平成16年度予算：11台 884千円)</p> <p>○身体障害者作品展 →看板作成（1回） ○障害者スポーツ講座 →参加者：8講座37回延べ1,225人（H16年度予算）※知的障害者含む ○障害者ふれあい文化講座 →参加者：9講座27回延べ556人（H16年度予算）※知的障害者含む</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>※特定財源：日本赤十字社神奈川県支部 県身体障害者スポーツ大会参加助成金 5千円</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会 ・参加者（陸上競技会）：12人（平成15年度実績） ※選手送迎方法：町マイクロバスにより町内から会場へ送迎</p>	<p>【目的】 身体障害者に対し、各種スポーツ大会への参加支援を行うことにより、健康の維持、体力の増進並びに活発的な精神活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会 →参加者送迎、参加者贈</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会（平成16年度見込） ・参加者：計0回 計0人 現在参加予定者なし ○県身体障害者スポーツ大会（平成15年度実績） ・参加者：計2回 計2人</p> <p>※日本赤十字社神奈川県支部より各市町村選手団宛の助成金5,000円有り</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援（参加者贈）</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：3人（平成16年度実績）</p>	<p>【課題】 作品展、スポーツ講座等については、実施場所・方法等について調整が必要。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	障害福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
20	身体障害児者支援費事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	946,027千円	66,601千円	51,855千円	23,159千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則、相模原市居宅生活支援措置実施要綱	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、津久井町身体障害者福祉に関する規則、津久井町知的障害者福祉に関する規則、津久井町障害児居宅生活支援費支給規則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	465,129千円	49,950千円	40,085千円	17,367千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	障害者システム					
備考1	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）	国50%県25%				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 国庫負担金（5/10）施設福祉対策費負担金（施設入所事業）183,942千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）234,538千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業）46,649千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 109,066千円 →利用回数：12,881回 ○居宅介護事業（知的障害者も含む）461,577千円 （内訳） 居宅440,728千円 児童 20,849千円 ・居宅介護 →利用実人数：470人（身体345人、知的98人、児童27人） 延利用時間：88,225時間 ・移動介護 →利用実人数：1,071人（身体256人、知的566人、児童249人） 延利用時間：67,362時間</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ※ただし、学齢に満たない児童居宅支援にかかる利用者負担額は、一律0円で決定。</p> <p>※特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 28,627千円 居宅介護 国庫補助金（5/10） 県費補助金（2.5/10） 17,126千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 105千円 デイサービス事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 4,092千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 5,456千円 →利用回数：779回</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 （施設入所事業） 身体障害者保護費国庫負担金（1/2） 20,490千円 身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金（1/4） 11,411千円 （居宅介護事業・短期入所事業） 国）在宅福祉事業費補助金（1/2） 5,436千円 県）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（1/4） 2,718千円 （デイサービス事業） 現在利用なし</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） ○居宅介護事業（知的障害者も含む） 10,210千円 （内訳）居宅 10,047千円 児童 163千円 ・居宅介護 →利用実人数 21人（身体20人、知的1人、児童0人）</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業）8,528千円 県費負担金（1/4）施設訓練等支援費負担金（施設入所事業）4,264千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）3,050千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金 （居宅介護事業・短期入所事業）1,525千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業）0千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金 （デイサービス事業）0千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 0千円 →利用回数：0回 ○居宅介護事業（知的障害者も含む） 3,705千円 （内訳） 居宅3,705千円 児童 0千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 身体障害児者支援費事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○施設入所事業 367,884千円 →延人数：1,368人（施設数25）</p> <p>○短期入所事業 7,500千円 →利用実人数：42人延利用日数：916日</p>	<p>○居宅介護・移動介護（知的障害者も含む） 22,835千円 利用実人数25人 延利用時間：9,000時間</p> <p>○施設支援事業 38,170千円 →延人数：132人月（施設数9）</p> <p>○短期入所事業 140千円 →利用人数：身体2人（延利用日数：10日）、児童2人（延利用日数：10日）</p>	<p>延利用時間：2,820時間 ・移動介護 →利用実人数：8人（身体6人） 延利用時間：393時間</p> <p>○施設入所事業 40,982千円 →延人数：132人（施設数7ヶ所）</p> <p>○短期入所事業 666千円 →利用実人数：3人延利用日数：80日</p>	<p>・居宅介護 →利用実人数：2人（身体2人、知的0人、児童0人） 延利用時間：1,428時間</p> <p>・移動介護 →利用実人数：0人（身体0人、知的0人、児童0人） 延利用時間：0時間</p> <p>○施設入所事業 17,057千円 →延人数：48人（施設数3）</p> <p>○短期入所事業 2,397千円 →利用実人数：3人延利用日数：288日</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	278,753千円	11,041千円	8,964千円	3,980千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模原市重度身体障害児者日常生活用具給付等実施要綱、相模原市点字図書給付事業実施要綱、相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱		身体障害者福祉法、児童福祉法、 (県)身体障害者援護費負担金交付要綱、 (町)津久井町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱、 (町)町補装具費用自己負担金交付要綱		身体障害者福祉法、児童福祉法、相模湖町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱、相模湖町身体障害者補装具費用自己負担金交付要綱	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	117,046千円	7,620千円	5,497千円	2,330千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ＜身体障害者日常生活用具給付（国）＞ 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 ＜身体障害者補装具給付（国）＞ 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 ＜身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）＞ 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 ＜身体障害者日常生活用具給付（国）＞ ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目、市制度2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 ＜身体障害者補装具給付（国）＞ ○対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 ＜身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）＞ ○対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目、市単独2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 ※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源：国庫補助金（1/2）日常生活用具給付等事業補助金23,759千円、難病患者等居宅生活支援事業補助金406千円 ・国庫負担金（5/10）身体障害者福祉費負担金58,428千円 身体障害児福祉費負担金34,453千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p>	<p>【目的】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 ＜身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）＞ 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目 ○費用負担：国の費用負担基準有 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ ○対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 ＜身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 ○費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 ※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 身体障害児援護費負担金 2,970千円 972千円</p>	<p>【目的】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 ＜身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）＞ 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目 ○費用負担：国の費用負担基準有 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ ○対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 ＜身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 ○費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 ※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金（1/2） 身体障害者補装具交付費負担金 身体障害児補装具交付負担金 2,500千円 600千円</p>	<p>【目的】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 ＜身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）＞ 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 ＜身体障害者日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目 ○費用負担：国の費用負担基準有 ＜身体障害者補装具給付（国・県）＞ ○対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 ＜身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）＞ ○対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 ○費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 ※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 853千円 身体障害児援護費負担金 461千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 21	事務事業名 身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>※平成16年度予算見込み () は市単 <身体障害者日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：567件 (22件) ○自己負担金補給額：2,937,216円</p> <p><身体障害者補装具給付 (国)> ○給付件数：7,848件 (交付6,721件、修理1,127件) ○自己負担金補給額：24,692,150円</p> <p><身体障害児補装具・日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：3,000件 (補装具2,931件、日常生活用具69件) ○自己負担金補給額：8,266,235円</p>	<p>○県負担金 (1/4) 身体障害者支援費負担金 1,485千円 身体障害児言語事業費負担金 486千円</p> <p>○県補助金 (3/4) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 1,707千円</p> <p>【参考】</p> <p>※平成16年度予算見込み <身体障害者日常生活用具給付 (県)> ○給付件数：23件</p> <p><身体障害者補装具給付 (国・県)> ○給付件数：200件 (交付180件、修理20件) ○自己負担金交付額660,000円</p> <p><身体障害児補装具給付 (国・県)> ○給付件数30件 ○自己負担金補給額：216,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付 (県)> ○給付件数：2件</p>	<p>○県負担金 (1/4) 身体障害者補装具交付費負担金 1,250千円 身体障害児補装具交付費負担金 300千円</p> <p>○県補助金 (3/4) 重度身体障害者日常生活用具給付事業補助金 708千円 重度身体障害児日常生活用具給付事業補助金 139千円</p> <p>※障害者システム：なし</p> <p>【参考】</p> <p>■平成16年度予算見込み <身体障害者日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：10件 ○自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害者補装具交付 (国)> ○件数：180件 (交付140件、修理40件) ○自己負担金補給額：1,500,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：3件 ○自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害児補装具交付 (国)> ○件数：35件 (交付30件、修理5件) ○自己負担金補給額：133,500円</p> <p>■平成15年度実績 <身体障害者日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：12件 ○公費負担額：1,508,865円 ○自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害者補装具交付 (国)> ○件数：272件 (交付198件、修理74件) ○公費負担額：5,723,734円 ○自己負担金補給額：1,394,289円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付 (国)> ○給付件数：1件 ○公費負担額：81,900円 ○自己負担金補給額：なし</p>	<p>○県負担金 (1/4) 身体障害者支援費負担金 426千円 身体障害児支援費負担金 326千円</p> <p>○県補助金 (3/4) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 360千円</p> <p>【参考】</p> <p>※平成16年度予算見込み <身体障害者日常生活用具給付 (県)> ○給付件数：4件</p> <p><身体障害者補装具給付 (国・県)> ○給付件数：158件 (交付150件、修理8件) ○自己負担金交付額569,035円</p> <p><身体障害児補装具給付 (国・県)> ○給付件数32件 (交付28件、修理4件) ○自己負担金補給額：307,532円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付 (県)> ○給付件数：3件</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 更生医療給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	33,867千円	467千円	380千円	253千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法第13条の2・相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法第13条の2・	身体障害者福祉法第13条の2・(国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱・(県)身体障害者援護費県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法第13条の2・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	15,086千円	349千円	283千円	187千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム(障害者システム)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など ○費用負担：国の費用負担有だが、市自己負担金補給制度により、自己負担金を全額市が負担</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金 15,086千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ※平成16年度予算 ○給付者数：140人 ○給付延人数：792人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など ○費用負担：国の費用負担有</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金(1/2) 身体障害者保護費負担金 232千円 ○県負担金(1/4) 身体障害者援護費負担金 116千円</p> <p>【参考】 ※平成16年度予算 ○給付者数：4人 ○給付延人数：4人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など ○費用負担：国の費用負担による自己負担あり</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金(5/10)：189千円 ○県負担金(1/4)：94千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 ・給付者数 3人 ・給付延人数 6人 ・県国保連支払手数料 2千円 ・更生医療給付費 378千円 ○平成15年度実績 ・給付者数 2人 ・給付延人数 5人 ・県国保連支払手数料 1千円 ・更生医療給付費 400千円 ○平成14年度実績 ・給付者数 4人 ・給付延人数 11人 ・県国保連支払手数料 1千円 ・更生医療給付費 774千円</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容：指定医療機関へ医療費等の給付 ○費用負担：国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4)</p> <p>【参考】 ※平成16年度予算 ○給付者数：1人 ○給付延人数：1人 ○更生医療審査事務手数料 2千円 ○更生医療費 251千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 障害者手帳交付診断料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	7,412千円	242千円	384千円			
根拠法令等	相模原市身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	津久井町身体障害者手帳交付診断料助成要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ○助成額：限度額4,000円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 ・助成件数1,853件 （身障分1,359件、精障分494件） ○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度：749件 ・平成15年度：927件 ・平成16年度：1,130件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断書料を助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者 ○助成額：限度額4,000円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 ・助成件数60件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。 （知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている）</p> <p>【内容】 ○対象者：町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた者 （精神障害者手帳の診断料に対する助成は行っていない） ○助成額：限度額4,000円 ※障害者システム：なし</p> <p>【参考】 ○平成14年度実績：60件 219千円 ○平成15年度実績：76件 293千円 ○平成16年度予算：96件 384千円</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度：11件 ・平成15年度：18件 ・平成16年度：2件</p>	<p>該当なし（平成16年度より廃止） ○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度：3件 ・平成15年度：10件 ・平成16年度：1件</p>	<p>【課題】 相模湖町の制度廃止（H16）に対する対応</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 住宅設備改善費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	33,148千円	800千円	900千円	400千円		
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、城山町重度障害者住宅設備改良費補助要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、津久井町重度障害者住宅設備改良費補助金交付事業実施要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模湖町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	5,943千円	400千円	500千円	200千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム(障害者システム)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) ②天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) ③環境制御装置の設置(限度額60万円) ④視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) ※特定財源： ○県補助金(1/2、10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金5,943千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込助成人数：120人</p>	<p>【目的】在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) ②天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) ③環境制御装置の設置(限度額60万円) ④視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) ※特定財源： ○県補助金(1/2、10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 400千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込助成人数：2人</p>	<p>【目的】在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) ②天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) ③環境制御装置の設置(限度額60万円) ④視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) ※特定財源： ○県補助金(①1/2、⑤10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 500千円 ※障害者システム：なし</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算(見込) 助成件数：3件 900千円 ○平成15年度助成状況(実績) 助成件数：1件 184千円 ○平成14年度助成状況(実績) 助成件数：0件(事業実績なし)</p>	<p>【目的】在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者：身体障害者手帳1・2・3級+1050以下、知的障害IQ35以下の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり ※特定財源： ○県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金200千円 【参考】 ○平成16年度予算見込助成件数：1件</p>	【課題】なし	【調整方針】合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 25	事務事業名 自動車運転訓練費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	700千円	100千円	100千円			
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱		(町単)津久井町下肢等障害者自動車運転訓練費・補助事業実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	466千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム		特定財源			
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 ○助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の（限度額10万円）を助成する。 ※特定財源： ○国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 466千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 ○平成16年度予算見込 助成件数：7件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進する。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害を有する者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害を有する者 ○助成額：自動車教習所において、技能試験に合格するまで技能教習に直接要する費用の2/3以内の額（限度額10万円）。</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等の障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 ○助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額（限度額10万円）を助成する。 ※特定財源： ○国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 0千円 ※障害者システム：なし 【参考】 ○平成16年度予算見込 助成件数：1件 100千円 ○平成15年度助成状況（実績） 助成件数：0件（事業実績なし） ○平成14年度助成状況（実績） 助成件数：0件（事業実績なし）</p>	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 26	事務事業名 自動車改造費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	1,600千円	100千円	100千円			
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市障害者自動車改造費助成要綱	城山町身体障害者自動車改造費助成要綱	(町単)津久井町重度身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	1,066千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム		特定財源			
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車で操縦操作等（ハンドル・ブレーキ・アクセル等）の一部を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費（限度額10万円） ※特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 1,066千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 助成件数：16件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車の操縦装置等の一部（ハンドル・ブレーキ・アクセル等）を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費（限度額10万円）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車で操縦操作等（ハンドル・ブレーキ・アクセル等）の一部を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費（限度額10万円）</p> <p>※特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 0千円 ※障害者システム：なし</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 助成件数：1件 100千円 ○平成15年度助成状況 助成件数：0件（事業実績なし） ○平成14年度助成状況 助成件数：1件 100千円</p>	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 自動車燃料費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	29,240千円	7,521千円				
根拠法令等	相模原市身体障害者自動車燃料費助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度の肢体又は体幹機能障害者が自己所有で自ら運転する場合の自動車の燃料費の一部を助成し、生活の利便を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1・2級 (6,795人) ・知的障害者A1・A2 (1,259人) ・知能指数35以下と判定された者 (2,498人) ・特定疾患に罹患している者 (1,673人) ・小児特定疾患に罹患している者 (842人) ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 (842人) ○助成額（燃料券） ・自己運転（自己所有）@1,000円×24枚 =24,000円/年 ・家族運転（家族所有）@1,000円×12枚 =12,000円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付タクシー利用料助成との重複受給不可 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・交付者数：1,900人（本人運転470人、家族運転1,430人） ・利用枚数：28,440枚（本人運転11,280枚、家族運転17,160枚）</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1・2・3級 (383人) ・知的障害者A1・A2 (54人) ・特定疾患に罹患している者（16年6月現在把握者数） (22人) ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している者 (1人) ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 (165人) ○助成額（ガソリン券） @600円×72枚=43,200円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付（4、5月に関しては満額を助成）</p> <p>※現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。（タクシー券・バス共通カードは福祉タクシー利用料助成事業内）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・交付者数：270人 ・利用枚数：19,440枚</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・対象者の相違 ・助成額、助成方法（バス共通カード）の取扱い</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条対象者、バス共通カードの配布の取扱いについては、福祉有償運送に係るセダン型等の一般車両を用いる場合の特認認定等それら対象者の移動の確保等条件が整理された時点で相模原市の制度にあわせ、廃止する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 29	事務事業名 障害児者宿泊費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,754千円					
根拠法令等	相模原市障害児者等宿泊費助成					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ②障害者更生相談所・児童相談所で知的障害と判定された者 (①+②=16,514人) ③特定疾患に罹患している者 (2,498人) ④その他市長が認めた者 ⑤①～④の家族等介護者1名 ○助成内容：年度1回1泊分に対し、3,000円の助成</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 利用者数：1,918人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 30	事務事業名 更生訓練費等支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	2,913千円	283千円	76千円	0千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法17条の14・(国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・(県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・(県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・(県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,456千円	212千円	56千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源			
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月（施設種別ごとに異なる） ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回（国基準） →就職支度金@36,000円 ※特定財源：国庫負担金（5/10） 施設福祉対策費負担金1,456千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・受給者延人数：更生訓練330人、通所5,276人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月（施設種別ごとに異なる） ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回（国基準） →就職支度金@36,000円 ※特定財源：県負担金（3/4） 身体障害者更生訓練費給付費等補助金212千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・受給者延人数：更生訓練48人、通所243人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月（施設種別ごとに異なる） ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回（国基準） →就職支度金@36,000円 ※特定財源：県費負担金（3/4） 56千円 ※障害者システム：なし</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象者実人数：2人 ・受給者延人数：更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費：75,600円</p> <p>○平成15年度実績 ・対象者実人数：2人 ・受給者延人数：更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費：75,600円</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月（施設種別ごとに異なる） ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回（国基準） →就職支度金@36,000円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み（該当者なし）</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 32	事務事業名 特別障害者等福祉手当支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	151,022千円					
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	112,683千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の障害者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 ①特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要とする者（国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害者） *障害基礎年金との併給可 ②障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度障害児で日常生活に常時特別の介護を必要とする者（国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害児） ③経過的福祉手当：昭和61年の法改正（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）の際、20歳以上の従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることのできない者（概ね国民年金障害等級の1級に該当する者） ○支給額（月額） ①特別障害者手当：26,620円（旧26,860円）平成15年4月1日から ②障害児福祉手当：14,480円（旧14,610円）平成15年4月1日から ③経過的福祉手当：14,480円（旧14,610円）平成15年4月1日から ○支給方法 5月・8月・11月・2月の支給月に前3ヶ月分を口座振替により支給 ※特定財源：国庫負担金 特別障害者手当等給付費負担金112,683千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ①特別障害者手当：実人数269人 ②障害児福祉手当：実人数292人 ③経過的福祉手当：実人数 78人</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管しているため、当町は該当ありません。</p>	<p>【課題】 支給事務について、県との調整が必要。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 33	事務事業名 在日外国人障害者等福祉給付金支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	2,160千円					
根拠法令等	県外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補・ 助金交付要綱 市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要 綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,080千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者（国籍要件や居住要件により加入できなかった者）で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない者に福祉給付金を支給し、その福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者《共通要件》①～③を全て満たし、《個別要件》①～③の いずれかに該当する者</p> <p>《共通要件》</p> <p>①昭和61年(1986年)3月31日以前から日本に居住している</p> <p>②本市に1年以上、外国人登録又は住民登録している</p> <p>③原則として、公的年金を受給していない</p> <p>《個別要件》</p> <p>①昭和37年(1962年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日前に障害が発生した者</p> <p>②昭和22年(1947年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した者</p> <p>③昭和36年(1961年)4月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した重度又は中度の日本人の障害者で、障害が発生したときに日本国内に住所がなかった者</p> <p>*生活保護の受給と本人の所得額による支給制限有り</p> <p>(重度障害者) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者</p> <p>(中度障害者) 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかに該当する者</p> <p>○支給額 重度障害者：月額36,000円 中度障害者：月額24,000円</p> <p>○支給方法 9月(4月～9月分)と3月(10月～3月分)に口座振替により支給</p> <p>※特定財源：県補助金(1/2) 外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成1,080千円</p> <p>※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <p>○平成16年度予算見込み・実人数：5人(重度5人、中度0人)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】なし	【調整方針】合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 34	事務事業名 身体障害者ケア付住宅設置運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	31,281千円					
根拠法令等	(国)身体障害者自立支援事業実施要綱・ (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱・ 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	13,288千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 介護体制が整い、必要な整備が施された住宅の運営や、これらの住宅を運営する団体への助成を行ない、重度身体障害者の自立生活を支援する。</p> <p>【内容】 ○設置運営基準 ①入居対象者 身辺動作の介助、生活関連動作の援助を必要とし、自立の意欲がある18歳以上の身体障害者 ②入居定員 市制度：概ね5人程度 国制度：5～9、10～14、15～の3区分 ③ケア体制 身辺動作の介助、生活関連動作の援助及び緊急時の対応を図るなどのサービスを安定的に供給する体制を確保する。 ④運営委員会の設置 入居者、指導員、介助者等を構成員とした運営委員会を設ける。 ⑤費用負担 入居者は、飲食費・光熱水費・家賃その他私的な生活費を負担する。</p> <p>○事業内容 ①市制度（運営費補助金） 障害者の住まいを考える会「シャローム」 @95,000×入居者数×月数 ②国制度（委託） (福)県央福祉会3ヶ所 @8,859,000円(予算)×3 ※特定財源：国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金13,288千円</p> <p>【参考】 ①市制度（運営費補助金）：1か所 ②国制度（委託）：3か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 身体障害者ケア付住宅家賃助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,282千円					
根拠法令等	相模原市生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ケア付住宅利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。</p> <p>【内容】 ○交付対象：ケア付住宅運営主体 ○補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費金を含む）とし、入居者が負担する分に充てる ○補助率：1/2※月額120,000円を限度とする。</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 一対象施設：4か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 36	事務事業名 重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,060千円					
根拠法令等	相模原市重症心身障害者等福祉施設整備に係る建・設資金の借入償還金補助金助成要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が重症心身障害者等の施設建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」及び「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 ○助成内容：借入償還金（元金）の1/4を補助金として交付する。</p> <p>・元金分の負担割合 県3/4・市1/4 ・利子分の負担割合 県社会福祉協議会が全額負担 （但し、平成13年度からは県が全額補助）</p> <p>【参考】 ○補助金交付先：1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	66,664千円			33,332千円		
根拠法令等	(県) 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金交付要綱 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金交付要綱			(県) 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金交付要綱		
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	33,332千円			16,666千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源			特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 ○補助対象経費：1基5,000万円を上限額とする ○補助基準額：補助対象経費の1/3（県1/2・市1/2） ※補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3となる。 ※特定財源：県補助金（1/2） 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 33,332千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度整備の内容：2駅（エレベーター4基）</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 ○補助対象経費：1基5,000万円を上限額とする ○補助基準額：補助対象経費の1/3（県1/2・町1/2） ※補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県町1/3、事業者1/3となる。 ※特定財源：県補助金（1/2） 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 16,666千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度整備の内容：1駅（エレベーター2基）</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 39	事務事業名 身体障害者手帳交付事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	371千円		0千円			
根拠法令等	身体障害者福祉法第15条・相模原市身体障害者障害程度認定に関する要綱・相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要綱等	身体障害者福祉法第15条・身体障害者福祉法施行令第1条第3項・身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条	身体障害者福祉法第15条・身体障害者福祉法施行令第1条第3項・身体障害者福祉法施行令第3条第1項		
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・電算システム	一般市事務	一般市事務・電算システム	一般市事務		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）		障害者台帳登録管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【内容】 ○手帳交付の流れ ①手帳交付申請 指定医師の診断書を添えて申請する。（福祉事務所） ②内部審査 市障害福祉課で診断書内容の審査を行う。 ③審査部会審査 内部審査で基準に適合しない場合、市から社会福祉審議会に諮問し、審査委員が審査して結果を市に答申する。 ※診断書に疑義がある場合は、申請者に返戻せず診断書作成医師に内容を照会する。 ④手帳交付等 審査結果に基づき手帳を交付し、却下・返戻の場合は通知をする。 ※約2週間で1サイクルとして事務を実施する。 ただし、紛失等再交付は、約1週間で1サイクルとして実施する。 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○事業経費の内訳（平成16年度予算） 身障手帳交付経費 371千円 （内訳：旅費、需用費等） ○新規交付件数：1,601件/年 ○紛失等再交付件数：320件/年</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>	<p>【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【内容】 ○手帳交付の流れ ①手帳交付申請 指定医師の診断書を添えて申請する。申請書類の記載内容を確認。 ②申請書進達 県総合療育相談センターあて進達する。（年24回） ③手帳受領 県総合療育相談センターより手帳收受。 ④手帳交付等 審査結果に基づき申請者に対して通知を送付。身障福祉制度について説明を行い、手帳を交付。</p> <p>※障害者台帳登録管理システム： 身障更生指導台帳等を電算システム上へ入力し、住民基本台帳と照合して各月毎に更新し、台帳管理をはかるもの。 （身障者の住基上異動の把握、重障医療対象者一覧表の作成、医療証の発行、及び障害者年代・原因・等級別等による対象人数の集計に利用）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 身障手帳交付経費 0千円 ○平成15年度実績 ・身障手帳交付経費 0千円 ・新規交付件数：85件/年 ・紛失等再交付件数：24件/年</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>	<p>【課題】 事務サイクルの見直し</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 40	事務事業名 在宅障害者家庭内作業指導運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,800千円					
根拠法令等	相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業補助金交付要綱 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業実施要領					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内でできる作業を提供し指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、企業等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認めた者 ○実施主体：本企業が適切かつ効果的に行なわれると市長が認めた団体（市から運営費補助） ○利用定員：原則10名以上 Aランク 20名以上 Bランク 15～19名 Cランク 10～14名 ○指導員等：1名以上を配置する。 ○作業内容：作業材料の配布・作業指導・製品の回収・作業意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 ○工 賃：収入から必要経費を控除した額を工賃として支払う。 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度対象数：1（Bランク） ○運営費補助基準額 ・Aランク：5,100千円/年 ・Bランク：4,800千円/年 ・Cランク：4,500千円/年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 41	事務事業名 障害者地域作業所運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	404,608千円	31,537千円	12,271千円	13,085千円		
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、(県)精神障害者地域作業所指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業実施要領	町立障害者地域作業所条例、障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定書、障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に関する協定書	町立障害者地域作業所条例、(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	114,697千円	13,842千円	5,125千円	8,975千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2			0千円			
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、就労することが困難な障害者に対して、作業活動等を通じて、地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 ○対象：知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害等の身体障害、精神障害があり、企業等に就労することが困難な者で市長が適当と認めた者 ○実施主体：本事業が適切かつ効果的に行われると市長が認めた団体 ○利用定員等：定員は原則10名以上とし、概ね週5日以上実施すること。 ・Aランク：20名以上、Bランク：15～19名 ・Cランク：10～14名 ○作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 ※特定財源：県補助金（激減緩和措置、1/2） 障害者地域作業指導事業補助金113,220千円 ・諸収入（障害者地域作業所等運営費負担金）1,477千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 民間 ・作業所数→（身体・知的）：20か所 精神：15か所 ・通所者数→（身体・知的）：295人 精神：218人 ○運営費補助基準額 ・Aランク：10,450千円/年 ・Bランク：9,050千円/年 ・Cランク：8,250千円/年</p>	<p><施設維持管理経費（つくしの家）> 【目的】町立つくしの家の適切な維持管理を図る。 【内容】施設修繕・工事、警備委託、土地借上等 【参考】 ○平成16年度予算見込み 2,572千円 <地域作業所運営委託事業費（つくしの家）> 【目的】就労が困難な在宅障害者に働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 ○作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の取得・生活習慣等の指導を行う。 ○つくしの家運営委員会に運営を委託。（公設民営） ○平成16年度より知的障害者福祉法のデイサービス事業所に認定 【参考】 ○平成16年度予算見込み 委託料総額 26,291千円 (国)在宅福祉事業費補助金(1/2) 9,229千円 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/4) 4,615千円 <地域作業所等補助事業費>※相模原市諸収入に該当 【目的】本町の在宅重度障害者が相模原市所在の障害者地域作業所等（障害者地域活動センター含む）を利用する場合、当該障害者が重度障害者加算対象者であれば、相模原市が当該作業所等に補助金交付を行うため、本町負担分を相模原市に支払うものとし、また、当該作業所等を利用する場合に負担することとなる運営費負担金についても、本町負担分として相模原市に支払うものとする。 【内容】 ○対象：重度障害者加算（1人1月10,000円）、運営費負担金（作業所等補助基本額のうち市町村負担分（1/2）を、当該年度4月1日付けの在籍者数で割る） 【参考】 ○平成16年度予算見込み 民間（重度障害者加算） ・作業所数・通所者数</p>	<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 ○対象：町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 ○実施主体：津久井町障害者地域作業所（竹の子作業所） 民間 ○利用定員等 Bランク：15～19名 ○作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 ※県補助金（1/2） 障害者地域作業指導事業補助金5,125千円 【参考】 ○平成16年度予算見込み 民間 ・作業所数→（身体・知的）：1か所 ・通所者数→（身体・知的）：17人 ○運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年 【平成16年度予算額】 町補助金 10,250千円 (内 重度加算 1,200千円) 通所交通費補助 984千円 施設管理委託 1,037千円 計 12,271千円</p>	<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 ○対象：知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者 ○実施主体：相模湖町障害者地域作業所（マープリングハウス） 民間 ○利用定員等 Cランク：10～14名 ○作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 1自主作業 石鹸づくり・雑巾縫い 2受注作業 製袋作業・プラスチック材作業・シール貼り等 ・工賃 1日 250円程度 ※県補助金（1/2） 障害者地域作業指導事業補助金3,750千円 【参考】 ○平成16年度予算見込み 民間 ・作業所数→（身体・知的）：1か所 ・通所者数→（身体・知的）：13人 ○運営費補助基準額 ・Cランク：8,250千円/年 (やまのべ館) 民間 在宅精神障害者地域作業所 県補助 5,225,000円 町負担分 5,585,000円 計 10,810,000円 (町負担内訳) 4町の人口割・通所者割で算定 城山町 (3人) 617,058円 津久井町 (18人) 2,883,891円 相模湖町 (9人) 1,239,531円 藤野町 (6人) 844,520円 計 (36人) 5,585,000円 通所者交通費助成 やまのべ館 (7人分) 186,000円 かわせみの家 (2人分) 137,000円</p>	<p>【課題】 ・城山町、津久井町の公設民営作業所の取扱い。 ・指定管理者制度の取扱い。</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、平成18年3月までに指定管理者制度に向けた整理を行う。また、城山町、津久井町の地域作業所については、その位置付けや機能、職員体制等について、3年を目途に検討を進める。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 41	事務事業名 障害者地域作業所運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>→1か所・1人（知的） ・活動センター・通所者数 →1か所・1人（知的） （運営費負担金） ・作業所数・通所者数 →2か所・2人（知的・精神） ・活動センター・通所者数 →2か所・2人（知的）</p> <p><精神障害者地域作業指導事業（やまのべ館）> 【目的】 就労することが困難な在宅精神障害者の作業訓練等を実施する団体に対する運営費の補助を実施する。 【内容】 郡内の地域作業所（相模湖町：やまのべ館）への運営費負担金の支出。※本町からの通所者分の負担。 地域作業所の所在地である相模湖町を窓口として、郡4町で人口割20%、通所者割80%により運営費を負担している。 【参考】 ○平成16年度予算見込み 在籍者3人 741千円/年</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 42	事務事業名 障害者小規模通所授産施設運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	15,182千円	13,052千円	1,310千円	318千円		
根拠法令等	(国)知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱・ (国)身体障害者保護費国庫負担金交付要綱・ (国)精神保健費等国庫負担金交付要綱・ 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱	(県)神奈川県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱・ (県)神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	8,326千円	10,701千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源				
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 ○対象：知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害・精神障害等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認める者。 ○設置・運営主体：社会福祉法人または公益法人 ○利用定員等：10～19名 ○施設整備基準：作業室又は作業所・静養室・食堂・洗面所・便器⇒他施設との共同使用可能。 ○職員配置：知的障害者及び身体障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長・生活指導員・作業指導員⇒施設長にあっては生活指導員又は作業指導員と兼務が可。精神障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長1人以上が常勤。施設長にあっては、精神保健福祉士、作業療法士、又は精神障害者社会復帰指導員と兼務が可。 ※特定財源：県補助金（3/4、1/2） 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 8,326千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象施設：1か所 ○補助金 15,182千円 (内訳) ・補助基本額 11,000千円 ・家賃補助額 2,400千円 ・重度加算額 480千円 ・事務費特別加算額 1,150千円 ・県補助金負担分 152千円 ※事務費特別加算は、新規の法人設立の場合のみ当初3年間補助を行う。</p>	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 ○対象：町内において精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人 ○設置・運営主体：社会福祉法人 ○利用定員等：30～40名 ○職員配置：施設長（精神保健福祉士）1名、常勤指導員1名、指導員3名 ※特定財源：県補助金（3/4、1/2）、津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 8,249千円（3/4） 426千円（1/2） 津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 2,026千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象施設：1か所 ○補助金 13,052千円 (内訳) ・補助基本額 11,000千円 ・家賃補助額 1,200千円 ・県補助金負担分 852千円</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 43	事務事業名 障害者地域活動センター設置運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	114,360千円					
根拠法令等	(県)在宅]障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱・相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法定（法内）施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動（社会参加）の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設退所者等の活動の場として位置付け、施設からの退所を促進する。</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚言語等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めた者。 ○設置・運営主体：社会福祉法人または公益法人 ○利用定員等：Aランク 定員20人以上、基準面積146.0㎡、Bランク 定員15～19人、109.5㎡ ○施設設備基準等：活動室・消火設備・食堂兼休憩室・事務室・便所（男女各1以上）・洗面所⇒他施設との共同使用可 ○職員配置：Aランク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1、Bランク 常勤2 非常勤1・パート1・嘱託医1 ※特定財源：県補助金（激減緩和措置分） 障害者地域活動センター設置運営事業補助金 32,687千円 諸収入（障害者地域作業所等運営費負担金） 1,260千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・通所者数：118人（身障3人、知的113人、精障2人） ・活動センター数：7か所</p>	<p>該当なし ※事務事業41において記載。（相模原市への負担金）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 44	事務事業名 精神障害者地域生活支援センター運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,800千円	2,000千円				
根拠法令等	相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整備等補助金交付要綱	城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要綱				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 ○補助金の内容 ・家賃補助：月額40万円を限度に補助する。 （@400,000×12ヶ月＝4,800,000） ※施設運営経費については国、県により補助されている。 （県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱） （@1,796,660×1.01【加算分】×12ヶ月＝21,775,512） ○補助対象施設 ・名称 地域生活支援センターカミング ・運営主体 NPO法人エヌピーオーかむ ・設置場所 相模原市淵野辺4-15-6ヴィーナス2F ○設置年月日 平成15年6月1日</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象施設：1か所</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図り、精神障害者に対する理解の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○補助金の内容 ・人件費、家賃等（2,000,000） ※郡内における生活支援センターが未設置のため、本町が独自に実施しているもの。 （町単） ○実施主体：城山町 ○運営主体：社会復帰施設を運営する非営利法人（ただし精神保健福祉法による生活支援センターは除く） ○実施場所：社会復帰施設に附置して実施することを原則。 ○利用対象者：原則として町内の精神障害者が対象。 ○事業内容：生活支援プログラム、自立支援プログラム、地域交流プログラム、当事者活動支援</p> <p>○補助対象施設 ・名称：かわせみ生活サポートセンター ・運営主体：社会福祉法人かわせみ会 ・設置場所：城山町原宿2-12-37 ○設置年月日：平成15年4月1日</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象施設：1か所</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・城山町のかわせみサポートセンターは法内施設ではないため、位置付けを含め、運営方法等の検討が必要。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、城山町の施設については、その位置付けについて3年を目途に検討を進める。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 45	事務事業名 知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	880千円					
根拠法令等	(国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県) 知的障害者スポーツ大会実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	33千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県知的障害者スポーツ大会 →参加者送迎、参加者贈等 ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場まで送迎 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎等 ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎 ○本人活動支援 →知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成 <p>※特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費負担金33千円</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県知的障害者スポーツ大会 ・参加者：計396人（平成15年度実績） ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎：3人（H15年度実績） <p>（大会バス送迎用バス使用料 →平成16年度予算：5台 420千円 ※他に自己車両で送迎する施設あり。）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会	障害福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名					
46	知的障害児者支援費事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,978,019千円	86,513千円	128,224千円	47,884千円		
根拠法令等	知的障害者福祉法・児童福祉法・知的障害者・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則・知的障害者・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則・相模原市居宅生活支援措置実施要綱	知的障害者福祉法、児童福祉法・知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法施行細則	知的障害者福祉法、児童福祉法・津久井町知的障害者福祉に関する規則・津久井町障害児居宅生活支援支給規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	969,804千円	64,884千円	97,072千円	35,910千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源		特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1		国50%県25%				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源：国庫負担金（5/10） 施設福祉対策費負担金（施設入所事業）794,095千円 ・国庫補助金（1/2） 在宅福祉事業費補助金（短期入所事業）36,279千円 心身障害児（者）福祉対策費補助金（デイサービス事業・地域生活支援事業・短期入所事業）139,430千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 87,544千円 →利用回数：14,694回 ○施設入所事業 1,588,190千円 →延人数：7,836人（施設数83） ○短期入所事業 97,204千円 →利用人数：知的336人（延利用日数：9,002日）、児童171人（延利用日数：2,503日）</p>	<p>【目的】知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ※ただし、知的障害者デイサービス支援費及び年齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 ※特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 57,802千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 1,722千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 5,360千円 【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 4,403千円 →利用回数：677回 ○施設支援事業 77,070千円 →延人数：336人月（施設数16） ○短期入所事業 2,296千円 →利用人数：知的16人（延利用日数：298日）、児童10人（延利用日数：110日）</p>	<p>【目的】知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ※ただし、知的障害者デイサービス支援費及び年齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 ※特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10）58,302千円 県費負担金（5/10）30,549千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2）1,867千円 ・県費補助金（1/4）933千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2）2,960千円 ・県費補助金（1/4）2,461千円 【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 1,684千円 →利用回数：276回 ○施設支援事業 116,606千円 →延人数：528人月（施設数25ヶ所） ○短期入所事業 3,734千円 →利用人数：知的12人（延利用日数：492日）、児童8人（延利用日数：110日）</p>	<p>【目的】知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 31,378千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 208千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 4,324千円 【参考】 （平成16年度予算） ○デイサービス事業 0千円 →利用回数：0回 ○施設支援事業 4,324千円 →延人数：192人月（施設数10） ○短期入所事業 279千円 →利用人数：知的1人（延利用日数：60日）、児童0人（延利用日数：0日）</p>	【課題】なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号 46	事務事業名 知的障害児者支援費事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	○地域生活援助（グループホーム）事業 205,081千円 →ホーム数：40（市内27、市外13） 延人数：1,632人（市内1,452人、市外180人）	30日 ○地域生活援助（グループホーム）事業 2,744千円 →ホーム数：2（町外2） 延人数：24人（町外24人）	○地域生活援助（グループホーム）事業 6,200千円 →ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人）	○地域生活援助（グループホーム）事業 5,766千円 →ホーム数：4（町外4） 延人数：48人（町外48人）		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 47	事務事業名 生活ホーム等設置運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	132,550千円	3,456千円	6,912千円	1,184千円		
根拠法令等	(国)知的障害者通所療養及び福祉ホーム設置運営・要綱、相模原市民間知的障害者福祉ホーム運営費・取扱要領、市知的障害者生活ホーム設置運営要綱、同設置・改修費補助金交付要綱、市精神障害者グループホーム等設置運営費助成要綱他・	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱・町精神障害者グループホーム設置運営費助成要綱	精神保健等国庫負担(補助)交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱・町精神障害者地域生活援助事業運営要綱・町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	44,296千円	0千円	6,213千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務・特定財源	一般市事務・特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グループホーム・福祉ホーム」の運営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。</p> <p>【内容】 ○概要： <知的障害者運営費(一人あたり月額)> ・生活ホーム 重度130,480円 一般95,000円 ・グループホーム 重度130,480円 一般95,000円 (支援費単価との差額を助成) ・福祉ホーム 48,000円 (慈仁舎に運営事業を委託) ・グループホーム設置費500,000円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) ・福祉ホーム 48,000円 (県基準単価) グループホーム設置費 500,000円 ※特定財源：国庫補助金(1/2) 知的障害者地域生活援助事業補助金2,844千円 ・県補助金(1/2・10/10) 生活ホーム等設置運営費補助金41,452千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み (福祉ホーム運営) 知的：2か所(延人数192)、精神：1か所(延人数12人) (生活ホーム・グループホーム運営) 知的生活ホーム：10か所(延人数462人)、精神グループホーム：14か所(636人) ※か所数には市外含む。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 ○概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) ※特定財源：国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム：1か所(延人数36人) ※か所数は町内のみ。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 ○概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) ※特定財源：国庫補助金 1/2</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み 精神障害者グループホーム 1ヶ所(延人数72人)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 ○概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) ※特定財源：国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム：1か所(延人数12人)</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 48	事務事業名 生活ホーム等家賃助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	40,532千円	315千円	228千円			
根拠法令等	相模原市市知的障害者生活ホーム等家賃助成事業・補助金交付要綱	町精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金・交付要綱	津久井町精神障害者地域生活援助事業補助金交付・要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活ホーム及びグループホームの市民利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象：生活ホーム、グループホームの運営主体 ○補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。 ○補助率 （月額家賃（限度額240,000円）×1/2×（市民利用者数－生活保護受給者数／定員数）＋生活保護住宅扶助を超えた額×対象者数）×月数 ※生活保護受給者の住宅扶助（46,000円）を超えた負担については、その差額を市単で家賃助成している。</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・施設数：46か所 ・市民利用者数：199人 ・生活保護受給者数：30人 ・定員：226人</p>	<p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象：精神障害者グループホームの運営主体 ○補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。 ○補助率 （月額家賃（限度額100,000円）×1/2×（町民利用者数／定員数）×月数 ※生活保護受給者も家賃助成している。</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・施設数：1か所 ・町民利用者数：3人（延36人） ・定員：4人（延48人）</p>	<p>【目的】 グループホームの入居者が集会室として利用するための家賃の運営費を補助することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象：グループホームの運営主体 ○補助対象経費：共通ルームとして使用する家賃に係る賃借料 ○補助額 38,000円（家賃）×12ヶ月×1/2 =228,000円 ※（252,000円限度）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・施設数：1か所</p>	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 49	事務事業名 更生施設等通園・通所者交通費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	48,975千円	545千円	2,430千円	324千円		
根拠法令等	相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要綱	城山町精神障害者地域作業所及び精神障害者小規模通所授産施設交通費助成要綱	(町単)津久井町障害者地域作業所通所交通費・助成要綱・(町単)津久井町精神障害者地域作業所通所・交通費助成要綱	相模湖町精神障害者地域作業所交通費助成要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者：施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者（主：地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぼの家・虹の家・ロシナンテ・第1松が丘園・第2松が丘園） ○対象経費：居所から施設等への通所に要する交通費（バス及び鉄道の当該区間の運賃） ○補助率：1/2 ○算出方法：通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・助成対象者：実人員886人 ・延べ通所者数：9,801人 ・1人当り1か月平均交通費：4,997円</p>	<p>【目的】 在宅精神障害者が精神障害者地域作業所及び精神障害者小規模通所授産施設に通所するための交通費を全額助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・郡内の施設等（やまのべ館・かわせみの家）に通所している精神障害者。 ※生活保護対象者（交通費扶助対象者）及び障害者手帳割引対象者は除く。 ○対象経費 ・居所から施設等への通所に要する交通費。（バス及び鉄道の当該区間の運賃） ○補助率：100%（全額）</p> <p>○算出方法：通所日数×往復交通費</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・助成対象者：実人員7人 ・延べ通所者数：84人 ・1人当り1か月平均交通費：6,488円</p>	<p>【目的】 障害者が郡内の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者： ①町内に住所を有する津久井町地域作業所に通所する障害者（竹の子作業所） ②町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者（かわせみの家、やまのべ館） ○対象経費：居所から施設等への通所に要するバス運賃 ○補助率：1/2 ○算出方法： ①半額（通所日数×往復交通費×1/2） ②全額（通所日数×往復交通費）</p> <p>※障害者システム：なし</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ①通所実人数：18人 984千円 延人数：216人 1人当り1か月平均交通費：9,111円 ②通所実人数：23人 1,455千円 延人数：276人 1人当り1か月平均交通費：5,272円</p>	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者：施設等に通所している精神障害者（主：地域作業所・やまのべ館・かわせみの家） ○対象経費：居所から施設等への通所に要する交通費（バス及び鉄道の当該区間の運賃） ○補助率：全額 ○算出方法：通所日数×往復交通費</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・助成対象者：実人員9人 ・延べ通所者数：2,268人 ・1人当り1か月平均交通費：11,993円</p>	【課題】 補助率の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 50	事務事業名 施設入所医療費等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	34,326千円	2,178千円	1,440千円	511千円		
根拠法令等	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	16,117千円	1,595千円	1,080千円	360千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンラインシステム(障害者システム)					
備考1		知的障害者施設訓練費等支援費国庫(県費)負担				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】(国庫補助事業) 一知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を市が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの (市単独事業：中核市移行事務) 一十愛病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害者入所施設に入所している者 ○対象経費：医療費の自己負担分 十愛病院入所に係る費用 (@49,610円/月) ※特定財源：国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金 16,117千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○医療費審査事務件数 平成16年 7326件 ○医療費延べ件数 平成16年 7326件 ○十愛病院加算(市単) 平成16年 24件</p>	<p>【目的】(国庫負担事業) 一知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害者入所施設に入所している者 ※特定財源：国庫負担金(5/10) 1,063千円 県費負担金(2.5/10) 532千円</p> <p>【参考】 ○医療費審査事務件数 平成16年 450件 ○医療費延べ件数 平成16年 450件</p>	<p>【目的】(国庫補助事業) 一知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害者入所施設に入所している者 ○対象経費：医療費の自己負担分 ※特定財源：国庫負担金(5/10) 720千円 県費負担金(1/4) 360千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込 ・医療費延件数 400件 ・医療費審査事務手数料 400件 68千円 ・施設入所者医療費 1,440千円 ○平成15年度実績 ・実績延件数 368件 ・医療費審査事務手数料 368件 41千円 ・施設入所者医療費 1,412千円 ○知的障害者事務の事務委譲に伴い、平成15年度より実施</p>	<p>【目的】(国庫補助事業) 一知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 ○対象者：知的障害者入所施設に入所している者 ○対象経費：医療費の自己負担分 ※特定財源：国庫負担金(5/10) 240千円 県費負担金(1/4) 120千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込 ・医療費延件数 14件×12ヶ月=168件 ・医療費審査事務手数料 168件 31千円 ・施設入所者医療費 400千円×12ヶ月=480千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 51	事務事業名 健康診断料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	51千円					
根拠法令等	相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時入所する際に必要となる健康診断書の取得に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者：世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税または均等割りのみ課税の世帯であつて、止むを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難な者。 ○対象経費：診断書作成に必要な診察及び検査に要する費用、ならびに文書代。 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・助成件数：3件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 52	事務事業名 障害者福祉的就労協力事業所奨励事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	9,390千円	90千円				
根拠法令等	相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱	城山町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1		県在宅福祉対策推進事業補助金（補助率50%）				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者：一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） ○事業主体：市長が指定する協力事業所 ○奨励金：対象者1人あたり30,000円/月（協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象事業所数：23事業所 （対象者28人 延べ人数313人）</p>	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者：一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） ○事業主体：市町村長が指定する協力事業所 ○奨励金：対象者1人あたり30,000円/月（協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象事業所数：1事業所 （対象者1人 延べ人数3人）</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 53	事務事業名 障害者地域作業所等健康診断事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	2,444千円					
根拠法令等	相模原市地域作業所等健康診断事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発見や健康の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診事業に対し助成を行なう。 ○補助対象額：受診料の実費（一人当たり限度額6,000円） ○補助率 2/3</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・施設数56か所、対象人数611人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 54	事務事業名 障害者一時ケア事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	27,539千円					
根拠法令等	相模原市市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者の保護者や家族等が地域活動、通院及び休養等のために、家庭内での介護が困難となった場合に、障害児者を一時的に介護する「障害者一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交付することにより、障害児者のいる家庭を支援する。</p> <p>【内容】 ○事業実施施設 ＜施設名＞ 一時ケアもみの木ホーム（デイケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 一時ケアもみの木ホーム（ナイトケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 ふれあいデイホーム（デイケア） 運営主体（福）市社会福祉協議会 ヘルピングハンズ（デイケア） 運営主体（福）すずらの会 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・対象施設：4施設 ・延利用者数：4,934名</p>	<p>該当なし ※ 平成17年度→「あり方検討会」の設置・検討 平成18年度→一時ケア事業の本格実施</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 56	事務事業名 障害福祉施設運営費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	231,082千円					
根拠法令等	相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を図る。</p> <p>【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を促進し、サービス水準の維持・向上を目的に、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>○対象：相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設（人件費等の経費について補助）</p> <p>【参考】 ○平成16年度補助対象数 ・知的障害者更生施設等53施設 ・身体障害者授産施設等13施設 ○利用者 665名 ○障害福祉施設運営費補助金 231,082千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 県との調整	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 57	事務事業名 知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	30,384千円					
根拠法令等	相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の貸付け及び建設費補助等助成要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、「県社会福祉協議会」及び「市社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 ＜平成16年度着工分以降＞ 借入償還金（元金）の3/4を補助金として交付する。 元金：市3/4、法人1/4 利子：市3/4、法人1/4</p> <p>平成15年度着工案件に限り（中核市移行時） 元金：市4/4 利子：市3/4</p> <p>平成13・14年度着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県3/4、法人1/4</p> <p>平成12年度以前着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県社協4/4</p> <p>【参考】 ○補助金交付先：12か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 58	事務事業名 社会福祉事業団経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	143,403千円					
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市障害者支援センター条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	13,794千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】障害者支援センター松が丘園の運営を「相模原市社会福祉事業団」に委託 <支援部門（公益事業）> ①障害者施設支援事業 地域で生活する障害者の活動の場として大きな役割を果たしている地域作業所等に対して活動の支援を行う。 ②障害者就労援助事業 一般就労が困難な障害者の就労を推進するため、地域就労援助センター事業実施要綱に基づき、在宅の知的障害者等を対象として事業を実施する。 ③障害者自立生活支援事業 障害者が地域で自立した生活が営めるよう基礎的な生活技術や情報の提供を行い具体的な課題の解決方法について支援し、また、夜間の生活援助の場としての重要な役割が期待されている生活ホーム等を育成する。 ④障害者余暇活動支援事業 障害者の地域生活の中で重要な課題となっている余暇について、養護学校卒業後も親や設等の職員に頼らず自立できるよう支援する。 ⑤障害者一時ケア事業 障害者の家族等が通院や冠婚葬祭またはレスパイトを必要とする時障害児者を一時的にケアする。 <施設部門（社会福祉事業）> 知的障害者通所授産施設（第一松が丘園 定員40名）、身体障害者通所授産施設（第二松が丘園 定員20名）の運営 ○利用料金：管理受託者の収入 ※特定財源：国庫補助金（2/3）身体障害者福祉費補助金1,294千円、県補助金（1/2）地域就労援助センター事業補助金12,500千円</p> <p>【参考】 ○平成15年度見込み ・就労の状況：29人（就労援助事業21人、第一松が丘園7人、第二松が丘園1人） ・施設通所の状況：第一松が丘園39人、第二松が丘園20人 ・障害者一時ケア事業の状況：登録者数515人、利用実日数240人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】なし	【調整方針】3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 59	事務事業名 障害児検討委員会運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	1,122千円					
根拠法令等	相模原市障害児検討委員会運営要綱			児童福祉法・相模湖町心身障害児通園事業パンダこあら教室運営規定・相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱 等		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を統合的に調整し、円滑かつ効率的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 ○障害児検討委員会での具体的な協議事項 一 保育園、幼稚園での障害児保育（統合保育）の対象、非対象についての協議等</p> <p>【参考】 ○検討委員会委員 医師 3名 歯科医 1名 学識経験者 1名 児童相談所 1名 私立保育園長 1名 私立幼稚園長 1名 市職員 6名</p> <p>○平成15年度協議対象児：84名 ○検討委員会開催回数：4～5回/年</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>「検討委員会」は立ち上げず、児童福祉課内や保育所などの関係機関と連絡を取り合っている。</p>	<p>●検討委員会ではないが、相模湖町心身障害児通園事業ケースカンファレンスを実施</p> <p>【目的】 障害児及び障害が懸念される児童、教育上配慮の必要な児童、情緒的な問題が懸念される児童に関して、適切な療育体制、支援体制が作られるよう関係機関の連携のもと、その処遇や支援体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○ケースカンファレンスでの具体的な協議事項 ・児童に関する療育体制 ・各関係機関の調整、連絡</p> <p>○ケースカンファレンス参加関係機関 相模原児童相談所 CW・心理 県立総合療育相談センター CW 県総合リハビリテーションセンター七沢学園 地域担当 県立津久井やまゆり園 地域支援 CW・心理・指導員 県立津久井養護学校 支援部 町教育委員会 指導主事 町通園事業 療育相談員 対象児童在籍機関職員 町母子保健担当保健師 町こども課職員</p> <p>○平成15年度協議対象児童：78名 ○ケースカンファレンス開催数：年4回 ○必要に応じ、関係機関でチームを組んで対応にあたっているケースに関しては、この会議以外にチームでのケア会議を随時開催。</p>	<p>【課題】 審査対象児童の増に伴い、検討委員会の開催回数を見直し等が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 60	事務事業名 障害者福祉計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	3,138千円	0千円	1,656千円		
根拠法令等		障害者基本法	障害者基本法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【策定年月】 平成10年3月（基本計画、前期実施計画） 平成14年3月（中期実施計画）</p> <p>【計画期間】 平成10年度～平成22年度 ○基本計画：平成10年度～22年度→施策の基本的方向を示すもの。 ○実施計画：具体的な方策を示すもの。 （前期）平成10年度～14年度 （中期）平成15年度～18年度 （後期）平成19年度～22年度</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画を策定した。</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・平成17～18年度：後期実施計画の策定 ・平成21～22年度：基本計画の見直し</p>	<p>【策定年月】 平成16年12月（予定）</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成22年度 ○基本計画：平成16年度～22年度→施策の基本的方向を示すもの。 ○推進計画：平成16年度～22年度→具体的な方策を示すもの。</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、城山町新総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「城山町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・平成21～22年度：基本計画の見直し ・平成21～22年度：推進計画の見直し</p> <p>【事業の実績】 ○平成14年度 ・基礎調査（障害者アンケート・障害者団体ヒアリング・ボランティア団体会議） ・策定懇話会（2回） ・策定委員会（3回） ・策定WG（3部会6回） ・委託業者選考委員会（2回） ・障害福祉研修会（1回） ○平成15年度 ・基礎調査（まちづくり点検調査） ・策定懇話会（3回） ・策定委員会（2回） ・策定WG（5部会6回） ○平成16年度（予定） ・策定懇話会（2回） ・策定懇話会小委員会（1回） ・策定委員会（2回） ※パブリック・コメント手続き条例に基づき町民から意見募集を実施。（9月）</p>	<p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成15年度》 策定委員会設置、第1回策定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》 ・基礎数値を把握するためのアンケート調査の実施。 ・策定委員会及び部会の開催 ・「障害福祉計画」策定及び公表</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・策定期間 平成15～16年度 ・計画期間 平成17～22年度（予定）</p>	<p>【策定年月】 平成16年7月（予定）</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成20年度（本計画）</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、相模湖町総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「相模湖町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・平成18～22年度（見直し）</p>	<p>【課題】 ・計画期間の相違 相模原市：（基本計画）平成10～22年度（中期実施計画）平成15～18年度（後期実施計画）平成19～22年度 城山町：（基本計画・推進計画）平成16年度～22年度 ※平成16年12月策定予定 津久井町：平成17年度～22年度 ※平成17年3月策定予定 相模湖町：平成16年度～20年度 ・計画内容等の見直し、時期</p>	<p>【調整方針】 速やかに統合する。ただし、1市3町の計画の内容、期間、指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全域を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は、現行の計画を地域別計画とする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 61	事務事業名 身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	身体障害者福祉法第22条					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者から公共的施設内に売店設置の申請があった場合に協議を図る。 ○売店設置数：3か所 ○設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 63	事務事業名 指定居宅支援事業者、指定施設等の指定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	①身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく・指定居宅支援事業者の指定②身体障害者福祉法第17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に基づく・指定施設の指定③市規則に基づく基準該当居宅支援事業者の登録					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	県支援費支払総合システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 支援費支給決定障害者が、指定居宅支援、指定施設支援を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。 この場合の、事業者・施設の指定について、厚生労働省令の定めるところにより居宅支援事業者や施設設置者の申請により、市がサービスの種類及び事業所ごとに行う。 ※県支援費支払総合システム：指定事業者に対しての支援費等の支払及び事業者指定を行うもの ＜事務の流れ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前相談・調整 ↓ ② 指定（登録）申請書受付 ↓ ③ 審査 ↓ ④ 指定・登録（原則毎月1日付け） ↓ ⑤ 通知 （指定事業者・施設へ指定書・登録書を送付） ↓ ⑥ 公告・情報提供 （県支援費支払総合システムに情報提供） 	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 64	事務事業名 障害者支援センターの管理運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	14,673千円					
根拠法令等	相模原市立障害者支援センター条例・相模原市立障害者支援センター条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	49千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行う松が丘園の施設の管理等を「相模原市社会福祉事業団」に委託するもの。 ○委託内容：設備保守管理委託、清掃委託等 ※特定財源：諸収入（松が丘園自動販売機光熱水費実費負担金）49千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 65	事務事業名 けやき体育館の管理運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	44,812千円					
根拠法令等	相模原市立けやき体育館条例・ 相模原市立けやき体育館条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与する。管理運営については、「相模原市社会福祉事業団」へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>【内容】 ○施設の概要：建物1,657.64㎡ 施設→体育室、機能訓練室、教室、和室、教養室、談話コーナー、事務室他</p> <p>【参考】 ○利用料（全日利用9～22時の場合） ・体育室（全面）：10,200円 ・機能訓練室、教養室、和室、教室：3,900円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 66	事務事業名 市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	身体障害者福祉法第18条第1項第2号・相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】 在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法の指導等のサービスを提供することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進に寄与するため。</p> <p>【施設の概要】 ○名称：相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター</p> <p>【施設の運営内容】 (1) 維持管理に関すること 設備保守点検、機械警備、施設内清掃、備品管理、その他施設の維持管理に必要なこと (2) 運営事業に関すること 身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサービス事業、その他デイサービスセンターの管理運営に必要な事業</p> <p>○運営費：委託業務を実施するために身体障害者福祉法に定める居宅生活支援費を事業収入として収受し、これをもって委託業務を実施する。 ○施設等使用料：委託者に施設、設備及び備品を無償で使用させる。</p>		該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 なし</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 67	事務事業名 進行性筋萎縮症療養給付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	4,487千円		0千円			
根拠法令等	(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱・身体障害者保護費負担（補助）金交付要綱		(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱・身体障害者保護費負担（補助）金交付要綱・津久井町進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	2,243千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンラインシステム（障害者システム）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 ○事業内容：医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 ○実施方法：国立療養所箱根病院に委託 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者（18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。） ○給付内容：医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 ○費用負担基準（世帯の前年の所得税額によって23区分）により自己負担あり ※特定財源：国庫負担金（5/10） 身体障害者福祉費負担金2,243千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込 ・入所実日数：1人 ・入所延月（人）数：12</p>	該当なし	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 ○事業内容：医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 ○実施方法：国立療養所箱根病院に委託 ○対象者：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者（18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。） ○給付内容：医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 ○費用負担基準（世帯の前年の所得税額によって23区分）により自己負担あり</p>	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 68	事務事業名 障害者地域作業所指導監査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	地方自治法第221条第2項・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則・相模原市地域作業所等指導監査指針					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市障害者地域作業所補助金交付要綱等に基づく地域作業所等への運営費補助金について、当該補助金の交付を受ける団体の当該事業の運営の適正化を指導することで、利用者の処遇向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象団体：下記の施設を運営する補助金交付団体 ・障害者地域作業所 ・障害者地域活動センター ・在宅障害者家庭内作業所 ・生活ホーム・グループホーム ・ケア付住宅</p> <p>○指導監査概要：事業の実施に使用する施設の設備等の現地施設監査を含む、補助金交付に係る帳簿等の書面監査とする。</p> <p>【参考】 ○指導監査対象団体 ・障害者地域作業所 35か所 ・障害者地域活動センター 7か所 ・在宅障害者家庭内作業所 1か所 ・生活ホーム・グループホーム 42か所 ・ケア付住宅 4か所 ・障害者小規模通所授産施設 1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 69	事務事業名 支援費制度における指定事業者・施設等指導監査						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円						
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の21、28・知的障害者福祉法第15条の21、28・児童福祉法第21条の21						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の請求等に関して指導監査を実施することにより、支援内容の質の確保及び支援費請求の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導監査の対象 ＜居宅支援＞ ・指定居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助（グループホーム）） ・基準該当居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス） ＜施設支援＞ ・指定施設（療護施設、更生施設、授産施設、通所寮、のぞみの園） ○指導内容 ・事業の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行い、支援内容や支援費請求等について周知徹底を図る。 ○監査内容 ・是正指導によっても改善がみられない場合、支援内容、支援費請求等について不正等が疑われる場合等に監査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることとする。</p> <p>【参考】 ○平成16年度指導監査対象 ＜支援費制度の指定事業者 ・基準該当登録事業者＞ ・居宅介護事業者41 ・デイサービス事業者15 ・短期入所事業者6 ・知的障害者地域生活援助（グループホーム）23</p>		該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 指導監査実施方法等について、県と調整する必要がある。</p>	<p>【課題】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

環境保全部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 6	事務事業名 環境審議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	409千円	85千円	229千円			
根拠法令等	環境基本法、附属機関の設置に関する条例	環境基本法、附属機関の設置に関する条例	津久井町環境本条例・津久井町環境審議会条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】16名（条例 20名以内）、任期2年（平成14年8月1日から平成16年7月31日まで） 学識経験者 3名 市内の公共的団体の代表者 9名 関係行政機関の職員 1名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成15年度） ○審議会 *平成15年8月5日（火） ・会長の選出 ・相模原市環境基本計画年次報告書について *平成16年2月3日（火） ・相模原市環境基本計画の進捗状況について（環境保全部所管部分） ・臭気指数規制導入に係る検討状況について ○視察研修 ※2年に1回実施 *平成15年11月7日（金） 環境審議会委員視察研修（場所：東京都環境科学研究所）</p> <p>【事業費の内訳】 ○報酬 378千円 *非常勤特別職員報酬 378,000円 ・委員報酬 @12,600円×15人×2回=378,000円 ○報償費 30千円 ※委員改選のため *委員謝礼 30,000円 ・公募委員選考委員会委員謝礼 @15,000円×2人×1回=30,000円 ○旅費 1千円 *費用弁償 840円 ・委員出席旅費 @420円×1人×2回=840円</p>	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本町における環境の保全に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】15名（条例 15名以内）、任期2年（平成16年4月1日から平成18年3月31日まで） 町議会議員 2名 学識経験者 2名 市内の公共的団体の代表者 5名 関係行政機関の職員 3名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成15年度） ○審議会 *平成15年8月1日（金） ・城山町環境保全に関する条例の一部改正について ・城山町環境保全に関する条例の執行状況報告 *平成15年12月8日（月） ・城山町環境保全に関する条例の一部改正について（再諮問）</p> <p>【事業費の内訳】 ○報酬 85千円 *委員報酬 @会長 7,900円×1人×1回=7,900円 @副会長 7,400円×1人×1回=7,400円 @委員 6,900円×10人×1回=69,000円</p>	<p>【設置目的】 町環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的施策について調査審議するため町長の附属機関として設置している。</p> <p>【委員構成】15名（条例15名以内） ・任期 2年 ・現委員の任期は平成16年12月31日まで 学識経験者 2名 議会議員 2名 関係団体 2名 関係機関 4名 公募 5名</p> <p>【開催実績】 *平成15年度 6回 ・環境基本計画策定について（平成16年3月策）</p> <p>【事業費の内訳】 ○報酬 209千円 ・会長@8,000円×2回=16,000円 ・委員@7,400円×13人×2回=192,400円 ○旅費 20千円 ・@700円×14人×2回=20,000円</p>	該当なし	委員数、委員構成、報酬額に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 7	事務事業名 自然環境観察員事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	380千円					
根拠法令等	相模原市環境基本計画					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市環境基本計画において、自然環境の保全や創造に配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然と調和したまちづくりを進め「自然との共生」を目指すため、計画の環境目標に位置付けています。また、17年度までの重点施策の「身近な自然を守り育てる」項目として、市民に対し本事業へ参加することを促進し、行政はこれを推進する立場にあります。また、「水辺環境の保全」施策の中では、行政は自然環境観察員と連携して「湧水」の監視を行いことも掲げられています。</p> <p>具体的には、市民自らが主体的に身近な動植物等について定期的に調査を実施し、自然環境に関する意識の高揚を図るとともに、大切な自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積していくことを目的としています。</p> <p>【内容】 ○年間事業 ・身近な生きもの調査（年2回程度） ・かんきょう学習セミナー（年3回程度） ・自主テーマ調査（随時） ・任意参加調査（随時） ・専門部会調査（希望者）※現在、植物と湧水調査の2部会が活動 ・リーダー連絡会活動 ※年2回程度の講習会の受講、制度の企画・運営事業を行うその他、広報活動、講師活動など</p> <p>○平成15年度活動実績 ・登録ボランティア 81名 ・身近な生きもの調査（年2回） ※「野鳥の調査」「帰化植物の分布調査」 ・かんきょう学習セミナー（年3回） ※3回開催 ・自主テーマ調査（随時） ※提出件数 10件 ・任意参加調査（随時） ※多数 ・専門部会調査（希望者） ※植物調査部会：登録27名、開催回数3回、主に貴重種の調査を実施し、15年度はカワラノギク等の調査を実施</p>	該当なし	該当事業なし	該当なし	市が単独で実施しているため「課題なし」	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 自然環境観察員事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	※湧水調査部会：登録40名、開催回数2回、豊水期と渇水期の調査を8地点で実施 ・リーダー連絡会活動 ※リーダー講習会2回開催、企画会議2回開催 ・15年度版相模原市自然環境観察員制度年次報告書の発行等					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 自然エネルギー等利用設備補助事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	
歳出予算額（平成16年度）	19,900千円				
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 未利用資源の有効利用を図るため、自然エネルギー等を利用した設備の設置者に対して、設置費の一部を助成する。</p> <p>【補助対象事業】 ○住宅用太陽光発電設備設置費補助 (平成13年度より実施) 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する人(個人に限る)。 補助額 1kWあたり45,000円 上限額225,000円 (平成16年度) 補助実績 平成13年度 121件 355.57kW 26,186千円 平成14年度 110件 374.64kW 21,918千円 平成15年度 118件 385.43kW 19,029千円</p> <p>○住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助 (平成15年度より実施) 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽熱高度利用システムを設置する人(個人に限る)。 補助額 財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付規定により得られる補助金額の2分の1 補助実績 平成15年度 6件 286千円</p> <p>○小規模雨水利用設備設置費補助 対象 市内に、自ら居住する住宅に市長が指定する小規模雨水利用設備を設置する人(個人に限る)。 補助額 本体購入価格(税込)の2分の1 上限額30,000円 補助実績 平成13年度 8件 175千円 平成14年度 14件 332千円 平成15年度 15件 374千円</p> <p>【事業費の内訳】 ○負担金、補助及び交付金 19,900千円 *運営費等補助金 19,900千円 ・住宅用太陽光発電設備設置補助金18,500千円 ・住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金 1,000千円 ・小規模雨水利用設備設置補助金 400千円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 ・財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付件数 平成9年度～平成13年度実績 1件 (平成15年度専用住宅建築数128戸) (平成15年度専用住宅改築数14戸)</p>	該当なし	<p>課題は無い</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境対策課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 環境保全啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	775千円	6,831千円	0千円	92千円		
根拠法令等	相模原市環境基本計画	城山町環境保全に関する条例 城山町環境指導員規則 城山町環境保全推進協議会規則	津久井町環境基本計画	相模湖町環境美化推進委員設置要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の環境保全意識の持続と高揚を図るため、市の環境に関する施策の状況等を啓発・広報する。</p> <p>【内容】 ○ 環境保全キャンペーン 環境月間（6月）事業の一環として、環境の日（6月5日）前後に市内の街頭において環境配慮製品を配布し、市民の環境保全意識の高揚を図る。 （平成16年度予定：6月4日（金）午前10時30分～11時00分 相模大野駅北口ペDESTリアンデッキにて実施） ○ 夏休み環境教室 小学校の児童及び父母を対象に、河川に生息する生物の調査を通じて環境教育を実施し、環境保全意識の高揚を図る。 ○ こどもエコクラブの支援 子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」（環境省所管）の相模原市事務局として、クラブの募集、登録、情報提供、全国事務局及び県事務局との連絡調整等を実施。 ○ 啓発用冊子等の作成 ・ 相模原市環境基本計画年次報告書 環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についてまとめた冊子。 （平成15年度作成部数：300部） ・ 小学生向け環境基本計画啓発用パンフレット 環境基本計画を小学生向けに解説したパンフレットを市立小学校4年生に配布。 （平成15年度作成部数：5,700部） ・ 環境家計簿の作成 （平成15年度作成部数：1,000部） ○ 廃棄物減量等推進員制度の推進 市内各自治会ごとに委嘱している廃棄物減量等推進員・協力員を活用し、地域の美化・清掃活動の推進を図る。</p>	<p>【目的】 ○ 美化指導員4名を配置し、啓発、清掃及びパトロール等を通じて美化意識の高揚を図る。（H16年度新規） ・ 町内全域を対象とする。</p> <p>○ 環境指導員13名を配置し、地域の環境等についての調査、指導、啓発等により美化推進を図る。 ○ 環境保全推進協議会の事業としてエコハイクを実施し、自然環境、地域の生活環境等の啓発、意識高揚を図る。</p> <p>【内容】 ○ 美化指導員報酬 4,392千円（4名） ○ 需用費 244千円 ○ 役務費 952千円 ○ 環境指導員報酬 1,142千円（13名） ○ 環境保全推進協議会委員報酬 101千円（8名）</p>	<p>【目的】 町環境基本計画の周知と町民の環境保全意識の高揚を図るため環境施策や現況等について広報する。</p> <p>【内容】 環境月間等機会を捕らえ、町広報等を活用して環境に関する意識の高揚を図る。 * 平成15年度実績 ・ 町広報誌による啓発 年5回 ・ 町環境基本計画概要版の配布 全戸（約9,670世帯）</p>	<p>【目的】 地域における環境の保全、保護及び住民の快適な生活環境の維持向上を図るため、相模湖町環境美化推進委員を置く。</p> <p>【内容】 ○ 委員報酬費 60千円 ○ 桂川・相模川流域協議会会議旅費 7千円 ○ 普及啓発資料代 25千円</p>	啓発の手法に相違がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 環境月間事業開催経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円					
根拠法令等	相模原市環境基本計画					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 環境月間（6月）に「さがみはら環境フォーラム」を開催し、市民・事業者に対し環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 （平成16年度予定） 日時：平成16年6月6日（日） 午後1時30分～3時40分 会場：相模原市立あじさい会館ホール 定員：350人 内容：第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 野口健（登山家）講演会 『富士山から日本を変える』 ～地球のために 私たちが今、できること～ （平成15年度実績） 第1部 相模原市自然環境観察員による活動発表 第2部 イルカ（ミュージシャン）講演会 『地球はいま わたしたちにできること』 （平成14年度実績） 第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 和泉雅子（女優）講演会 『笑ってよ北極点 ～北極点遠征で見た地球・自然・人～』 （平成13年度実績） 第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 森田正光（気象予報士）講演会 『テレビで言えない天気の話 ～異常気象と環境破壊～』</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			環境保全部会	環境対策課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名					
11	環境基本計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市環境基本条例	相模原市環境基本条例	津久井町環境基本条例	相模湖町環境基本条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>目的 市の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「相模原市環境基本条例」に基づき「相模原市環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成13年度から平成22年度までとする。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 自然環境（気象、水象、地象、植物、動物、自然景観、自然災害など） 生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） 都市環境（産業、土地利用、交通、上下水道、公共施設など） 快適環境（公園、緑地、都市景観、史跡・文化財、文化・レクリエーション資源・施設、地域コミュニティなど） 広域環境（地球環境問題、広域連携、国際交流など） 環境学習（ライフスタイル、環境保全活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、相模原市の望ましい環境象「環境共生都市 さがみはら」の実現に向けて4つの環境目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 環境目標 1. 自然との共生 2. 人にやさしいまちづくり 3. 循環型社会の構築 4. 環境パートナーシップの形成 特に、平成17年度を目途に緊急性・重要性が高い施策を「重点施策」として具体的な目標を掲げ、推進している。</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「城山町環境基本条例」に基づき「城山町環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成14年度から21世紀半ばとし、重点施策の期間は平成22年度までとする。</p> <p>対象範囲 自然環境（気象、水象、地象、植物など） 生活環境（大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質） 都市環境（廃棄物、公園、緑地、公共施設、交通防災、景観、文化財） 歴史的・文化的環境（歴史的資源、文化財など） 地球環境（地球環境問題、省資源・省エネルギーサイクルなど） 環境学習・教育（生涯学習、学校教育、町民・事業者の活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、城山町の望ましい環境象「自然・歴史・文化の調和した、人と環境にやさしいまち城山」の実現に向けて4つの基本目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 基本目標 ①水とみどり豊かな自然に恵まれたまちをめざして ②健やかで安心して暮らせるまちをめざして ③うるおいとやすらぎのあるまちをめざして ④すべての人が、環境を考え、行動するまちをめざして</p> <p>重点施策 1. みどりと水辺の保全、人と自然とのふれあい活動の場の確保 2. 美しいふるさと風景の保全 3. 地球にやさしいライフスタイルの確立</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「津久井町環境基本条例」に基づき「津久井町環境基本計画」を策定した。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成15年度から平成22年度まで。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 ・自然環境（農林被害、斜面被害、崩落、動植物、自然景観など） ・生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） ・都市環境（産業、土地利用、交通、公園、緑地、公共施設、都市景観など） ・地球環境（地球環境問題） *なお、環境教育・学習については、上記に定める環境範囲の保全及び創造を図るため、町民・事業者・行政が一体となり継続的に取り組むものとする。</p> <p>【内容】 計画では、津久井町の望ましい環境象「自然と人、くらしと文化が融和・共生するまち」の実現に向けて環境の範囲ごとに具体的な施策と推進事業を掲げ総合的な施策の展開を図っていく。 基本目標 1 自然環境 ・豊かな緑・清らかな水・自然生態系を守るまち ・豊かな自然の恵みを活かすまち 2 生活環境 ・心とからだの健康とやすらぎを感じるまち ・健康と安心から育まれる躍動感あふれるまち 3 都市環境 ・くらしにゆとりとうるおいを与えるまち ・いきいきとした活力あるくらしの発展ができるまち 4 地球環境 ・限りある環境資源を大切にすまち</p>	<p>当町では、「相模湖町環境基本条例」を設置しているが、「環境基本計画」は策定されていない。</p>	<p>・1市2町で基本計画を策定している。 ・1市2町で基本計画の対象や内容に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併後新市において速やかに新たな環境基本計画を策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 環境基本計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身近な自然を守り育てる 2. 水辺環境の保全 3. 有害化学物質等への対策 4. 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくり 5. 資源・エネルギーの効率的利用 6. 環境行動の実践に向けて <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況の把握と点検を行い、継続的な進行管理を進めている。また、進行管理は、計画に掲げた重点施策を中心に環境マネジメントシステムとの整合を図りながら、進捗状況について定期的に把握するとともに、公表している。</p> <p>計画の見直しや改善は、環境審議会、環境マネジメントシステムにおける監査・審査、各主体の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検している。</p>	<p>4. 環境について学び・考え・行動する仕組みづくり</p> <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況と点検を毎年把握し、継続的な進行管理を行っている。</p> <p>計画の進捗状況については、町環境審議会に報告している。</p>	<p>・地球環境保全への交流の輪づくりを進めるまち</p> <p>5環境教育・学習</p> <p>・自立とパートナーシップによる環境教育・学習が支えるまち</p> <p>進行管理</p> <p>庁内の調整、連携を図るため、「推進委員会」を庁内に設置し施策や行動指針を計画的に推進する。また町民、事業者、行政の3者がお互いに協力と連携をもとに環境保全活動が行なえるよう「推進連絡会議」を創設する。</p> <p>環境施策の進捗状況や目標達成状況は推進委員会及び推進連絡会議において点検する。</p> <p>本年度は計画の推進体制等の確立を重点に取り組んでいく予定。</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 環境基本法に規定する公害防止計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	環境基本法、神奈川地域公害防止計画					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の未然防止に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定。</p> <p>【内容】 本市は第7次神奈川地域公害防止計画の策定地域になっており、県の照会に基づき、毎年計画の進捗状況等を報告している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 環境影響評価事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	神奈川県環境影響評価条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 市域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して市としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 ほたるの里づくり推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）		4,464千円				
根拠法令等		自然コミュニケーションエリア推進団体補助金交付要綱				
会計の種類別		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>目的 「自然と会話することのできる地域」づくりを地域主体で推進するための活動団体への運営費に対する助成金</p> <p>(平成15年度実績) 自然コミュニケーションエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円・会員83名 ・城山ホテル研究会 20千円・会員40名 ・湘南ほたるの里を守る会24千円・会員53名</p> <p>(平成16年度事業の内訳) 自然コミュニケーションエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円 ・城山ホテル研究会 20千円 ・湘南ほたるの里を守る会24千円</p> <p>委託料 ふれあい水路発電施設設置工事設計監理 420千円</p> <p>工事請負費 ふれあい水路発電施設設置工事 3,976千円</p>	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 城山自然の家管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）		347千円				
根拠法令等		城山自然の家条例・ 城山自然の家施行規則				
会計の種類		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	(目的) 自然の家の施設維持監理及び城山自然の家の事業運営経費の助成金の交付 (平成15年度実績) 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円 (平成16年事業内訳) 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課			産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>(目的) 地域の環境に大きな影響を及ぼす特殊建築物等（廃棄物処理施設等）の設置又は変更に関して必要な事項を定めることにより、秩序ある都市づくり、住みよい環境づくりを推進する。</p> <p>(内容) 特殊建築物等の設置又は変更をしようとする事業者には、関係法令等の手続きを行う前に市長と協議を求め、適正な地域への立地や公害防止、環境整備の基準を遵守する計画にすることを指導している。 また、事業計画が指針の基準を満足した時点で事業者が近隣住民等に計画の周知することを指導している。</p> <p>(実績) 相談件数 112件 事前協議終了件数 11件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境対策課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 19	事務事業名 相模原の環境をよくする会負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	環境対策課			産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	200千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>(目的) 公害を未然に防止し、豊かな自然を守り、うるおいのある生活環境づくりに努め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的に、市内の工場・事業所等により組織された「相模原の環境をよくする会」に対する運営費負担金。</p> <p>(相模原の環境をよくする会の概要) ※発 足 昭和60年 ※会員数 129社(平成16年4月1日現在) ※16年度予算 2,629,430円 ※15年度決算 2,521,533円 ※主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体事業 <ul style="list-style-type: none"> 「かんきょうフェア」(市民まつり時) 「かんきょう保全街頭キャンペーン」(市との共催) ・広報委員会活動 <ul style="list-style-type: none"> 「かんきょう四季」の発行 「かんきょう四季かわら版」の発行 ・事業委員会活動 <ul style="list-style-type: none"> 「自然観察ウォッチング」 「かんきょうセミナー」 「魚類の放流」 ・調査委員会活動 <ul style="list-style-type: none"> 「河川生物調査」 「ホタル教室」 「スターウォッチング」 「夏休み環境教室」 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から賛助金として年60千円の交付を受けている。 	該当なし	該当なし	該当なし	課題は無い	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 桂川・相模川流域協議会負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	50千円	20千円	20千円	20千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。	【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。	【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、町民が参加して、流域の環境保全を目的として活動している。	【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。	課題は無い	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境対策課ISO推進室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 環境管理システム推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境対策課ISO推進室	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	5,477千円					
根拠法令等	ISO14001規格					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	ISO情報管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム認証取得及び維持に努めることにより、市民・事業者に対し、率先垂範を示すとともに一事業者として自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、環境施策の推進強化を図り、地域全体での地球環境保全材策の定着に資する。</p> <p>【内容】 本庁舎・南合同庁舎・出張所・総合保健医療センター・公民館・消防本部・清掃工場等計42施設において、環境マネジメントシステムを構築し、環境目標の達成・法令規制の遵守等に取組んでいる。</p> <p>【基礎数値】</p> <p>本庁舎 職員数1778人</p> <p>環境負荷（大・A） 施設数 2 職員数 89人 （清掃工場）</p> <p>環境負荷（中・B） 施設数 1 職員数 21人 （し尿処理施設）</p> <p>環境負荷（中・C） 施設数 4 職員数 272人 （一般廃棄物最終処分場・収集事務所）</p> <p>環境負荷（小・D） 施設数 3 職員数 182人 （衛生試験所・検査センター・保健センター）</p> <p>環境負荷（小・E） 施設数 32 職員数 582人 （出張所・公民館・学校給食センター・消防署）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境保全部会			相模原市の課等の名称 環境対策課ISO推進室	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 6	事務事業名 環境管理システム推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【ISO情報管理システム】 情報システム課が所管する庁内イントラネットを使用したシステム。 認証範囲内組織が各取り組み結果を入力し、事務局が集計する。</p> <p>主な機能 結果入力・結果分析・報告書作成機能</p> <p>主な入力項目 ・紙使用量削減に係る毎月のコピー度数 ・電気、都市ガス使用量削減に係る毎月の使用量 ・庁内ごみの削減に係る毎月の事務室ごみ排出量 ・公共工事における環境配慮取り組み結果</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境保全課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 環境指導啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	7,757千円	7千円				
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱、相模原市環境保全に関する条例					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	中核市事務・電算システム	一般会計事務	一般会計事務	一般会計事務		
電算システム名	公害法令届出管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活を取り巻くさまざまな公害の防止対策の推進に取り組み、市民の良好な生活環境を保持する。</p> <p>【事務内容、平成15年度実績】 ・公害苦情相談に係る調査及び指導 343件 ・河川事故等対応 27件 ・野焼きパトロールの実施 50回 ・大気汚染等緊急時の措置 3件 ・指定事業所の登録・管理 登録：14件 廃止：24件 ・総合学習等への対応、HPによる情報提供</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県環境保全事務連絡協議会 目的・活動：公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換を行い、住民の健康保護と生活環境保全を図る。 負担金：年間 15,000円</p> <p>名称：県央地区公害行政研究会 目的・活動：共通する公害問題の検討、情報交換等を行い、公害行政の進展に資する。 負担金：年間 12,000円</p> <p>名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防止並びに浄化対策を協力的に推進するとともに河川改修の促進を図り、清浄な水質を保全し、住みよい生活環境の確保を図る。 負担金：年間 42,000円</p> <p>【電算システムについて】 名称：公害法令届出管理システム 概要：公害関係法令に係る各種届出について、保存・管理及び検索を行うシステム 開発費：5,040,000円(予定) 稼働開始：平成16年度中 予定</p> <p>【参考】 事務担当者・班：計12名 規制指導班 苦情件数：年間約400件 指定事業所数：1,600事業所(H16.03.31)</p>	<p>【負担金の概要】 境川・引地川水系浄化等推進協議会負担金 名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防止並びに浄化対策を協力的に推進するとともに河川改修の促進を図り、清浄な水質を保全し、住みよい生活環境の確保を図る。 負担金：年間 7,000円</p>	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境保全課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 環境監視測定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	39,450千円	122千円				
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、悪臭防止法・悪臭防止対策に関する指導要綱、廃棄物焼却施設・の解体工事におけるダイオキシン類汚染防止対策要綱					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	地下環境情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の環境の状況を的確に把握するとともに、事業所の公害防止状況を把握し、改善等の指導に役立て環境基準等の達成を促進させる。</p> <p>【調査種別】 1. 委託による環境監視測定 ①規制水質測定（一部自主分析） 【予算 2,320千円】 事業所の規制に対し実施。（42事業所） ②非常時における測定【予算 2,479千円】 河川事故等の非常時に対し実施。 ③廃棄物焼却炉解体周辺環境ダイオキシン類調査 【予算1,800千円】 廃棄物焼却炉が解体される際の実施。 ④自動車騒音常時監視測定【予算額2,403千円】 騒音、道路状況及び沿道の調査を実施し、道路に面する地域における騒音の状況を面的評価により把握。（対象：20路線29区間、5年間で実施予定） ⑤公共用水域水質測定（一部自主分析） 【予算6,200千円、補助見込（県計面分）700千円】 神奈川県測定計画に定められた河川水質の調査及び市独自計画に基づく河川水質調査。 ⑥地下水質測定【予算7,000千円、補助見込（県計面分）1,161千円】 神奈川県測定計画に定められた地下水質の調査、市独自計画に基づく地下水質の調査及び地下水水位調査。 ⑦有害大気測定【予算額4,259千円、補助見込1,419千円】 有害大気汚染物質のうち、環境基準の設定されている4物質を含む19物質を対象としたモニタリング調査。 ⑧環境中のダイオキシン類調査【予算9,388千円、補助見込3,208千円】 一般環境（大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質）及び焼却施設が立地する地域（大気）における環境中のダイオキシン類の調査。 ⑨非常時におけるダイオキシン類調査【予算1,638千円】 非常時におけるダイオキシン類の調査。</p>	<p>事業名：河川水質調査事業</p> <p>【目的】 町内河川の水質状況を年間通じて調査し、汚濁状況を把握するとともにを把握するとともに、過去の調査データと比較することにより、中小河川の水質の変化を把握し、生活環境保全の推進に努める。</p> <p>【調査内容】 委託による河川水質調査 調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量、農業測定 調査河川 小松川（毎年測定） 谷津川、藤木川（3年に1度測定） 調査回数：各河川毎に年4回 （平成15年度実績） 委託料 1,470千円 調査河川：小松川、谷津川、藤木川 委託調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量、農業測定 （平成16年度事業） 調査河川：小松川項目：BOD、COD、汚濁負荷量 調査回数：年2回</p>	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境保全部会			相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 8	事務事業名 環境監視測定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>⑩規制大気測定 [予算 0円、予算措置は廃棄物指導課] 事業所の規制に対し実施。(14事業所)</p> <p>2. 自主分析による環境監視測定 ①環境検査センターにおける自主分析 (H18廃止予定) 上記1の測定の一部、及び河川事故・苦情等に基づく緊急性を要する分析を実施。 ②悪臭防止対策 「物質濃度規制」(対象: 22物質)及び市独自に策定した「指導要綱」により臭気の対策指導を実施。 *平成18年度を目標に「臭気指数規制」を導入予定。 ③酸性雨調査 県と県内6市による酸性雨共同調査実施計画に基づき、市庁舎屋上にて週単位で降水を採取し、pH及び導電率等の測定を実施。</p> <p>【特定財源について】 名称: 環境監視調査等補助金(国庫) 補助率: 補助基準額の1/2又は1/3</p> <p>【電算システムについて】 名称: 地下環境情報システム 概要: 地理情報システムを利用した地下水に関するデータを管理するシステム 総事業費: 22,667,000円 稼働開始: 平成12年 3月</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 常時監視測定局管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	27,586千円					
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【常時監視測定局の目的】 市民健康に影響を及ぼす河川事故や光化学スモッグ等の状況を速やかに把握し、早急な事故防止や市民健康の保護を図るため、市内各所に設置された常時監視測定局により環境の状況を把握する。</p> <p>【対象施設】 ①大気汚染常時監視測定局 ・一般環境測定局（市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局） 測定項目：光化学オキシダント等9項目及び気象・自動車排出ガス測定局（上溝測定局、淵野辺十字路測定局） 測定項目：光化学オキシダント等6項目及び騒音・交通量 ②水質汚濁常時監視測定局 ・3河川（境川、鳩川、姥川） 測定項目：pH等7項目</p> <p>【保守管理について】 保守管理委託 大気測定局 [予算9,511千円] 水質測定局 [予算7,000千円]</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県測定計画に基づき神奈川県が実施（設置主体：神奈川県）</p> <p>【対象施設】 ①大気汚染常時監視測定局 県ダイオキシン類測定計画に基づき測定 ・一般環境測定局（中野測定局） ・測定項目：光化学オキシダントなど ②水質汚濁常時監視測定地点 県公共用水域測定計画に基づき測定 河川：道志川（2ヶ所） 湖沼：津久井湖（3ヶ所） ・測定項目：pHなど</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 環境監視情報システム管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	12,026千円					
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	環境監視情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市内10か所に設置された大気・水質常時監視測定局の測定値を、電話回線を利用したテレメータシステムにより、リアルタイムかつ一元的に常時監視する。</p> <p>【電算システムについて】 名称：環境監視情報システム 稼働開始：平成15年 3月 維持費：年間 12,026,000円（7年リース） 通信費：年間 約1,200,000円（測定局管理運営費で計上）</p> <p>【導入の効果】 ・24時間稼働の自動通報システム（夜間休日も対応）により、測定値の異常に対し迅速な対応が可能 ・測定結果の集計業務の合理化 ・HP等による情報提供業務の合理化</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 環境検査センター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,912千円					
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県・生活環境の保全等に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 公害関係法令に基づく工場からの排水等の規制分析業務、河川水等の環境分析測定業務を実施するための環境検査センターに係る施設の維持管理費（燃料費、光熱水費及び警備委託等）。</p> <p>【対象施設】 ・環境検査センター（H18.4月、保健所の衛生検査施設への統合により廃止予定） 所在地：相模原市清新6-15-13（市有地 326㎡） 建物構造：軽量鉄骨造 平屋建 付帯設備：空調機用室外機、ポンペ庫</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 平成18年4月に衛生検査施設（保健所所管）に統合されるため、合併時に廃止する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 公害監視設備整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	4,565千円					
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県・生活環境の保全等に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 工場等発生源監視や市域の環境を監視し、公害防止対策に役立てるため、監視・測定機器類を整備する。</p> <p>【機器整備対象施設】 ・常時監視測定局（大気・水質等 計10局） ・環境検査センター（H18.4廃止予定） ・その他測定用</p> <p>【特定財源について】 *平成16年度改正 名称：環境監視調査等補助金（国庫） 補助率：補助基準額の1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 13	事務事業名 合併処理浄化槽設置補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	15,960千円	5,874千円	42,708千円	7,701千円		
根拠法令等	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 相模原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱			浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱・ 県合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱・ 町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱・ 町合併処理浄化槽設置費促進奨励金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 相模湖町浄化槽設置補助金交付要綱	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	5,244千円	4,298千円	33,171千円	6,418千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金への申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道認可区域外の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 ・補助金額 5人槽→600千円 6人槽→660千円 7人槽→770千円 8人槽→800千円 9人槽→900千円 10人槽→1000千円</p> <p>【補助実績】 13年度：24基（5人→16基、6人→1基、7人→6基、10人→1基） 14年度：24基（5人→16基、7人→6基、10人→2基） 15年度：16基（5人→13基、7人→2基、10人→1基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3以内</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 公共下水道整備面積（普及率）：6,222ha（97.8%）</p>	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金への申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・市街化調整区域の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 ・補助金額（基準額） 5人槽→354千円 6人槽→411千円 7人槽→411千円 8人槽→519千円 9人槽→519千円 10人槽→519千円</p> <p>【補助実績】 14年度：13基（5人→7基、7人→6基、10人→0基） 15年度：21基（5人→14基、7人→7基、10人→0基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額：国を除いた3/4（水源地域のみ）</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名（全て兼務） （平成15年度末現在） ・下水道整備計画面積 723.4ha ・下水道整備面積 263.2ha ・下水道整備率 36.4%</p>	<p>【目的】 補助対象区域内に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・合併処理浄化槽設置者に対する補助金の交付 ・単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を図る者に対する奨励金の交付</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道許可区域外及び公共下水道の共用開始まで7年以上かかる区域に自己の居住用に合併処理浄化槽を設置するもの。 ・補助金額 5人槽→354千円 6～7人槽→411千円 8～10人槽→519千円 *設置替については上記のほか10万円交付</p> <p>【補助実績】 ・13年度101基（内設置替11基） ・14年度101基（内設置替18基） ・15年度 97基（内設置替14基） （内訳：5人槽66基、7人槽26基、10人槽5基）</p> <p>【特定財源について】 ○国庫補助金 一律基準額の2/6以内 ○県補助金 ・水源地域 基準額の3/6以内 ・一般地域 基準額の2/6以内</p> <p>【参考】 ・下水道整備計画面積 1,411ha ・下水道整備面積 162.6ha ・下水道整備率 11.5%</p>	<p>【目的】 公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金の申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道認可区域外の場所に、居住に供する建物に浄化槽を設置する者。 ・補助金額 5人槽→354千円 7人槽→411千円 10人槽→519千円</p> <p>【補助実績】 13年度：21基（5人槽→12基 7人槽→8基 10人槽→1基） 14年度：16基（5人槽→10基 7人槽→6基） 15年度：16基（5人槽→8基 7人槽→7基 10人槽→1基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：浄化槽設置整備事業補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/2以内（水源地域のため）</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補1名 ・下水道整備計画面積 545ha ・下水道事業認可区域面積 221ha ・下水道整備率 40.6%</p>	<p>【手法】 ほぼ同様の事務処理である。</p> <p>【相違点】 補助対象：公共下水道の認可区域内における未整備地域（7年以上等）の取扱い。 補助金基準額：相模原市のみ異なる。 補助件数：補助対象区域や公共下水道普及率の相違から申請件数に開きがある。 特定財源：県費補助について、水源地域の有無や下水道認可区域の可否で補助率が異なる。</p> <p>【調整方針】 合併後、5年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 低公害自動車普及促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	2,300千円					
根拠法令等	大気汚染防止法・ 地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対 策費補助金交付要綱・ 相模原市低公害自動車市営駐車場料金割引要綱・ 相模原市低公害自動車購入奨励金交付要綱、相模 原市エコ・ステーション設置費助成金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、 天然ガス自動車及び電気自動車導入の促進を図 る。 (平成17年度までの時限つき事業)</p> <p>【事業内容】 ・啓発用パンフレット、シールの作成・配布 ・市営駐車場の利用料金に対する助成 ・電気、天然ガス自動車購入者に対する奨励金の 交付 ・天然ガススタンド設置業者に対する助成金の交 付 ・庁用車両への天然ガス自動車の計画的導入</p> <p>【実績】（平成15年度より実施） ・市営駐車場の助成： 28台登録 ・奨励金の交付： 1台 ・天然ガススタンド助成金の交付： 1事業所 ・庁用車両への導入： 5台</p> <p>【補助金・交付金について】 1. 名称：相模原市低公害自動車購入奨励金 金額：1台 10～20万円 2. 名称：相模原市エコ・ステーション設置費助 成金 金額：上限100万円</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：地域新エネルギー導入・省エネルギー 普及促進対策費補助金 低公害自動車導入：車両改造費相当分 啓発用パンフレット、シールの作成：経費の 全て</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 平成17年度で事業終了のため、合併時に廃止す る。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境保全課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 大気の汚染、水質の汚濁、悪臭、土壌の汚染、騒音及び振動に係る規制及び指導事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、相模原市環境保全に関する条例					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	本市では「環境指導啓発事業」に該当 【概要】 大気汚染等の公害を防止するため、事業者に対し事業の内容を申告させるとともに、基準の遵守等を指導する。 【業務内容】 ・公害関係法令に基づく設置・使用届出等の受理 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請の許可等 ・市条例に基づく開発行為に際する届出の受理 【届出等件数】 ・関係法令に基づくもの 大気： 施設設置・使用届出 13件 氏名変更届出 31件 水質： 施設設置・使用届出 26件 氏名変更届出 29件 騒音： 施設設置・使用届出 9件 氏名変更届出 45件 特定建設作業実施届出 97件 振動： 施設設置・使用届出 6件 氏名変更届出 34件 特定建設作業実施届出 67件 ・県条例に基づくもの 対象施設 例：動力プレス機、せん断機、焼却炉等 指定事業所設置・変更許可申請： 45件 事業開始等届出等： 193件 ・市条例に基づくもの 建築物利用計画書の受理： 2件 開発行為に係る事前協議等： 116件 【参考】 事務担当者：計 9名 件数（合計）：法令 357件 県条例 238件 市条例 118件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成15年度届出等件数 11件 内訳 指定事業所変更許可申請： 2件 変更完了届出書： 4件 変更届出書： 3件 変更計画届出書： 1件 非常時応急措置等完了報告書： 1件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成15年度届出等件数 指定事業所設置・変更許可申請： 4件 事業開始等届出等： 14件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成15年度届出等件数 指定事業所変更届： 2件 地位承継届： 1件	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 大気汚染等に係る苦情の処理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法、 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、 相模原市環境保全に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法、 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、 相模原市環境保全に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法、 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、 相模原市環境保全に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法、 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、 相模原市環境保全に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	本市では「環境指導啓発事業」に該当 【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行 い解決を図る。 【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（基本：週2回、4 人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告 【参考】 事務担当者：主1名 補助10名 処理件数（H15）：343件 苦情内訳：大気105件、水質15件、土壌1件、騒音 113件、振動25件、悪臭84件、地盤沈 下0件	【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行 い解決を図る。 【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告 【参考】 平成15年度処理件数：22件 内訳：騒音4件、悪 臭18件（屋外燃焼行為15件/生活排水関係3件）	【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行 い解決を図る。 【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告 【参考】 平成15年度処理件数：23件 内訳：騒音3件、悪 臭（屋外燃焼行為）20件	【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行 い解決を図る。 【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告 【参考】 平成15年度処理件数：25件 内訳：不法投棄：21 件、騒音2件、悪臭2件	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調査

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 土砂等による盛土及び土地の埋立て並びに切土の規制事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	44千円	0千円	0千円		
根拠法令等	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・相模原市盛土等の規制に関する条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・城山町環境保全に関する条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・津久井町住環境整備条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	5千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1mを超え、土量が500m³を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく盛土等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等行為監視パトロール（年10回程度） ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 0件 14年度： 1件 15年度： 0件</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 主に宅地以外（約 53.1km²） 盛土状土地件数（平成15年度末現在）（条例施行前のもの含む） 約 97箇所</p>	<p>【目的】 土砂等に埋め立て等（切土、盛土、埋立、堆積）について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく埋め立て等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・埋め立て等行為監視パトロール（年10回程度） ・埋め立て等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 2件 14年度： 1件 15年度： 0件</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 城山町全域（約 19km²） 埋め立て等の現在までの許可件数 36件 許可申請手数料 5000円/1件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象】 500㎡以上の土地又は500m³以上の発生土による埋め立て行為若しくはたい積行為又は切土行為。</p> <p>【許可基準】 埋め立てに使用する発生土の内、公共工事の発生土を30%以上使用する。 行為後の土地利用が明らかであること。</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 許可実績なし</p> <p>【参考】 事務担当者：2名 対象地域：津久井町全域（約122km²）</p>	<p>【目的】 土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって良好な生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく盛土等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 1件 14年度： 0件 15年度： 1件</p> <p>*町が管理する土地に関しての埋立について、運用指針を定めています。</p> <p>【参考】 事務担当者：3名（兼任） 対象地域 町内全域（31.591km²） 盛土状土地件数（平成15年度末現在）（条例施行前のもの含む） 未調査のため不明</p>	<p>主な違いは次のとおり ・規制対象要件（主に高さ） ・許可基準 ・パトロール体制</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 環境保全課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 浄化槽の設置届出等に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	浄化槽法（第5条）					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法第5条に基づく設置等の届出の受理、廃止届の受理を行う</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽の設置届や変更届の受理（建築主事への通知を伴わないもの） ・浄化槽の廃止届の受理 ・年度ごとの浄化槽の設置及び廃止基数の集計</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 17,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 浄化槽増減：年間約 500基減 浄化槽設置基数（平成15年度末現在） 合併処理浄化槽 3,946基 単独処理浄化槽 971基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 15,000円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 160基 単独処理浄化槽 1,050基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 760基 単独処理浄化槽 6,080基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 350基 単独処理浄化槽 1,768基</p>	課題なし	<p>【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 浄化槽保守点検業者の登録					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	浄化槽法（第48条）・ 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	128千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法及び相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、市内で浄化槽の保守点検を業とする者について登録を受ける。</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽保守点検業者登録申請書の受理 ・申請時の登録手数料の受領（手数料：1件32千円） ・申請に係る現地調査 ・登録通知の発送</p> <p>【登録実績】 13年度：0件 14年度：30件 15年度：9件</p> <p>【使用料・手数料について】 名称：浄化槽保守点検業者登録手数料 金額：1件につき32,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 現登録業者数：41件（15年度末） 県登録業者数：115件（15年度末）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数3件（城山町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数5件（津久井町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数2件（相模湖町）</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 緑地保全活用事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	39,786千円	482千円				
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法（木もれびの森）・都市緑地保全法（木もれびの森、市民緑地）・ふれあいの森実施要領、市民緑地設置要領・相模原市特別保全地区奨励金交付要領・相模原市緑化条例（保存樹林・樹木）・相模原市緑地保全基金条例		城山町みどりのまちづくり基金条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	5,013千円	482千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>○木もれびの森づくり事業 緑地の所有者及び市民の協力により樹林地の林床整備を進め、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 4,755千円 ・対象面積 73ha（民有地約47.6ha、公有地約25.4ha）</p> <p>○市民ふれあいの森づくり事業 市街地に残る良好な緑地を市民ふれあいの森として指定し、市民との協働により管理し、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 981千円・対象面積 5.4ha（10箇所） ・特定財源 その他公園使用料 13千円</p> <p>○特別保全地区奨励金 近郊緑地特別保全地区について、自然環境を保全するため緑地の所有者に奨励金を交付する。 ・予算額 550千円 ・対象件数 438件 ・基準日 8月1日 ・算出基準 面積1㎡につき1円（1,000円に満たない場合は1,000円とし、算出額が1,000円を超える場合の100円未満の端数は100円とする）</p> <p>○保存樹林・樹木奨励金 貴重な樹林及び樹木を保全するため所有者と協定を結び奨励金を交付する。 ・予算額 33,000千円</p> <p>【参考】 ・算出基準 （保存樹木）3,600円/本 164本（平成16年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額と面積500㎡につき2,500円（500㎡を超える場合は100㎡につき500円加算） 41箇所、63,140㎡（平成16年3月末） ・特定財源 緑地等指定事業助成金 4,500千円（財）かながわトラストみどり財団</p> <p>○緑地保全基金繰出金 寄付金による緑地保全基金への繰出しを行う。 ・予算額 500千円 ・平成15年度末基金現在高 2,000,691千円 （現金190,246千円、土地1,810,445千円） ・特定財源 緑地保全基金寄付金 500千円</p>	<p>【内容】</p> <p>みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。 ○保存樹林・樹木助成金 貴重な樹林及び樹木を保全するため、所有者に助成金を交付する。 ・予算額 482千円</p> <p>【参考】 ・算出基準 （保存樹木）5,000円/本 57本（平成16年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額か、又は㎡当たり10円を加算した額のいずれか高い額2箇所19,700㎡（平成16年3月末） ・特定財源 保存樹林・樹木助成金 482千円</p>	該当なし	該当なし	<p>○保存樹林・樹木奨励金 ・相模原市と城山町では算出基準に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 (財)相模原市みどりの協会補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	82,372千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	3,710千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加による、みどりのまちづくりの推進等を目的として、緑のボランティアの育成・支援等の緑化事業を実施している(財)相模原市みどりの協会の運営費を助成する。</p> <p>【(財)相模原市みどりの協会の概要】 ○設立 平成4年8月 (全国都市緑化フェアの開催を機に任意団体から財団化) ○目的 市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進を図るなど、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 ○基本財産 203,293千円(うち市出資額2億円)</p> <p>【協会の主な事業】 ○緑化意識普及啓発事業 予算額 4,312千円 ・市の花アジサイ普及事業 アジサイ挿し木苗の無料配布 ・クレマチス普及事業 園芸講習会開催 ・花のふれあいサービス 高齢者福祉施設へ花を提供 ○都市緑化推進事業 予算額 10,854千円 ・花のまちづくり・みどりいっぱい運動 地域の市民緑化推進のため花の種苗を提供 ・生垣設置助成 新規生垣設置に対し補助金を交付 交付対象 5,000円/㎡(上限10万円) ・フラワーロード事業 横浜水道道にコスモス、チューリップを市民団体と植栽 ・オーブングーデン事業 ガーデニング講習会開催</p> <p>【協会の組織】 ○事務局8人 ・事務局長1、業務係長1、副主任1、主任2 (以上市派遣職員)、事務員3 ○役員33人 ・理事14、監事2、評議員17</p> <p>【特定財源】みどりのまちづくり基金運用収入 3,710千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 緑地等維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	82,651千円	17,243千円				
根拠法令等	森林病虫害等防除法（松くい虫）・相模原市緑化条例施行規則（保存樹林）	城山町町民の森散策施設条例・城山町都市公園条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	448千円	1,616千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原近郊緑地特別保全地区等の緑地及び相模川沿岸施設等の維持管理に要する経費</p> <p>【主な経費】 ○施設賠償責任保険料 166千円 保証内容 対人・・・1名1億円、1事故5億円 対物・・・1事故300万円 （保存樹林・樹木は5,000万円）</p> <p>○施設の維持管理に要する委託料 62,671千円 高木枝払、枯損木処理、下草刈、剪定枝チップ敷き均し、トイレ清掃等</p> <p>○不法投棄物処分等に要する委託料 5,795千円</p> <p>○病虫害薬剤散布委託料 1,504千円 緑地等の市有地に発生する病虫害駆除</p> <p>○松くい虫防除等による委託料 3,130千円 【特定財源】 448千円 県補助金 森林病虫害防除対策費補助金 補助率 1/2</p> <p>○保存樹林看板設置委託料 45千円</p>	<p>【内容】 ○町民の森散策施設 恵まれた自然環境を生かし、町民が森林に対する理解を深め、併せて自然に親しみながら健康の維持促進を図るための施設として、川尻地区（城山湖周辺）に町民の森散策施設を設置し、樹林地の保全及び活用を図る。</p> <p>【主な経費】 ・非常勤賃金（4名）5,125千円 施設内の維持管理業務 ・施設の維持管理に要する委託料 4,484千円 草刈、定置配管施設等の保守点検 ・施設の維持補修に要する工事費 4,200千円 休憩施設等の補修工事</p> <p>・対象面積 5ha ・施設面積1.6ha （民有地約1ha、公有地約4ha）</p> <p>○緑地広場維持管理事業 地区計画における保存緑地及び開発等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 ・除草、樹木剪定等に要する委託料 3,434千円</p> <p>【特定財源】 緊急雇用創出対策市町村補助金 1,616千円 補助率10/10</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 地区計画における保存緑地及び緑地協定等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 ○除草、除間伐に要する委託料 2,468千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>施設の管理方法に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 緑地等整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	7,041千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 横山丘陵緑地から道保川緑地の一部において、自然環境に配慮した散策路等を整備し、みどりのネットワーク化の推進を図る。</p> <p>【内容】 横山丘陵緑地 ・日金沢下地区 ・陽光台地区 道保川緑地 ・袋沢地区</p>	<p>該当なし 指定箇所 若葉台南斜面緑地 約6.0ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 地域住民により、自然環境を活用した散策路、小公園の整備を図っている。 金丸緑地 ・根小屋地区 6.1ha ※ 平成16年度町予算では、金丸緑地も含めた除間 伐等経費として2,468千円を計上している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 緑地保全用地購入事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	553,180千円					
根拠法令等	都市緑地保全法・ 首都圏近郊緑地保全法・	都市緑地保全法・				
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	490,010千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 緑地保全地区内で都市緑地保全法の規定に基づく土地買入申出がなされた緑地を対象に国庫補助制度を活用して取得する。</p> <p>○近郊緑地特別保全地区 相模原近郊緑地特別保全地区 73ha 相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 104ha</p> <p>○緑地保全地区 下九沢内出緑地保全地区 3.9ha</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 303,700千円 古都及び緑地保全事業費統合補助 補助率 ・近郊緑地特別保全地区5.5/10 ・緑地保全地区1/3</p> <p>市債 186,300千円 ・一般単独事業債（充当率75%） ※平成16年度から一般公共事業債（充当率90%）に振替えられたため補正予定</p> <p>【中核市事務】 近郊緑地特別保全地区の土地買入れ</p>	<p>該当なし ○緑地保全地区 若葉台南側斜面緑地保全地区 面積 約 6ha、土地所有者 城山町</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>城山町の緑地保全地区は公有地のため課題なし</p>	<p>【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 相模川等保全活用事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	3,435千円		3,616千円			
根拠法令等			津久井町中道志川トラスト基金条例			
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円		3,400千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川敷策路及び相模川沿岸施設等の保全活用に関わる経費</p> <p>○相模川沿岸施設等活用事業 市民との協働により、花と芝生の広場をはじめとする相模川沿岸施設等の保全・活用を図る。 予算額 1,331千円</p> <p>○川のボランティア育成事業 相模川の保全・活用に取り組むボランティアを育成するために養成講座を開催する。 予算額 420千円</p> <p>○相模川を愛する会補助金 相模川の愛護思想の普及・啓発を目的とした「相模川を愛する会」に助成する。 予算額 1,684千円（運営費補助金） ※相模川を愛する会の概要 発 足 昭和57年11月27日 会員数 58団体30個人 主な事業 ・相模川愛護指導員の配置 ・相模川クリーン作戦（年2回） ・釣りに親しむつどい ・サマースクール ・相模川絵画コンテスト・入選作品展示会 ・会報発行</p>	該当なし	<p>【目的】 ○津久井町中道志川トラスト基金 津久井町中道志川の清流を守る川のトラスト運動を展開し、水質保全及び河川美化を図るため。 ○串川河川敷等を活用した小公園維持 地域住民が河川管理者等から河川敷等を無償で借用し小公園として整備活用する。 ○津久井湖回遊庭園構想推進事業 津久井湖及び周辺地域の魅力づくりを図る。</p> <p>【内容】 ○水源を守る中道志川トラスト運動に対する中道志川トラスト基金の活用 中道志川トラスト基金積立金 予算額 1,400千円（積立金） 16千円（事務経費） ○流域での中道志川トラスト協会の活動の支援 中道志川トラスト協会補助金（基金から協会補助金の支出） 予算額 2,000千円</p> <p>中道志川トラスト協会の行う主な活動 ・稚鮎の放流（川のよみがえり） ・河川美化活動 ・川とのふれあい企画</p> <p>○串川河川敷等を活用した小公園維持 予算額 1公園円当100千円（報償費） ・関・川音公園 ・長竹白山公園</p> <p>○津久井湖回遊庭園構想推進事業 予算化なし</p>	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 みどりの基本計画及び相模川計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	都市緑地保全法	都市緑地保全法	都市緑地保全法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>○みどりの基本計画 平成9年3月 さがみはら みどりの基本計画策定 ※計画目標年次は平成27年 【緑地の将来目標】 ・緑地の確保目標水準 平成27年 約2,000ha ※対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 7.6㎡/人 都市公園等 平成27年 15.5㎡/人 ※都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの</p> <p>○相模川計画 相模川の将来像 「水と緑と太陽の相模川」 昭和57年3月 相模川計画策定 平成5年3月 第2次基本計画策定 平成13年3月 第2次基本計画改定 ※計画目標年次は平成22年 ※策定範囲 原則として相模川から相模川段丘の斜面緑地まで</p>	<p>○みどりの基本計画 平成8年3月 城山町緑の基本計画策定 ※計画目標年次は平成27年 【緑地の将来目標】 ・緑地の確保目標水準 平成27年 約739ha ※対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 21.8㎡/人 都市公園等 平成27年 113.5㎡/人 ※都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの</p> <p>○相模川みどりと安らぎの拠点整備構想 相模川の小倉、葉山島、対岸の相模原市を取り込んだ地区における相模川の活用及び保全を目的とした整備構想である。 平成6年3月 みどりと安らぎの拠点整備構想調査 報告書策定 ※計画目標年次は平成37年</p>	<p>○緑の基本計画 平成11年3月 津久井町緑の基本計画策定 ※計画目標年次は平成27年 【緑地の確保目標】 ・緑地の確保目標量 平成27年 約3,564ha 市街地面積に対する割合 183ha 都市計画区域面積に対する割合 3,378ha ・都市公園等の整備目標 都市公園 平成27年 33.4㎡/人 都市公園等 平成27年 44.1㎡/人</p>	該当なし	<p>新市の計画策定 (みどりの基本計画) 各市町の現行計画の目標数値に大きな乖離がある。 (相模川計画) 神奈川県「いきいき未来相模川プラン」と整合を図りながら、相模川上流及び支流の今後のあり方を検討する。</p>	<p>【調整方針】 速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 みどりのまちづくり基金及び緑地保全基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	財務課・施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等	相模原しみどりのまちづくり基金条例・相模原市緑地保全基金条例	城山町みどりのまちづくり基金条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>○みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 市民等からの寄付を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に編入 ※平成15年度末基金現在高 676,052千円 内訳 有価証券等 37件 1,628千円 ※平成15年度寄付</p> <p>○緑地保全基金</p> <p>【目的】 市内に残された貴重な緑地を円滑に取得し、将来にわたって保全する。</p> <p>【基金種別】 定額資金運用基金</p> <p>【収益】 一般会計予算で整理 ※平成15年度末基金現在高 2,000,691千円 内訳 現金等 190,246千円 土地 1,810,445千円 ※平成15年度寄付 6件 405千円</p>	<p>○みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 町民等からの寄付、または予算で定める額を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に編入 ※平成15年度末基金現在高 60,925千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 ○コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 目標額を1億円に設定し積立、基金原資も使用しコミュニティ及び緑化関連施策を図る事業に活用する。（当初は運用益だけを活用していた）</p> <p>平成15年度末基金現在高 95,279千円 ・基金活用対象要綱等 ①コミュニティと緑の環境づくり愛護会実施活動奨励金交付要綱 ②広場整備費補助金交付要綱 ③不法投棄防護資材支給要綱 ④生け垣設置費補助金交付要綱 ⑤その他、コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画に基づく事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地保全法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法・都市緑地保全法	都市緑地保全法				
会計の種類別		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>○近郊緑地保全区域内の行為の届出事務 【内容】 区域内での建築物の新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の届出 【事務手順】 ①行為地が区域内に位置しているか確認 ②届出に必要な書類を渡す ③届出書の提出後、現地調査 ④調査報告書作成（必要に応じて助言・勧告） ⑤届出に対する受理書を交付（助言等あれば明記）</p> <p>○緑地保全地区内の行為の許可申請 【内容】 地区内での建築物での新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可 【事務手順】 ①行為地が地区内に位置しているか確認 ②許可申請に必要な書類を渡す ③許可申請書の提出後、審査 ④許可証（不許可通知書）の交付（通知） ⑤不許可とした場合の買入れ申出書の受付 ⑥受理書の送付（買入れが必要な場合） ⑦国庫補助申請 ⑧土地売買契約締結</p>	<p>○緑地保全地区内の行為の許可申請 【内容】 地区内での建築物での新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可 【事務手順】 ①行為地が地区内に位置しているか確認 ②許可申請に必要な書類を渡す ③許可申請書の提出後、審査 ④許可証（不許可通知書）の交付（通知）</p>	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 相模原市森林整備計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「相模原市森林整備計画」 平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。 ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=307ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内、近郊緑地保全区域内の森林 ・保安林</p>	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「城山町森林整備計画」 平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。 ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=802ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・砂防法による砂防指定地に係る森林 ・保安林</p>	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「津久井町森林整備計画」 平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。 ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・町有地を含む） A=9,316ha ・保安林</p>	<p>「相模湖町森林整備計画」 地域森林計画が示す森林の区分に視点を踏まえつつ「神奈川県森林づくり計画」を基本とし、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能と充実と機能間の調整を図り、適正な林業施行の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。 計画期間は、平成15年度から平成24年度までで、平成16年3月第1回変更を行なっている。 対象となる森林の面積は2261.5ha</p>	計画の内容に相違がある。	【調整方針】 速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため県中央農政事務所に参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 2件</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 松くい虫の防除					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	3,130千円	221千円		50千円		
根拠法令等	森林病虫害等防除法	森林病虫害等防除法		森林病虫害等防除法		
会計の種類	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	448千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林病虫害防除法に基づき、県が指定した区域の松くい虫被害対策を行う。</p> <p>【内容】 ○松くい虫被害木調査委託 松くい虫被害木（8割以上の赤枯木）の所在、幹周等を現地調査し、防除の基礎資料とする。 予算額 550千円 対象区域 11ha</p> <p>○松くい虫防除委託 特別伐倒駆除・・・被害木を伐倒後、搬出・破砕処理 予算額 896千円 対象区域 11ha</p> <p>【特定財源】 県補助金 補助率1/2 448千円</p> <p>○松くい虫被害予防委託 松くい虫被害を予防するため、市が管理する緑地の松を対象に薬剤注入を実施する。 予算額 1,684千円</p> <p>※予算額は11「緑地等維持管理事業」と重複</p>	<p>【目的】 景勝地である相模川沿い小倉橋周辺の黒松の保全を行うため地元の管理会と協力し、松くい虫被害防除のための薬剤注射を行う。</p> <p>【内容】 松くい虫防除薬剤注入委託 【町補助金】 総事業費の2/3以内</p>	該当なし	<p>森林病虫害等防除法に基づき薬剤注入を行なっている。 ・2年に1度2ヶ所に実施</p>	<p>松くい虫防除の事業実施手法に相違がある。 ・相模原市、相模湖町は業者委託。 ・城山町は地元の管理会が業者に委託し、管理会に対して町が補助を行っている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 ○飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) ○鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) ○飼養のための鳥獣捕獲許可 1件 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 11件 ○鳥獣飼養登録 2件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 ○飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) ○鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) ○飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 7件 ○鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 ○飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) ○鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) ○飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 13件 ○鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 ○飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) ○鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) ○飼養のための鳥獣捕獲許可 3件 ○飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 19件</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 相模原市相模川ふれあい科学館の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	103,861千円					
根拠法令等	相模原市立相模川ふれあい科学館条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模川ふれあい科学館の施設管理運営経費</p> <p>【相模川ふれあい科学館の概要】 所在地 相模原市田名91番地2 館種 科学館（公的科學館） 設立 昭和62年11月15日 敷地面積 15,217㎡ 建築面積 1,594㎡ 開館時間 午前9時30分～午後4時30分 （夏休み期間は開館時間を延長） 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12/29～1/3） 入館料 大人300円（団体240円） 小・中学生100円（団体80円） ※団体は20名以上 無料・・・小学校入学前の幼児 障害者とその介護者 65歳以上の人 ひとり親家庭等の家族</p> <p>【委託先】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【特定財源】 諸収入 自動販売機光熱水費実費負担金 13千円</p> <p>【利用料金制度】 平成15年度より利用料金制度を導入</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 みどり対策課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 自然保護奨励金の委託事務に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	150千円	40千円	260千円	241千円		
根拠法令等	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	150千円	40千円	260千円	240千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>※特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 201件 特定財源 県委託金 150千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>※特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 34件 特定財源 県委託金 40千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>平成15年度実績 459件 特定財源 県委託金 260千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>※歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 415件 県委託金 240千円</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境保全部会			相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 26	事務事業名 林地開発に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績0件</p>	<p>【内容】 森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績0件</p>	<p>【内容】 森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】 森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績 0件</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 岩石採取に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）		0千円		0千円		
根拠法令等		採石法		採石法		
会計の種類		一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成15年度照会実績0件	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成15年度照会実績0件	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 治山・治水事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類			一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。 県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 29	事務事業名 保安林に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			0千円			
根拠法令等			森林法			
会計の種類			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【内容】 治山・治水事業により実施される箇所を必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書を得る。</p> <p>【平成15年度実績】 2件</p> <p>※ 治山・治水に関する保安林事務であり一般的な保安林事務はありません。</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 水源の森林づくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			29,496千円	5,013千円		
根拠法令等			神奈川県協力協約推進事業実施要綱・ 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱・ 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱		
会計の種類別			一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			29,496千円	5,011千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別			特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域（森林法第5条第1項に規定する地域森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林） ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円（定額） ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成16年度見込】 ・県からの補助金歳入 29,496千円 ・協力協約推進事業補助金 28,001千円 ・需要費 1,495千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 28,696千円 協力協約推進事業補助金 26,936千円 需要費 1,760千円</p>	ダム上流などにある水源の森林エリア内の私有林の整備（補助事業）を行なうとともに、既存の造林事業や治山事業なども活用して水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを推進する。 10/10件補助事業 ・協力協約推進事業補助金 4739千円 ・協力協約締結事務費 274千円	津久井町と相模湖町で補助率等が相違している。	【調整方針】 津久井町と相模湖町の制度を統合する方向で、新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 狢区事務に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	3,231千円	0千円		
根拠法令等		神奈川県第9次鳥獣保護事業計画・ 神奈川県統狢禁止区域指定等事務取扱要綱	鳥獣の保護及び狢の適正化に関する法律・ 津久井町鳥屋狢区入狢承認料徴収条例	神奈川県第9次鳥獣保護事業計画・ 神奈川県統狢禁止区域指定等事務取扱要綱		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	3,231千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等			
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	【内容】 神奈川県から統狢禁止区域指定及び再指定、拡張等の照会に基づいて、町は関係機関の意見をまとめ、県に回答を提出するものであり事業立ては ありません。	【内容】 ・狢鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狢の実施を図るため、規定を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域における狢の管理について県知事の許可を受ける。 ・狢区設定数 1箇所（津久井町鳥屋狢区） ・存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで ・維持管理 津久井町鳥屋鳥獣保護協会へ委託（毎年契約） 【平成16年度見込】 ・入狢承認料 3,218千円 狢区巡視員報酬 608千円 狢区委託料 1,890千円 需用費等 720千円 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 平成15年度実績 ・入狢承認料 3,276千円 狢区巡視員報酬 627千円 狢区委託料 2,153千円 需用費等 496千円	【内容】 神奈川県から統狢禁止区域指定及び再指定、拡張等の照会に基づいて、町は関係機関の意見をまとめ、県に回答を提出するものであり事業立ては ありません。	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 32	事務事業名 自然公園法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			0千円	0千円		
根拠法令等			神奈川県立自然公園条例・事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例・事務処理の特例に関する条例		
会計の種類			一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物、新築等行為を行う場合の許可及び届出の受理について事務処理の特例に関する条例で県より委譲されたものについて行っている。 *平成15年度受付事務件数 3件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行っている。 *平成15年度受付事務件数 1件	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 みどり対策課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 34	事務事業名 コミュニティと緑の愛護会団体奨励金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			800千円			
根拠法令等			コミュニティと緑の環境づくり愛護会実施活動・奨励金交付要綱・コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画・			
会計の種類別			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	○コミュニティと緑の環境づくり基金 【目的】 緑との関わりを通じて地域コミュニティの醸成を図る。 【内容】 公園等の緑化の推進及び緑地の保全活動を実施する団体に奨励金を交付する。 ・平成15年度実施団体 19団体 ・平成15年度奨励金交付総額 811千円 *1団体奨励金交付限度額 10万円	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の街美化アダプト制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		環境保全部会	みどり対策課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
35	生垣設置費補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	150千円	90千円			
根拠法令等		城山町みどりのまちづくり基金条例				
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	150千円	90千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	(財) 相模原しみどりの協会が実施している。 【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付 5,000円/m・上限10万円	【内容】 みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。 【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付する。 1,500円/m・上限10万円	○コミュニティと緑の環境づくり基金 【目的】 都市計画法に基づく地区計画の区域及び住民間の協定等をした区域において生け垣を設置する経費に対し補助金を交付する。 【補助要件】 戸建住宅（含兼用住宅）の新規生け垣設置に対し補助金を交付 ・3000円/m、48千円限度 ・公道に5m以上接するものであること。 ・樹木の高さは90cm以上であること。 ・樹木の本数は延長1mにつき2本以上。	該当なし	・補助要件、事業主体に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 36	事務事業名 町有林管理審議会に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	財務課	産業経済課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）				841千円		
根拠法令等				相模湖町町有林管理審議会条例		
会計の種類				一般会計		
歳入予算額（平成16年度）				0千円		
関係団体・慣行				附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>審議会の所掌事項</p> <p>① 町有林の管理に関する事項の調査及び審議 ② 町有林の処分に関する事項の調査及び審議</p> <p>組織 委員8名（会長、副会長各1）で構成。 委員は議会の同意を得て町長が任命する。 ただし、町に財産を帰属させた旧財産区の 各地域毎に同数の委員を任命しなければならない。</p> <p>任期 4年</p> <p>報酬 会長 年額120,000円 委員（副会長含む）103,000円</p> <p>現状 町有林と民有林の境界設定の立会い、 町有林施行計画の確認 直営による施業（下草刈など）の応援 などが主な活動内容である。 年間の実働は10日程度</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 公園課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 公園の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	794,351千円	31,049千円	8,544千円	81千円		
根拠法令等	相模原市都市公園条例	城山町都市公園条例	津久井町都市公園条例	相模湖町都市公園条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	44,731千円	0千円	168千円	144千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>○市立公園の概要(平成15年度末供用済)</p> <p>街区公園 402公園 近隣公園 9公園 地区公園 1公園 総合公園 2公園 運動公園 2公園 特殊公園 4公園 都市緑地 8公園 緑道 5公園 広場公園 1公園 合計 434公園</p> <p>他に県立公園(総合公園)1公園</p> <p>○管理委託公園(H16 422,342千円)</p> <p>公園名/委託料 委託先</p> <p>相模原麻溝公園 (財)相模原市みどりの協会 221,592千円</p> <p>道保川公園 " 13,884千円</p> <p>相模原北公園 " 44,490千円</p> <p>相模大野中央公園 " 35,320千円</p> <p>鹿沼公園 (財)相模原市都市整備 23,986千円 公社</p> <p>相模台公園 " 9,945千円</p> <p>横山公園 " 42,617千円</p> <p>淵野辺公園 " 30,508千円</p> <p>○街美化公園アダプト経費(H16 13,282千円)</p> <p>自治会へ除草・清掃を委託(H15実施数360公園)</p> <p>算出基準:19,000円+1,500×(面積-0.01ha)</p> <p>○その他公園管理・維持補修(358,727千円)</p> <p>【補助金】</p> <p>緊急雇用創出対策市町村補助金 31,089千円 補助率10/10</p> <p>【使用料】</p> <p>相模原麻溝公園ボニー乗馬利用料 8,795千円 公園用地許可使用料 2,933千円 公園自販機光熱水費実費負担金 1,908千円 その他 6千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要(平成15年度末供用済)</p> <p>街区公園 24公園 近隣公園 1公園 総合公園 1公園(一部暫定供用)</p> <p>・街区公園、近隣公園、については、施設管理課にて除草・清掃・ゴミ回収等を業者(シルバー事業団)に委託している。 12,369千円</p> <p>・その他、剪定、修繕等を業者に個別に委託している。 12,480千円</p> <p>・総合公園(中央公園公園エリア)については、平成6年1月に都市計画決定がされ、総合公園として整備を予定していたが、当時、一部地権者に反対者がおり整備に着手できない状況であった。現在は、財政的に整備できない状況であるため、当面は、自然林を保全、活用する方向で、一部供用開始を行い維持管理を行っている。</p> <p>全体面積 10.1ha内借地面積 3.5ha (民有地 7ha 公有地 3ha) 土地借地料 4,200千円 維持管理に要する委託料 2,000千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要</p> <p>・総合公園 1公園(平成16年度からの維持管理については一部を除いて教育委員会。)</p> <p>・その他の公園 6公園(除草等については、愛護会にお願いしている)</p> <p>*平成15年度愛護会奨励金交付額 6公園合計 263千円</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 168千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要(平成15年度末供用済)</p> <p>総合公園 1公園 公園の管理は、教育委員会に委託している。</p> <p>その他の公園においては、都市整備課にて維持管理費を予算計上している。(81千円)</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 144千円</p>	委託等、公園維持管理体制に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 公園課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 霊園管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	61,696千円					
根拠法令等	市営霊園条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	27,671千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>峰山霊園は市都市整備公社に管理運営を委託している。柴胡が原霊園においては、公園課にて管理運営を行っている。</p> <p>峰山霊園（56,542千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園課分（2,761千円） ・需要費（2,180千円） パンフレット、墓所使用許可証等の印刷製本費 役務費（298千円） 管理料の振込手数料等 委託費（253千円） 納付書発付に係る事務作業委託等 使用料及び賃借料（30千円） ・市都市整備公社委託分（53,781千円） 人件費（14,190千円） 物件費（37,030千円） 樹木・芝生管理業務、清掃業務、警備業務、光熱水費等 消費税（2,561千円） <p>柴胡が原霊園（5,154千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（83千円） 光熱水費 委託料（2,257千円） 除草清掃・剪定委託等 工事請負費（2,814千円） 施設改修工事 <p>【施設管理料】（年額）</p> <p>峰山霊園（5,586基）</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通墓所4㎡（1,776基）6,500円 普通墓所2.5㎡（232基）4,500円 芝生墓所4㎡（3,023基）6,500円 芝生墓所2.5㎡（389基）4,500円 墓石付芝生墓所2.5㎡（166基）4,500円 <p>上記はH16.12月からの改定料金。但し、既使用者はH17.4月から適用。</p> <p>柴胡が原霊園</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通墓所（737基）3.1～19.8㎡ 1㎡につき500円 <p>ただし、両霊園において、承継等により、市外在住者が使用者となった場合には、上記の管理料がH17は2割増し、H18は5割増しとなる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 公園課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 公園整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	504,320千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	424,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>新世紀さがみはらプランに基づき、公園の整備を推進している。</p> <p>魅力ある公園づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりとふれあいや休養・散策の場となる個性的で魅了ある公園の整備 ・貴重な遺跡やかけがえのない自然環境等を保全するため、歴史公園や風致公園など地域の特性を生かした公園の整備 身近な生活圏のみどり・公園の整備 ・誰もが気軽に自然に親しめる身近な公園の整備を進め、うるおいのある生活空間の形成 ・自然とのふれあいや憩いの場、さらには防災上の貴重な空間として、公園、広場、緑地等のオープンスペースの確保 <p>【整備内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原麻溝公園整備事業（H16 397,331千円） H16～23以降の計画において第1、2競技場、野球場、ジョギングコース等の整備を行う。 ・大野中方面地区公園整備事業（H16 6,386千円） H21までの計画の中で、多目的グラウンド、広場、斜面緑地、管理事務所等の整備を行う。 ・小山公園整備事業（H16 78,102千円） H18までの計画の中で、多目的グラウンド、ニュースポーツゾーン等の整備を行う。 ・街区公園整備事業（H16 17,708千円） H16 5公園整備予定 ・街区公園再整備事業（H16 4,793千円） <p>【補助金】（H15メニュー）</p> <p>（国庫補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業費補助（補助率1/2） ・緑地環境整備総合支援事業補助金（補助率1/2） ・まちづくり交付金（補助率4/10） <p>（県費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村都市公園整備費補助金（補助率1/3） ・市町村振興メニュー事業補助金（補助率1/3） 	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 27箇所 未整備 3箇所 <p>近隣公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 1箇所 未整備 2箇所 <p>総合公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園） 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>公園整備計画に相違がある。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 公園課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 11	事務事業名 霊園整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	177,310千円					
根拠法令等	市営霊園条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>峰山霊園整備事業</p> <p>【所在地】 相模原市磯部4573-3</p> <p>【概要】 H2年度より供用を開始し、H16.4月現在、整備済面積12.19haの中に、4,799基（普通墓所・永年1,776基、芝生墓所・永年3,023基）の墓所、管理事務所1棟、外トイレ1棟、駐車場3箇所を整備している。 H16年度に峰山霊園の第6期公募に伴う整備を行う。</p> <p>【内容】 H16年度整備 787基の墓所整備 ・普通墓所 (2.5㎡) 232基 ・芝生墓所 (2.5㎡) 389基 ・墓石付芝生墓所 (2.5㎡) 166基 (10年の期限付き) ・トイレの整備 1棟</p> <p>【備考】 H33までの整備計画では、計画面積16haの中に、普通・芝生墓所に加え、壁面墓所、合葬型墓所、納骨堂を整備し、9,850基を整備する予定。</p> <p>【参考】 特定財源充当としていないが、峰山霊園第6期公募に係る墓所使用料は307,719千円をH16歳入額として計上している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 公園課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 公園用地購入事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,970,034千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,714,200千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公園整備の計画に基づく用地の購入</p> <p>相模原麻溝公園用地購入事業（H16 1,650㎡） H16予算額 125,998千円</p> <p>小山公園用地購入事業（H16 15,422㎡） H16予算額 1,815,047千円</p> <p>街区公園用地購入事業（H16 297㎡） H16予算額 28,989千円</p> <p>【補助金】（H15補助メニュー） （国庫補助金） 都市公園事業費補助（補助率1/3）</p>	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園 整備済み 27箇所 未整備 3箇所</p> <p>近隣公園 整備済み 1箇所 未整備 2箇所</p> <p>総合公園 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園）</p>	該当なし	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

建 筑 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 地区計画推進経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市計画課 都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	433千円	0千円				
根拠法令等	建築基準法、都市計画法、相模原市地区・計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築基準法、都市計画法、相模原都市計画川尻原・宿地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画や建築協定等の推進に向けて関係権利者と調整する。また、地区計画・建築協定を推進するため、アドバイザーを派遣し、市民のまちづくり活動を支援する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア東林間地区の建築協定の建築基準法による認可及び案内板作成（1基） ・豊町地区において、地区計画を推進中 <p>【平成15年度の事業の概要（実績）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア相模大野建築協定案内板作成（1基）、 ・ドリームスクエア相模大野、相模大野御園2丁目住宅地の2地区の建築協定の建築基準法による認可 ・豊町地区において地区計画を推進 <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成16年5月現在） 地区計画 23地区 計画決定 建築協定 20地区 認可</p> <p>【参考】 委託料 ・地区計画推進アドバイザー派遣 300千円 （1回30千円×10回） ・建築協定案内板作成委託 112千円</p>	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画を推進する。 アドバイザー制度なし。</p> <p>【平成16年度の計画予定】 なし</p> <p>【平成15年度実績】 なし</p> <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成16年5月現在） ・地区計画 3地区 （計画決定） ・建築協定 2地区 （県認可）</p> <p>※ 城山町川尻向原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を策定中</p>	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 建築審査会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	696千円					
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>1. 事業内容 相模原市建築審査会の開催等に係る経費</p> <p>2. 職務内容 ・建築基準法に基づく同意 ・建築基準法第94条の審査請求に関する裁決 ・市長の諮問に関する答申 ・関係行政機関への建議</p> <p>3. 委員定数 法律・建築・都市計画・公衆衛生・行政の各分野から5名の委員により組織されている</p> <p>【参考】</p> <p>・建築審査会、県特定行政庁建築審査会連絡会の報酬・旅費 ・建築審査会会議録作成委託料 ・全国建築審査会協議会負担金、県特定行政庁建築審査会連絡会負担金 以上の事業費の合計 696,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 11	事務事業名 都市デザイン推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	2,125千円			0千円		
根拠法令等				相模湖町街並み景観形成要綱		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市景観形成基本計画に基づき、魅力ある都市景観の創造を総合的かつ計画的に推進するため、重点施策の推進を図りながら、公共事業において先導的に取り組むとともに、市民・事業者への意識啓発やPRを図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市デザイン委員会の運用 →公共事業における都市デザイン計画等の検討を行う庁内審議機関。 専門的な助言及び指導を得るための都市デザインアドバイザーを置く。 ○都市デザインアドバイザー制度の運用 →公共事業等の担当者に対し、専門的、技術的見地から都市デザインアドバイザーによる具体的助言及び指導を行う制度。 ○都市デザイン整備計画策定調査事業 →景観拠点地区における都市デザイン計画、大規模公共事業等における都市デザイン配慮事項等を策定するもの。 地区のイメージを明確にするための統一的な目標や指針となる。 ○まちなみウォッチングの実施 →市民一人一人が景観を市民共有の財産として認識していけるようきっかけとして、まちを見て歩き、まちの景観資源を知り、まちに親しみを持ってもらうことを目的とする。公募市民により、4日間の日程で行い、最後にまちのイメージをまとめていくもの。 ○景観シンポジウムの開催 →都市景観形成について、市民にとってわかりやすい内容で講演会等のシンポジウムを開催することにより、身近な生活の中における景観との関わりについて考え、再発見していく機会を市民に提供し、景観形成に係る意識の高揚を図ることを目的とし実施するもの。 本年度は第1回となり、「都市景観の日」に近い10月3日に開催を予定し、パネルディスカッションには市民も参加する予定。 	該当なし	該当なし	<p>【目的】 地域の特性を活かした魅力ある景観を守り、育て、創造することにより、総合的かつ計画的な美しい街並みを形成し、ひとと自然が響き合う美しい林間都市を実現する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街並み景観形成地区の指定 →町長は街並み景観形成を重点的に推進する地区を指定することが出来、その場合、その旨を公告し、関係図書を公衆の縦覧に供する。 ○街並み景観形成の方針及び基準の策定 →町長は建築物又は工作物の規模、形態、意匠、位置、外構、緑化等、必要な方針、基準を定める。 ○住民参加 →相模湖町まちづくり条例に基づく地域まちづくり協議会は景観形成の目標、基準を提案することが出来る。 ○助言、指導 →町長は必要な助言、指導を行なう。 ○表彰 →町長は景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、その他関係者を表彰することが出来る。 <p>*現在は「内郷東地区街なみ景観形成区域」1箇所のみ指定されている。</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 11	事務事業名 都市デザイン推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○開発指導要綱事前協議における景観誘導 →景観拠点地区における民間の大規模建築物 開発や戸建て開発等において、周辺環境と調 和した良好な都市景観形成となるよう誘導を 図っている。</p> <p>【参考】 16年度事業の主な内容 ・都市デザイン推進アドバイザー 報償費 420,000円 ・まちなみウォッチング事業支援委託 ・都市デザイン整備計画策定調査委託 ・景観シンポジウム実施委託 委託料合計1,550,000円 ・都市づくりパブリックデザインセンター賛助 会員負担金 50,000円 ・かながわデザイン機構年会費 100,000円 ・景観シンポジウム会場使用料 5,000円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 屋外広告物許可等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	806千円					
根拠法令等	屋外広告物法・ 相模原市屋外広告物条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成15年4月に施行された相模原市屋外広告物条例に基づき、市内の美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため条例を運営していくもの。</p> <p>【内容】 ○屋外広告物許可事務 市内を6つの許可地域に分類し、各々の広告物の種類、面積要件等により、許可申請を処理するもの。 ○屋外広告物審議会開催（年2回） 審議会委員7名により市内屋外広告物についての審議を行うもの。 ○屋外広告物講習会開催（平成16年9月） 神奈川県において条例をもつ5県市（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）により年1回屋外広告物講習会を開催するもの。 ○十都県市協議会負担金 首都圏における東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、千葉県、相模原市の屋外広告物協議会</p> <p>【参考】 平成16年度屋外広告物事業費の主な内訳 ・審議会委員謝礼 ・屋外広告物講習会講師謝礼 ・屋外広告物審議会員旅費 ・十都県市協議会負担金 経費合計 806,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 相模原市建築基準条例					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき、区域等の指定及び建築物等の制限の附加を行うもの。</p> <p>【内容】 建築基準法第39条（災害危険区域）、第40条（建築物の敷地、構造等の条例による制限の附加）、第43条第2項（敷地等と道路との関係についての条例による制限の附加）、第56条の2第1項（条例による日影時間の指定）の規定による区域等の指定及び建築物等の制限の附加について必要な事項を定めている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>課題なし （ただし、相模原市建築基準条例と神奈川県建築基準条例の内容のうち、一部相違があるため、調整の必要がある。 また、神奈川県条例に規定されている都市計画区域外の規定について、市条例に盛り込む必要がある）</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定（道路に関するものを除く）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例、相模原市・建築審査会条例施行規則、相模原市建築基準条例、相模原市特別工業地区建築条例、相模原市建築許可当取扱規則、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき原則的に禁止されている事項について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときあるいは公益上やむを得ないと認められるときに、特定行政庁が特別にその禁止事項を解除するもの</p> <p>【内容】 許認可基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築基準法第43条ただし書の規定による許可に係る包括同意基準 2) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による道路内に建築するバス停留所等の上屋の許可取扱い方針 3) 建築基準法第44条第1項第2号の許可（バス停留所等の上屋の許可）に係る包括同意基準 4) 建築基準法第44条第1項第4号の許可に係る審査基準 5) 建築基準法第48条の許可に係る審査基準 6) 建築基準法第51条の許可に係る審査基準 7) 建築基準法第55条第2項に基づく建築物の高さに関する認定基準 8) 建築基準法第55条第3項第2号の許可に係る審査基準 9) 建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可に係る包括同意基準 10) 建築基準法第59条の2の規定に基づく総合設計制度許可取扱い実施基準 11) 建築基準法第85条第4項に基づく仮設建築物の建築許可に係る運用指針 12) 建築基準法第86条の規定に基づく相模原市総合的設計による一団地の建築物の取扱い基準 13) 建築基準法第68の2の規定に基づく地区計画の区域内における建築物の制限 	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし (ただし、許可の取扱い基準等について、県との調整が必要となる。)	【調整方針】 相違点を調整後、速やかに相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 建築基準法（第9条を除く）に規定する意見の聴取					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取について、建築基準法に定めのあるもののほか、「建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則」の定める規定により取り扱っている。</p> <p>【内容】意見の聴取を行おうとする者は、請求の理由等を記載した書面を市長に提出し、口頭陳述により行う。 なお、建築基準法第48条但し書きの許可における利害関係人は、該当地の敷地境界線から50メートル範囲内の土地所有者、建物所有者及び居住者としている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築総務課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	174(開発指導管理経費の総額を計上)	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法(手数料徴収)・相模原市手数料条例・租税特別措置法(認定事務)・神奈川県事務処理の特例に関する条例(事務委任)	地方自治法(手数料徴収)・城山町手数料条例・租税特別措置法(認定事務)・神奈川県事務処理の特例に関する条例(事務委任)	津久井町手数料徴収条例	地方自治法(手数料徴収)・相模湖町優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則・相模湖町手数料条例・租税特別措置法(認定事務)・神奈川県事務処理の特例に関する条例(事務委任)		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法(=「法」)に基づく事務 ① 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ ② 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (=「法」)に基づく事務 ① 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号 ② 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法(=「法」)に基づく事務 ① 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (=「法」)に基づく事務 ① 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】は設けていない</p> <p>【予算関係】 開発指導管理経費の一部に属する事務であるため 予算配分は不可能である。</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法(=「法」)に基づく事務 ① 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第6号 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ ② 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (=「法」)に基づく事務 ① 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号 ② 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日は含まない)。</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法(=「法」)に基づく事務 ① 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (=「法」)に基づく事務 ① 市町村長認定分について 法附則第7条及び第20条の規定の適用を受けている場合にあっては、なお、従前の例による。</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>行政手続法に基づく標準処理期間は設けていない</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合		
事務事業番号 18	事務事業名 相模原市地区計画等の案の作成手続に関する条例				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
根拠法令等	都市計画法	都市計画法			
会計の種類	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。</p> <p>【内容】地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称及び位置、縦覧場所を公告し、2週間、縦覧する、また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	<p>【目的】都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。（城山町地区計画等の案の作成手続に関する条例）</p> <p>【内容】地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称、位置及び区域、縦覧場所を公告し、2週間の縦覧をする。また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	該当なし	該当なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>
					課題
					調整方針

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 地区計画等の区域内における建築行為等の届出					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 ①土地の区画形質の変更 ②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更 ④建築物等の形態又は意匠の変更 ⑤木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 98件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 ①土地の区画形質の変更 ②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更 ④建築物等の形態又は意匠の変更 ⑤木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 55件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 ①土地の区画形質の変更 ②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更 ④建築物等の形態又は意匠の変更 ⑤木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 平成15年度届出件数 6件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 ①土地の区画形質の変更 ②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更 ④建築物等の形態又は意匠の変更 ⑤木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 4件</p>	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 建築基準法第16条の規定に基づく国土交通大臣又は県知事への報告					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	建築確認支援システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 建築基準法第16条の規定により、毎年度、神奈川県県土整備部建築指導課を通じ国土交通省住宅局建築指導課へ「建築基準法施行関係統計報告」を提出している。</p> <p>【事務の流れ】 神奈川県からの依頼を受けて、建築確認担当課と連絡調整を図り調査票に必要事項を記入の上提出する。</p> <p>【その他】 市街地建築行政の基礎資料として、国土交通省住宅局市街地建築課から神奈川県を通じて、「建築基準法施行状況調査」がある。同様に、建築確認担当課と連絡調整を図り回答している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築総務課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 用途地域の指定のない区域における建築形態制限について					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）		174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	2千円		
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例	建築基準法	建築基準法	建築基準法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年5月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 ①容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の10 区域2 10分の8 区域3 10分の20 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の5 区域2 10分の5 区域3 10分の6 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25</p> <p>②日影規制について 市街化調整区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 市街化調整区域 ・対象建築物 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 ・日影時間 3時間 2時間 平均地盤面からの高さ 1.5m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 ①容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 1.25</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 ①容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 1.25</p> <p>②日影規制について 日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 ・対象建築物 軒の高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 ①容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 自然公園特別地域 10分の5、 反畑、国道412号線沿道地域 10分の20 その他 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 自然公園特別地域 10分の30 反畑、国道412号線沿道地域 10分の60 その他 10分の50 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 自然公園特別地域 1.25 反畑、国道412号線沿道地域 1.50 その他 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 すべての地域 1.25</p> <p>②日影規制について 非線引き白区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 非線引き白区域 ・対象建築物 最高高さが10mを超える建築物 軒の高さが7mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p> <p>*上記は特定行政庁である神奈川県が決定する *予算はコピー代</p>	課題なし (合併後、次期の線引き等の時期に合わせ、用途地域の指定のない区域における市と県の指定について、相違点等の調整が必要となる。)	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 マンション管理対策推進事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	
歳出予算額（平成16年度）	104千円				
根拠法令等	マンション管理適正化の推進に関する法律				
会計の種類	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】マンション居住者による自主的な維持管理に対する取り組みを支援する。</p> <p>【内容】専門家によるセミナーを開催する。 ①事業名 平成16年度マンション管理セミナー ②日時 平成16年10月16日(土)午後1時3分から ③会場 相模原市立産業会館 大研修室 ④主催 相模原市 ⑤協賛 (社)かながわ住まい・まちづくり協会 ⑥定員 100名 ⑦参加費 無料</p> <p>【参考】 平成15年度実施状況 マンション管理セミナー開催 1回</p>	<p>該当なし 城山町開発指導要綱及び城山町中高層建築物指導要綱により事業者に対する指導は実施しているが、行政からの啓発推進は図っていない。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 建築に係る総合相談					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	2,947千円	174(開発管理経費の総額を計上)				
根拠法令等	なし あつせんについては、相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による。	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱による。				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情、相談に応じる。</p> <p>【内容】 ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや市の法律相談、関係機関等を紹介。相談内容により確認申請及び現地を調査し工事施工者等に善処を要請。 ・中高層建築物に関する相談 受けた相談等の法的な説明とアドバイスを行い、内容により設計代理人等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあつせんを行う。 ・マンションに関する相談 マンションの管理等に関する相談に対するアドバイス、関係機関等の紹介。</p> <p>【参考】 ・建築相談員 2名 ・15年度相談件数 中高層建築物以外のもの 68件 中高層建築物に係るもの 31件</p>	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】 ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介。 ・中高層建築物に関する相談 相談内容に対する説明とアドバイスを行い、内容により設計代理人等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあつせんを行う。</p>	該当なし	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】 ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あつせん、調停は扱っていない。</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築指導課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則				
会計の種類	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務	
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任、平成15年4月の法改正により建築主事を置く行政の事務となる。 高齢者、身体障害者等が不自由なく建築物を利用できるような基準（利用円滑化誘導基準）にあった建築物について認定を行う。</p> <p>【内容】 認定申請のあった件について審査認定を行う。 確認申請、開発協議等の機会をとらえて啓発を行う。 認定を受けると、確認申請手数料の免除、容積計算時に緩和措置、税法上の優遇措置がある。</p> <p>【参考】 平成15年度認定件数 1件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし
					【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 神奈川県福祉の街づくり条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	神奈川県福祉の街づくり条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任 不特定かつ多数の人が利用する施設の建築にあたり、建築主と事前協議を行いバリアフリー化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事前相談等により整備基準の周知、事前協議の実効性確保 ・事前協議書の受理、審査、指導、助言を行う</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議件数 89件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 建設リサイクル法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・（建設リサイクル法）・相模原市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築主事を置く行政庁の事務。 建設工事に伴い発生する廃材の再資源化を促進するため、事前の届出を義務付けるとともに、分別解体を指導する。</p> <p>【内容】 ・届出書の受理、審査、是正指導 ・自主パトロールを実施し、無届出、分別解体等の違反防止を図る ・確認申請（民間確認含む）、開発協議の機会をとらえて啓発</p> <p>【参考】 平成15年度届出等状況 ・届出件数 1,080件 ・通知件数 295件 ・命令指導（指導） 57件 ・パトロール延べ時間 99時間・人員</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		建築部会		建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
15	ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円			
根拠法令等	相模原市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準	城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 共同住宅、寄宿舍、下宿又は事務所の用途に供する建築物で、住戸の床面積が25平方メートル以下のものが、用途地域に応じて10戸以上又は15戸以上の場合に事前協議を行う。 ○事前協議の内容 ・住戸が21戸以上の場合には管理人室を設ける。 ・住戸の床面積を16平方メートル以上とする。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐輪場を可能な限り確保に努める。 ・管理規約を作成する。 など</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 16件</p>	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【指導内容】 城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱に指導内容を列記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1住戸の床面積は、居住水準の目標値を満足させること。 ・共同住宅の管理者の届出。 ・住戸が30戸以上の場合には、管理人を置くよう努めなければならない。ただし、管理会社等への管理委託等により管理人を置く場合と同等の対応ができる場合はこの限りでない。 ・住宅戸数30戸以上の建築物には、1戸につき1平方メートルの割合で計算した床面積以上の集会所の設置に努める。 ・管理規約を作成する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場、駐輪場の確保。 <p>平成15年度取り扱い件数 3件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為（自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。）、共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 ○事前協議の内容 ・住戸が15戸以上の場合には公園を設置する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場は各戸に1台設置すること。 ・駐輪場は各戸の30%を設置することなど。</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 11件 内、中高層、共同住宅は0件</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為、中高層建築物に該当する場合、又は計画戸数4戸以上かつ延床面積200m²以上の場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>課題なし (合併後、指導基準の適用範囲の調整が必要となる。3町の地域特性を考慮する。)</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）		174（開発管理経費の総額を計上）	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例	開発指導要綱、中高層建築物指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 ○条例の概要 ・住戸又は住室が20戸以下共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保するように努める。 ・住戸又は住室が21戸以上共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保しなければならない。</p> <p>・確保の基準 商業地域 30% ・ 近隣商業地域 40% その他の地域 50%</p> <p>【参考】 15年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 268件 21戸以上 26件 合 計 294件</p>	<p>開発指導要綱、中高層建築物指導要綱において共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、公道上への路上駐車を未然防止する対策として指導している。</p> <p>【内容】 ・確保の基準 ・共同住宅、長屋は各戸1台 ただし3分の1未満を周辺地域で確保すればよい。 ・百貨店、スーパーマーケット、各種商品小売業等 店舗面積20㎡につき1台 ・金融機関 店舗面積30㎡につき1台 ・遊技場 店舗面積10㎡につき1台</p> <p>【参考】 15年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 7件 21戸以上 0件 合 計 7件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形状を変更する</p> <p>【内容】 ・住宅、共同住宅等のうち長屋建住宅 各戸に1台 ・中高層住宅、長屋住宅を除く共同住宅 各戸に1台 ・店舗、寄宿舎、事務所等 協議 駐車場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m）</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住み良いまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 ・500㎡以上の開発行為 ・高さが10m以上の建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の用途を兼ねる住宅の建築 ・計画戸数4戸以上かつ200㎡以上の共同住宅又は長屋の建築</p> <p>【内容】 ・駐車場の確保 宅地、戸建住宅 各戸に1台 共同住宅・長屋 原則各戸に1台。町長がやむを得ないと認めた場合は戸数の70%を区域内及び周辺に確保する 町長と協議する 上記以外 町長と協議する ・駐輪場の確保 共同住宅・長屋 戸数の50%を区域内に確保する 町長と協議する 上記以外 町長と協議する ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置 等</p> <p>*平成15年度実績0件</p>	<p>課題なし （合併後、保管場所確保基準の調整が必要となる。3町の地域特性を考慮し調整する。）</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	161千円		53千円			
根拠法令等	相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例		津久井町ラブホテル建築規制条例			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 いわゆるラブホテルの建築を規制し、快適で良好な生活環境を実現し、青少年の健全な育成を図る目的で事前に審査を行う。</p> <p>【内容】 ホテル等を建築しようとする場合は、事前に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対し市長が同意するときは、ホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【参考】 ・ホテル等建築審議会開催状況 平成9年度以降開催していない ・ホテル等建築審議会委員 6名 (学識経験者、関係団体代表者で構成)</p>	該当なし	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した健康で文化的な、心ふれあう町づくりをめざす本町において、ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、青少年の健全育成と秩序ある生活環境の保持に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 旅館業を目的とする建築物を建築しようとする場合は、町長に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対しラブホテルの判定その他重要事項について必要な調査審議を行うためラブホテル建築規制審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【構成】 町議会議員 1名 弁護士及び学識経験者 3名 青少年関係団体の代表者 1名 その他町長が必要と認める者 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 7名（会長8,000円、委員7,400円/出席） 旅費 役場（会場）までの分</p> <p>【参考】 ・ラブホテル建築規制審議会 制定後開催していない</p>	該当なし	<p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物に該当する場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	328千円	174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例・相模原市建築物等指導要綱	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中高層建築物の建築に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境を確保するため、事前に調整を行う。また、建築主と近隣住民との間で調整がつかなかった場合にあっせん及び調停を行う。</p> <p>【内容】 用途地域に応じて高さが12メートル以上又は4階以上、15メートル以上又は5階以上の中高層建築物を事前協議の対象とし、建築確認を受けようとする日前少なくとも60日から中高層建築物の敷地に標識を設置する。 また、中高層建築物の敷地から10メートル以内に土地又は家屋を所有する者、中高層建築物の午前8時から午後4時の日影が生じる範囲内で、その中高層建築物の外壁から1.5倍の範囲内に土地又は家屋を所有する者、に対し建築主は建築計画の説明を行い、その結果を市へ報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度取り組み状況 ・事前協議届出件数 41件 ・あっせん件数 2件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0回 ・建築紛争調停委員会委員構成 6名 ・建築相談員構成 2名</p>	<p>【目的】 中高層建築物の建築に係る計画の事前公開と紛争の解決のためのあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図り、良好な近隣関係の保持に資すること。</p> <p>【内容】 高さ10メートルを超える建築物を事前協議の対象とし、事前協議申請後3日以内から建築工事着手する日まで中高層建築物の敷地に標識を設置する。 中高層建築物の敷地の境界線から水平距離が10メートル以内に土地又は建築物を所有する者、中高層建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に平均地盤面に日影が生じる範囲で、その中高層建築物の外壁から水平距離でその高さの1.5倍の範囲に土地又は建築物を所有する者、に対して建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度の取り組み状況 ・事前協議申請 1件 ・あっせん件数 0件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0件 ・建築紛争調停委員会委員構成 3名</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為（自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。）、共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 ○事前協議の内容 該当する建物については、隣接地権者、建築物の高さの2倍に相当する距離及び冬至日の真太陽時による地盤面における午前8時から午後4時において日影が生じる範囲、電波障害等の影響を及ぼす範囲内にある土地又は建築物の所有者、その他町長が必要と認める者に対して、建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度の取り組み状況 ・事前協議届出件数 11件 内、中高層、共同住宅は 0件 ・あっせん件数 0件 ・調停件数 0件</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住み良いまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 高さが10m以上の建築物の建築</p> <p>【内容】 ・敷地面積140m²以上 ・道路、公園、緑地、水路、消防水利その他公共施設の整備、雨水の敷地内処理 ・義務教育負担金の納付（1戸当たり40m²以上の共同住宅及び長屋の計画戸数×相模湖町の宅地の固定資産平均評価額） ・駐車場確保（原則住宅各戸に1台） ・駐輪場の確保（戸数の50パーセント） ・平均地盤面による日影図を作成し、影響があると認められる近隣住民への説明と調整 ・プライバシー保護のための窓の位置等の配慮 ・電波障害解消に必要な共同受信設備等の処置 ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置 等</p> <p>* あっせん等は行っていない * 平成15年度実績0件</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 相模原市斎場の設置に関する指導基準に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市斎場の設置に関する指導基準					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 斎場の設置に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な住環境の形成に資すること。</p> <p>【内容】 斎場を設置する際には、事前協議と近隣住民へ計画の周知を行うことを義務付け、近隣住民の理解を得るよう努める。 ○事前協議内容 ・環境整備に関する協議事項として、幅員6m以上の道路に接すること、施設から隣地境界線までの距離は1.5m以上とする（隣地沿いに緑化）など6項目について協議を行う。 ・管理運営に関する協議事項として、花環の設置は敷地内とする、通夜、告別式等は敷地内で行うなど7項目について協議を行う。</p> <p>【参考】 本指導基準は、平成16年6月1日から施行</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為及び中高層建築物となる場合にはこれらの指導を受けることとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為又は中高層建築物となる場合には、住環境整備条例に基づき協議が必要となり、その中で指導することとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物となる場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 既存木造住宅耐震化促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,800千円		0千円			
根拠法令等	建築基準法・相模原市木造住宅耐震診断補助制度要綱・相模原市補助金等にかかる予算の執行に関する規則		津久井町木造住宅耐震診断補助制度要綱			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	900千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 木造住宅耐震診断実施件数 58件</p>	該当なし	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 木造住宅耐震診断実施件数 3件</p>	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 既存建築物等総合防災対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	360千円					
根拠法令等	建築基準法・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律・					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存建築物の防災対策については、維持保全対策の確立と既存不適格建築物の改修に向け、国レベルの法が整備され対策の強化が図られた。</p> <p>市としては、建築物の防災査察等により防火避難施設等の改善指導や新耐震基準に適合しない公共、公益性の高い建築物及び住宅の耐震診断、耐震改修の普及・啓発活動、3階以上の建築物の落下物調査等各種の対策の推進を図ってきた。</p> <p>これらの防災対策をより効果的に推進していくために、これまで個別の建築物に対して個々に実施してきた維持保全対策、防火、避難対策、耐震化の促進及び非難の安全性の確保を相互に関連付けた総合対策として建築物の所有者等に対して一貫した指導・助言を行い、防災対策をより効果的、計画的に進める。</p> <p>2. 内容 ・建築物の維持保全対策 ・既存建築物の防火・避難対策 ・既存建築物の耐震性の向上 ・避難の安全性の確保 （落下物対策、ブロック塀等対策）</p> <p>3. 実績 平成15年度 耐震巡回相談 8回 耐震相談件数 108件 防災査察 71件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 建築審査等の事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	建築基準法・相模原市建築基準条例					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図る</p> <p>2. 内容 ①建築基準法第6条第1項に規定する、建築確認申請に対する建築基準関係規定の確認の審査及び建築確認済証の交付 ②建築基準法第7条第4項に規定する、建築物の完了検査及び第5項による検査済証の交付 ③建築基準法第7条の3第4項に規定する建築物の中間検査及び第5項による中間検査合格証の交付 ④建築基準法第7条の6第1項による仮使用の承認 ⑤建築基準法を準用する。同法第87条、第87条の2及び同法第88条に対する確認及び検査</p> <p>3. 実績 確認申請件数 2,224件 完了検査証交付件数 2,126件 中間検査合格証交付件数 200件 仮使用承認件数 7件</p> <p>4. その他 検討事項 ①中間検査対象建築物の用途、規模の整理 ②積雪量の数値についての整理</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 188件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 167件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 43件</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 建築基準法に規定する道路					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法・相模原市建築許可等取扱い規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 道路の調査及び道路の位置の指定</p> <p>2. 内容 建築基準法に規定する道路の調査及び道路の位置の指定に関する事。</p> <p>3. 実績 平成15年度 道路の位置の指定 40件</p> <p>建築物を建築するための必要な判断について窓口に関覧図面を用意し当該道路の位置づけの調査を容易にしている。（来庁者多数）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 建築基準法第9条に規定する意見の聴取					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法・ 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則・ （市規則）					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1. 目的 建築基準法に規定されている違反建築物の処分予定者に対し、弁明等の機会を設け、行政処分の適正化を図る。 2. 内容 法に定めるもののほか、市規則に定めるところにより、請求者に対する意見の聴取を行う。 3. 実績 平成15年度 違反建築物に関するものはなし	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 違反建築物の予防、是正指導及び措置を適切に行い、建築基準法に定める目的であるところの、国民の生命、健康及び財産の保護を図る。</p> <p>2. 内容 適宜、違反建築物防止のために建築パトロールを行う。 違反建築物が発見された場合は、上記目的に照らして、是正指導を行うとともに、場合によっては、是正措置を発する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 建築パトロール 230件 うち指導・指示件数 32件 是正処理状況 摘発 7件 処理済 3件 指導中 4件 是正命令等 なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築審査課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 14	事務事業名 建築物、建築設備等の定期報告					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	3,471千円					
根拠法令等	建築基準法・ 相模原市建築許可等取扱規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物等を常時適正に維持保全することは、所有者や管理者の責任において行う基本的な行為であり、安全上、防火上及び衛生上適切な性能を確保することにより災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 特殊建築物（劇場、店舗、病院等）で一定規模以上の建築物については、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項について建築物の所有者等が市に報告をすること（昇降機を含む。） 県下統一で報告書の收受等の事務を（財）神奈川県建築安全協会に委託している。</p> <p>3. 実績 平成15年度 建築物 270件 昇降機 3,220件 その他設備 337件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 15	事務事業名 住宅金融公庫受託業務に係る受付、審査及び報告				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	
歳出予算額（平成16年度）					
根拠法令等	住宅金融公庫法				
会計の種類	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	4,760千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務	
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1. 内容 住宅金融公庫との業務受託契約による受託収入</p> <p>2. 平成15年度実績 一戸建住宅 1件 11,445円 390件 4,463,550円 共同住宅 1件 1,680円 760件 1,276,800円 中高層住宅 1件 3,570円 53件 189,210円 その他 383件 1,970,535円 合計 1,586件 7,900,095円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 16	事務事業名 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数のものが利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるような措置を講ずることにより建築物の質の向上を図る</p> <p>2. 内容 法第3条第1項による利用円滑化基準の規定の審査</p> <p>3. 実績 利用円滑化基準審査件数 2件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 エネルギーの使用の合理化に関する法律事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、建築物についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずる</p> <p>2. 内容 法第14条における建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため建築主の判断の基準の届出の確認</p> <p>3. 実績 対象建築物 14件 届出 9件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築審査課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 18	事務事業名 建築物安全安心実施計画の推進事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建築基準法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築基準法における検査率が低い状態にあることから中間検査や完了検査の的確な実施を図ること。 建築主、設計、施工及び工事監理等の建築技術者等への新たな制度の周知を図り役割を明確にすること。 違反対策を強化し住環境及び建築物の安全性を的確に確保していくことなどを示し今後の建築行政の指針とする。</p> <p>2. 内容 ・工事監理業務の適正化とその徹底 ・中間検査及び完了検査の的確な実施 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発</p> <p>3. 実績 平成15年度 中間検査率 99% 完了検査率 78%</p> <p>確認申請書副本に中間検査の手引きについての「お知らせ」チラシを添付。 完了検査督促文書を建築主へ送付。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 自然災害回避行政の事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	災害対策基本法・ 大規模地震対策特別措置法・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		災害対策基本法・ 大規模地震対策特別措置法・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	災害対策基本法・ 大規模地震対策特別措置法・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アポイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域、斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 ・県市関係各課と合同でパトロールを行う。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アポイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アポイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。（都市整備課、環境防災課で行っている）</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アポイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域、斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 担当課事務は防災課で行っている。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アポイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アポイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 20	事務事業名 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る受付、審査、立入検査及び認定に関する事務				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
根拠法令等	建築基準法・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律				
会計の種類	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務	
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉に資する。</p> <p>2. 内容 学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所その他多数のものが利用する建築物で建築基準法第3条第2項の適用を受けているものの所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。 法に基づき建築基準法第3条第2項の認定の手続き</p> <p>3. 実績 平成15年度 申請なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 建築審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 被災建築物応急危険度判定事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	268（負担金）	49千円	49千円	49千円		
根拠法令等	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱・神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱		神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱・神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 8都県市総合防災訓練 模擬訓練実施 シナリオ演習実施 市内部での参集訓練 2回</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 模擬訓練実施 1回 シナリオ演習実施 1回</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 応急危険度判定講習会 7回 参集訓練・模擬訓練実施 判定資機材の整備</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 模擬訓練実施 1回 シナリオ演習実施 1回</p> <p>○共に町単独の実施ではなく、震後対策推進協議会が実施した訓練に参加</p> <p>○歳出予算額は負担金</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 住宅審議会経費				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	
歳出予算額（平成16年度）	625千円				
根拠法令等	市営住宅条例・ 市営住宅条例施行規則・ 市附属機関の設置に関する条例・ 市住宅審議会規則				
会計の種類	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	625千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅の募集計画、入居者選考など市営住宅の運営に関して、市長の諮問に応じ審議、答申を行う。</p> <p>【内容】 （委員数） 6人以内 （任期） 2年 （構成） 市内の公共的団体から推薦された者 学識経験のある者 民生委員 （平成16年度予算） 住宅審議会委員報酬 @12600*6人*8回 =604800円 審議会委員選考謝礼 @10000*2人*1回 =20000円</p> <p>（平成15年度実績） ・委員数 5人 市自治会連合会 1人 市社会福祉協議会 1人 県宅地建物取引業協会 1人 民生委員 2人 ・開催状況 6月（6月募集計画） 7月（6月募集審査） 9月（6月募集審査）（11月募集計画） 1月（11月募集審査） 2月（11月募集審査）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 市営住宅維持管理補修事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	338,407千円	2,325千円	4,941千円	530千円		
根拠法令等	公営住宅法・相模原市市営住宅条例	公営住宅法・城山町町営住宅の管理に関する条例	公営住宅法	公営住宅法・相模湖町町営住宅管理条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等・補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>①市営住宅分</p> <p>【目的】 直接建設の市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費</p> <p>【参考】 ○入居者管理に関する経費（4,080千円） ・住宅管理人報酬 53名分 1,900円/月 ・入居者募集のしおり 年2回 市営住宅入居者募集時に配布 年間11,000部 ・収入調査返信用封筒 年1回一斉収入調査に使用 3000枚 ○施設の維持管理に関する経費（51,662千円） ・給排水施設維持管理 ・受水槽保守点検、水質検査 ・エレベーター保守管理 ・機械式駐車場保守点検 等</p> <p>②借上げ型市営住宅分</p> <p>【目的】 借上げの市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費</p> <p>【参考】 ○内容積算（282,665千円） ・集会所、共用部分ガス代、電気料、水道料 ・空家補修等修繕 ・緊急通報装置保守点検業務委託 等</p>	<p>町営住宅分</p> <p>【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費</p> <p>【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（266千円） ・受水槽清掃及び水質検査 ・簡易専用水道検査量 ・住宅建物災害共済保険料 ・消防設備点検 ・住宅設備等一般修繕（328千円） ・空家取壊工事（1,731千円）</p>	<p>町営住宅</p> <p>①維持管理費</p> <p>【目的】 入居者の居住性の安定を図る。</p> <p>【内容】 町営住宅の維持にかかわる管理費</p> <p>【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（391千円） ・空地草刈手数料 ・町営住宅火災保険料（151戸分） ・厚生住宅建物災害共済料（9戸分） ・消防設備保守管理委託料（小網第1団地） ・敷地等賃貸料（契約3件）</p> <p>②維持補修費</p> <p>【目的】 入居者の居住性の安定を図る。</p> <p>【内容】 町営住宅の維持にかかわる補修費</p> <p>【参考】 ○施設の維持補修に関する経費（4,550千円） ・新規入居住宅補修分（2戸分） ・その他住宅補修分（25戸分）</p>	<p>①町営住宅分</p> <p>【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費</p> <p>【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（530千円） ・小規模修繕（80千円） ・老朽化住宅取り壊し工事（450千円）</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 10	事務事業名 市営住宅ストック総合改善事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	12,700千円						
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	6,032千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別	特定財源						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅総合活用計画に基づき、高齢者や障害者等を含む全ての入居者が安心・安全な生活を営めるよう既存市営住宅の改善や維持保全等の適切な手法を実施し、市営住宅ストックの総合的な活用を図る。</p> <p>【内容】 対象団地 東団地 石橋団地 改善内容 共用階段へ手摺を設置する。</p> <p>【参考】 事業費 東団地 11,100千円 石橋団地 1,600千円</p> <p>【特財】 公営住宅ストック総合改善事業補助金 補助金額(6,032千円) 補助率(2分の1)</p>		平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（城山町住宅再生マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。	平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（津久井町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。	平成13年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（相模湖町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 市営住宅整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	246,481千円		3,373千円			
根拠法令等			公営住宅法			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	246,481千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住宅基本計画に基づき、市営住宅の計画的な供給を図るため新設市営住宅を建設するもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市営田名塩田団地整備（3工区）事業 設置場所 相模原市田名塩田3丁目3番 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上10階建て1棟 66戸 自走式駐車場 68台 工事期間 平成16年10月から平成18年2月 開設時期 平成18年4月 ○（仮称）市営大野台住宅整備事業 設置場所 相模原市大野台6丁目2210番地91 敷地面積 2,794.2㎡ 計画案 62戸 整備計画 平成16年度 実施設計 ○（仮称）市営南台団地用地購入事業（債務負担行為） 設置場所 相模原市南台4丁目4826番地9 敷地面積 11,859.73㎡ 	<p>該当なし 空家取壊し工事については、住宅維持管理補修事業に記入。</p>	<p>【目的】 入居者の居住性の安定を図る。</p> <p>【内容】 町営住宅の改修等の整備工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋根、外壁改修工事 ・川坂団地2棟 ・青根団地 ○解体工事（木造平屋2棟） ○浄化槽改修工事 ・青根厚生住宅（5人槽） 	<p>該当なし</p>	<p>課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 住宅に係る相談及び高齢者等の民間賃貸住宅入居支援					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	住宅課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市民間賃貸住宅紹介事業要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 家主からの立退き要求や住宅の老朽化などのため転居しなければならない高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、引き続き市内に居住することを希望しながらも、自ら住宅を探す事が困難な方に対し、住宅関係事業者を紹介し、転居先の民間賃貸住宅探しの手助けをするものである。 対象となるのは、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、確実な連帯保証人が得られる、現住宅の家賃等の滞納がなく、住替え後も期日内に家賃を納めることができる、自立した日常生活が営めるなどの要件を備えているものである。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会	相模原市の課等の名称 住宅課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 市営住宅の入居者募集並びに入居及び退去					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	住宅課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	公営住宅法・市営住宅条例・市営住宅条例施行規則	公営住宅法・城山町町営住宅の管理に関する条例・城山町町営住宅の管理に関する条例施行規則	公営住宅法・市営住宅条例・市営住宅条例施行規則	公営住宅法・市営住宅条例・市営住宅条例施行規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>(市営住宅入居者募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 毎年度6月、11月 ・公募方法 広報さがみはらに掲載等 ・選考方法 住宅困窮度評価方式 ・入居日 9月1日、4月1日 ・平成15年度募集状況 募集戸数 260戸（新築198戸 空家62戸） 応募者数 1660戸 応募倍率 6.4倍 <p>(入居)</p> <p>市営住宅条例第4条～第15条 市営住宅条例施行規則第2条～第19条</p> <p>(退去・・・収入超過者等)</p> <p>市営住宅条例第32条～第38条 市営住宅条例施行規則第32条～第33条</p>	<p>【内容】</p> <p>(町営住宅入居者募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 中原団地に退去者があった場合のみ入居募集 ・公募方法 城山町広報お知らせ版ホットラインに掲載等 ・選考方法 公開抽選 ・入居日 抽選会を行った翌月の1日付け ・平成15年度募集状況 募集戸数 4戸（空家） 応募者数 41人 応募倍率 10.3倍 <p>(入居)</p> <p>町営住宅管理に関する条例第3条～第12条 町営住宅管理に関する条例施行規則第5条～第12条</p> <p>(退去・・・収入超過者等)</p> <p>町営住宅管理に関する条例第28条～第33条 町営住宅管理に関する条例施行規則第18条</p>	<p>【内容】</p> <p>(市営住宅入居者募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 6月・1月（空家状況により随時） ・公募方法 広報つぐいに掲載 ・選考方法 住宅困窮度評価方式又は抽選方式 ・入居日 8月1日、3月1日 ・平成15年度募集状況 募集戸数 5戸（空家） 応募者数 13人 応募倍率 2.6倍 <p>(入居)</p> <p>町営住宅の管理に関する条例第4条～第13条 町営住宅の管理に関する条例施行規則第3条～第9条</p> <p>(退去・・・収入超過者等)</p> <p>市営住宅条例第29条～第34・43条 市営住宅条例施行規則第21条～第22条</p>	<p>【内容】</p> <p>(市営住宅入居者募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居募集は現在行っていない <p>(入居)</p> <p>町営住宅条例第3条～第12条 町営住宅条例施行規則第5条～第11条</p> <p>(退去・・・収入超過者等)</p> <p>町営住宅条例第28条～第33条 町営住宅条例施行規則第20条</p>	課題なし	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	住宅課	都市整備課	企画政策室	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。</p> <p>【内容】 管理戸数8戸 公営住宅の所得基準を超えた中堅所得者を対象とする賃貸住宅の建設。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 住宅課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 高齢者の居住の安定確保に関する法律事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	住宅課	高齢者福祉課	企画政策室	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律					
会計の種類						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務				
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢社会の急速な進展に対応し、民間活力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ、高齢者向けの住宅の効率的な供給の促進。</p> <p>【内容】 高齢者等（60歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）の居住の安定を促進するため、民間賃貸住宅を探す手伝い。（情報提供）</p>	法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。	法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会			相模原市の課等の名称 営繕課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 6	事務事業名 魅力ある公共建築づくり推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	営繕課	財務課	建設課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	240千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良好なまちづくりや都市景観の形成に寄与するため、「魅力ある公共建築物整備指針」に基づいた公共建築の整備を推進する。</p> <p>【内容】 ・「魅力ある公共建築物検討会」を設置し、指針に基づく施設計画の検討 ・設計に関するテーマ、課題の調査・研究 ・建築設計競技（コンペ）の推進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 建築部会			相模原市の課等の名称 営繕課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 7	事務事業名 建築工事標準単価表の作成業務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課		
根拠法令等						
会計の種類 歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市発注の建設工事の単価の統一を図る。</p> <p>【内容】 市発注の建設工事の標準単価表（建築・電気・設備）を年度当初作成を行う。</p>	町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。	町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。	町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 営繕課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 公共施設の調査・設計・施工監督業務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	営繕課	施設管理者	施設管理者	都市整備課		
根拠法令等						
会計の種類 歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 市有建築物（廃棄物処理施設・清掃関連施設・市営住宅及び学校を除く）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 2. 市営住宅の建築設備に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅、学校含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、町営住宅以外については、事業（予算）担当課より依頼を受け（130万円以上の工事、設計委託）業務を実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅・学校等すべて含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		相模原市の課等の名称 営繕課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 公共建築物の維持保全計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	営繕課	施設管理者	施設管理者	都市整備課		
根拠法令等						
会計の種類 歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画を策定し、良質な公共建築の維持保全を行う。 ・修繕の緊急度や効果等に基づき、年次計画を策定し、効率的な修繕を実施するためのシステムの確立する。 ・日常の維持管理がより適切にできるようなシステムを確立する。 ・効率的な事業の執行方法を確立する。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画の策定。 また、修繕にかかる予算の効率化を図るため、緊急度等に基づき、優先順位により工事を行う。 なお、当該事業は、各施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全計画について、町営住宅の場合は、公営住宅ストック総合活用計画の中で、基本方針を定めている。また、修繕にかかる予算については、予算編成時に次年度の修繕計画を建て、工事（修繕含む）を行う。 なお、他の公共建築物（町営住宅以外）については、各施設を管理している所管課で対応を行う。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全について、現状は原因事由が発生し、緊急性が高く、経費的な事情などを考慮し、対応が必要と認められるものについては、逐次措置を講じるようにしている。 「対応を必須」とする明確な基準、整備計画等は存在しない。なお、当該事業は各施設を管理している所管課で対応を行っている。</p>	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

生涯學習部會

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 9	事務事業名 社会教育委員経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	1,904千円	688千円	719千円	493千円		
根拠法令等	社会教育法 附属機関の設置に関する条例・社会教育委員会議規定	社会教育法 社会教育委員に関する条例・社会教育委員の会議に関する規則	社会教育法 津久井町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則 津久井町社会教育委員の任期 費用弁償に関する条例 社会教育委員会会議規則	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、視察や研修会を実施するほか、各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○関東甲信越静社会教育研究大会、視察研修、県社教連理事会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @12,600×129回＝ 1,625,400円 旅費（費用弁償、普通旅費） 180,000円 需用費（食糧費、印刷製本費） 27,000円 使用料及び賃借料（公共施設使用料） - 12,000円 負担金、補助及び交付金（年会費等負担金） 59,000円</p> <p>【附属機関】 相模原市社会教育委員 ＜目的＞ 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する ＜概要＞ 委員：15名で構成 内訳：学校教育の関係者 3名 社会教育の関係者 8名 家庭教育の向上に資す活動を行う者1名 学識経験者 3名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 12,600円 定例会開催：不定期（計5回） その他：関東甲信越静社会教育研究大会、県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育活動の奨励・推進を図るため、社会教育法第15条に基づき、社会教育委員を置き、委員の豊富な知識と経験を町の社会教育行政に反映するとともに社会教育委員としての資質向上を図るため、研修会や各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員定例会の開催 ○県及び郡社会教育委員研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @6,000×6回×13人×80/100＝ 374,400円 @6,000×38回 = 228,000円 旅費（費用弁償） 17,000円 需用費（消耗品費） 13,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 10,000円 負担金、補助及び交付金 45,000円</p> <p>【附属機関】 城山町社会教育委員 ＜目的＞ 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する ＜概要＞ 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 1名 社会教育の関係者 8名 学識経験者 4名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 6,000円 定例会開催：不定期（計6回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加 ※津久井郡各町社会教育の相互の連携・調整を図るため総会（年1回）、理事会（年3回）、研修会（年2回）開催している。</p>	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社会教育委員連絡協議会研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @53,300×1人＝ 53,300円 @39,500×12人＝ 474,000円 旅費（費用弁償） 119,000円 需用費（消耗品費） 10,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 10,000円 負担金、補助及び交付金 52,000円</p> <p>【附属機関】 津久井町社会教育委員 ＜目的＞ 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する ＜概要＞ 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 2名 社会教育の関係者 3名 学識経験者 8名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 委員長 53,300円 委員 39,500円 定例会開催：不定期（計2回） その他：県社会教育委員連絡協議会地区研究会、県社会教育委員連絡協議会理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育法第15条に基づき、「社会教育委員」を委嘱し、社会教育に関する諮問機関として、総合的に計画立案指導等社会教育の基本策定にあたる。生涯学習の推進にあたり主体的に計画、推進に携わるため、研修会、地区研究会を始め、理事会、委員会に参画して、町民の生涯学習の高揚を図る。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社教連研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤職員報酬） @32,000×13人＝ 416,000円 旅費（費用弁償） 68,000円 負担金、補助及び交付金 9,000円</p> <p>【附属機関】 相模湖町社会教育委員 ＜目的＞ 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する ＜概要＞ 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 2名 社会教育の関係団体 6名 学識経験者 5名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 32,000円 定例会開催：不定期（計5回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加</p>	<p>・委員報酬の相違 相模原市 1回12,600円/人 城山町 1回6,000円/人 津久井町年間委員長53,300円委員 39,500円 相模湖町 年間32,000円/人</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 生涯学習ルーム運営費(小中学校余裕教室)					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	6,799千円	26千円				
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の「生涯学習ルーム」の運営に関する要綱	城山町立小中学校地域開放教室実施要綱				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	11千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館の補完施設として整備した生涯学習ルーム(小中学校の余裕教室)の維持管理を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1 内容 公民館の補完施設として市内小中学校9校17教室で整備した生涯学習ルームを市民の利用に供する。</p> <p>2 実施校 旭小学校、相武台小学校、上鶴間小学校、光が丘小学校、桜台小学校、弥栄小学校、大野北中学校、大野南中学校、上溝中学校</p> <p>【事業費の内訳】 維持管理用消耗品、修繕費 250,000円 電話料、カーペットクリーニング 389,000円 施設管理・清掃委託 6,160,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 公衆電話使用料 11千円</p>	<p>【目的】 学校施設の生涯学習拠点づくりとしての役割を高め、学校と地域の連携及び融合を深めるとともに異世代間の交流、地域住民の学校行事への参加促進を進める。</p> <p>【内容】 ○町内小学校1校、中学校2校で整備した余裕教室を町民の利用に供する。 ○実施校 広陵小学校、相模丘中学校、中沢中学校</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 需用費(消耗品費、燃料費、施設修繕料) 26,000円</p>	該当なし	該当なし	相模原市は9校17教室を整備済み、城山町は、3校で整備済み、他の2町は無し	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	7,358千円					
根拠法令等	相模原市社会教育関係団体事務室運営助成要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育関係団体の活動推進を図るとともに、団体間の交流促進と事務室の円滑な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 事務室の賃借料及び印刷機のリース料について補助を行うもの。</p> <p>■協議会構成団体 ○ 相模原市立小中学校PTA連絡協議会 ○ 相模原市地域婦人団体連絡協議会 ○ 相模原市女性学習グループ連絡協議会 ○ 相模原市文化協会 ○ 相模原市民交響楽団 ○ 相模原市民吹奏楽団 ○ 相模原市子ども会育成連絡協議会 ○ 相模原ユースネットワーク ○ 相模原市少年少女合唱団 ○ 相模原市少年鼓笛バンド連盟 ○ ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会 ○ 相模原市合唱連盟 ○ 相模原市母親クラブ連絡協議会 ○ 相模原市青少年指導員連絡協議会 ○ (財)相模原市体育協会</p> <p>【参考】 ・協議会構成団体数 15団体 平成16年補助金額 7,357,800円 <内訳> 年間賃借料 けやき会館 7,338,900円 印刷機賃借料 18,900円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○町PTA連絡協議会 ・小中学校PTA（6団体） ・くすの木会（幼稚園） ○文化協会加入団体 ・24団体 ○体育協会加入団体 ・専門部会 17団体 ・地域部会 12団体 ○青少年に関する団体 ・城山の教育を考える会 ・青少年育成団体連絡協議会 *青少年育成会 12団体 <参考> 公民館定期利用団体 ○学習研究に関する団体 ・6団体 ○生活・芸術・文化に関する団体 ・27団体 ○舞踏・民謡・音楽に関する団体 ・22団体 ○体操・武道・レク・ダンスに関する団体 ・33団体</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体（9団体） ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育振興会連絡協議会 ・町体育協会 ・鳥屋獅子舞保存会 ・津久井城山を愛する会 ・尾崎行雄を全国に発信する会</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体（8団体） ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育振興会 ・町体育協会</p>	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 12	事務事業名 人権教育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	434千円	95千円	496千円	40千円		
根拠法令等	なし		なし	なし		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 ○人権と差別を考える講座 公民館等を会場に、社会に歴史的に根深く残る同和問題、外国籍市民や、障がいを持つ市民に対する差別の問題、現代の社会情勢の中で緊急かつ重要な問題となっている、いじめや幼児虐待など、人権に関するさまざまな課題について、講演や講習、グループワークなどの形式で学習会を行う。</p> <p>○人権・同和に関する講演会 国民的課題である「人権問題」について、「基本的人権の尊重・差別・人権侵害」を考えることを中心として、人権擁護に関する基本的な理解を深め、差別のない明るい社会づくりを推進していく機会とする。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 人権と差別を考える講座講師謝礼 120,000円 人権、同和に関する講演会出演謝礼 250,000円 人権、同和に関する講演会看板筆耕謝礼 12,000円 公共施設使用料 235,500円 ・人権と差別を考える講座実施数（平成15年度実績）…11講座実施（343人参加）</p>	<p>【目的】 人権・同和問題に対する正しい理解と知識を高め、明るい町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 ○人権・同和教育講演会 同和、外国籍、障害者、患者等の様々な人権問題について、青少年指導員、体育指導委員、単位PTA、青少年育成団体役員、民生委員、保護司会等を対象に町長部局の同和行政担当課との共催により講演会を年1回開催する。</p> <p>【参考】 講師謝礼等の経費は、同和行政担当課にて計上。（当該の役割は、テーマの設定、講師の選定、依頼等） ○人権啓発ビデオテープの購入 16年度予算額 95千円</p>	<p>【目的】 町民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 ○CAPセミナー 町内小中学生及び保護者・教職員を対象に、子どもたちへの暴力を防ぐための人権プログラムを開催する。</p> <p>○人権・同和啓発講座 町民を対象に、人権尊重の意識の高揚を図るため、人権・同和教育推進上の課題について講師を招き、講座を開催する。</p> <p>○啓発物品を作成（ボールペン、ティッシュ） 役場窓口・文化祭会場・人権週間の街頭活動で配布を行う。</p> <p>○人権啓発・学習用ビデオテープ購入 貸し出しを行う。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 講師謝礼 120,000円 消耗品・備品購入 309,000円 その他（旅費、負担金等） 67,000円 ・セミナー及び講座実施数（平成15年度実績） イキイキセミナー 16回実施 592人参加 思いやりコミュニケーション 1回実施 32人参加</p>	<p>全ての住民が平等の原則の基に基本的人権が尊重された差別のない明るい社会を実現するため。</p> <p>【内容】 人権教育研修会 公民館等を会場に学校教育及び社会教育における基本的人権の尊重に関する推進を図るため、町職員、学校職員、社会教育関係団体を対象に実施</p> <p>【参考】 事業費の内訳 講師料 40,000円 （人権啓発活動委託事業 30,000円）</p>	事業の実施方法等に相違がある。	【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 美術品等収集事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	6,009千円					
根拠法令等	美術品等収集基金条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	512千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理並びに写真作品の公開による写真文化の振興並びに美術品等収集基金の管理を行う。</p> <p>【内容】 ○市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理 ・収蔵美術品等(平成15年度末現在) 購入作品数 絵画52点 彫刻5点 寄贈作品数 絵画13点 写真4シリーズ ・購入美術品(平成15年度) なし ・寄贈美術品(平成15年度) 写真2シリーズ ○写真作品の公開 平成15年度 「神奈川文化賞」、「市民文化彰」等を受賞した写真家江成常夫氏の作品を展示公開した。 実施日 平成16年1月16日～2月8日 会場 相模原市民ギャラリー 入場者 1,414人 ○美術品等収集基金 美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うために設置している。 ・基金の額 2,000万円 ・15年度末現在高 物品7,170千円 現金93,084千円 合計100,254千円</p> <p>【特定財源の概要】 平成16年度 統計書等売払収入 160,000円 美術品等収集基金繰入金 172,000円 美術品等展示観覧料 180,000円 計 512,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 JR相模原駅ビル公共施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	95,564千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	6,310千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 JR相模原駅ビル公共施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 ○借受面積1,507㎡ ○施設内容 ・相模原市民ギャラリー 美術文化の振興及び生涯学習機会の充実を図る。 展示室357.45㎡ アートスポット33.58㎡ 美術資料コーナー47.22㎡ 会議室52.76㎡ ・市役所相模原駅連絡所 住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書などの交付を行う。 52.75平方m ・消費生活センター 消費生活に関する相談、情報提供などを行う。 80.31㎡</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市民ギャラリー使用料 平成16年度 6,310,000円 ※No6相模原市民ギャラリー使用料を再掲</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 家庭教育啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	940千円	420千円	195千円	133千円		
根拠法令等	社会教育法	社会教育法	社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	社会教育法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	141千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 ○子育て学習講座 公民館において、家庭教育に関する講座を提供。 ○家庭教育講座 相模原市立小中学校PTA連絡協議会（市P連）に委託し、市内12のブロック協議会単位で実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 子育て学習講座講師謝礼 460,000 家庭教育講座委託 360,000</p> <p>※平成15年度は、10/10国庫補助事業として実施していたが、国の制度変更により、平成16年度については公民館事業については市単独事業で継続、PTA委託事業については、県家庭教育推進協議会より市P連が直接国の委託事業を受託・実施する方向で調整中。</p>	<p>【目的】 単位PTAごとの自主的な家庭教育学級の開催に対して補助金を交付することにより、家庭教育力の向上を図る。</p> <p>【内容】 ○家庭教育学級開催費の補助 町立幼稚園（1園）及び町立小中学校（6校）の単位PTAに家庭教育学級開催に対して補助金を交付する。補助額は、1校（園）60千円の定額。（県市町村青少年行政推進費補助金を充当。補助率1/2）</p> <p>【参考】 説明 金額（円） （歳入） 県市町村青少年行政推進費補助金 141,000 一般財源 279,000 （歳出） 家庭教育学級開催費補助金 420,000 （（6校+1園）×60,000円）</p>	<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 ○家庭脅威学級講座 津久井町立小中学校PTAへの補助事業として実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 家庭教育学級開催費補助金 194,400 16,200円×12PTA</p>	<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 ○家庭教育学級講座 相模湖町立小中学校PTAへの補助事業として実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 家庭教育学級開催費補助金 60,000 10,000円×6PTA</p> <p>【目的】 乳幼児から小学生の保護者を対象に様々な角度から子育てについて学習する場を設営</p> <p>【内容】 ○子育て学習教室 絵本の読み聞かせについて講演 健康福祉課と共催で実施 ○家庭教育学級 幼稚園、小学校3校、中学校2校を対象に各1回の講演会等を実施</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 子育て支援講演会講師料 10,000 幼児保育ボランティア委託料 3,000 講演会講師謝金 60,000</p>	事業の実施主体、財源等の相違がある。	【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否	
			<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分		
			<input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名				
17	市民文化祭経費				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額(平成16年度)	5,331千円	761千円	829千円	190千円	
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、市民文化の振興と向上を図る。</p> <p>【内容】絵画展・書展・写真展・文芸展・いけばな展・盆栽展・建築文化展・茶会・短歌会・俳句会・川柳会・現代詩の会・市民合唱祭・謡曲大会・吟刺詩舞大会・邦楽演奏会・民謡大会・奇術大会・太鼓祭り・洋舞合同公演・ダンス大会</p> <p>平成15年度</p> <p>募集期間 概ね7月1日～8月31日 開催期間 9月26日～12月23日</p> <p>入場者数 延べ 9,076人 応募者・出演者数 美術部門 327点 文芸部門 506点 いけばな 20点 舞台 1,835人</p> <p>平成16年度予算(単位:千円) 委託料 3,179 施設使用料 1,948 消耗品費 204</p>	<p>【目的】町内に在住、在勤している方が日頃の練習や芸術文化活動の発表の場として、その成果を一堂に集め、展示や催しを行い、文化振興の向上を図るとともに、町民相互の交流を深め、また、魅力ある地域づくりを進める。</p> <p>【内容】 ○催しの部 民謡、舞踊、体操、コーラス、演奏など ○展示の部 絵画、書、短歌、俳句、川柳、写真、手工芸、菊花、切花、生花、郷土資料などの展示、お茶会</p> <p>平成15年度実績 ○募集期間 実行委員募集 7月3日～7月25日 一般参加募集 8月15日～9月30日 ○開催期間 催しの部 10月26日 展示の部 11月1日～3日 ○応募者・出演者数など 催しの部 18団体 185人 展示の部 35団体 1,473人 1,835作品 ○入場者数 延べ 2,959人</p> <p>平成16年度予算(単位:千円) ○報償費 350 ○需用費 141 ○役務費 13 ○委託料 221 ○使用料及び賃借料 36</p>	<p>【目的】町民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、町民文化の振興と向上を図る。(町内7会場で実施)</p> <p>【内容】 (展示)・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花 (芸能)・・・吹奏楽・創作ダンス・大正琴 舞踊・太極拳・民謡・合唱 ハーモニカ・和太鼓・オカリナ 二胡・ギター・カラオケ・洋舞等</p> <p>【平成15年度】 ・募集期間 概ね8月15日～9月26日 ・開催期間 11月1日～11月23日 ・入場者数 延べ 7,418人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・3,204点 芸能部門・・・763人</p> <p>【平成16年度予算】 ・補助金 780千円 ・印刷製本 36千円 ・消耗品 13千円</p>	<p>【目的】生涯学習活動の成果を展示及び芸能発表の場として文化祭を開催し、文化芸能等への関心を高める。また、公民館を拠点とした公民館活動や自主的活動を助長して、多くの町民が気軽に参加出来るような文化祭としていく。</p> <p>【内容】 (展示)・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花等 (芸能)・・・民謡、舞踊、吟詠、詩吟、合唱、大正琴、体操、等</p> <p>【平成15年度】 ・募集期間 概ね9月1日～10月4日 ・開催期間 11月2日～11月4日 ・入場者数 延べ 2,185人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・1,000点 芸能部門・・・300人</p> <p>【平成16年度予算】 ・需用費 190千円</p>	<p>会場の一本化などにより市民の幅広い参加が縮小する可能性がある。相模原市では実行委員会の自主事業化を目指している。 <内容の相違>1市3町により独特な部門が存在する。 <予算の相違> 相模原市 5,871千円参加者2,688人1人当たり2,184円 城山町 761千円参加者1,658人1人当たり459円 津久井町 829千円参加者3,967人1人当たり209円 相模湖町 190千円参加者1,300人1人当たり146円</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
18	音楽等振興事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	2,520千円		1,832千円			
根拠法令等	青少年音楽団体活動助成制度実施要綱・音楽コンクール等参加奨励要綱		補助金等に係る予算の執行に関する規則、津久井町合唱館条例、津久井町合唱館条例施行規則			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	34千円		15千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		使用料/手数料等・補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>市役所ロビーコンサート</p> <p>【目的】 本市音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 市役所本館1階ロビーを会場とし、相模原音楽家連盟の企画・協力により音楽演奏を行う。 開催回数 年5回(6・8・10・12・2月) 開催時間 平日の概ね午後0時20分から0時40分までの20分間 その他 司会進行、楽器運搬等実施に係る業務は、出演者が行う。(会場設置撤去、控室確保、事前広報は市が行う。) 16年度 委託料 470,000円 消耗品費60,000円</p> <p>【特定財源の概要】 平成16年度 統計書等売払収入 34,000円</p> <p>新磯野音楽団体練習室管理運営事業</p> <p>【目的】 社会教育関係団体として育成支援している3団体(市民吹奏楽団・市民交響楽団・市合唱連盟)や、地域の音楽団体等に練習場所を提供し、本市音楽文化の振興を図る。</p> <p>【内容】 旧磯野台小学校校舎を音楽練習等の場所として提供する。 通年開館 区分：午前・午後・夜間 開放利用団体登録が必要 利用実績(平成15年度) 開館日数330日 利用団体数365団体 施設利用率37% なお、受付管理は、シルバー人材センターに委託している。 16年度予算890,000円</p> <p>青少年音楽団体育成補助金(平成16年度新規事業)</p> <p>【目的】 次代を担う中・高生、大学生等の青少年の音楽団体の活動を支援するため、青少年の音楽団体が演奏会等を行うための練習場の使用料の一部を助成することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象となる団体</p>	<p>該当なし</p> <p>○参考 芸術鑑賞会</p> <p>【目的】 町民に身近で質の高い芸術に触れる機会をつくり町音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 公民館3階の体育室でウッドホールコンサートを行う。 ○開催回数 年1回(10月下旬) ○開催時間 平日午後7時から午後9時まで ○その他 楽器運搬、設置、司会進行など、実施に係る業務は、委託業者が行う。 会場設置撤去、控室確保、事前広報等は町が行う。</p> <p>平成16年度 ○報償費 7,000円 ○委託料 900,000円</p>	<p>道志川合唱祭開催費補助金</p> <p>【目的】合唱曲「遙かな友に」の歌碑建立を機に合唱を通じて町を全国に発信するため、道志川流域で合唱祭を開催するための経費を道志川合唱祭実行委員会へ補助する。</p> <p>【内容】 ○事業費補助 ○16年度事業 補助金額 1,200,000円 ○15年度事業 補助金額 200,000円 (15年度は開催を休止し、検討期間とする予定だったため、検討に要する経費のみ予算上。)実績 開催日 9月14日(日)10:30~15:10 会場 津久井町合唱館「やまびこホール」周辺 参加合唱団 25団体 参加者数 約800名 内容 合唱発表、全員合唱、物産販売</p> <p>津久井町合唱館「やまびこホール」</p> <p>【目的】 合唱を中心とする音楽活動を推進する場としての施設提供</p> <p>【内容】 ①使用料(円) 町民の音楽活動の場として供とする施設に使用料負担を求めるもの。 施設 午前 午後 夜間 全日 ホール 1,050 1,050 1,050 3,150 ②開館時間 午前9時~午後9時 ③休館日 12/28~1/4 ④利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない。 *指定管理者制度の導入を検討中</p> <p>※特定財源 合唱練習施設使用料(15千円)</p>	<p>該当なし</p>	<p>事業の実施主体(津久井町は実行委員会へ補助)、内容等について相違がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 音楽等振興事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上で市内在住、在勤、在学が60%以上 ・60%以上を中学生～30歳で構成 ・構成員が中学校等の生徒の場合は保護者等が申請人となること ・申請人名義の振込先口座 ○対象となる活動 ・演奏会などを実施することを目的に対象施設である総合学習センター、グリーンホール相模大野、社のホールはしもと等を利用して前日までに練習する活動 ・他の施設使用料助成制度を利用しない活動 【補助金の概要】 ・練習場の使用料(付属設備使用料は除く。)の2分の1で、1回につき15,000円が上限。 ・助成回数は、1団体につき年2回(年2日)が限度。 ○平成16年度予算額 400,000円 各種大会奨励金 【目的】 市民の音楽等の活動に対する意識高揚を図るため、アマチュアを対象とした音楽等コンクールに参加するものに対し、奨励金を贈呈する。 【内容】 ○対象 団体又は個人 ○対象となるコンクール 関東、全国又は国際規模 ○奨励金の額 個人 コンクールの規模により1万円又は2万円 団体 コンクールの規模及び団体の規模により3万円から20万円まで ○平成16年度予算額 700,000円 				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
19	相模原市民ギャラリー運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	20,928千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,171千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に優れた美術作品の鑑賞の機会を提供し、本市の芸術文化の更なる振興と充実を図ることを目的として自主企画展を開催する。 ○市收藏美術展やゆかりの作家展を開催するほか、相模原芸術家協会との共催で本市在住のプロ作家の作品展覧会を開催する。 また、本市を中心とした相模野地域の近・現代の美術の流れを、画壇分野を主体に調査研究する。 ○本市及び近隣の美術系の学生達自身が、展覧会を企画し開催するためのワークショップを開催し、翌年に展覧会を開催することによりその成果を発表する。 ○相模原市民ギャラリーの運営に係る経費 <p>【内容】（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「上田薫～自然その一瞬の輝き」展 11月1日～12月14日 ○さがみはらあーと（市ゆかりの作家展）「オープンスタジオ」展 7月26日～8月24日 ○相模原芸術家協会展「第12回相模原芸術家協会」展 9月5日～16日 ○相模野画壇調査 ○サガミハラエキシビジョンプログラム 5月参加者募集ポスター掲示 7月ワークショップ開始（おおむね週1回）企画立案・作家交渉・広報活動など 展覧会開催は、翌年度8月 ○相模原市民ギャラリー運営協議会に関する事 ○美術専門員に関する事 <p>【特定財源の概要】</p> <p>平成16年度</p> <p>相模原市民ギャラリー観覧料 620,000円 ※No7相模原市民ギャラリー観覧料を再掲 統計書等売払収入 450,000円 労働保険被保険者負担金 91,000円 図書等複写費用 10,000円 計 1,171,000円</p>	該当なし	該当なし	「県立相模湖交流センターの管理・運営に関する事」に別掲	「県立相模湖交流センター」の維持、運営、管理の内容との整合について検討する必要がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 公民館館長等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	202,665千円		106千円			
根拠法令等			津久井町報酬及び費用弁償に関する条例・津久井町立公民館条例			
会計の種類	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	1,159千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模原市立公民館23館の館長及び副館長等に係る報酬等経費 ・公民館長報酬の支払 ・公民館副館長報酬の支払 ・公民館活動推進員報酬の支払 ・公民館活動推進員雇用に係る社会保険料の支払 ・公民館長、副館長及び公民館活動推進員の旅費の支払 ・公民館長、副館長及び公民館活動推進員用消耗品の購入 ・公民館長視察研修会旅費</p> <p>【参考】 ○委嘱人数（平成16年4月1日現在） 館長・・・23名 副館長・・・13名 推進員・・・56名</p> <p>○館長等の勤務時間等 館長・・・月50時間程度（報酬月額50,000円） 副館長・・・月15時間程度（報酬月額10,100円） 推進員・・・週35時間（報酬月額240,000円）</p> <p>【特定財源内訳】 労働保険被保険者負担金 1,159,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○城山町立公民館 1館 ○人数（平成16年4月1日現在） 公民館長・・・1名 職員・・・1名 ※いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>【内容】 町内公民館の館長及び公民館主事に係る報酬経費 ・公民館長（1名）報酬の支払（年額32,300円） ・公民館主事（1名）報酬の支払（年額42,600円） ・公民館長、公民館主事の旅費の支払（31,000円）</p> <p>【館長等の勤務時間等】 ・館長・・・会議及び研修会のみ対応 ・主事・・・会議及び研修会のみ対応</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○相模湖町立公民館 2館 ○人数（平成16年4月1日現在） 公民館長・・・1名 職員・・・1名 ※2館いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>公民館職員の配置（報酬の相違） ＜相模原市＞ 館長、副館長、活動推進員（3名）（非常勤特別職）館長50千円、副館長11千円、推進員240千円（全て月額）副館長は、館長代理の配置により新たに委嘱しない。 ＜城山町＞ 館長、職員（1名）（生涯学習課職員が兼務） ＜津久井町＞ 館長、公民館主事（1名）館長33千円、公民館主事43千円（年額） ＜相模湖町＞（2館） 館長は生涯学習課長が兼務</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 公民館運営協議会等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	5,750千円	304千円	194千円	230千円		
根拠法令等	市公民館条例、市公民館条例施行規則、市補助金・等に係る予算の執行に関する規則、市公民館連絡協議会等活動費補助金交付要綱	社会教育法第29条、城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	社会教育法・津久井町立公民館条例・津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町立公民館条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営審議会を廃止し、新たに地域住民がより主体的に運営に参画する公民館運営協議会を設置する。公民館運営協議会の円滑な運営を図るとともに協議会委員等の資質の向上を図る。</p> <p>【補助金名称】 公民館運営協議会等補助金</p> <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 調査研究に関する経費 会議に要する経費 研修に要する経費 上記の事項に関わる事務的経費 その他、運営上特に必要な経費 <p>【設置数】 23館</p> <p>【事業費の内訳】 公民館運営協議会等活動費補助金 250,000円×23館=5,750,000円</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条及び、城山町立公民館条例に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館における各種事業の企画、実施、その他公民館運営に関する事項を調査、審議する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館運営審議会委員数 10人 ○公民館運営審議会会議 年4回 ○県主催研修会など 年3回 <p>【公民館数】 1館</p> <p>【事業の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報酬 318,000円 ○旅費 17,000円 ○使用料及び賃借料 5,000円 	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条、津久井町立公民館条例に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査する。</p> <p>【委員数及び報酬】 委員長・・・1名（16,000円） 委員・・・12名（14,800円） ※社会教育委員が公民館運営委員を兼務</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>【事業の目的】 公民館に公民館運営審議会をおく。</p> <p>公民館運営審議会</p> <p>【委員報酬】 23,000円/年×10名</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>相模原市 設置の根拠は、条例のみ 3町 経費は、補助金で支出 設置の根拠は、社会教育法及び条例 経費は、報酬等で支出</p>	<p>【調整方針】 合併時に、相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分		
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名				
22	公民館非常勤職員等経費				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額(平成16年度)	112,846千円	3,288千円	7,382千円	4,546千円	
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>(1) 公民館図書室職員 公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>(2) 公民館スタッフ 公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>① 公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。 ② 公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。 ③ 公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 賃金(非常勤職員賃金) 市内20公民館に設置されている公民館図書室及び市内23公民館で任用する非常勤一般職員(公民館図書室職員・公民館スタッフ)に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費(普通旅費) 年2回市立図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p>【参考】</p> <p>(1) 非常勤職員の任用状況 (平成16年4月1日現在) ○公民館図書室職員・・・82名 (1館あたり約4名) ○公民館スタッフ・・・202名 (1館あたり約9名)</p> <p>(2) 事業費の内訳 ○非常勤職員賃金(112,397,940円) 公民館図書室職員賃金(時給820円) 48,489,540円</p>	<p>【目的】</p> <p>(1) 公民館図書室職員 公民館図書室における事務や窓口対応等の業務を行うため、4名の交代制勤務による図書室臨時職員を配置し図書室を円滑に機能させることにより、町民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 賃金(臨時職員賃金) 公民館図書室臨時職員に係る賃金。</p> <p>【参考】</p> <p>(1) 非常勤職員の任用状況 (平成16年4月1日現在) ○公民館図書室臨時職員・・・4名</p> <p>(2) 事業費の内訳 ○公民館図書室臨時職員賃金(3,288,000円) ・公民館図書室職員賃金 (時給平日810円、休日・夜間980円)</p> <p>(3) 賃金の支給方法 ○賃金・・・毎月の勤務状況に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。また、出勤日数に応じ年2回の特別賃金を支給する。</p> <p>○特別賃金 40日以上70日未満 10,000円 70日以上100日未満 20,000円</p>	<p>【目的】</p> <p>(1) 図書室職員 書籍の貸し出し、返却業務等の窓口受付業務。</p> <p>(2) 公民館臨時管理人 施設内外の清掃等。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 賃金(非常勤職員賃金) 町内7図書室(公民館2・その他5)及び公民館で採用している非常勤職員(図書室職員・公民館臨時管理人)に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費(普通旅費) 年7回県立図書館で実施される会議、4町で実施する広域利用連絡会議の旅費。</p> <p>【参考】</p> <p>(1) 非常勤職員の任用状況 (平成16年4月1日現在) ・図書職員・・・11人 ・公民館・・・1人</p> <p>(2) 事業費の内訳 ・図書職員賃金(時給870円) 6,799千円 ・公民館賃金(時給870円) 420千円 ・旅費(広域利用連絡会等) 163千円</p> <p>(3) 賃金・旅費の支給方法 ・賃金・・・毎月の勤務状況(生涯学習課へ報告)に応じ、翌月15日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 ・旅費・・・会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月15日に賃金と一緒に本人の口座へ振込む。</p>	<p>【目的】</p> <p>(1) 公民館図書室職員 公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>(2) 公民館スタッフ 公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>① 公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。 ② 公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。 ③ 公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 賃金(非常勤職員賃金) 市内20公民館に設置されている公民館図書室及び市内23公民館で任用する非常勤一般職員(公民館図書室職員・公民館スタッフ)に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費(普通旅費) 年数回図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p>【参考】</p> <p>(1) 非常勤職員の任用状況 (平成16年4月1日現在) ○公民館図書室職員・・・4名 ○公民館スタッフ・・・4名 (町職員兼務) ○公民館・・・3名</p> <p>(2) 事業費の内訳 ○非常勤職員賃金 公民館図書室職員賃金 2,204,800円 休日 7,520円 時給800円 公民館賃金 2,319,920円 昼間 7,520円 夜間 時給940円</p>	<p>(非常勤職員の賃金の相違)</p> <p>相模原市 図書室職員820円/h スタッフ780円/h 城山町 図書室810円/h・980円/h(夜間)※ 特別賃金(日数により)あり 津久井町 図書870円/h 公民館870円/h 相模湖町 図書800円/h 公民館7,520円/日 940円/h(夜間)</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input checked="" type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 22	事務事業名 公民館非常勤職員等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>公民館スタッフ賃金(時給780円) 63,908,400円</p> <p>○旅費(30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 30,000円</p> <p>(3) 賃金・旅費の支給方法 ○賃金…毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月20日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 ○旅費…会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月に公民館で本人の口座へ振込む。</p>			<p>○旅費(30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 10,000円 公民館長研修会用旅費 11,000円</p> <p>(3) 賃金・旅費の支給方法 ○賃金…毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 ○旅費…会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月10日に現金で支給。</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 公民館活動事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	39,032千円	1,803千円	145千円	75千円		
根拠法令等	市公民館条例施行規則	社会教育法第29条	社会教育法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営の柱である主催事業の実施を23館で行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館事業（直営）の実施 2 公民館事業（委託）の実施 3 公民館報の発行（年5回） <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講座等の講師・保育謝礼等 6,300,000円 2 事業用消耗品等 1,324,000円 3 講師・事業役員等 809,000円 4 公民館報の発行等 13,220,000円 5 各種事業委託料（各種学級、市民健康まつり、地区体育祭、公民館まつり、各種スポーツ事業等） 15,816,000円 6 映画会用フィルム借料、公共施設使用料 1,563,000円 <p>【その他】 相模原市公民館連絡協議会補助金 117,000円 公民館長を構成員とし、「公民館のつどい」の共催等を行っている。</p>	<p>【事業の目的】 公民館の目的として、「実際生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行うことによって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」とあり、社会情勢や住民ニーズにあった各種講座の開催を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子供向け講座の実施（年12回） 2 成人向け講座の実施（年10回） 3 夏休みおはなし劇場 4 親子芸術鑑賞会（委託） 5 IT講習会（委託） 6 公民館まつり <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講座等の講師・保育謝礼等 267,000円 2 事業用消耗品等 56,000円 3 各種事業委託料 1,480,000円（各種講座、公民館まつり等） 	<p>【事業の目的】 実際生活に即した教育・学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図る。</p> <p>【事業の内容】 成人講座・・・2講座 囲碁将棋大会</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講座等の講師謝礼等 30,000円 2 報償費 90,000円 3 消耗品等 25,000円 	<p>【事業の目的】 公民館を拠点として、地域コミュニティの形成を目指し、各年齢層を対象に一人ひとりの自主的、自立的な学習の大きな力となるよう実施</p> <p>【事業の内容】 公民館事業（直営）の実施</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講座等の講師・保育謝礼等 40,000円 2 事業用消耗品等 15,000円 3 講師・事業役員等 20,000円 	地域における公民館の位置付けが違う。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 公民館施設維持管理補修事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	123,617千円	617千円	34,793千円	13,146千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	253千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>独立公民館11館（出張所との併設公民館を除く。）の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 73,174千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕料（印刷機等備品の修繕料）、施設修繕料（空調機修繕費、自動ドア修繕費、ブラインド修繕費等） ・役務費 6,003千円 電話料、貯水槽検査料等 ・委託料 39,153千円 機械警備委託料、空調機保守委託料、高木剪定委託料等 ・使用料及び賃借料 2,287千円 公民館駐車場賃借料 ・備品購入費 3,000千円 椅子、冷蔵庫、ホワイトボード等の購入費 <p>【特定財源内訳】 公衆電話使用料 253,000円</p>	<p>【目的】</p> <p>公民館開館後20年以上経過し老朽化が進む中修繕箇所も増加傾向にあり、施設維持補修や備品の維持管理、購入などに係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需用費 293千円 ・消耗品費、食料費、備品修繕、施設修繕料 ○役務費 135千円 ・ピアノ調律など ・公民館総合補償制度掛金(84千円) ○委託料 53千円 ・給茶機保守管理 ○使用料及び賃借料 15千円 ・テレビ受信料 ○備品購入費 121千円 ・ガスオープンレンジの購入費 <p>※役場庁舎に併設のため、光熱水費は、公民館での予算措置なし。</p>	<p>【目的】</p> <p>公民館2館の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 11,851千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕料（自動ドア修繕費）、備品修繕料（マイク等） ・役務費 1,087千円 電話料、貯水槽検査料、調律等 ・委託料 20,524千円 機械警備委託料、空調機運転委託料、音響照明操作委託料等 ・使用料及び賃借料 841千円 青根公民館用地借料、印刷機借料等 ・備品購入費 450千円 物置、MD等 ・原材料費 40千円 工事用原材料費 	<p>【目的】</p> <p>町内公民館2館（分館を含む）の施設の維持管理及び修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 4,113千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕費等 ・役務費 1,338千円 電話料、建物災害保険料、公民館総合保険料等 ・委託料 6,185千円 機械警備委託料、建物管理業務委託料等 ・使用料及び賃借料 1,510千円 コピー機使用料、印刷機リース料、下水道使用料等 	<p>施設を維持管理補修する基準（経費支出の基準）についての相違の有無を確認する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 彫刻のあるまちづくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）				265千円		
根拠法令等						
会計の種類				一般会計		
歳入予算額（平成16年度）				0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 森と湖の相模湖町に野外彫刻を設置し、明日の文化を担う美しい風景と自然の中で「水と緑と彫刻が生まれるまち」、自然資源を活用した地域の活性化と歩く美術館計画を目指した「野外彫刻のあるまちづくり」を目指す。</p> <p>【内容】 3箇所に野外彫刻を設置</p> <p>【予算内訳】 保険料 265千円</p>	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 29	事務事業名 県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）				115,452千円	
根拠法令等				神奈川県立相模湖交流センター条例・ 神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則・ 神奈川県立相模湖交流センター条例運営要綱	
会計の種類別				一般会計	
歳入予算額（平成16年度）				115,452千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別				特定財源	
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 県民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や県民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行うことができるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 神奈川県立相模湖交流センター</p> <p>【事業内容】 施設の管理運営業務（神奈川県より委託金）</p> <p>【主な委託業務の範囲】 1. 施設の利用承認申請受付に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械警備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設の基本利用料金は次のとおり ①多目的ホール 1日 午前 午後 夜 入場料徴収の場合41,000 11,000 14,900 19,300 入場料なしの場合20,500 5,500 7,400 9,700 （土曜・日曜・休日の場合は割高になる） ②アートギャラリー（平日）（土曜・日曜・休日） 入場料徴収の場合 13,200 14,700 入場料なしの場合 6,600 7,300 ③レッスン室 1日 午前 午後 夜 5,200 1,400 1,900 2,400 ④研修室 2時間以内 800 以降30分ごと 200 ⑤主催者控室 1日 午前 午後 夜 900 200 300 400 ⑥駐車場 1台に付 1時間以内 300 1時間を超え1時間まで 300 以降30分ごとに 150 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【施設の利用実績】（平成15年度） 多目的ホール 248回 36,521人 アートギャラリー 176回 10,437人 レッスン室 160回 935人 研修室 3,777人</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会	生涯学習課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
29	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】				A室 181回 B室 145回 主催者控室 638人 A室 565回 B室 542回 【その他】 現在指定管理者制度について県と調整検討中。 【特定財源の概要】 神奈川県 115,452千円		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 P T A 育成費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	1,029千円	72千円	90千円	60千円		
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>1 指導者育成を中心に、P T Aに対する支援を進め、各種指導者研修会をはじめ、P T A 研究会と体系的に研究機会を設定し、活性化を図る。</p> <p>2 相模原市立小中学校P T A 連絡協議会(市P連)の円滑な活動・運営の支援を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相模原市立小中学校P T A 連絡協議会(市P連)の育成 市P連に対し、運営補助を行っている。</p> <p><補助金名称> 相模原市立小中学校P T A 連絡協議会補助金</p> <p><目的及び内容> 市P連の運営に対する補助金</p> <p><金額> 450千円</p> <p><その他特記事項> 単位P T Aに対する補助金はなし。</p> <p>2 P T A 研修会 小中学校P T Aの正副会長対象の「P T A 研修会」と、各ブロックの委員会委員対象の「ブロック委員研修会」の2回を実施。(庁内講師によるため、予算なし)</p> <p>3 P T A 研究会 P T A 活動にある身近な課題を共有し、意見交換等を通じ、今後のP T A 活動を研究するため、年1回開催。(市P連への委託事業)</p> <p>4 P T A ふれあい事業 P T A 活動の中で保護者と児童が体験活動を通じ、ふれあいを深めるとともに、地域及び家庭の教育力の向上をめざし、小学校を単位に開催。(市P連への委託事業)</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度市P連加入状況 小学校 55校中54校 中学校 27校中26校 合計 82校中80校加入 (会員数 約43,000人)</p>	<p>【目的】</p> <p>1 城山町P T A 連絡協議会に補助金を交付し、P T Aの円滑な活動・運営を支援する</p> <p>【内容】</p> <p>1 町P T A 連絡協議会補助金へ補助金の交付 <補助金名称> 町P T A 連絡協議会補助金 <目的及び内容> 町P連の運営に対する補助金 <金額> 72千円 <その他特記事項> 単位P T Aに対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として7校(園)×60,000円420,000円の補助を行っている。 No.15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>1 定例会 年4回実施。</p> <p>2 P T A 研修会 小中学校P T A 会員及び城山幼稚園P T A 会員対象の「町P 研修会」と「町母親研修会」の2回を実施。</p> <p>3 P T A 交流会 各単位P T Aの委員会同士が活動内容や今後の活動計画を持ち寄り、情報交換を行いP T A 活動の活性化を図る。各委員会(校外・地区・成人・広報・学級・学年)毎に分散会を開きそれぞれ、テーマを持ち意見交換を行う。年1回実施。</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度町P連加入状況 小学校 4校中4校 中学校 2校中2校 合計 6校中6校加入 (会員数 約1,664人)</p>	<p>【目的】</p> <p>1 津久井町P T A 連絡協議会に補助金を交付し、P T Aの円滑な活動・運営を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 町P T A 連絡協議会の育成、事業補助を行っている。 <補助金名称> 町P T A 連絡協議会補助金 <目的及び内容> 町P連の事業に対する補助金 <金額> 90,000円 <その他特記事項> 単位P T Aに対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として12校×16,200円194,400円の補助を行っている。 No.15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>研修会、研究会等については町P事業として開催。</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度町P連加入状況 小学校 7校中7校 中学校 5校中5校 合計 12校中12校加入 (会員数 約2,434人)</p>	<p>【目的】</p> <p>1 各学校におけるP T A 活動に対し補助金を交付することにより、学校・家庭・地域が有機的に連携し、明るい町づくりに推進を図る。</p> <p>2 町P T A 連絡協議会活動に対し補助金を交付することにより、各単位P T Aの活動を側面から支援や協力をしたり、指導助言の役割や町全体のP T A 活動のまとめ役を果たす。</p> <p>【内容】</p> <p>1 各単位P T A及び町P T A 連絡協議会(町P連)の育成、事業補助を行っている。 <補助金名称> ①相模湖町立小中学校P T A 育成事業補助金 ②町P T A 連絡協議会育成事業補助金 <目的及び内容> 各単位P T A及び町P連活動に対する補助金 <金額> 60千円 <その他特記事項> 単位P T A及び幼稚園父母の会に対し、家庭教育学級開催費補助金として6校×10,000円60,000円の補助を行っている。 No.15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度町P連加入状況 小学校 3校中3校 中学校 2校中2校 合計 5校中5校加入 (会員数 759人)</p>	<p>【単位P T Aへの補助金】</p> <p>相模原市 なし 3町は、単位P T Aに対し、家庭教育学級開催費補助金を支出している。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課		
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 地域婦人団体育成費						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課			
歳出予算額（平成16年度）	408千円		81千円	40千円			
根拠法令等	社会教育法、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則		社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱			
会計の種類	一般会計		一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 指導者研修会の実施 近隣の市婦連の視察研修会 地区別研修会の開催 対象 3地域婦人会（相和、松葉町、橋本地区） 地域婦人団体連絡協議会補助金 281,000円 <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域婦人団体指導者研修会随行旅費 1,800円 地区別研修会委託料（3地区） 45,000円 地域婦人団体指導者研修会バス借上料 80,000円 地域婦人団体連絡協議会補助金 運営費補助、50周年誌発行補助 281,000円 	該当なし（地域婦人団体なし）	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 町婦人会連絡協議会助成金 81,000円 <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 町婦人会連絡協議会助成金 81,000円 	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 視察研修会 近隣の町村の施設等の視察 町内美化活動 町産業環境課に協力をいただき、町内の美化活動を実施。 地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円 <p>【事業の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円 	相模原市 城山町 津久井町・相模湖町	<p>団体補助、バス借上料、委託料等 該当なし 団体補助</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 32	事務事業名 女性グループ育成費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	81千円					
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行に関する規則					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p>【内容】 相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金の交付</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 負担金、補助及び交付金（運営費等補助金） 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金 81,000円</p> <p>【公共的団体】 相模原市女性学習グループ連絡協議会 （社会教育関係団体）</p> <p>＜目的＞ 学習を目的とした市内の女性の自主的なグループ相互の連絡調整をはかり、グループ活動の発展を目的とする。</p> <p>＜概要＞ ・構成団体数：20団体 ・会員数：約200人 ・役員構成：代表1名、副代表2名、書記1名、会計1名 ・主な事業：女性学習グループ研究集会の開催、グループ集会の開催、グループ訪問、会報の発行、役員会の開催、学習情報の収集と提供</p> <p>【補助金】 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金</p> <p>＜目的＞ 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p>＜金額＞ 81,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	生涯学習課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
33	文化団体育成費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	1,100千円	910千円	81千円	50千円		
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民文化の向上と豊かな市民文化の高揚を市民が自主的に図るため、文化団体の充実を期して助成をするもの。</p> <p>【内容】 ○ 相模原市文化協会（文化協会）の育成 文化協会に対し、運営補助を行っている。 <補助金名称> 相模原市文化協会補助金 <目的及び内容> 文化協会の運営に対する補助金 <団体の構成> 俳句、短歌、写真、書道、美術、郷土話、華道、謡曲、奇術、茶道、吟剣詩舞、川柳、建築文化、民謡、詩、三曲、洋舞、太鼓、園芸、ダンスの20団体から構成される。</p> <p>○ 相模原市民まつりへの参加 毎年4～5月頃の市民まつりへ参加している。会場使用料は市民まつりの主管課である商業観光課が負担し、その他経費は参加費で賄っているため、予算なし。</p> <p>○ 文化協会祭の運営 毎年7月に4日間程度開催（16年度は38回目）。文化協会の予算から支出。</p> <p>○ 市民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募を中心に市民が参加する文化祭（16年度は55回目）に、実行委員会として主管団体となるとともに、出展・出演等で参画している。（市民文化祭実行委員会への委託事業）</p> <p>【補助金の概要】 相模原市文化協会補助金 平成15年度1,100,000円 市文化協会は、市内20団体で構成され、市民文化の向上を目的として市民文化祭等各種事業を実施している。 平成16年度加盟団体 20団体 加盟会員数 約5200名</p>	<p>【目的】城山町文化協会の活動を支援することにより文化の発展や継承がなされ、また地域文化の創造を促進することを目的して助成をするもの。</p> <p>【内容】 ○ 城山町文化協会の育成 文化協会に対し、運営補助を行っている。 ○ 補助金名称 城山町文化協会補助金 ○ 目的及び内容 文化協会の運営に対する補助金 ○ 団体の構成 囲碁クラブ、エコー城山、菊花会、玉扇会、郷土研究会、好誼会、自然観察会、秋民会、書道愛好会、城山川柳俳句の会、城山盆栽会、城山ホテル研究会、玉穂会、地域史研究会、朝陽会、照鈴会、簞藁会、葉衣会、柳扇会、福前健康体操、祭はやし連絡協議会、なごみ会、ヨーロッパアンフラワー、津久井湖若葉会の24団体から構成される。</p> <p>○ さつきまつりの開催 毎年6月上旬に文化協会が主催となり、さつきまつりを2日間開催する。 1日目は、さつき等の展示、囲碁大会、お茶会 2日目は、さつき等の展示、舞台発表など</p> <p>○ 町民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募者を中心に町民が参加する文化祭（16年度は45回目）の協力団体となるとともに、出展・出演等で参画している。</p> <p>○ その他町事業への参加 もみじまつり、敬老のつどい等</p> <p>○ 年1回文化活動事業を実施し会員以外の者も対象に、研修会や地域資源の見学会などを、実施している</p> <p>【参考】 城山町文化協会補助金 平成15年度910,000円 平成16年度加盟団体 24団体 加盟会員数 約800人</p>	<p>【目的】文化団体相互の連絡を図り、地域文化の向上と振興を目的とするために助成するもの。</p> <p>【内容】 ○ 津久井町文化協会の育成 文化協会に対し、事業補助を行っている。 <補助金名称> 津久井町文化協会助成金 <目的及び内容> 文化協会の事業に対する助成金 <団体の構成> 書道、短歌、茶道、藤工藝、文化刺繍、染色、俳句、パソコン、創作人形、水墨画、折り紙、囃子、尺八、舞踊、三味線、民謡、箏曲、詩吟、体操、新舞踊の20団体から構成される。</p> <p>○ 文化協会発表会の運営 毎年6月に作品展示及び芸能発表（1日）開催。文化協会の予算から支出</p> <p>【参考】 津久井町文化協会助成金 81,000円 町文化協会は、町内20団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成16年度加盟団体 20団体 加盟会員数 524名</p>	<p>【目的】 地域に根ざした各種の文化芸術、芸能等を継承し、より一層技術向上につとめ、地域に親しまれ、愛される芸術文化、芸能の振興を図る。</p> <p>【内容】 ○ 相模湖町文化協会の育成 文化協会に対し、事業補助を行っている。 <補助金名称> 相模湖町文化協会育成事業補助金 <目的及び内容> 文化協会の事業に対する補助金 <団体の構成> 舞踊、民謡、吟詠、詠歌、体操、コーラス、歌謡、短歌、俳句、茶道、手芸、書道、盆栽、絵画の29団体から構成される。</p> <p>○ 文化協会発表会の運営 毎年4～6月に総会において芸能発表を開催。文化協会の予算から支出</p> <p>○ 町文化祭への参画 毎年11月に開催され、一般公募を中心に町民が参加する文化祭（16年度は37回目）に、実行委員として企画運営をするとともに、出展・出演等で参画している。</p> <p>【参考】 相模湖町文化協会育成事業補助金 50,000円 町文化協会は、町内29団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成16年度加盟団体 29団体 加盟会員数 425名</p>	<p><課題>文化協会は、任意の団体であり、団体の合併は文化協会に対応することとなる。 <団体の構成の相違> 相模原市 20団体（ただし、下部組織多数あり） 城山町 24団体 津久井町 30団体 相模湖町 29団体 <補助金の相違> 会員1人当りの額 相模原市 1,100,000円 城山町 910,000円 津久井町 81,000円 相模湖町 50,000円</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 34	事務事業名 音楽関係団体等補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課					
歳出予算額（平成16年度）	1,944千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【名称】社会教育関係団体補助金 【目的】団体の活動の活発化と運営の円滑化を助長し、市民音楽の育成を図ることにより市民文化の振興に寄与する 【内容等】運営費補助 【補助金の概要】 相模原市民吹奏楽団 162,000円 相模原市民交響楽団 162,000円 相模原市合唱連盟 40,000円</p> <p>【名称】市民合同演奏会補助金 【目的】不特定多数の市民に合唱団員として直接参加の機会を提供するため、毎年実行委員会と市教育委員会が共催で開催している演奏会の円滑実施を図り、市民音楽の更なる発揚を促進する 【内容等】事業費補助 【補助金の概要】 市民合同演奏会実行委員会 320,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 35	事務事業名 生涯学習推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）		175千円	5504千円	143千円		
根拠法令等		城山町社会教育指導員設置規則	補助金等に係る予算の執行に関する規則、津久井・町社会教育指導員設置規則	相模湖町生涯学習推進本部設置要綱・相模湖町生涯学習審議会設置規則		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【津久井町「小中学生向け講座・親子学習講座」について】</p> <p>相模原市では、公民館及び青少年学習センターで同様の事業を実施している。</p> <p>【相模湖町「生涯学習審議会」について】</p> <p>相模原市では、設置していない。</p>	<p>【目的】</p> <p>生涯学習プランに基づき、ライフステージにそった学習機会を提供すると共に、住民のニーズにあった各種学習講座を行う。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○ 乳・幼児期の部</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座数 15年度 2回（参加者30名） 内容 子供への暴力防止プログラム 予算 16年度 53,800円 15年度 64,000円 <p>○ 青少年期・成人期の部</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座数 15年度 1回（参加者525名） 内容 人権に関して町内中学校との共催事業として講演会を実施した。 予算 16年度 40,800円 15年度 42,400円 <p>○ 男の料理教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座数 15年度 3回（参加者55人） 内容 成人男性を主たる目的として料理実習を行う。 予算 16年度 80,000円 15年度 80,000円 <p>社会教育指導員</p> <p>【職務】</p> <p>社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等にあたる。</p> <p>【勤務時間】</p> <p>1週間につき3日 午前8時30分から午後5時</p> <p>【報酬】</p> <p>城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。</p> <p>【任期】</p> <p>1年。再任は妨げない</p> <p>【委嘱人数】</p> <p>2人以内</p>	<p>【目的】</p> <p>乳幼児とその保護者及び小中学生の生涯学習活動の推進を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 小中学生向け講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座数 16年度10回 15年度8回（参加者180名） 内容 造形教室、料理教室、年賀状づくり、歴史講座等 予算 16年度 153,065円 15年度 145,465円 <p>2 親子学習講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座数 16年度12回 15年度12回（参加者1,368名） 内容（15年度実績） わらべうた、公園での交流会、歌のコンサート、キャンプ場での水遊び、運動会、リトミック、リース作り、クリスマス会、人形劇、ドーナツ作り、お父さんとの交流会 予算 16年度 280,465円 15年度 320,195円 <p>津久井城山を愛する会</p> <p>【目的】</p> <p>津久井郡内の文化遺産である津久井城址の愛護活動と城址文化の向上を図る。</p> <p>【活動内容】</p> <p>県立津久井湖城山公園事業への協力 年末年始イルミネーション 登山道の清掃及び草刈り</p> <p>【補助金額】</p> <p>90,000円</p> <p>社会教育指導員</p> <p>【職務】</p> <p>社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等にあたる。</p> <p>【勤務時間】</p> <p>1週間につき3日 午前8時30分から午後5時</p> <p>【報酬】</p> <p>月額101,000円</p> <p>【任期】</p> <p>1年再任は妨げない</p> <p>【委嘱人数】</p> <p>4人 生涯学習課2人、生涯学習センター2人</p>	<p>【目的】</p> <p>関係諸機関との連携のもとに、それぞれの機関の生涯学習関連事業の総合調整を図ると共に、町民の幅広い参加による生涯学習事業の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習を視野に入れた生涯学習研修会 生涯学習事業の推進を図るための生涯学習審議会 行政サービスとしての出前さがみこ 町民の生涯学習を支援する学校施設開放 町立小中学校五校で、子どもにも地域社会にもメリットのある学社連携・融合を推進していく 学校支援人材バンクの設置。 <p>【事業内容】</p> <p>生涯学習審議会委員報償費（年1回） 21名 3,000円×21名 63,000円</p> <p>生涯学習研修会 講師報償費 20,000円</p> <p>通信費 10,000円</p> <p>委託費 学社連携・融合推進費（小3校、中2校） 10,000×5校 50,000円</p> <p>参考</p> <p>（生涯学習審議会委員は、） 小・中学校長、教育委員会関係者、社会教育団体関係者、社会福祉団体関係者、その他必要と認める者</p>	<p>相模湖町 生涯学習関連事業の総合調整と住民の幅広い参加による生涯学習事業の推進を図るため「生涯学習審議会」を設置している。</p> <p>相模原市・城山町・津久井町 設置していない。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 文化財保護審議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	539千円	279千円	334（うち、報酬は212千円は別科目で計上）	199千円		
根拠法令等	相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	城山町文化財保護条例	津久井町文化財保護条例	相模湖町文化財保護条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申し並びにこれらの事項について、教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 ○文化財保護審議会の審議内容 ①新たな文化財の指定・登録候補について審議 ②新たな文化財の指定・登録候補について調査 ③文化財の指定・登録に係る諮問について審議 ④文化財の指定・登録に係る答申について審議</p> <p>○開催日数 年4回</p> <p>○委員数 10人 非常勤特別職 報酬 @12,600円/1回</p> <p>○15年度指定・登録 指定 2件 登録 14件</p> <p>【参考】 ○平成16年4月1日現在 市指定文化財 24件 市登録文化財 39件 ○委員数 10人</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 504 旅費 26 需用費 9（賄費）</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、文化財の指定、保存及び活用、又は指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、このために必要な調査研究を行う。（条例第13条）</p> <p>【内容】○文化財保護委員の審議内容 町指定重要文化財等の指定候補についての審議及び指定に係る答申について審議 ※但し、指定事務が少ないため、 ①会議では主に町文化財保護事業の報告、事業計画の説明等を行っている。 ②普及啓発事業として生涯学習課が開催している町内遺跡等を巡る「文化財めぐり」の講師を務めている。 ③「城山町の地名」「城山町民具所在目録」「城山町講中調査報告書」「城山町小祠報告書」などの刊行に際し、調査、編集している。</p> <p>○開催日数 年4回</p> <p>○委員数 6人</p> <p>○15年度指定件数 なし</p> <p>○平成16年4月1日現在 町指定重要文化財 3件</p> <p>○その他 ・津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。 会の目的…委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内 容…会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局…津久井教育事務所 各町助成金総額 16年度50千円</p>	<p>【目的】 文化財保護委員会は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行なう。</p> <p>【内容】 ○文化財保護委員会の審議内容等 ①文化財の指定 ②文化財の保存及び活用 ③文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年4回程度</p> <p>○委員数 6人</p> <p>○15年度指定・登録 0件</p> <p>○平成16年4月1日 町指定文化財 4件</p> <p>○その他 ・津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。 会の目的…委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内 容…会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局…津久井教育事務所 各町助成金総額 16年度50千円</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行なう。</p> <p>【内容】 ○文化財保護委員の審議内容等 ①文化財の指定 ②文化財の保存及び活用 ③文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年5～6回程度</p> <p>○委員数 6人 非常勤職員 報酬@29,000円×6人</p> <p>○15年度指定・登録 0件</p> <p>○平成16年4月1日現在 町指定文化財 1件</p> <p>○その他 ・津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。 会の目的…委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内 容…会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局…津久井教育事務所 各町助成金総額 16年度9,800円</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 174 旅費 20 需用費 4 役務費 1</p>	相模原市は、市域の文化財の分野に対応する専門的学識者によって会を構成。 3町は、旧村単位の学識者によって会を構成。	【調整方針】 合併時に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 文化財普及事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	2,715千円	48千円	95千円			
根拠法令等	文化財保護法・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法・城山町文化財保護条例	文化財保護法・津久井町文化財保護条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	100千円	50千円	71千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民の文化財保護意識の高揚を図るため、文化財を活用した事業の開催や文化財年報の刊行を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 民俗芸能と文化財展 <ul style="list-style-type: none"> 相模原市民俗芸能大会 相模原市民俗芸能保存協会の加盟団体が、一堂に会し、獅子舞や仕事唄等を広く市民に披露する。 出演団体 5団体 会場 市あじさい会館ホール 主管 相模原市民俗芸能保存協会 相模原市文化財展 <ul style="list-style-type: none"> 郷土の文化遺産(自然や文化)を調査研究している市民団体の、日頃の調査・研究活動の成果を発表する場を提供するとともに、郷土の文化財に係わる講演会を開催する。 参加団体 7団体 主管 相模原市文化財展実行委員会 古民家園事業 <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築復原した古民家園で年間を通じて、郷土の文化に根ざした事業を行う。 文化芸能の発表(琴演奏、俳句等)他4事業 文化財ポスター展 <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県教育委員会が主催・募集した文化財ポスター作品のうち、相模原市内中学生の作品を展示。 市庁舎1階ギャラリースペース 展示日数7日 遺跡見学会 <ul style="list-style-type: none"> 公共事業工事や史跡保存整備に伴う発掘調査現場において、遺跡見学会を開催。 勝坂遺跡見学会 田名向原遺跡見学会 遺跡資料の公開 <ul style="list-style-type: none"> 公開活用を目的に緊急地域雇用創出特別対策事業において実施された出土品整理の成果を、埋蔵文化財整理室の展示事業の一環として公開。 	<p>【目的】文化財の活用のため必要な経費を措置し、もって町民の文化的向上に資する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 郷土資料の展示 <ul style="list-style-type: none"> 郷土資料室(城山町立公民館内) 主に町内の考古資料、古文書、写真等の常設展示。町民文化祭に併せて特別展を実施。年間来室者数 465人(H15年度) 郷土資料保管庫 主に町民より寄贈・収集した民具資料等の常設展示。町民文化祭に併せて一般開放。年間見学者数 278人(H15年度) しろやま文化財めぐり <ul style="list-style-type: none"> 町内の文化や文化財にふれることにより、郷土の歴史や文化財への理解を深め、文化・文化財の保護・育成・継承を図る。 主催 教育委員会・文化財保護委員 開催日 平成15年6月7日 第3回考古学講座 <ul style="list-style-type: none"> 一般県民を対象とした考古学の講座 主催 財団法人かながわ考古学財団・県教育委員会・城山町教育委員会 <p>【特定財源】単位千円 刊行物等売上金50</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 民具に親しむつどい(H15年度) <ul style="list-style-type: none"> 町の郷土資料保管庫に保管してある明治~昭和期の庶民の道具を一般町民が見学し、また有識者からそれにまつわる話を聞く。 参加者 17人 国指定史跡川尻石器時代遺跡パンフレットの作成(H15年度) <ul style="list-style-type: none"> 部数 2,000部 遺跡見学会(H15年度) <ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡川尻石器時代遺跡の史跡整備事業に伴う発掘調査現場において、一般対象、町内小学校対象で遺跡見学会を開催。 一般対象 77人 	<p>【目的】町民の文化財保護意識の高揚を図るため、町内の文化財を紹介する刊行物を発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 15年度実績「つくい町の歴史今昔」増刷100部 16年度予定「津久井町歴史地図」増刷1,000部 <p>※特定財源 町郷土誌等販売収入(71千円)</p>	該当なし	相模原市は、指定・登録に限らず市民の自主的な文化財研究団体の保存・活用事業や、民俗芸能団体の後継者の育成・普及事業を支援しているが、3町では自主団体の組織化がされていない。	【調整方針】合併後、文化財普及事業を調整し、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 文化財普及事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>7. 文化財リーフレットの作成 新たに指定・登録した文化財のリーフレットを作成。 1件 1000部作成</p> <p>8. 文化財年報の作成 文化財年報を作成し、文化財保護の概要をまとめるとともに、市教育委員会で実施した文化財調査及び埋蔵文化財調査報告書等を掲載する。 作成部数 500部</p> <p>9. 文化財保護団体の活動 1) 相模原市民俗芸能保存協会 ○主な活動 市域に伝わる民俗芸能の保存と後継者の育成に努め、地域文化の向上に寄与するための活動。 ○構成 8団体 1) 番田神代神楽保存協会 2) 田名八幡宮獅子舞保存会 3) ぼうち唄保存会 4) 大沼土窯焼き唄保存会 5) 大島諏訪明神獅子舞保存会 6) 下九沢御嶽神社獅子舞保存会 7) 水郷田名新田名音頭保存会 8) 長徳寺盆踊保存会 ○機関紙 「さがみはらの民俗芸能」500部</p> <p>2) 相模原市文化財研究協議会 ○主な活動 郷土の文化財について研究し、その愛護と普及に努めるとともに、団体相互の連絡と協調を図る。 ○構成 6団体 1) 相模原考古学研究会 2) 相武台歴史研究会 3) 相原の歴史を探る会 4) 大野北郷土の会 5) さがみはら地名の会 6) 相模原郷土懇話会 ○機関紙「相模原の自然と文化」300部 ○文化財探訪の実施</p> <p>10. 文化財調査・普及員制度の発足 文化財の調査や普及を目的にパートナーシップ型の市民ボランティアを公募し、講習会を行う。 ○調査・普及員講習会の実施 ○15年度登録人数 44名 【特定財源】 単位千円 物品売払収入（各種調査書等） 100 【予算内訳】 単位千円 報償費 343 需用費 1049 委託料 1200（文化財普及事業委託） 使用料賃借料 110 備品購入費 13</p>		<p>町内小学校 194人</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	スポーツ課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	スポーツ振興審議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	347千円	120千円	86千円			
根拠法令等	相模原市スポーツ振興審議会規則	城山町スポーツ振興審議会に関する条例	津久井町スポーツ振興審議会設置条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 スポーツの振興に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、結果の答申、意見の建議を行う。</p> <p>【内容】 ①委員数 10名 ②任期 2年 ③委員の内訳 学識経験者 8名 市体育協会関係者 1名 行政機関関係者 1名 ④委員の身分 非常勤特別職 ⑤会議等の開催状況（平成15年度）</p> <p>○1月23日 審議事項 (1) 相模原市における今後のスポーツ振興方策について</p> <p>○3月30日 審議事項 (1) 平成16年度（財）相模原市体育団体事業費補助金の交付についての諮問・答申 (2) 平成16年度相模原市スポーツ事業の予算概要等について (3) 相模原市スポーツ振興計画～地域スポーツ活性化プラン～の策定について</p> <p>【参考】 謝礼@12,600×9名×3日=340,200円 会議室使用料 6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会。</p>	<p>【目的】 スポーツの振興に関する事項について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、教育委員会に答申、建議を行う。</p> <p>【内容】 ①委員数 5名 ②任期 2年 ③委員の内訳 学識経験者 4名 行政機関関係者 1名 ④会議等の開催状況（平成15年度）</p> <p>○6月24日 審議事項 (1) 平成14年度スポーツ施設利用状況について (2) 平成15年度スポーツ事業計画について (3) 各種スポーツ大会出場奨励金について</p> <p>○3月23日 審議事項 (1) しろやま生涯学習21プラン後期基本計画原案について (2) 平成15年度スポーツ事業実施結果について (3) 小倉こだまプールの利用結果について</p> <p>【参考】 報酬 @6,000×4名×2日=48,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会。</p>	<p>【目的】 教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 ①委員数 5名 ②任期 2年 ③委員の内訳 学識関係者 5名 ④委員の身分 非常勤特別職 ⑤会議等の開催状況（平成15年度） 7月11日 審議事項 平成14年度スポーツ事業報告について 平成15年度スポーツ事業計画について 平成15年度スポーツ事業予算について スポーツ審議会の活動について</p> <p>【参考】 報酬 会長@8000円×1名×2日 =16,000円 委員@7400円×4名×2日 =59,200円 費用弁償 5名分×2日=4,000円 需用費 消耗品 =6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	該当なし	報酬単価、委員数等について相違がある。	【調整方針】 合併時に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 12	事務事業名 体育指導委員活動推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	13,326（千円）	3,636千円	1,380千円	593千円		
根拠法令等	スポーツ振興法・相模原市体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法・相模原市体育指導委員に関する規則 城山町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法・津久井町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法・相模湖町体育指導委員に関する規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体育指導委員が連絡調整を密にし、職務遂行に必要な研修と相互の親睦をはかり、スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①名称 相模原市体育指導委員連絡協議会</p> <p>②活動 ○各公民館及び体育協会その他関係団体との連絡調整 ○スポーツに関する調査研究 ○スポーツ振興のための講習会、研究会等の開催 ○体育指導委員の指導育成 ○その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>③地域との関わり 各委員の所属する地域（公民館単位）で、スポーツ講習会や大会の企画・運営、自治会等主催の事業への協力。</p> <p>④組織の状況 役員（9名）、幹事（23名） その他分掌組織として、総務部、指導部、事業部、広報部の4部会を設置。</p> <p>⑤役員構成 会長1、副会長4、会計2、監査2</p> <p>⑥その他特記事項 定数191名、市内23公民館の各公民館より7～13名選出</p> <p>【参考】 ①報酬 11,119千円 ②報償費 60千円 ③旅費 820千円 ④需用費 460千円 ⑤委託料 160千円 ⑥使用料等 409千円 ⑦負担金等 298千円</p>	<p>【目的】 スポーツ活動の推進のための組織育成を図り、スポーツの実技指導やスポーツ団体の求めに応じて協力指導、助言を行いスポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①名称 城山町体育指導委員協議会</p> <p>②活動 ○住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う。 ○住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 ○学校・公民館等の教育機関の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 ○スポーツ団体ソンの他の団体の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 ○住民一般に対しスポーツの理解を深めること ○その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>③自治会との関わり 各委員の所属する自治会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>④組織の状況 役員 3名 その他分掌事務として、ニュースポーツ・綱引き・町民マラソンの3つの実行委員会を設置</p> <p>⑤役員構成 会長 1 副会長 2</p> <p>⑥その他特記事項 定数17名 各自治会より1～2名選出</p> <p>【参考】 ①報酬 2,442千円 ②旅費 109千円 ③需用費 272千円 ④役務費 26千円 ⑤負担金 787千円</p>	<p>【目的】 津久井町体育指導委員相互の協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、津久井町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①名称 津久井町体育指導委員協議会</p> <p>②活動 ○各委員所轄の地域への指導、組織育成。 ○行政団体等主催のスポーツ事業への協力。 ○スポーツに関する調査・研究 ○スポーツの普及・振興のため教室等の開催 ○体育指導委員の指導育成 ○その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>③地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>④組織の状況 役員 3名</p> <p>⑤役員構成 会長 1名 副会長 2名</p> <p>⑥その他特記事項 定数 15名 報酬 7,300円/日</p> <p>【参考】 ① 報酬 1,044千円 ② 旅費 100千円 ③ 需用費 193千円 ④ 役務費 23千円 ⑤ 負担金 20千円</p>	<p>【目的】 相模湖町体育指導委員は、相互に協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、相模湖町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①名称 相模湖町体育指導委員</p> <p>②活動 ○住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。 ○住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 ○行政団体等主催のスポーツ行事または事業への協力。 ○スポーツに関する調査・研究 ○住民のスポーツ振興のための助言指導を行う。 ○その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>③地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>④組織の状況 役員 3名</p> <p>⑤役員構成 委員長 1名 副委員長 2名</p> <p>⑥その他特記事項 定数 15名（任期 2年） 報酬 29,000円/年</p> <p>【参考】 ①報酬 435千円 ②報償費 11千円 ③旅費 42千円 ④需用費 84千円 ⑤役務費 14千円 ⑥負担金 7千円</p>	委員の定数、選出方法、報酬単価及び市からの事業委託の取り扱い等について相違がある。	【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 スポーツ課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 スポーツ振興に関する事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	9,553千円	1,215千円	2,230千円			
根拠法令等	スポーツ振興法第7条・ 各種実施要綱等	スポーツ振興法第7条・ 各種実施要綱	スポーツ振興法第7条・ 各種実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康の保持増進及び体力の向上や生涯スポーツの基盤づくり等を図るため、体育の日記念事業、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>① スポーツ振興事業（1,000千円） 総合型地域スポーツクラブの創設に向け、モデル事業を推進する。</p> <p>② 体育の日記念事業（424千円） 行事名 ファミリーオリンピック 会場 横山公園陸上競技場 内容 体力測定、記録測定など 相模原市体育指導委員連絡協議会に委託</p> <p>③ 各種体育大会選手出場奨励事業（2,322千円） 出場する大会の規模等に応じて、奨励金を贈呈。</p> <p>④ レクリエーション・スポーツ講習会（174千円） ・ビーチボール講習会 年2回実施（7月、10月予定） ・ニュースポーツの普及</p> <p>⑤ 地域体育活動費（920千円） 相模原市公民館連絡協議会に業務を委託し、地域におけるスポーツクラブの育成、組織化、地域の体育振興に必要な事業を実施する。</p> <p>⑥ 総合体育館自主事業（1,979千円） 各種スポーツ教室等の実施 卓球教室ほか11教室</p> <p>⑦ 北総合体育館自主事業（1,367千円） 各種スポーツ教室等の実施 卓球教室ほか10教室</p> <p>⑧ 総合水泳場自主事業（1,367千円） 各種水泳教室の実施 飛込教室ほか6教室 財団法人相模原市体育協会に委託</p>	<p>【目的】 町民の生涯スポーツの振興と技術や体力の向上を図るため、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 各種スポーツ教室（192千円） ・初級者テニス教室 ・サッカーフェスティバル ・水泳教室 ・初中級テニス教室</p> <p>② ニュースポーツの普及（62千円） ・キンボール講習会への派遣及び指導者の養成（体育指導委員）</p> <p>③ 各種体育大会選手出場奨励事業（60千円） 各種大会へ参加する選手に対し、町民の誇りと町民へのスポーツ意識高揚を期待し、奨励金を贈呈。 （15年度実績） ・全国大会 バウンドテニスほか4競技 ・関東大会 高校バレー ・県内大会 卓球</p> <p>④ 体育振興奨励金（759千円） 地域自治会への体育振興を目的とした事業に対し、コミュニティ作りの一助とするため奨励金を交付する。</p> <p>【参考】</p> <p>① 報償費 60,000 初級テニス講師 4日間 32,000 サッカーフェスティバル講師 25,000 水泳教室講師 5日間 75,000 初中級テニス講師 4日間</p> <p>② 需用費 19,149 スポーツ教室消耗品</p> <p>③ 備品購入費 61,005 キンボール関連備品購入</p> <p>④ 助成金 759,000 体育振興奨励金</p>	<p>【目的】 町民が自主的・積極的に参加できるスポーツ教室を開催する、またはその団体への補助を行う。</p> <p>運動・スポーツを通じた健康づくりを推進するための教室や講座を開催する。 生涯学習部門と健康支援部門との協力体制を確立し、健康維持・増進を促進する環境づくりをすすめる。</p> <p>【内容】</p> <p>① 健康づくり講座 自己の体力・健康を把握し、今後の体力・健康の維持、増進に積極的に取組めるよう支援する。</p> <p>② 健康のための運動とダイエット講座（143千円） 運動・スポーツ活動をきっかけに、主体的・積極的な健康づくりを推進し生活習慣病や筋力低下を起因とする怪我の予防をする。 ソフトバレーボール教室（25千円） 日ごろの運動不足やストレスの解消をする。仲間づくりへの発展からスポーツの活性化を図る。</p> <p>④ 津久井町体育振興会連絡協議会（1,870千円） 地域のスポーツ振興を目的とした事業への経費の補助を行う。 町内の体育祭の開催支援</p> <p>【参考】</p> <p>① 報償費 12,000円 エアロビクダンス講師 2日間 20,000円 ソフトバレーボール講師 4日間 20,000円 体育祭手話通訳 212,520円 記念品代</p> <p>② 委託料 78,750円 アクアビクス運動講師派遣委託 4日間 15,750円 マットコア運動講師派遣委託 2日間</p> <p>③ 需用費 15,750円 消耗品 72,000円 指導材料費等</p> <p>④ 助成金 1,782,000円 7 体育振興会助成金</p>	該当なし	<p>地域的事業（（相）地域体育活動費、（城）体育振興奨励金、（津）体育振興会連絡協議会）の取り扱い、教育機関の自主事業（相模原市のみ）の取り扱い及び教室等の取り扱いについて相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会	スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否	
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分		
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名				
16	各種体育大会等実施事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額(平成16年度)	61,845千円	1,854千円	2,001千円	3,545千円	
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の体づくりとスポーツ技術の向上を図るために、財団法人相模原市体育協会へ事業実施の業務委託をするもの。</p> <p>【内容】</p> <p>①市民選手権大会(25種目)(19,137千円) 開催月3月～3月 市民の競技力向上を目的に各種競技会を実施</p> <p>②市民体育祭(11種目)(4,507千円) 開催月10月 ※陸上競技以外は公民館対抗戦 市民の楽しみ、健康、交流を目的としたスポーツ大会</p> <p>③相模原駅伝競走大会(3,345千円) 開催月1月 長距離走の普及発展を目的とした駅伝 7区間40,800m、5区間17,200mの2コース</p> <p>④市民ハイキング(714千円) 開催月10月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ(2泊3日)</p> <p>⑤市民日帰りハイキング(125千円) 開催月5月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ</p> <p>⑥市民富士登山(827千円) 開催月8月 富士登山を通して市民の体づくりと相互の親睦を図る</p> <p>⑦市民スキー講習会(1,158千円) 開催月1月 スキーの正しい技術と知識を習得する(3泊4日)</p> <p>⑧かながわ・ゆめ国体開催記念スポーツイベント(326千円) 開催月9月 かながわ・ゆめ国体開催を記念し、相模原市で開催した競技について、普及育成を図る</p> <p>⑨かながわ駅伝競走大会選手派遣(655千円) 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ相模原選手団を派遣</p> <p>⑩県総合体育大会選手派遣(夏季、秋季、冬季)(3,049千円) 開催月8、9、2月</p>	<p>【目的】 町民の体づくりとスポーツ技術の向上を図るため、各種体育事業の実施及び各種大会への町代表選手の派遣を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①第40回津久井湖駅伝競走大会(500千円) 開催月11月 生涯スポーツの振興と健全な青少年の育成をめざし、城山・津久井の地域づくりと各種団体の親睦を深める *津久井町と共催</p> <p>②第27回城山町民マラソン大会(200千円) 開催月12月 生涯スポーツの振興と健全な青少年育成及び自己の健康保持・増進を図るとともに、参加者相互の親睦を図る</p> <p>③県総合体育大会選手派遣(745千円) (夏季、秋季、冬季)開催月8、9、2月 県主催総合体育大会へ城山町選手団を派遣</p> <p>④かながわ駅伝競走大会選手派遣(345千円) 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ城山町選手団を派遣</p> <p>⑤第16回城山町地区対抗親睦綱引き大会(64千円) 開催月10月 *もみじまつりの中で開催 綱引きの普及と町民相互の親睦、地域における仲間作り、健全な心身の成長とスポーツ活動の生活化を目的とする</p> <p>【参考】</p> <p>① 報償費 155,000 ② 需用費等 447,000 ③ 役務費 55,000 ④ 負担金 505,000 津久井湖駅伝競走大会負担金 500,000 かながわ駅伝競走大会 神奈川県陸上競技協会一時登録料 5,000 ⑤ 県総合体育大会選手派遣費 692,000</p>	<p>【目的】 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】</p> <p>① 第40回津久井湖駅伝競走大会(500千円) 城山町と共催で実施</p> <p>② 第30回新春マラソン大会(291千円)</p> <p>③ 県総合体育大会選手派遣費助成金(900千円)</p> <p>④ かながわ駅伝競走大会選手派遣費助成金(300千円)</p> <p>【参考】</p> <p>① 報償費 138,500円 ② 需用費等 63,000円 ③ 役務費 89,000円 ④ 負担金 500,000円 津久井湖駅伝競走大会負担金 ⑤ 助成金 910,000円 県総合体育大会選手派遣費助成金 助成金 300,000円 かながわ駅伝競走大会選手派遣費助成金</p>	<p>【目的】 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】</p> <p>① 相模湖湖駅伝競走大会(609千円)</p> <p>② 相模湖レガッタ(2,448千円)</p> <p>③ 家族ぐるみハイキング(10千円)</p> <p>④ 県総合体育大会参加事業(368千円)</p> <p>⑤ かながわ駅伝競走大会参加事業(110千円)</p> <p>【参考】</p> <p>① 職員手当 183,000円 ② 賞金 292,000円 ③ 報償費 1,415,000円 ④ 需用費 692,000円 ⑤ 役務費 91,000円 ⑥ 使用料等 418,000円 ⑦ 負担金等 454,000円</p>	<p>○教育委員会主催事業の実施方法の相違(市:体育協会委託、3町:直営)○市、3町の体育協会の合併○県主催等の同一事業への派遣方法の整理(選手選考など体育協会に委ねている)。○同一事業(駅伝など)でも実施場所が異なる(離れている)場合の取り扱い。○市民選手権等、市、町のチャンピオンを決定する大会の実施方法。○全地域を対象と考える事業と地域での開催を主とする事業の整理方法。</p> <p>【調整方針】 事業の実施方法(委託・直営)については、当面、現行どおりとするが、合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 各種体育大会等実施事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	県主催県総合体育大会へ相模原選手団を派遣 ⑪8市親善野球大会選手派遣 (188千円) 開催月6月 小田急線沿線8市による野球大会へ相模原選手団を派遣 ⑫8市2郡親善陸上競技大会選手派遣 (259千円) 開催月7月 相模原市近隣の8市2郡による陸上競技大会へ相模原選手団を派遣 【参考】 財団法人相模原市体育協会委託費内訳 ① 事業費 36,117千円 ② 事務費 2,264千円 ③ 人件費 18,815千円 ④ 消費税 979千円 その他 ⑤ 公共施設使用料 2,905千円					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 18	事務事業名 (財)相模原市体育協会補助金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額(平成16年度)	90,691(千円)	2,540千円	1,629千円	1,400千円	
根拠法令等		城山町社会教育に係る補助金交付要綱		相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体	
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興することを目的とする「財団法人相模原市体育協会」が行う各種事業及び管理運営経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ○補助金内訳 ・事業費補助金 21,962千円 市民ウォーキング大会等の体育協会主催事業における開催経費等を助成 ・管理費補助金 8,470千円 体育協会採用職員の人件費等の管理経費を助成 ・派遣職員人件 60,259千円 費等補助金 「派遣法」に該当する市からの派遣職員の人件費等を助成</p> <p>○財団法人相模原市体育協会の概要 【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与する。</p> <p>【設立年月日】 平成元年10月26日(昭和29年11月任意団体発足)</p> <p>【設立者】 任意団体であった相模原市体育協会、相模原市</p> <p>【基本財産】 110,020千円(うち相模原市出資金49,000千円[44.5%])</p> <p>【事業内容】 (1) スポーツに関する教室、講演会、競技会等の開催 (2) スポーツ指導者及び審判員の養成 (3) スポーツ団体等に対する助成、その他の支援 (4) スポーツに関する情報の収集及び提供</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする「城山町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ○補助金内訳 ・団体補助金 1,819千円 加盟 17団体、地域部会 12地区 県総体派遣補助を助成 ・育成事業 375千円 町スポーツ少年団へ活動費を助成 ・運営費 346千円 各種大会等の事業費を助成</p> <p>○城山町体育協会の概要 【目的】 体育団体相互の連絡調整を図るとともに町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与する</p> <p>【設立年月日】 昭和63年12月18日</p> <p>【設立者】 14種目団体、城山町</p> <p>【事業内容】 (1) 体育団体の育成と相互の連絡調整を図る (2) 町民の体力向上に関する方策の研究 (3) 各種大会及び講習会等の開催並びに後援 (4) スポーツ振興の宣伝、啓発及び指導奨励 (5) 町体育行政の諮問に応じ、その施策に協力する (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【役員の状況】(平成16年4月1日現在) 常任理事15名 (会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、会計1名、専門部会長1名、専門副部会長2名、地域部会長1</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする「津久井町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金 1,629千円 体育協会が主催するサマーハイキング・スポーツ医学講座等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 昭和60年12月23日</p> <p>【事業内容】 加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整 町民の体力向上に関する方策の研究 各種大会及び講習会等の開催及び後援 体育振興の宣伝、啓蒙及び指導奨励</p> <p>【役員の状況】 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事12名、事務局長1名、事務局次長1名、監事2名、事務局1名</p> <p>【加盟団体数】 14種目団体</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図ると共に町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする</p> <p>【内容】 補助金 1,400千円 体育協会が主催する子どもチャレンジフェスティバル・町民レガッタ・医学講習会等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 平成2年4月1日</p> <p>【事業内容】 ①加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整を図る ②町民の体力向上に関する方策の研究 ③各種大会及び講習会等の開催並びに後援 ④体育振興の宣伝、啓発及び指導奨励 ⑤町体育行政の諮問に応じてその施策に協力する ⑥県及び体育行事への参加並びに協力 ⑦その他本協会の目的達成のために必要な事業</p> <p>【役員の状況】(平成16年5月1日付け) 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事17名、事務局長1名、監事2名、事務局1名</p> <p>【加盟団体数】 20種目団体 865人</p>	<p>○団体の形態(法人、任意団体)の相違○体育協会加盟団体の相違</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 (財)相模原市体育協会補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>(5) 相模原市が行うスポーツ事業の受託 (6) 相模原市が設置する社会体育施設の管理運営の受託 (7) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>[役員の状況] (平成16年4月1日現在) 理事15名 (会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事11名) ※常務理事は、市派遣嘱託職員 幹事2名 評議員33名</p> <p>[事務局職員の状況] (平成16年4月1日現在) 法人採用職員12名 正規職員 (6名・事務) 嘱託職員 (2名・事務、4名・管理) 市派遣職員6名 (参事1名、主幹1名、主査1名、主任1名、主事2名) 市覚書職員2名 (主幹1名、主事1名)</p> <p>[加盟団体数] (平成15年5月1日現在) 31種目団体、49,240人</p> <p>○法人の性格</p> <p>[事業分野の区分] スポーツ振興事業を担当する法人 (社会教育団体)</p> <p>[財政依存度] (平成14年度) ・総収入 558,348千円 (100%) ・市からの収入 451,889千円 (80.9%) 補助金等 87,714千円 (15.7%) 委託料 364,175千円 (65.2%) ・その他収入 9,485千円 (1.7%)</p>	<p>名、地域副会長2名、スポーツ少年団担当1名) 幹事3名 (うち1名は生涯学習課長) 理事23名 (専門部会14名、地域部会9名)</p> <p>[事務局職員の状況] (平成16年4月1日現在) 城山町職員 2名 (副主幹、主事) 非常勤職員 1名</p> <p>[加盟団体数] (平成15年5月1日現在) 専門部会17種目団体 1、621人 地域部会12地区 地域全体を対象としているため登録人数は把握していない。</p> <p>[財政依存度] (平成14年度) ・総収入 4,014千円 (100%) ・町からの収入 補助金 2,540千円 (63.2%) ・その他収入 1,474千円 (36.7%)</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 19	事務事業名 スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	300（千円）				
根拠法令等	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助要綱				
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高水準の競技技術を紹介することにより、市民の競技力の向上を図るため、全国大会規模等のスポーツ大会等を誘致する市内の団体に交付する補助金</p> <p>【内容】 ①補助対象 国、地方公共団体、日本体育協会（加盟団体含む）その他これに準ずる団体が、主催する国際大会、全国規模の大会等で、市内の公共的団体が開催し、または誘致するもの。</p> <p>②実績 平成11年 第22回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会水泳競技（シンクロナイズドスイミング） 補助金額30万円 平成12年度以降実績なし</p> <p>③贈呈基準 A（補助金額30万円以内） 国際ランキング10位以内の選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の最上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 B（補助金額20万円以内） A以外の国際規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 C（補助金額10万円以内） A・B以外の全国規模の競技大会、演技会等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし
					【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会	スポーツ課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
20	スポーツ施設管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳入予算額（平成16年度）	1,140,466千円	59,749千円	31,306千円	30,144千円		
根拠法令等	相模原市都市公園条例・ 相模原市立総合体育館条例・ 相模原市体育館に関する条例・ 相模原市立鶴野森体育施設条例・ 相模原市立総合水泳場条例	城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設・ の設置及び管理に関する条例・ 城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設・ の設置及び管理に関する施行規則	津久井町立総合運動場条例・ 津久井町立総合運動場施行規則・ 津久井町串川社会体育館条例・ 津久井町串川社会体育館条例施行規則・ 津久井町都市公園条例・ 津久井町都市公園条例施行規則	相模湖町都市公園条例・ 相模湖町スポーツ施設の設置及び管理に関する条・ 例・ 神奈川県立相模湖漕艇場条例・ 神奈川県立相模湖漕艇場の利用等に関する規則施・ 行規定		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	173,245千円	9,304千円	5,402千円	3597千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民のスポーツ活動を促進するため、スポーツ施設を維持、管理する。</p> <p>【内容】 ①横山公園運動施設〈都〉 陸上競技場、野球場、テニスコート ②淵野辺公園運動施設〈都〉 ひばり球場、テニスコート、県立相模原球場 ③鹿沼公園運動施設〈都〉 野球場、テニスコート ④相模台公園運動施設〈都〉 野球場、テニスコート ⑤スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場。全10箇所（内4箇所は夜間利用可） ⑥総合体育館〈都〉 大体育室、中体育室、小体育室、剣道場、柔道場、弓道場、トレーニング室、会議室 ⑦北総合体育館〈都〉 体育室、剣道・卓球場、柔道場、多目的室、弓道場、トレーニング室、会議室 ⑧市体育館 体育室、柔道場、弓道場 ⑨総合水泳場〈体〉 メインプール、サブプール、飛込プール、トレーニング室、会議室 ⑩銀河アリーナ〈都〉 アイススケート場、プール、トレーニング室 ⑪鶴野森体育施設〈都〉 遊泳用プール、幼児用プール、運動場 【一部事務組合等】 施設の管理を相模原市都市整備公社〈都〉、相模原市体育協会〈体〉に委託（特に記載無いものは直接管理） 【参考】 委託料 1,074,842 需要費 38,072 使用料及び賃借料 13,860 備品購入費 10,964 その他 2,728</p>	<p>【目的】 根拠法令に基づき、スポーツ施設の維持管理を行う。</p> <p>①横山スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場（3面）、倉庫、トイレ</p> <p>②中沢スポーツ広場 少年野球、ソフトボール、サッカー（練習のみ）などに対応した広場（1面）、テニスコート（クレール2面）、トイレ、倉庫</p> <p>③町民の森テニスコート テニスコート（クレール4面）、トイレ、倉庫</p> <p>④町民の森野球場 軟式野球2面（1面は硬式少年野球使用可能）、トイレ、倉庫</p> <p>⑤小倉スポーツ広場 （1）やまびこテニスコート（ナイター照明有り） テニスコート（全天候型5面）、練習用コート（壁打ち1面）、事務室、休憩室、トイレ、倉庫 （2）こだまプール 遊泳用50mプール、スライダープール、幼児用プール、事務室、更衣室、シャワー室、休憩室、トイレ、倉庫</p> <p>⑥原宿公園多目的広場（都市公園） 野球、ホッケー、サッカー、ゲートボールに対応した芝生広場（毎月第2、第4土・日のみ一般開放）、管理棟、トイレ、倉庫</p> <p>【参考】 賃金 8,410千円 需用費 10,313千円 役務費 1,078千円 委託料 24,417千円 その他 15,531千円</p>	<p>【目的】 町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】 ①青野原総合運動場 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（クレール） ②串川総合運動公園 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド、ゲートボール場 ③国体記念鳥屋スポーツ広場 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、シャワー室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り） ④津久井町総合運動公園 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（ハード・ナイター照明有り） ⑤串川社会体育館 鉄骨造一部2階建 1階 体育場、ステージ、更衣室、管理人室 2階 会議室、和室 その他 小網スポーツ広場 根小屋スポーツ広場 鳥屋スポーツ広場 前戸スポーツ広場</p> <p>※特定財源 総合運動公園有料公園施設使用料（4,950千円） 社会体育館使用料（83千円） 総合運動場使用料（369千円）</p> <p>【参考】 賃金 6,324千円 需用費 11,288千円 役務費 1,225千円 委託料 6,179千円 その他 6,290千円</p>	<p>【目的】 町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】 ①与瀬町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） ②内郷町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） ③武道場 柔道場、剣道場 ④小原広場 ソフトボールなどに対応した広場 ⑤小原プール 大プール（25M）、小プール（8M） ⑥林間総合公園（都市公園） テニスコート（4面、ナイター照明有り）、ゲートボール場（4面）、野球場、管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫） ⑦県立相模湖漕艇場 管理運営棟（事務室、医務室、トレーニング室、記録室他）、艇庫（収容可能数226艇、更衣室、シャワー室）、審判塔（審判判定室、記録室、審判員室）、コース（2,000m 6コース、1,000m 6コース） 現在所有艇数 県艇 112艇 町艇 5艇</p> <p>※特定財源 林間総合公園使用料（2,470千円） 学校体育施設使用料（367千円） 町民グラウンド及び夜間照明使用料（760千円）</p> <p>【参考】 人件費 4,950千円（常勤職員分） 人件費 8,862千円（臨時任用職員分） 賃金 810千円 旅費 12千円 需用費 5,647千円 役務費 566千円（町有艇保険料含む） 委託料 9,085千円 使用料及び賃借料 203千円 公課費 9千円</p>	<p>【管理方式の相違】 相模原市 ・直営 ・都市整備公社委託 ・体育協会委託 3町 現在、一部施設について指定管理者制度移行準備中 ・直営</p>	<p>【調整方針】 合併時は、現行の管理方法で施設運営を行い、合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 スポーツ施設の整備					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高いレベルの競技を市民が観て楽しみ、また、参加して活躍できるスポーツの拠点づくりを進める。</p> <p>【内容】 相模原麻溝公園競技場の整備 ① 主な施設 ア 第一競技場 32,000㎡ 日本陸上競技連盟第2種公認陸上競技場 収容人員 15,000人 イ 第二競技場（補助競技場）17,000㎡ 日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場 ウ 野球場 13,000㎡ ② 事業スケジュール 16年度 フィールド・トラック整備 17年度 フィールド・トラック整備 18年度 フィールド・トラック供用開始 （第3種陸上競技場） スタンド整備 19年度 スタンド整備 20年度 スタンド整備 21年度 スタンド供用開始（第2種陸上競技場） 以降 夜間照明、電光掲示板、スタンド増設、補助競技場等整備 ※整備は環境保全部が実施 完成後の管理運営について生涯学習部が担当予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 スポーツ課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 33	事務事業名 学校施設開放事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	43,469千円	973千円	3,729千円	1,030千円		
根拠法令等	・相模原市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する実施要綱 ・相模原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例 ・相模原市学校プール開放事業実施要綱	町立小、中学校体育施設使用条例・町立学校体育施設開放規則	町立小、中学校体育施設使用条例・町立小、中学校体育施設使用規程・津久井町立小中学校プール使用規則	相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例・相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例施行規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	9,057千円	146千円	454千円	367千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市立小中学校の体育施設を休日や夜間等に市民に開放し、スポーツの振興を図る。</p> <p>【内容】①学校体育施設開放事業（14,587千円） 小学校55校、中学校27校及び磯野台体育施設の体育館・グラウンド（夜間照明設備を除く）の開放を相模原市学校体育施設開放協議会（運営委員会）等に委託 ②学校屋外運動場夜間開放事業（9,944千円） 開放期間 4月1日～11月30日 開放時間 平日：午後7時30分～9時30分、土・日・休日・夏休み期間中：午後6時30分～9時30分 開放校数 小学校6校、中学校10校 ③学校プール開放事業（18,938千円） 開放日数 連続10日間 開放校数 市立小学校52校（全54校のうちプールなし2校）</p> <p>【参考】 需用費 3,101千円 委託料 32,918千円 報償費 7,175千円 賃借料 54千円 役務費 18千円 備品費 203千円</p> <p>使用料収入（平成16年度予算） 小学校使用料 3,026千円 中学校使用料 6,031千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（75箇所） 無料 学校屋内運動場（80箇所） 無料</p>	<p>【目的】町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放し、スポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】①学校体育施設開放事業（439千円） 小学校4校、中学校2校の体育施設の体育館・グラウンドを開放を行っている。 鍵の貸出し業務は、役場直接並びに近隣の住民に依頼し、手渡しにて行っている。 ②学校屋外運動場夜間開放事業 開放期間 4月1日～10月31日 開放時間 午後5時00分～9時30分 開放校数 中学校1校 ③小中学校プール監視業務委託事業（534千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 謝礼 90千円 需用費 45千円 賃借料 241千円 その他 63千円 監視員派遣 534千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（6箇所） 無料 学校屋内運動場（6箇所） 有料</p>	<p>【目的】町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放し、スポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】①学校体育施設開放事業 グラウンド3校、体育館7校の体育施設の開放を行っている。 鍵の貸し出し（体育館）は、公共施設（役場・支所）又は近隣の方に協力をいただき、鍵専用のポストを設置し行っている。 ②学校屋外運動場夜間開放事業 学校施設に夜間照明が設置されていないため、該当無し。 ③学校プール開放事業 ・夏やすみプール開放（小中学生対象） 開放日数 12日 開放校数 6校（1地区はプール無し）</p> <p>【参考】 体育施設 報償費 20千円 需用費 294千円 プール開放 委託料 2,827千円 使用料及び賃借料 588千円</p> <p>使用料収入（平成14年度実績） 小学校使用料 275千円 中学校使用料 179千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（12箇所） 有料 学校屋内運動場（12箇所） 有料</p>	<p>【目的】町立小中学校の体育施設及び設備を町民等に開放することにより地域の社会体育の振興を図る。</p> <p>【内容】①学校体育施設開放事業（52千円） 小学校3校、中学校2校の体育施設の体育館の開放を行っている。 鍵は利用団体（登録制）に貸出し、管理をしていただいている。 ②小学校プール監視業務委託事業（978千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 需用費 176千円 委託料 854千円（監視業務委託）</p> <p>使用料収入（平成16年度予算） 小学校使用料 257千円 中学校使用料 110千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（5箇所） 無料 学校屋内運動場（5箇所） 有料</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において料金、減免措置について検討するものとする。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 7	事務事業名 青少年問題協議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	402千円	125千円	241千円	37千円		
根拠法令等	地方青少年問題協議会法、付属機関の設置に関する条例、相模原市青少年問題協議会規則	地方青少年問題協議会法、城山町青少年問題協議会条例	地方青少年問題協議会法、津久井町青少年問題協議会設置条例、津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	地方青少年問題協議会法、相模湖町青少年問題協議会条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条及び第2条に基づき、市長の附属機関として、次のことを目的に設置される。 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること ウ 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） ○会長：相模原市長 ○委員：市議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 20人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @12600円/回 （年間実施回数） 概ね2回（必要に応じて3回）</p> <p>（主な協議内容） ○第1回協議会（平成15年5月30日開催） ・平成15年度青少年健全育成基本方針・重点目標について ・平成15年度相模原市夏季青少年指導要綱について ○第2回協議会（平成15年10月27日開催） ・最近の少年犯罪について ・夜間街頭指導・相談状況について ○第3回協議会（平成16年2月5日開催） ・「相模原市青少年健全育成計画」（案）について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を負担金として支出 【予算内訳】 ・報酬費 378,000円（委員報酬として） ・使用料 19,000円（会場使用料として） ・負担金 5,000円（団体会費として）</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の附属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） ○会長：城山町長 ○委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 12人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @6000円/回 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） ○第1回協議会（平成15年7月2日開催） ・平成15年度青少年に関する事業について ・青少年事業実施計画及び実施状況 ・平成16年城山町成人式 ・子ども善行表彰 ○第2回協議会（平成16年3月10日開催） ・平成15年度青少年事業実施状況 ・平成16年度青少年事業実施計画（案）</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を会費として支出 【予算内訳】 ・報酬 120,000円 ・負担金補助及び交付金 5,000円</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条及び第2条に基づき、町長の附属機関として、次のことを目的に設置される。 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること ウ 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べる</p> <p>【内容】 （委員数） 15人 （構成員） ○会長：津久井町長 ○委員：次のとおり各1名 学識経験者、津久井町議会議員（2名）、津久井町中学校長会長、津久井町小学校長会長、県立津久井高等学校教諭、津久井町教育委員長、津久井町社会教育委員長、津久井町青少年指導員、津久井町PTA連絡協議会、津久井町婦人会連絡協議会、津久井町子ども会育成団体連絡協議会、津久井警察署生活安全課長、津久井町教育研究所長（任期） 2年 （委員報酬単価） @18,100円/年 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） ○第1回協議会（平成16年2月27日開催） ・情報化社会の進展に伴う課題について ・今後の取り組みの方向性について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を負担金として支出</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の附属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） ○会長：相模湖町長 ○委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 15人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @4100円/回 （年間実施回数） 1回 （主な協議内容） ○第1回協議会（平成15年7月25日開催） ・平成15年度青少年に関する事業について ・青少年事業実施計画及び実施状況 講義：「教育上配慮が必要な児童・生徒の理解と支援」 情報交換</p> <p>【予算内訳】 ・報酬 36,900円</p>	<p>委員報酬 相模原市 @12,600円/回 概ね年2回実施 城山町 @6,000円/回 概ね年2回実施 津久井町 @18,100円/年 概ね年2回実施 相模湖町 @4,100円/回 年1回実施</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 青少年健全育成環境づくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	7,641千円		161千円			
根拠法令等	市青少年健全育成組織補助金交付要綱等		津久井町補助金等の予算の執行に関する規則			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	1,350千円		0千円			
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。また、ポスターの作成など啓発活動を実施する。</p> <p>【事業概要】 記載の実績は平成15年度 1 青少年健全育成組織補助金交付（運営費補助） ●平成16年度予算 2,530千円 ○対象 22公民館区の地区青少年健全育成協議会、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会 ○補助単価 5,000世帯未満@100千円、10,000世帯未満@120千円、10,000世帯以上@140千円、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会@70千円 2 地域・子どもふれあい事業補助金交付等 地域・子どもふれあい事業を実施する青少年健全育成組織の事業費補助。 ●平成16年度予算 3,284千円（補助金2,870千円、傷害保険414千円） ○対象 23公民館区の地区青少年健全育成協議会等 ○補助単価：1事業につき10,000円 ○実績：延べ212回 ○参加者：8,877人 3 社会環境健全化活動 ①社会環境実態調査の実施 市内の貸・販売ビデオ店等の設置件数、自主規制等の状況の調査。 ②青少年健全育成地域活動事業委託 ●平成16年度予算 60千円（2地区） 警察署が指定した環境浄化重点地区の青少年健全育成協議会に委託し、非行防止や啓発活動を実施する。年額30,000円。 ③環境健全化啓発ポスターの作成・配布 ●平成16年度予算 800千円（650枚×4回） ④違反屋外広告物住民参加除却推進事業 4 青少年健全育成啓発活動 ①青少年健全育成計画の策定 H15年3月に青少年健全育成計画を策定した。今後は、毎年、アクションプランを定め計画を推進する。 ②夏季青少年指導要綱の制定及び小中学校、青少年健全育成組織等への周知</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成16年5月1日現在世帯数 8,155世帯 公民館数 1館</p>	<p>【目的】 青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。</p> <p>【参考】 平成16年5月1日現在世帯数 3,666世帯 公民館数 2館</p> <p>【事業概要】 1 地区健全育成組織補助金交付 青少年健全育成組織の運営費を補助するもの。（平成15年度実績） ○補助総額：161,000円 ○対象：7地区の青少年健全育成組織 @23,000×7地区 2 社会環境健全化活動 社会環境実態調査の実施（平成15年度実績） 市内の貸ビデオ店、販売ビデオ店、カラオケボックス、ゲームセンターの設置件数、各営業に関する自主規制等の状況を調査した。</p>	<p>該当なし</p>	<p>相模原市が公民館区の組織に委託等を行っている地域・子どもふれあい事業等について、3町には該当する事業がない。</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 8	事務事業名 青少年健全育成環境づくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>③啓発絵画・作文・標語の募集及び入選作品の表彰等 ●平成16年度予算 208千円（表彰盾等、消耗品、会場使用料）</p> <p>④啓発ポスター等の作成配布 ●平成16年度予算 165千円（400枚作成）</p> <p>⑤啓発標語入選作品の青少年健全育成塔への掲示 ●平成16年度予算 360千円（市内4箇所）</p> <p>⑥全国青少年健全育成強調月間啓発横断幕・懸垂幕の掲示 ●平成16年度予算 117千円（6枚修繕）</p> <p>⑦相模川流域等危険防止赤旗の設置 ●平成16年度予算 117千円（150本作成）</p> <p>【補助金／交付金等】</p> <p>1 運営費補助金 平成15年度事業の実施概要の「1 青少年健全育成組織補助金交付」のとおり。</p> <p>2 事業費補助金 平成15年度事業の実施概要の「2 地域・子どもふれあい事業補助金交付」のとおり。</p> <p>【関係団体】</p> <p>1 地区青少年健全育成協議会 相模原市内の公民館区ごとに設置される健全育成組織</p> <p>2 相模原市青少年健全育成連絡協議会 相模原市内の地区健全育成協議会に関する連絡調整等を行う組織</p> <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 1,350千円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号 9	事務事業名 青少年指導員活動推進事業		□②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	16,662千円	2,156千円	2,423千円	648千円		
根拠法令等	市青少年指導員に関する規則・ 県青少年指導員要綱	城山町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県・ 青少年指導員要綱	津久井町青少年指導員に関する規則・ 神奈川県青少年指導員要綱・ 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県 青少年指導員要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	102千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 183人</p> <p>【内容】 ○職務 ・青少年団体の指導及び育成 ・青少年の文化及びレクリエーション活動の推進 ・青少年育成のための地域活動の推進 ・青少年の地域社会における生活環境の向上を図る。 ・青少年の指導について関係機関その他団体等との連絡調整を図る。 ・地域社会における青少年の生活について指導助言を行う。</p> <p>○身分・推薦方法 ・非常勤特別職として市教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各公民館長より。</p> <p>○報酬：10,999,000円(年額 60,100円/人)</p> <p>○制服：3,484,600円 ・トレーニングウェア(上) @7,300円/着 ・トレーニングウェア(下) @6,600円/着 ・半そでシャツ @4,700円/着 ・ウィンドブレーカー @7,600円/着</p> <p>○市主催研修 ・キャンプ研修(6月 隔年) ・実技研修(7月 毎年) ・視察研修(11月 隔年) ・講師謝礼 80,000円 ・旅費(弁当、宿泊費) 1,135,600円 ・消耗品 110,400円 ・自動車借上げ料 600,000円</p> <p>○その他 ・旅費 218,790円(派遣研修等) ・公共施設使用料(委嘱式、研修) 32,350円</p> <p>【関係団体】 市青少年指導員連絡協議会</p> <p>【その他】 隔年で実施する事業があるため、平成15年度と平成16年度の予算は異なる。(平成16年度の方が多い)</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修や活動を促進する</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 15名</p> <p>【内容】 ○職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための 諸問題の相談を受け指導助言を行う ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかる ・青少年の指導について関係機関、団体等との連絡調整をはかる</p> <p>○身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は町内自治会長</p> <p>○報酬：1,887,000円(@6,300円×延べ299.5日)</p> <p>○制服：243,000円 ・トレーニングウェア(上) @5,712円/着 ・トレーニングウェア(下) @4,515円/着 ・半そでポロシャツ @2,520円/着 ・ウィンドブレーカー(上) @7,140円/着 ・ウィンドブレーカー(下) @4,452円/着 ・帽子 @2,604円/着</p> <p>○旅費(費用弁償)：17,000円</p> <p>○ボランティア事故共済掛金：9,000円</p> <p>【関係団体】城山町青少年指導員連絡協議会</p> <p>【特定財源】</p> <p>○名称：市町村青少年行政推進費補助金</p> <p>○目的：青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助</p> <p>○金額：102,000円</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 20人</p> <p>【内容】 ○職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。</p> <p>○身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会から任命及び県知事より委嘱。推薦は各地区自治会連絡協議会長より。</p> <p>○報酬：年額33,300円/人</p> <p>○費用弁償：192,600円</p> <p>○制服：20,000円/人(新任の委員のみ)</p> <p>・ウインドブレーカー、帽子等 160,000円</p> <p>○主催事業等 ・宿泊通学体験事業(5月～6月) 講師等謝礼 48,000円 消耗品費 75,000円 指導材料費 146,250円 送迎バス借上料 78,750円 施設借上料 736,800円</p> <p>・サイクリングツアー on 横浜水道みち(10月) 保健師等謝礼 79,000円 記念品代 42,000円 消耗品費 68,000円 ヘルメット借上料 20,000円</p> <p>○その他事業費等 母親クラブ研修会講師謝礼 10,000円 消耗品費 33,570円 印刷製本費 65,000円</p> <p>○非行防止街頭指導(7月)</p> <p>○協力事業 津久井湖駅伝競走大会、津久井町はたちのつどい、新春マラソン大会</p> <p>○その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 ・地域社会における青少年の自発的活動と、その育成組織活動を推進し、青少年の健全育成をはかるため青少年指導員を置く。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 15人</p> <p>【内容】 ○職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。</p> <p>○身分・推薦方法 ・非常勤職員として町教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各小・中学校PTA 会長より。</p> <p>○報酬：年額29,000円/人</p> <p>○制服：10,000円/人(新任の委員のみ)</p> <p>○主催事業等 ・研修会(7月) ・有害図書の実態調査(11月) ・広報紙発行(年1回)</p> <p>○その他事業費等 ・少女ドッジボール大会(6月) ・少年サッカー大会(11月)</p> <p>○非行防止街頭指導(7・11月)</p> <p>○協力事業 相模湖駅伝競走大会、相模湖町成人式 相模湖町民レガッタ</p> <p>○その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>○差異があるもの ア 定数、選出方法 イ 報酬額 ウ 制服 エ 研修内容、頻度</p> <p>○相模原市になし、他町にあり ア ボラ事故共済掛金の負担(城) イ 主催事業の実施(津、湖)</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 10	事務事業名 青少年関係団体補助金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	3,420千円	746千円		249千円	
根拠法令等	市補助金に係る補助金の執行に関する規則	町社会教育に係る補助金交付要綱		町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	
会計の種類	一般会計	一般会計		一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	252千円		0千円	
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体		公共的団体	
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	
事務事業の別		特定財源			
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年関係団体に補助金を支出し、その活動の充実と活性化を図る。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象団体（平成16年度補助金額） 次の公共的団体に交付する。 ・相模原市子ども会育成連絡協議会（2,412千円） ・相模原市青少年指導員連絡協議会（357千円） ・相模原市青少年鼓笛バンド連盟（333千円） ・相模原ユースネットワーク（90千円） ・相模原市少年少女合唱団育成会（106千円） ・ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会（122千円） 《総額3,420千円》</p> <p>【補助金/交付金等種別】 青少年団体6団体に対して運営費を補助する。 内訳は内容のとおり。</p> <p>【関係団体】 内容のとおり。</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、自主活動の支援をする。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象団体（平成16年度補助金額） 次の公共的団体に交付する ・城山町内青少年育成会（12団体）（592千円） 定額45,000円+1人27円×会員数 ・城山町青少年育成団体連絡協議会（104千円） ・城山の教育を考える会（50千円） ※城山町青少年育成団体連絡協議会及び城山の教育を考える会は事務局を生涯学習課に置き活動の支援を行っている。</p> <p>【補助金/交付金】 青少年育成関係団体14団体に活動費補助金を交付する 内訳は上記のとおり</p> <p>【関係団体】 上記のとおり</p> <p>【特定財源】 ○名称：市町村青少年行政推進費補助金 ○目的：青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助 ○金額：252,000円</p>	<p>該当なし ○事務事業番号8「青少年健全育成環境づくり事業」で地区健全育成組織への補助金交付を記載 (平成15年度実績) ・補助総額 161,000円 @23,000円×7地区 ・対象 町内7地区の青少年健全育成組織</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象団体（平成16年度補助金額） 次の公共的団体に交付する ・相模湖町子ども会育成団体連絡協議会（3団体）（60千円） ・相模湖町単位子ども会育成会活動事業費補助金（21団体）（189千円）</p>	<p>相模原市 補助金の交付先は子ども会及びその他の団体 3町 補助金の交付先は子ども会のみ</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 青少年学習センター施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	48,684千円		2,758千円			
根拠法令等	相模原市青少年学習センター条例		津久井町生涯学習センター条例			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	1,760千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>1 施設維持管理費 青少年学習センターの施設維持管理・補修等に要する経費</p> <p>2 夜間代行員等経費 常勤職員に代わり窓口事務及び17時以降の施設管理業務を行う非常勤職員の賃金</p> <p>(1)非常勤種別</p> <p>ア 窓口事務 火～日 毎日1人 原則9時～16時 月 2人 8時30分～3時30分 ・10時～17時 *非常勤2人・嘱託1人が交替で勤務</p> <p>イ 夜間管理代行事務 日～土 毎日1人 17時～22時 *非常勤7人が交替で勤務 ア・イともに休所日・年末年始は除く</p> <p>(2)賃金等</p> <p>ア 夜間管理代行員 @780/時間 イ 窓口事務 @820/時間 ウ 交通費 @400/日</p> <p>【予算内訳】(千円)</p> <p>1 施設維持管理費 45,612 (1)需用費 26,223 (光熱水費、修繕費等) (2)役務費 627 (電話料、施設賠償責任保険等) (3)委託料 8,019 (設備保守、清掃業務委託等) (5)使用料 10,643 (用地賃借料等) (6)備品購入費 100</p> <p>2 夜間代行員等経費 3,072 (1)非常勤職員賃金(夜間管理代行事務) 1,573 (延べ353人が勤務。年休付与分も含む) (2)非常勤職員賃金(窓口事務) 1,499 (延べ278人が勤務。年休付与分も含む)</p> <p>【特定財源内訳】 施設使用料 1,689千円 No6青少年学習センター使用料から再掲 電話使用料 15千円 自動販売機光熱水費実費負担金 56千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数(小学校就学から満30歳まで) 7,016人(H16.1.1)</p>	<p>【目的】 生涯学習センターの17時以降の窓口業務及び施設管理業務について、臨時職員が行うことにより町財政の適切な運営に資する。</p> <p>【内容】 (1)夜間窓口及び施設管理事務 火～日 毎日2人 16時30分～21時30分 ※夜間管理人4人が2人ずつ交替で勤務 ※休館日は除く</p> <p>【事務手順】 (1)募集要項作成 (2)募集要項配布・広報 (3)面接・決定・通知 (4)勤務日決定・通知 (5)研修実施 (6)各月給与支払事務</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数(小学校就学から満30歳まで) 3,195人(H16.1.1)</p>	<p>津久井町の生涯学習センターの取扱い夜間管理代行員の勤務体制に差がある。 1名体制 相模原市 青少年学習センター 2名体制 津久井町 生涯学習センター</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 青少年課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 青年海外派遣基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	相模原市青年海外派遣基金条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	51千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成の一環として、運用収益を青年の海外派遣事業の資金の一部に充てる。</p> <p>【内容】 15年度末の運用状況 ○基金額 16,217,613円 ○運用先 5件（地方債4件定期預金1件） ○利息額 51,030円（年額）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 青少年学習センター活動自主事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	5,061千円		183千円			
根拠法令等	相模原市立青少年学習センター運営協議会要綱					
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	350千円		0千円			
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次の5点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所や交流の場の提供 ・青少年の多様な体験学習の場の提供 ・青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援 ・青少年関係情報の収集、提供 <p>【主催】相模原市教育委員会 (青少年学習センター)</p> <p>【各種事業(平成16年度予定分)】</p> <p>(1)学級・講座 5事業(延べ11回) (2)講習会・研修会 5事業(延べ14回) (3)大会・つどい 6事業(延べ17回) (4)広報・情報発信 3事業(延べ17回) (5)その他 3事業(延べ6回)</p> <p>【運営協議会】</p> <p>(1)委員 10名 ・学識経験者 ・小中学校及び青少年団体関係者 ・センターを利用している青少年 ・市民(公募による)</p> <p>(2)委員任期 2年 (3)開催回数 3回程度</p> <p>【関係団体】 運営協議会委員を構成する青少年団体 ・相模原市青少年指導員連絡協議会 ・相模原市少年鼓笛バンド連盟 ・相模原市少年少女合唱団育成会 ・相模原市スポーツ少年団</p> <p>【予算内訳】(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 2,064 (研修会・主催事業講師等謝礼、青少年海外派遣参加奨励金、運営委員会委員謝礼等) ・需用費 1,317 (研修用消耗品・贈い等、主催事業用消耗品・贈い等) ・役務費 110 (看板筆料) ・委託料 890 (行事委託費) ・使用料 680 (研修会用施設使用料・主催事業用施設使用料) <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 350千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数(小学校就学から満30歳まで) 7,016人(H16.1.1)</p>	<p>【目的】 次の5点を柱に、様々な目的のもと、各事業を計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所や交流の場の提供 ・青少年の多様な体験学習の場の提供 ・青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援 ・青少年関係情報の収集、提供 <p>【主催】 津久井町教育委員会 (生涯学習センター)</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に各種事業の計画を作成 ・会場、講師、ボランティア等の調整 ・開催要項の作成、開催伺い、予算 ・講師依頼、会場への事務連絡 ・講師謝礼等払い出し事務 ・周知(広報、HP、チラシ、ポスター等) ・参加者の募集、受付 ・講師等との打ち合わせ ・必要物品の調達・準備 ・当日(準備、受付、開始、終了、片付け、反省等) ・講師等への礼状送付 ・講師謝礼等の精算事務 ・事業実績報告 <p>【各種事業(平成16年度予定分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級・講座 9事業 延べ15回 ・講習会・研修会 1事業 1回 ・広報・情報発信 1事業 <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼等 132,000円 ・消耗品費等 51,000円 	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数(小学校就学から満30歳まで) 3,195人(H16.1.1)</p>	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 18	事務事業名 青少年学習センター活動団体委託事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	8,016千円				
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	500千円				
関係団体・慣行	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次の4点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所や交流の場の提供 ・青少年の多様な体験学習の場の提供 ・青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援 <p>【主催】 相模原市教育委員会（青少年学習センター）</p> <p>【内容 16年度予算（15年度参加者数等）】 (1)相模原市子ども会育成連絡協議会委託分 ・子ども会交歓スポーツ・レクリエーションフェスティバル 2,187,000円（約5,000人） ・ジュニアリーグ養成研修会 1,154,000円（826名） ・子ども会新聞コンクール 129,000円（出展135点） (2)相模原市少年鼓笛バンド連盟委託分 ・ジュニアリーグ養成講習会 273,000円（49名） ・ドリル大会 305,000円（約1,500人） ・鼓笛まつり 395,000円（約1,000人） (3)親子ふれあいの広場実行委員会委託分 ・親子ふれあいの広場 1,500,000円（約40,000人）</p> <p>【その他】 委託事業の他に、青少年関係団体（6団体）等の事務局事務等を青少年学習センターで行っており、また研修等の推奨事務も行っている。</p> <p>【関係団体】 事業を委託している公共的団体として、次の2団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模原市子ども会育成連絡協議会 ・相模原市少年鼓笛バンド連盟 <p>【予算内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 197（研修会講師謝礼、研修会参加報奨金） ・旅費 13（研修会随行旅費） ・需用費 172（子ども会旗、研修会用印刷費） ・委託料 5,943（研修会等委託費、行実実施委託費） ・使用料 1,691（研修会施設使用料・主催事業用施設使用料） <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 500千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 7,016人（H16.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 3,195人（H16.1.1）</p>	<p>なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に、相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター																																																																																												
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																																																																																												
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																																																																													
事務事業番号 6	事務事業名 総合学習センター施設利用承認事務																																																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																																												
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課																																																																																												
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円																																																																																													
根拠法令等	相模原市立総合学習センター条例・相模原市立総合学習センター条例施行規則		津久井町生涯学習センター条例・津久井町生涯学習センター条例施行規則																																																																																													
会計の種類	一般会計		一般会計																																																																																													
歳入予算額（平成16年度）	5,523千円		267千円																																																																																													
関係団体・慣行																																																																																																
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等		使用料/手数料等																																																																																													
事務事業の別	特定財源・電算システム		特定財源																																																																																													
電算システム名	生涯学習施設予約システム																																																																																															
備考1																																																																																																
備考2																																																																																																
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 ①使用料（円）市民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めるもの（特定財源として施設維持管理に充当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>3,900</td> <td>5,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セミナールーム</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,600</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小会議室1.2.3.4</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>和室1.2</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>②開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>③休所日 原則毎月第3木曜日、12/29～1/3</p> <p>④利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>※電算システム 生涯学習施設予約システム 上記システムの業務端末を用いて、申請受付と現金出納を行っている。</p> <p>【参考】 年間利用件数 4,061件 年間利用者数 71,435人 ※15年度実績</p>		午前	午後	夜	間				大会議室	3,900	5,200		5,200				セミナールーム	2,100	2,800		2,800				多目的室	1,200	1,600		1,600				小会議室1.2.3.4	600	800	800	和室1.2	600	800	800	<p>該当なし</p> <p>※参考数値 町内中学校数 町立小学校4校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園2園</p>	<p>【目的】町民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 ①使用料（円）町民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めるもの（特定財源として施設維持管理費に充当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>前日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室A</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室C</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>会合室A</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>美術音楽室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1,570</td> <td>1,570</td> <td>1,570</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>520</td> <td>520</td> <td></td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>体育館電気料</td> <td>310</td> <td>310</td> <td>310</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用時間を超過した場合の使用料は、当該使用料に4割の額を加算した額とする。</p> <p>②開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>③休館日 月曜日、国民の休日（土・日曜日が国民の休日に当たる日を除く）、12/28～1/4</p> <p>④利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>【参考】 年間利用件数 2,849件 年間利用者数 36,003人 ※15年度実績</p>	施設	午前	午後	夜間	前日	集会室A	520	520	730	1,570	集会室B	520	520	730	1,570	集会室C	520	520	730	1,570	会合室A	520	520	730	1,570	美術音楽室	520	520	730	1,570	和室A	520	520	730	1,570	体育館	1,570	1,570	1,570	3,570	運動場	520	520		1,050	体育館電気料	310	310	310	630	<p>該当なし</p> <p>※参考数値 町内中学校数 町立小学校3校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園1園</p>	<p>開館時間 相模原市 午前9時～午後10時 津久井町 午前9時～午後9時30分</p> <p>休所日 相模原市 原則毎月第3木曜日、12/29～1/3 津久井町 月曜日、国民の休日、12/28～1/4</p> <p>予約に関する電算システム 相模原市 あり 津久井町 なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
	午前	午後	夜																																																																																													
間																																																																																																
大会議室	3,900	5,200																																																																																														
5,200																																																																																																
セミナールーム	2,100	2,800																																																																																														
2,800																																																																																																
多目的室	1,200	1,600																																																																																														
1,600																																																																																																
小会議室1.2.3.4	600	800	800																																																																																													
和室1.2	600	800	800																																																																																													
施設	午前	午後	夜間	前日																																																																																												
集会室A	520	520	730	1,570																																																																																												
集会室B	520	520	730	1,570																																																																																												
集会室C	520	520	730	1,570																																																																																												
会合室A	520	520	730	1,570																																																																																												
美術音楽室	520	520	730	1,570																																																																																												
和室A	520	520	730	1,570																																																																																												
体育館	1,570	1,570	1,570	3,570																																																																																												
運動場	520	520		1,050																																																																																												
体育館電気料	310	310	310	630																																																																																												

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 総合学習センター施設運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	30,836千円		12,769千円			
根拠法令等	相模原市立総合学習センター運営協議会要綱		津久井町生涯学習センター条例			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	5,648千円		472千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等			
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 ①窓口業務 生涯学習推進員（非常勤特別職）を中心に、開所の9～22時まで窓口業務を行っている。</p> <p>②維持管理経費（30,666千円） 昭和50年に建設された施設であり、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>③総合学習センター運営協議会（170千円） センターの円滑な運営に資することを目的に設置し、事業やあり方への助言、提言を頂いている。</p> <p>年3回開催。 委員構成：学識経験者2名、市民公募2名、学校長2名、公民館長1名、他3名</p> <p>※特定財源 総合学習センター使用料（5,523千円） No6総合学習センター施設利用承認事務から再掲建物使用料（11千円） 自動販売機高熱水費実費負担金（114千円）</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬@74,300×12月） ※学習相談事業、図書業務 兼務</p> <p>総合学習センター運営協議会委員報酬（166千円） 学識経験者 @12,600円×2人×3回 他 @5,000円×6人×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 ①窓口業務 夜間管理人により17時～21時30分まで窓口業務を行っている。</p> <p>②維持管理経費 昭和49年に建設され、平成9年に県より移管された施設であるため、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>※特定財源 生涯学習センター使用料（267千円） コピー使用料（72千円） 自動販売機等電気使用料（133千円）</p> <p>【参考】 夜間管理人 4名（2,757,990円） ※17時～21時30分の夜間窓口、施設管理</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>窓口業務体制 相模原市 生涯学習推進員（非常勤特別職） 津久井町 夜間のみ夜間管理人 運営協議会 相模原市 あり 津久井町 なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 市民大学実施事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	6,960千円					
根拠法令等	市民大学設置運営要綱・ 市民大学連絡会議設置要綱・ 市民大学懇談会設置要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	市民大学受講管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内高等教育機関と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく、高度な学習機会を提供する。</p> <p>【内容】 ●事業概要 市内の大学・専門学校と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく学習機会を提供する。学校の教授・講師の講義をキャンパス内で受講する。 対象者：15歳以上の市内在住、在勤者。 開催校：8大学2専門学校（相模女子大学、麻布大学、職業能力開発総合大学校、和泉短期大学、和泉福祉専門学校、女子美術大学、北里大学、総合電子専門学校、桜美林大学、青山学院大学）。南部4校は座間市と共催している。各校の特色を生かした31講座を実施予定。 課題：受益者負担について検討中。</p> <p>●要綱設置の会議等 ①市民大学連絡会議 市民大学を実施する各校と市民、行政で構成する会議。市民大学の運営等について協議するもの。 ②市民大学懇談会 公募による市民で構成され、市民大学の講座内容に提言、助言をいただくもの。</p> <p>※電算システム システム名「市民大学受講管理システム」 PCを用いて、アクセススペースの受講管理システムを構築している。受講者登録、受講歴の管理、抽選機能、各種統計等。生涯学習情報システムからの申込みデータを取り込める。他システムと連動しない単独のシステム。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 市内の大学数 8大学・大学校 講座数 28講座 受講者数 1,591名 ※15年度実績 主な予算内訳 講師等謝礼 4,501千円 (講師謝礼 1h 13千円 助手 1回 7千円 学生助手 1h 1千円 保育謝礼 1h 900円) システム賃借料 933千円</p>	該当なし	該当なし	※大学と連携した事業は行っておりませんが、帝京大学薬学部の事業に、老人福祉センター〔管轄：健康福祉課〕事業「生きがい大学」が毎年参加しております。	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 11	事務事業名 教育の調査研究事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	7,460千円	0千円	468千円			
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育及び社会教育の向上のための調査、研究とそれらの成果の発表</p> <p>【内容】 ①研究員研究（3,874千円） 学校、地域社会における教育課題を取り上げ、2カ年で研究する。研究員は教員、行政職員、市民等で構成される。平成16年度の研究テーマは8本。研究成果は、研究集録の発行や、教育研究発表大会（下記②）での発表を通じ広く公表する。 ②教育研究発表大会（472千円） 子どもの教育課題に関する調査・研究・教育実践等を発表する。全体会（講演会）と9つの分科会で構成され、平成16年度は8月3日実施予定。市立小中学校教員、行政職員、幼稚園教諭、PTA、市民等広く参加。発表内容は、研究員による研究（上記①）、社会教育関係職員や団体による研究・実践、校内研究、個人研究、各種研修報告など。 ③「さがみはら教育」の発行（2,148千円） 教育活動推進上、タイムリーな話題を特集し、アンケート調査によるデータを中心に相模原の実態を伝える冊子を年2回発行している。 ④教育研究論文（966千円） 子どもの教育に関する自主的研究活動を奨励するため論文の募集を行う。論文は各賞の選考を行い、入賞したものには研究助成を行う。また、教育研究発表大会（上記②）で発表するとともに、教育研究論文集を発行する。 ※補助金、交付金等 研究発表大会・研究会等研究員出席負担金 8千円 教育研究員（上記①）が研究の一環または成果発表のため、研究発表大会に出席するにあたっての負担金</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校 小学校教員数 1,700人 中学校教員数 900人 教育研究員報酬 @63千円×35人×12月</p>	該当なし	<p>教育研究助成 教職員の個人研究またはグループ研究の自主研究に対し助成をする。 研究成果を「研究紀要」に掲載。</p> <p>【参考】 小学校 7校 中学校 5校 小学校教員数 124人 中学校教員数 100人</p>	該当なし	なし	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 生涯学習活動の支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課 生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	799千円	325千円	1,782千円	0千円		
根拠法令等			津久井町町民大学設置要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会・経済の変化やライフスタイルの多様化に伴う学習ニーズに対応する。公民館事業が地域（館区）対象であるのに対して、センター事業は全市を対象としている。</p> <p>【内容】 ①研究機関等開放講座（176千円） 市内の研究機関（宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所、国民生活センター、外務省研修所）と連携し、それぞれの機能と専門性を生かした講座を行う。 ②講座事業（523千円） 現代的な課題や行政課題を取り上げ、実績が少ないなど試行的な意味合いの事業実施を基本に学習機会を提供する。 ③障害者向けIT講習会（100千円） ハンディをサポートするソフトを用いて、コンピュータ・インターネット操作に関する講習会を開催する。</p> <p>【参考】 研究機関等開放講座講師謝礼 1時間 16千円（テキスト筆耕含む） 市内の研究機関（国立、独立行政法人） 3箇所</p>	<p>【目的】 現在の社会構造の変化に順応できる知識をみにつけ、自らの文化・知識を豊かにして、生きがいのある生活を営むと共に、地域の発展に主体的に取り組むための自己啓発の機会とする。「シニア講座」「歴史講座」「読み聞かせ講座」の3講座を開催。</p> <p>【内容】 ○シニア講座 ・町内在住、在勤60歳以上対象 ・健康に関すること、移動教室で施設の見学、趣味的な教室等の内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 56名 修了証授与者 28名 ○歴史講座 ・小学生以上対象 ・町内の歴史に関する内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 39名 修了証授与者 28名 ○読み聞かせ講座 ●初心者コース ・町内在住、在勤者対象 ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全7回、うち5回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 18名 修了証授与者 17名 ●中級者コース ・町内在住、在勤者対象（初心者コースの修了証を所有しているか、それに類する活動をしている方） ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全4回、うち3回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 28名 修了証授与者 26名</p> <p>【参考】 報償費 213千円 需用費 17千円 使用料及び賃借料 95千円</p>	<p>町民大学推進事業（生涯学習課）</p> <p>【目的】 町内では、生涯学習センター、公民館や地域センターなどが学びの場を提供している。「町民大学」は、そうした生涯学習機関のセンター的な機能を果たすとともに、町民の要望に応え、より多くの町民が充実した学習活動を点火して、コミュニティ形成に寄与することを目的とする。このため、専門性を備え、先進的かつ社会的要請の高い内容を学ぶことができる学習の場を提供する。また、教養を高め、自己を豊にする場を提供する。また、町の歴史や自然・文化など、地域資源から学ぶことができる場を提供する。以上3つの事業の基本として「町民大学」を設置する。</p> <p>【内容】 町内の施設を活用し、より専門的・先進的または社会的要請の高い講座等を実施する。 会場 文化福祉会館、生涯学習センター、東京農工大学津久井農場など 内容 パソコン講座、芸術文化講座（源氏物語を読むコースなど）、津久井の歴史講座（後北条氏の歴史コースなど）、科学講座、英語講座など 受講料 すべて有料で実施。 運営 町民大学運営委員会を組織し、運営。</p> <p>【参考】 報償費 180千円 需用費 400千円 負担金、補助及び交付金 800千円</p> <p>【参考】 講座数 7講座42コース 受講者数 778名 ※15年度実績</p> <p>生涯学習推進事業（生涯学習センター）</p> <p>【目的】 次の3点を柱に、様々な目的のもと、各事業を計画している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の動機付けとなる機会の提供 ・自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・生涯学習関係情報の収集、提供 <p>【主催】 津久井町教育委員会 （生涯学習センター）</p> <p>【事務手順】</p>	公民館事業で対応	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 生涯学習活動の支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に各種事業の計画を作成 ・会場、講師、ボランティア等の調整 ・開催要項の作成、開催伺い、予算 ・講師依頼、会場への事務連絡 ・講師謝礼等払い出し事務 ・周知（広報、HP、チラシ、ポスター等） ・参加者の募集、受付 ・講師等との打ち合わせ ・必要物品の調達・準備 ・当日（準備、受付、開始、終了、片付け、反省等） ・講師等への礼状送付 ・講師謝礼等の精算事務 ・事業実績報告 <p>【各種自主事業（平成16年度予定分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級・講座 21事業 延べ26回 ・広報・情報発信 1事業 <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼等 322,000円 ・消耗品費等 61,000円 ・ハガキ代・保険料 19,000円 			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 情報活用推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	44,846千円					
根拠法令等	学校間ネットワークの管理及び運用に関する要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	学校間ネットワークシステム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、教職員の教育活動をサポートする。インターネット、イントラネットを活用した教育活動を推進する。</p> <p>【内容】 ●ハード管理運営 ①学校間イントラネット管理運営(37,460千円) 市立小中学校間のイントラネット用サーバを設置し、保守管理にあっている。このサーバを用いて下記コンテンツを管理運営している。また、各学校のホームページ、教育委員会ホームページも置かれている。 ②P C ルームコンピュータシステム管理運営(7,386千円) 教員研修用のP C ルームの管理運営（機器のリース）。</p> <p>●コンテンツ管理運営 イントラネット用サーバを用いて、下記のコンテンツを管理運営している。 ①さがみはらスタディメイト 児童生徒の多様な学習をサポートする学習リンク集（ポータルサイト） ②Teacher's Room 教師の指導をサポートする教師用ホームページ。 ③子ども情報カレンダー 市各課・機関が主管する子どものための体験活動を中心とした事業紹介を行うサイト。 ④教育用データベース「学びの広場」 画像・テキスト等のコンテンツをネットワーク配信する検索型データベース。</p> <p>●学校の情報活用支援 ①コンピュータ活用相談 学校におけるコンピュータ活用や情報教育の推進について、指導主事が随時相談を受けている。 ②学校ホームページ作成相談 学校ホームページの作成、更新を支援するため、毎週水曜日に指導主事が相談を行っている。 ③コンピュータ活用支援訪問 希望する学校を指導主事が訪問し、各校の現状・課題を把握し、研修や支援のあり方について情報収集を行うとともに、当面必要な支援を行っている。</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校</p>	該当なし	該当なし	学校教育部会のフロンティアスクール推進事業で記載のみ。	小・中学校間イントラネット整備状況 整備済：相模原市 未整備：城山町、津久井町、相模湖町	【調整方針】 合併後、段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 15	事務事業名 教材作成事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育総務課	教育総務課	
歳入予算額（平成16年度）	14,749千円	0千円	0千円	0千円	
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	87千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別	特定財源				
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。</p> <p>【内容】 ①副読本の発行（11,672千円） ・社会科副読本「さがみはら」（小学校3・4年生） ・社会科副読本「私たちの相模原」（中学校1年生） ・防災教育副読本「地震-その時わたしたちは」（小学校1,4年、中学校1年） ・性教育読本「さわやか」（小学校1年生保護者） ・情報教育副読本「マイITブック」（中学校1年生） ②郷土学習教材（3,077千円） 郷土を教材とし、社会科学習を中心とするビデオ教材を製作する。（電子ベースで提供）</p> <p>※特定財源 有償刊行物売払収入 87千円 上記副読本等を市民に有償で配付している。</p> <p>【参考】 ●児童・生徒数 小学校1年生 6,000人 小学校3年生 6,000人 小学校4年生 6,500人 中学校1年生 5,500人 ●副読本単価 ・社会科副読本（小学校） 600円 ・社会科副読本指導書（小学校） 2,250円 ・社会科副読本（中学校） 444.3円 ・防災教育副読本 60円 ・性教育読本 370円 ・情報教育副読本 370円</p>	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。 津久井郡のことを学習するための資料として、「わたしたちの津久井」を作成、配布し社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 ①副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） ※津久井4町で5年に1回共同発行（14年度 2,000部作成 1,755,600円）（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 ●児童・生徒数 小学校1年生 210人 小学校3年生 220人 小学校4年生 222人 中学校1年生 211人（H16.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 ①副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） ※津久井4町で5年に1回共同発行（14年度 2,000部作成 1,755,600円）（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 ●児童・生徒数 小学校1年生 269人 小学校3年生 278人 小学校4年生 298人 中学校1年生 322人（H16.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 ①副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） ※津久井4町で5年に1回共同発行（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 ●児童・生徒数 小学校1年生 86人 小学校3年生 77人 小学校4年生 85人 中学校1年生 88人（H16.5.1現在）</p>	<p>社会科副読本（小学校3・4年） 相模原市 あり 3町 あり（4町共同発行） 社会科副読本（中学生版）、防災教育副読本、情報教育副読本、性教育副読本 相模原市 あり 3町 なし 郷土学習教材（ビデオ教材） 相模原市 あり 3町 なし</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号 16	事務事業名 教育図書資料の収集整理活用事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	2,903千円		0千円			
根拠法令等						
会計の種類	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	図書館電算システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行うとともに、市民利用に供する。</p> <p>【内容】 ①教育図書(8,300冊)、本市・他機関の教育資料、(37,000点)の収集・閲覧。 ②本市を中心とした学習指導案、研究物などの収集・閲覧。 ③図書館電算システムの管理。図書業務システムであり、市立図書館が主管している。</p> <p>【参考】 ・生涯学習推進員 18名(報酬@74,300×12月) ※窓口業務、学習相談業務 兼務 ・嘱託職員 市費2名(報酬:@205,000×12月) 県費2名(報酬:@165,000×12月) ※学校経営相談兼務</p> <p>※嘱託職員報酬は市教育総務課及び高相教育事務所 で予算化</p> <p>・主な予算内訳 図書資料の購入 976千円 図書館システム機器保守管理 1,175千円 目録、合本、マイクロフィルム作成 275千円 その他消耗品 他 477千円</p>	該当なし	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行う。</p> <p>【内容】 研究紀要等 238冊 指導資料等 87冊 報告書等 159冊 研究作品集 36冊 教育相談 17冊 記念誌 13冊 ～教育(タイトル) 24冊 風土記 10冊 要覧・統計 134冊 目録等 31冊 総合学習 2冊 その他 12冊</p> <p>県内市町村教育史 34冊 教育資料 64冊 町内小中学校資料 170冊 その他資料 92冊</p> <p>教材教育関係ビデオ920本 教育図書 1,084冊</p>	該当なし	なし	【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 18	事務事業名 教育研究所連盟					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課課		
歳出予算額（平成16年度）	228千円		37千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導主事の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 全国教育研究所連盟、関東教育研究所連盟、神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>※補助金・交付金(105千円) ・全国教育研究所連盟負担金 加入負担金として 20千円 ・関東教育研究所連盟負担金 加入負担金として 13千円 ・神奈川県教育研究所連盟負担金 加入負担金として 31千円 ・各種研究発表大会出席負担金(11件) 41千円 研究の一環として、また成果発表の場として参加する研究発表大会、研究協議会への参加負担金として</p> <p>【参考】 ●主な予算内訳 負担金 105千円 旅費 123千円</p> <p>●負担金基準 ①全国教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 25千円 ・その他 20千円 ②関東教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 20千円 ・人口10万人以上の市町村 13千円 ・人口10万人未満の市町村 7千円 ③神奈川県教育研究所連盟(出資比率) ・県 100(78千円) ・政令指定都市 50 ・人口20万人以上の市町村 40 ・人口20万人未満の市町村 35</p>	該当なし	<p>【目的】 教育研究所研究員の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>※補助金・交付金(37千円) ・神奈川県教育研究所連盟負担金加入負担金(27千円) ・研究発表大会出席負担金(10千円)</p>	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 教職員研修（基本研修）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	1,250千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・ 教育公務員特例法・ 教員研修事業費等補助金交付要綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・ 教育公務員特例法・ .	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・ 教育公務員特例法・ .	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・ 教育公務員特例法・ .		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	480千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 ①初任者研修 25日 ②フォローアップ研修 3日 ③5年経験者研修 6日 ④10年経験者研修 18日 ⑤15年経験者研修 5日 ⑥20年経験者研修 2日 ※教員研修事業費等補助金 教員研修事業費等補助金交付要綱に基づき、初任者研修、10年経験者研修に対する教育国庫補助金（480千円）。補助率1/2。</p> <p>【参考】 ●教員数（約） 初任者 90人 2年次 80人 5年経験者 30人 10年経験者 20人 15年経験者 20人 20年経験者 50人 ●主な予算内訳 講師謝礼 440千円 初任者研修手引書印刷 350千円 消耗品その他 460千円 ●講師謝礼基準：1時間あたり（総額1,250千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 ※相模原市講師謝礼基準による</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 ①初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） ②5年経験者研修 12日 ③10年経験者研修 40日 ④15年経験者研修 8日 ※初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 ●教員数 初任者 4人 2年次 1人 5年経験者 3人 10年経験者 2人 15年経験者 3人 20年経験者 2人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 ①初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） ②5年経験者研修 12日 ③10年経験者研修 40日 ④15年経験者研修 8日 ※初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 ●教員数 初任者 5人 5年経験者 3人 10年経験者 3人 15年経験者 6人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 ①初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） ②幼稚園初任者研修 （園内10日、園外10日） ③5年経験者研修 12日（本年度対象者なし） ④10年経験者研修 40日（ " " ） ⑤15年経験者研修 8日（ " " ） ※初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 ●教員数 小・中学校初任者 3人 幼稚園初任者 2人 5年経験者 0人 10年経験者 0人 15年経験者 0人</p>	相模原市は中核市のため、独自研究を実施。3町は、主に、県主催の研修に参加。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 学習相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	16,180千円					
根拠法令等	生涯学習推進員設置要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 市民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。生涯学習推進員が中心に対応。午前9時～午後10時。</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬@74,300×12月） ※窓口業務、図書業務 兼務 相談件数 476件（15年度実績）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。火曜日～日曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 相談件数 18件（15年度実績）</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。月曜日～金曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>学習相談体制 相模原市 専門員（生涯学習推進員）による対応 3町 職員による対応</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター		
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 学社融合推進事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	144千円		1,418千円	50千円	
根拠法令等	学社連携・融合推進事業委託要綱				
会計の種類	一般会計		一般会計	一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校・家庭・地域社会が一体となって教育に携わるための、具体的な取り組みの推進。</p> <p>【内容】 小・中学校と地域の連携のあり方研究委託「開かれた学校」と地域の教育力の向上のため、学校と地域の連携・融合のあり方について、学校・公民館等の連絡組織に実践・研究を委託する。 平成16年度は2組織（地域）に委託。</p> <p>【参考】 委託料 1地域 70千円</p>	該当なし	<p>家庭地域教育活性化会議</p> <p>【目的】 子供たちが生き生きと活動できる地域のあり方について、教育的な見地から調査研究を行うとともに、家庭、学校、地域社会の連携について協議し、多様で先導的な学校内、外活動に関する取り組みを行う団体と連携協力し、地域の教育力の活性化を図る。</p> <p>【内容】 家庭地域教育活性化会議 ふれあい子どもシンフォニー 子どもネットつくり刊行</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 412,000円 旅費（普通旅費） 10,000円 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費） 768,000円 使用料及び賃借料（駐車場使用料、有料道路通行料、自動車借上料） 141,000円</p>	<p>学社連携・融合推進事業</p> <p>【目的】 町内の小・中学校5校を対象に、町教育委員会と委託契約を結び、学社連携・融合の在り方を研究し、生涯学習の推進を図る。[平成16年度：1万円×5校]</p> <p>【内容】 各小・中学校毎に、委託契約金の範囲内で、地域の人材・施設や様々な活動主体と連携しながら、地域と一体となって子ども達の教育を行うための実践・研究を行う。</p>	<p>学社融合の目的で、それぞれ内容の異なる事業を展開している。</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 出前講座事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
根拠法令等	相模原市生涯学習まちかど講座実施要綱	城山町生涯学習出前講座実施要綱		相模湖町生涯学習課出前「さがみこ」実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学習機会の提供、市民と行政のパートナーシップ構築の一助、職員研修の一環という目的で行っている</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習まちかど講座」。 市民等の団体が主催する学習機会や学校の授業に市職員が出向いて、市の仕事の説明や専門的な知識を伝える講義を行う。146講座（「知ろう学ぼう介護保険」「高齢者の健康管理」「地域ぐるみの防災活動」等）。 対象：市内の10名以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 109件 利用者数 3,540名 ※15年度実績 予算 なし</p>	<p>【目的】 町民の町政に関する理解を深め、意識の向上を図り、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習出前講座」 町民等が主催する、町の仕事について学ぼうとする自主的講座や学校の授業等に町の職員が出向き、町政の説明や専門的知識を生かした話をする。 14ジャンル（まちづくり、税金・保険・年金等） 対象：町内在住・在勤・在学の概ね10以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 15件 利用者数 925名 ※15年度実績</p>	該当なし	<p>【目的】 町民への学習機会の提供、町民と行政とのパートナーシップ構築の一助とする。</p> <p>【内容】 事業名 出前「さがみこ」 町民のリクエストに応じて、町職員が設定された会場へ出向き、行政の取り組みや、職員の専門性を生かした話を提供する。 対象：原則として、町内在住・在勤・在学している概ね10以上のグループ等</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 24	事務事業名 公民館に関する調査研究・研修				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	730千円				
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公民館が抱える諸課題に対応しながら、新体制での運営の円滑化を図り、機能の維持・向上に資する。</p> <p>【内容】 ●公民館関係職員研修（268千円） 公民館関係職員として必要な知識・能力の習得を図る。 ①基本研修 ・新任公民館職員研修 4回 ・公民館職員基本研修 2回 ・公民館職員実務研修 6回 ②専門研修 ・公民館長研修 1回 ・館長代理・次長研修 1回 ③特別研修 ・公民館職員課題研修 4回 ・専門派遣研修 12人 ●各種研究会（462千円） 公民館で様々な課題について学習した者が集まり、学習成果の深まりと相互交流を図る。 ・女性学級研究会、高齢者学級研究会、女性学習グループ研究会、公民館のつどい</p> <p>【参考】 公民館数 23館 市職員 35名（うち館長代理 23名） 公民館活動推進員数 57名</p> <p>●講師謝礼基準：1時間あたり（総額107千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 ※相模原市講師謝礼基準による</p> <p>●各種研究会委託料 各101千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 1館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>生涯学習課長が兼務しているため該当しない。</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>津久井町 公民館と同様の事業を行っている地域センターの職員への研修受講の検討</p> <p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、地域性を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 25	事務事業名 生涯学習情報化推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	6,450千円		22千円	0千円		
根拠法令等	相模原市生涯学習情報システム運用に関する要綱					
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	生涯学習情報システム、生涯学習施設予約システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、市民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 ●ハード管理運営 ①生涯学習サーバ管理運営(5,720千円) 生涯学習システムサーバ(リース)の管理運営。 ●コンテンツ管理運営 ①生涯学習情報システムによる情報提供(600千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「団体・サークル情報」「施設情報」などを提供している。「講座・催し物情報」は主催課・機関が随時入力している。「団体・サークル情報」は年1回更新のための情報収集を行い、入力している。 ②生涯学習施設予約システムによる施設予約(130千円) システム名「生涯学習施設予約システム」 市内の公民館(23箇所)と生涯学習施設(3箇所)の予約をインターネット、街頭端末、電話、i-mode等で行うことができるシステムの管理運営を行っている。</p> <p>【参考】 公民館 23館 生涯学習施設 3館 生涯学習ルーム 9校 街頭端末機 55箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館 1館 地域開放教室 3校</p>	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、町民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 ●コンテンツ管理運営 ①生涯学習情報システムによる情報提供(22千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「施設情報」などを提供している。「講座・催し物情報」は主管課が随時入力している。 ・生涯学習情報システム：生涯学習センターホームページを開設しプラネットかながわにリンクしている。</p> <p>【参考】 生涯学習センター 1館 街頭端末機 1箇所</p>	<p>電算システムの導入はしていない。 町広報、ホームページにより発信、情報収集</p>	<p>相模原市総合情報システム整備状況 整備済：相模原市 未整備：城山町、津久井町、相模湖町 (生涯学習情報システム、生涯学習施設予約システムは総合情報システムに依拠)</p>	<p>【調整方針】 合併後、段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 26	事務事業名 教職員研修（基本研修以外）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	5,055千円	170千円	200千円	10千円		
根拠法令等	教育公務員特例法	教育公務員特例法	教育公務員特例法	教育公務員特例法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	720千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】</p> <p>●研修 ①ステップアップ研修 教育課題研修講座（2日）、授業研究講座（5日）、児童生徒理解講座（3日）、教育相談研修講座（3日）、英語教員集中講座（8日） ②教科指導研修（9日） ③領域等指導研修 道徳研修会（2日）、特別活動（1日）、総合（2日） ④情報教育研修 情報教育推進講座（5日）、移動コンピュータ研修講座（45日）、電子メール研修講座（3日）、インターネット管理運用者研修講座（1日）、学校ホームページ作成研修講座（13日）、プレゼンテーション作成研修講座（5日）、デジタルコンテンツ作成研修講座（1日）、学校間イントラネット活用研修講座（4日）、情報教育担当者研修講座（3日） ⑤教育課題研修 今日的教育課題研修講座（8日）、児童生徒指導研修講座（4日）、人権・福祉教育研修講座（2日）、学級経営研修講座（3日）、地域と学校の連携を考える講座（2日） ⑥幼稚園研修（2日） ⑦派遣研修（情報教育） 半年</p> <p>●刊行物 研修講座集録「共鳴」 研修講座の中から特に好評な講座を冊子にまとめて紹介する。</p> <p>※教員研修事業費等補助金 教員研修事業費等補助金交付要綱に基づき、英語教員集中講座に対する国庫補助金（720千円）。補助率1/2。 ※英語教員資質向上研修負担金（語学研修） 民間英語教育事業者に、語学研修として教員を派遣するための負担金。1,270千円</p> <p>【参考】 小学校教員数 約1,700人 中学校教員数 約900人</p> <p>●主な予算内訳</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】</p> <p>●研修 ①健康教育研修会 1日 ②夢のびやか教育実践のための研修会 1日 ③人権・同和教育研修会 1日 ④障害児教育研修会 2日</p> <p>【参考】 小学校教員数 83人 中学校教員数 55人</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】</p> <p>●研修 ①教職員研修（講演・1日） ②コンピュータ研修（8日）</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】</p> <p>●研修 ①児童生徒指導研修 1日 ②障害児教育研修会 1日 ③幼児教育研修会 1日 ④人権・同和教育研修会 1日</p>	研修対象者、研修体系等に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 26	事務事業名 教職員研修（基本研修以外）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼等 2,117千円 ・英語教員研修負担金 1270千円 ・消耗品他 1,668千円 ●講師謝礼基準：1時間あたり（総額5,055千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 ※相模原市講師謝礼基準による					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 総合学習センター	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 27	事務事業名 学校教育相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 ①教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・校内研究等、教育現場の様々な悩みについて、指導主事が相談を受けている（月～金 随時）。 ②学校経営相談 校長の職歴をもつ嘱託職員が、教育目標の具現化に向けての経営相談、学校経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>【参考】 嘱託職員 市費2名（報酬@200,500×12月） 県費2名（報酬@165,000×12月） ※教育図書業務兼務</p> <p>※報酬は、市教育総務課及び県高相教育事務所で予算化</p>	<p>該当なし</p> <p>* 指導主事等が随時相談を受けている</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 ①教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・教育現場の様々な悩みについて、学級経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>※指導主事等（県費教育指導員）が随時相談を受けている</p>	<p>相模原市 専任職員を設置している。 3町 専任職員は設置していない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 図書館協議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	227千円					
根拠法令等	図書館法・ 相模原市立図書館条例・ 相模原市立図書館条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館法に基づき設置され、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるほか、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べる。</p> <p>【内訳】 ○報酬 ・非常勤特別職員報酬 図書館協議会委員報酬 委員6名 任期2年 年3回開催 単価 12,600円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>○津久井町図書室 条例により設置されている図書館が1施設あるが、図書館法の条件は整備されておらず、実際には地域センターの図書室として運営している。 上記1施設を含めて公民館図書室2、地域センター図書室4、その他2計8施設の図書室を設置している。”</p>	該当なし	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 図書館施設維持管理費・施設維持補修費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	119,553千円					
根拠法令等	図書館法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	59千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の施設維持管理の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>○需要費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 施設保守用消耗品等 ・施設修繕料 施設修繕等 ・物品等修繕料 施設等小破修繕料 ・燃料費 プロパン等 ・光熱水費 電気料、上下水道料 <p>○役務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料 電話料等 ・手数料 水道検査料、ボイラー性能検査料、児童コーナーじゅうたんクリーニング代 ・その他保険料 施設賠償責任保険料 <p>○委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務作業等委託料 ・図書館改修事業調査設計委託料 ・施設等管理運営委託料 ・警備及び施設委託、建物業清掃委託、設備保守機械運転業務委託、駐輪場・駐車場整理業務委託等 ・その他使用料 観葉植物借上料、ダストマット借上料 <p>○負担金、補助金及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等負担金 光熱水費等負担金 ・年会費等負担金 施設維持管理料 <p>※相模原市立図書館、相模大野図書館 橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆電話使用料 35千円 自動販売機光熱水費実費負担金 24千円 	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>○施設維持管理費は、各公民館や地域センター維持管理費で予算計上。</p>	<p>該当なし</p> <p>○施設維持管理費は、公民館維持管理費で予算計上。</p> <p>【参考】</p> <p>相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	なし	<p>【調整方針】</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 8	事務事業名 視聴覚ライブラリー自主事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	44千円					
根拠法令等	相模原市立視聴覚ライブラリー条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 視聴覚教材の効果的な活用を図るため、各種講習会を実施する。</p> <p>【内訳】 ○報償費 ・謝礼 16ミリ映写機器認定講習会講師謝礼</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会		図書館	
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否	
		□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分			
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名				
9	視聴覚関係団体補助金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
歳出予算額（平成16年度）	50千円				
根拠法令等					
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の社会教育、視聴覚教育の発展に寄与する16ミリ映画研究会への運営費補助を行う。</p> <p>【内訳】 ○負担金、補助及び交付金 ・運営費等補助金 相模原市16ミリ映画研究会補助金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 図書資料充実経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	112,660千円	3,669千円	2,185千円	432千円		
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法	相模湖町立公民館条例・相模湖町立公民館条例施行規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 館種ラベル ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・事務作業等委託料 図書補強・装備委託等 ○使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・その他使用料 B・D・S装置賃借料 ○備品購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 (公民館図書室20館含む) 閲覧用図書 47,710冊 閲覧用紙芝居 490組 <p>※相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要費 69千円 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ブックカバー、事務用品等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷 ○備品購入費 3,600千円 <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 一般書 18,708冊 児童書 10,976冊 紙芝居 188冊 <p>※城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 図書室の利用者に対する図書や雑誌等の購入により図書資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 目録、ブックカード等 ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・図書装備委託料 ○備品購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費 閲覧用図書 1,100冊 朝日新聞縮刷版 12ヶ月分×1部 日本書籍総目録 1セット×1部 <p>※公民館、地域センター図書室等の8施設合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要費 232千円 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 事務用品、閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷 ○備品購入費 200千円 <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 130冊 <p>※相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>図書資料整備、図書資料補強、館種ラベル、図書資料の貸出方法に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 図書館サービス経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	14,332千円		376千円	50千円		
根拠法令等	図書館法		図書館法	相模湖町立公民館条例・ 相模湖町立公民館条例施行規則		
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	2,400千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>①市民の読書普及を目的とした講座の開催</p> <p>②CD・ビデオ・CD-ROM等の購入によるAV資料の充実</p> <p>③コピーサービスの充実（A4・A3・B4）1枚10円</p> <p>【内訳】</p> <p>○報償費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝礼 講師謝礼 ・謝礼 保育謝礼 ・謝礼 朗読者謝礼 <p>○需要費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ビデオクイックケース、複写料金等 ・印刷製本費 館種ラベル ・物品等修繕費 AV機器修繕 <p>○委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等管理運営委託料 AVサービス機器保守点検 ・事務作業等委託費 AV資料整備委託 <p>○使用料及び賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他使用料 CD-ROM専用コンピュータ機器賃借料 WEBサイトライセンス料 <p>○備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費 録音図書160本 CD700枚 ビデオ310本 CD-ROM31枚 DVD70枚 <p>※相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館の3館合計</p> <p>【特定財源内訳】</p> <p>図書等複写費用 2,400千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CD・ビデオ・CD-ROM等の購入予定はない。 ○平成15年度末の在庫数 <ul style="list-style-type: none"> ・CD 73枚 ・ビデオ 62本 ・CD-R 0本 <p>※城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】</p> <p>①町民の読書普及を目的とした事業の開催</p> <p>②読み聞かせボランティア団体の支援</p> <p>③コピーサービスの充実（A4・A3）1枚10円</p> <p>【内訳】</p> <p>○報償費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝礼 おはなし会時謝礼（4団体） おはなし会ボランティア育成研修師謝礼 子ども読書週間イベント出演謝礼 <p>○需要費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 コピー使用料（串川ひがし会館図書室） 	<p>【目的】</p> <p>①ビデオの購入によるAV資料の充実</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○備品購入費 ・図書購入費 ビデオ 10本 <p>※相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>謝礼等</p> <p>相模原市 講師謝礼・保育謝礼・朗読者謝礼</p> <p>津久井町 おはなし会時謝礼・おはなし会ボランティア育成研修師謝礼・子ども読書週間イベント出演謝礼</p> <p>城山町・相模湖町はなし</p> <p>AV資料整備等</p> <p>AV資料整備、館種ラベル、図書ラベル（AV用）、クイックケース等で相違あり</p> <p>コピー機の設置</p> <p>相模原市 各館に設置</p> <p>津久井町 1館に設置</p> <p>城山町・相模湖町はなし</p> <p>コピー機の複写料金に相違がある。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 12	事務事業名 図書館施設運営費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	100,405千円	157千円	372千円	23千円		
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法、津久井町立報徳図書館設置条例	相模湖町立公民館条例・相模湖町立公民館条例施行規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	554千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。</p> <p>① 図書館利用相談員の配置 （司書資格を持った特別非常勤職員 4館で合計32名）</p> <p>② 市内各図書館、各公民館図書室等の図書その他館への配送業務</p> <p>③ 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】</p> <p>○報酬 ・非常勤特別職員報酬 図書館利用相談員報酬</p> <p>○共済費 ・社会保険料 健康保険料等社会保険料</p> <p>○旅費 ・費用弁償 図書館利用相談員旅費</p> <p>○需要費 ・消耗品費 選書用消耗品等 （公民館図書室20館含む） ・印刷製本費 督促状等</p> <p>○役務費 ・電話料 電話料</p> <p>○委託料 ・事務作業等委託料 図書館資料等配送委託 県立図書館図書等配送委託 図書ラベル作成委託等</p> <p>○使用料及び賃借料 ・公共施設使用料 社のホール使用料 ・その他使用料 新刊マーク等</p> <p>○負担金、補助及び交付金 44千円 ・県図書館協会分担金 ※相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】 労働保険被保険者負担金 554千円</p>	<p>【目的】 図書室奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。</p> <p>○県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】</p> <p>○旅費 17千円 ・普通旅費（県立図書館・図書館協会）</p> <p>○役務費 129千円 ・通信運搬費 インターネット通信料</p> <p>○負担金、補助及び交付金 11千円 ・県図書館協会分担金</p> <p>※城山町立公民館図書室 1室</p> <p>法政大学多摩図書館利用負担金 100千円</p>	<p>【目的】 図書館奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。</p> <p>① 町内各図書室の図書その他施設への配送業務</p> <p>② 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】</p> <p>○役務費 ・通信運搬費 県内図書搬送費 パソコン接続料 電話回線使用料</p> <p>○使用料及び賃借料 ・機械器具借上料 パソコン1台 ファクシミリ2台</p> <p>○負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金</p> <p>※文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室 小網地域センター図書室</p> <p>※報徳図書館（実態的には公民館及び地域センター図書室と同様）</p>	<p>【目的】 図書室奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。</p> <p>① 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】</p> <p>○役務費 13千円 ・通信運搬費 県立図書館図書配送料</p> <p>○負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金</p> <p>※相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>図書館利用相談員の配置 相模原市 あり 3町 なし</p>	<p>【調整方針】 3町の利用相談員の配置の必要性、配送業務方法（コース等）を検討し、速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 図書館			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 13	事務事業名 図書等複写費用					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 2,400千円			一般会計		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内訳】 図書館利用者に対する複写サービス。 公文書等の複写費用の額に準じて徴収する。 A4・A3・B4 1枚10円 白黒のみ 複写枚数（年間）240,000枚</p> <p>※相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>※特定財源については、No11図書館サービス経費 から再掲</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>○津久井町図書室のコピーサービスについて 文化福祉会館及び串川ひがし会館図書室の2施設 でコピーの利用可能。 利用料金は次の予算科目で歳入予算を計上</p> <p>会計 01 一般会計 款 18 諸収入 項 05 雑入 目 04 雑入 節 08 共通雑入 細節 01 コピー使用料</p>	<p>【内訳】 図書室利用者に対する複写サービス。 コピー機については、教育委員会事務局内のもの を使用し、公文書等の複写費用の額に準じて 徴収する。 A4・A3・B4・B5 1枚20円 白黒のみ</p> <p>*なお、予算は総務課雑入にて歳入予算を計上</p> <p>*相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>・複写機使用料の違い、・現金の取扱い、・予算 計上の扱い、・複写機の設置…城山町・相模湖町</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 図書館システム経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	63,481千円					
根拠法令等	図書館法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	図書館電算システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内図書館、公民館図書室等をオンラインネットワークで接続し、図書資料等が相互に利用できる体制の整備及び多様なマルチメディア機器による情報提供サービスの充実を図る。</p> <p>【内容】 ○オンラインネットワーク館数 図書館3館、分館1館 公民館図書室20室 類縁機関3館 ○電算業務 ・カウンター業務 貸出・返却 予約・リクエスト 利用者登録 利用者検索等 ・資料検索業務 新刊・蔵書検索 ・資料管理業務 発注・受入・検収 資料登録・修正等 ・資料整理業務 蔵書点検 蔵書削除・変更等 ・利用者管理業務 督促処理 利用者除籍等 ・BM業務 ハンデーターミナル ローカル処理等</p> <p>○需要費 ・消耗品費 電算業務用消耗品 マルチメディア消耗品</p> <p>○役務費 ・電話料 テレビ電話使用料</p> <p>○委託料 ・施設等管理委託 マルチメディア機器保守委託 VODコンテンツ保守委託 ・事務作業等委託料 電算システム・機器保守委託 ホームページコンテンツ保守委託</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室 小網地域センター図書室</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 相模湖町立柱北公民館図書室 1室</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 図書館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 図書館システム経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	プロバイダ変更機器設定委託 ・システム開発委託料 図書館電算システム改修委託 ○使用料及び賃借料 ・その他使用料及び賃借料 電子計算機賃借料 インターネット使用料 ※相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館、相武台分館の4館及び 公民館図書室20室の合計 “					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 博物館協議会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	535千円					
根拠法令等	博物館法 相模原市立博物館条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【名称】 博物館協議会</p> <p>【目的】 博物館法第20条第1項の規定及び相模原市立博物館条例第14条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ意見をのべる機関として設置する。</p> <p>【設置年月日】 平成7年11月20日</p> <p>【定数】 10人</p> <p>※委員構成 学校教育分野 3人 社会教育分野 2人 学識経験者 5人</p> <p>【委員等報酬】 12,600円/1回</p> <p>【任期】 2年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 資料収集保存事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	5,471千円	585千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の自然や歴史、文化を理解し、その特徴を把握する上で必要な資料を体系的に広く収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う。 ○ 資料の適正な保存を図るため年2回のくん蒸と年間をとおしての有害生物調査を実施する。 ○ 博物館資料の充実を図るため、展示用資料あるいは相模原に関する各種資料を購入する。 ○ 博物館資料及び市民の閲覧用として、専門図書などを購入する。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料点数 142,869点(H.16.3現在) ・図書等点数 29,704点(H.16.3現在) 	<p>【目的】 郷土資料を収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。また、併せて町史編さん事業で収集した資料を継続して分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郷土資料等活用臨時職員 1名 郷土資料等の収集・保存・展示及び調査研究のため、専門的知識・経験をもつ者を学芸員として採用し、収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う他、これらの資料を町広報紙に資料紹介し、普及啓発を行う。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料点数 9,729点(H16.6現在) ・考古資料 310箱(H16.6現在) ・図書等点数 6,593点(H16.6現在) 	該当なし	該当なし	資料の収集及び保存に関する具体的方法について相違がある。	【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。資料の収蔵施設の独自性や設立経過、住民活動などを考慮し、協議する期間を設け検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 資料調査研究事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	3,751千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 展示・教育普及等への活用を図るため、地域にかかわる様々な資料を調査研究する。</p> <p>【内容】 ○ 学芸各分野(考古・歴史・民俗・地理・地質・動物・植物・天文・情報)において、地域や博物館にかかわる様々な資料の調査・研究を行う。 ＜主な調査＞ ・境川流域調査－町田市立博物館職員及び外部研究者とともに、流域の調査を行なう。 ・相模川流域地質調査－流域の地質を調査し、形成史を明らかにする。 ・緑地植生調査－緑地の植生構造を調べる。 ○ 調査・研究の成果として、相模原市立博物館研究報告及び調査報告書、資料目録などを発行する。</p> <p>【参考】 ・相模原市立博物館研究報告第14集 750部 ・古淵日遺跡再整理報告書 750部 *いずれも平成16年度作成予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 展示・教育普及事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	22,859千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	2,030千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 年4回の特別展(特別展・企画展)及び学校資料展(収蔵品展)の開催及び翌年度以降の準備を行うとともに、各分野ごとに年間を通じて講座、教室、講演会等教育普及事業を実施する。</p> <p>【内容】 ○ 寄贈資料や収集資料など、博物館収蔵品を中心に、地域の自然や文化について紹介する「収蔵品展」、各学芸分野での調査・研究成果や市民参加による活動成果などを紹介する「企画展」、相模原にとらわれないことなく、最新の情報や話題を取り入れながら、広い視野で様々な資料を紹介する「特別展」を開催する。 ○ 講演会や講座、教室など、地域をさらに知り、学ぶための普及事業を開催する。 ○ 学校教育での博物館の効果的な利用を図るため、「学校と博物館の連携を進める研究会」において連携のあり方を研究、協議する。 委員構成 小学校教諭 5名 中学校教諭 3名 計8名 ○ 博物館の各種情報を発信するため、「博物館NEWS」を発行(年4回 各3,500部)する。</p> <p>【参考】 ・特別展等入場者数 51,538名(平成15年度) ・講座等普及事業参加者数 8,006名(平成15年度)</p> <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 900千円 No6博物館観覧料から再掲 統計書等 1,130千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 プラネタリウム事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	62,603千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	14,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 プラネタリウムの投影及び全天周映画の上映を行い、天文知識等の普及を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラネタリウム一般投影 解説員による星空解説と企画番組(年2番組)で構成し、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回行う。 ○ 全天周映画 プラネタリウムドームを利用した大型フィルム使用の映画作品を、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回上映(年2番組)する。 ○ 学習投影 小・中学校や幼稚園、保育園などを対象に、学習活動の一環として団体観覧専用の学習投影を平日行う。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般投影観覧者数 18,655名(平成15年度) ・全天周映画観覧者数 24,859名(平成15年度) ・学習投影利用者数 10,111名(平成15年度) <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 14,000千円 No6博物館観覧料から再掲</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 博物館施設維持管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	166,615千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	872千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 博物館の施設維持管理、維持補修等に要する経費</p> <p>【内容】 ＜主な項目及び平成16年度予算＞ ○ 施設の管理運営上必要な光熱水費 (49,870千円) ○ 施設の維持管理上必要な設備保守、清掃その他の業務委託料 (102,867千円) ○ 備品購入 (496千円) ○ 建物全般、設備機器等に係る修繕料 (7,800千円)</p> <p>【参考】 ・施設敷地面積 9,999.48㎡ 延床面積 9,510.24㎡ ・職員構成 (H16.4.1) 事務職 7名 学芸員 7名 指導主事 2名 非常勤 4名 計 20名 ・開館日数 302日 (平成15年度) ・入館者数 126,120名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源内訳】 公衆電話使用料 12千円 博物館喫茶室業者電気料等収入 750千円 図書等複写費用 110千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 尾崎号堂記念館の管理運営に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）			5,417千円			
根拠法令等			尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例、尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例施行規則、補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種類			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 尾崎行雄の生まれの地の屋敷跡を保存し、ゆかりの文献、遺品、その他の資料を展示するとともに、青少年の勉学の殿堂とする。</p> <p>【内容】 展示物や号堂に関する専門的な説明。展示物及び年表等の監修。尾崎号堂記念館の維持管理にかかる事務諸経費。</p> <p>事業費の内訳 ・賃金 1,920,000円 ・管理人賃金 ・報償費 300,000円 ・説明員謝礼 ・需用費 471,000円 ・消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、備品修繕料、施設修繕料 ・役員費 211,000円 ・通信運搬費、手数料、火災保険料 ・委託料 315,000円 ・警備委託料、火災報知器点検委託料、浄化槽保守管理委託料</p> <p>尾崎行雄を全国に発信する会 【目的】 郷土の偉人尾崎行雄の文献等を収集し充実を図る。</p> <p>【活動内容】 やまびこ祭り、さくら祭りの資料展示 会報発行（年1回） 尾崎号堂杯青年演説大会主催</p> <p>【補助金額】 270,000円</p> <p>尾崎号堂杯青年演説大会 【目的】 地元中学生や全国の大学生たちの自らの体験を踏まえた内容を演説により発表。</p> <p>【主催】 尾崎行雄を全国に発信する会</p> <p>【補助金額】 2,000,000円</p>	該当なし	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。管理運営方法等については、合併後、施設の独自性や設立経過、住民活動などを尊重し、協議する期間を設け検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 博物館	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 エコミュージアム推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）		6,214千円				
根拠法令等						
会計の種類別		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>平成13年度に基礎調査を実施し、平成14年度にエコミュージアム基本構想を、平成15年度に基本計画を策定した。この基本計画における目的等は次のとおり。</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然、歴史・文化、産業等地域資源を保存、復元、活用し、次世代に継承するとともに、新たな文化を創造する。 ○ 地域の住民が自ら地域を知り、地域を学ぶことにより、地域に愛着を持つ人を育てる。 ○ 地域住民主体の活動を展開することにより、地域に愛着を持ち、地域の連帯感を深め、住みよいまちをつくる。 ○ 地域を知り、地域から学んだことを通じて、違う地区の住民同士や世代間、町内と町外の人との交流を深めていく。 <p>【内容】</p> <p>エコミュージアムは、町全体を一つの博物館として捉え、自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産等を現地で保存、復元、展示するものである。このエコミュージアムの活動は生涯学習の取組みとして、住民が主体的に係わっていくものである。博物館での一般展示に相当する、いつ来ても町の資源を見ることができる「セルフガイドシステム」と特別展に相当する、企画に参加して町の資源を知る「エコミュージアムツアー」の2つのタイプの仕組みづくりと、これを支え町全体のエコミュージアム活動を推進するコア（中核機能）の活動とする。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民による地域の学習の促進、地域を知り伝える人材の発掘・育成等の人づくりの促進 ○ 自然、歴史・文化、産業等の地域資源の保存、復元、活用と展示 ○ 住民主体による地域づくり活動の促進、地域の連帯感、交流の促進等 ○ 観光、農業、商業の活性化などが相乗効果により機能発揮されることが期待される。 <p>【16年度の事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エコミュージアム推進計画検討委員会の開催（委員数14人、顧問1人、年3回開催）282千円 ○ ワークショップの開催（約6回）5千円 ○ 推進計画の策定（委託）2,891千円 ○ 地域資源への解説板の設置（8基）2,448千円 ○ エコミュージアムマップの作成（2,000部）588 	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

選挙管理委員会部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 選挙管理委員会運営費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	9,889千円	435千円	459千円	432千円		
根拠法令等	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	190千円		5千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	一般市事務・特定財源・電算システム		電算システム	特定財源		
電算システム名	選挙システム		選挙システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 13人 歳入 190千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 ○選挙管理委員の報酬</p> <p>○各種会議等の旅費 全国市区選連、全国市区選連関東支部、県市選連、県央選挙事務連絡協議会への出席旅費</p> <p>○委員会の交際費</p> <p>○消耗品の購入費等</p> <p>○通知等の郵送料</p> <p>○定時登録時のデータ入力費</p> <p>○選挙関係システムのリース料</p> <p>○各種選挙関係連合会等への負担金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人（兼務3人）</p> <p>3 事務事業 ○選挙管理委員の報酬</p> <p>○各種会議等の旅費 県会議等への出席旅費</p> <p>○委員会の交際費</p> <p>○消耗品の購入費等</p> <p>○通知等の郵送料</p> <p>○検察審査会への賛助金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 1人（発令なし）（兼務13人） 歳入 5千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 ○選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>○各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>○委員会の交際費</p> <p>○消耗品の購入費等</p> <p>○横浜警察審査会への負担金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人（兼務3人）</p> <p>3 事務事業 ○選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>○各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>○消耗品の購入費等</p> <p>○横浜警察審査会への負担金</p>	<p>【課題】 概ね事務事業については、同様の内容であり、一元化に向けて大きな支障は無い。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会	選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			<input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会	<input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	選挙啓発経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	1,296千円	303千円	311千円	40千円		
根拠法令等	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約130人</p> <p>3 事務事業 ○常時啓発にかかる旅費</p> <p>○ポスターコンクール実施のための経費 県のコンクールにあわせて市でも実施 秋の明るい選挙推進大会時に表彰</p> <p>○街頭啓発物品の購入</p> <p>○新成人にパスデーカードを郵送（毎月）</p> <p>○啓発カレンダーの作成 ポスターコンクール入選作品を使用し、作成</p> <p>○街頭啓発活動に使用したはっぴのクリーニング</p> <p>○明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 13人</p> <p>3 事務事業 ○常時啓発にかかる旅費</p> <p>○街頭啓発物品の購入</p> <p>○新有権者成人式啓発記念品購入</p> <p>○明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約19人</p> <p>3 事務事業 ○明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>○街頭啓発物品の購入</p> <p>○新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>○明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員 23人</p> <p>3 事務事業 ○明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>○街頭啓発物品の購入</p> <p>○新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>○明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>【課題】 事務事業については、概ね同様の内容であり、一元化に向けて大きな支障はないが、明るい選挙推進協議会の運営をどのように統一していくかが課題である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 投票事務費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	47,128千円	8,620千円	19,570千円	6,070千円		
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	24,324千円	4,014千円	9,701千円	2,828千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	当日投票管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>93投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 780人 市長選挙 595人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 24,324千円</p> <p>4 事務事業 ○投票管理者・立会人の報酬</p> <p>○臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>○投票事務にかかる旅費 <需用費></p> <p>○投票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>○候補者氏名等掲示の印刷</p> <p>○投票用紙等の印刷（市長選挙）</p> <p>○投票所にかかる物品・施設等の修繕 <投務費></p> <p>○投票速報事務 臨時電話回線の付設 携帯電話の利用</p> <p>○臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡 （郵便）</p> <p>○投票所にかかる賠償責任保険への加入 <委託料></p> <p>○投票所にかかる仮設スロープの設置・撤去</p> <p>○開封機の保守点検</p> <p>○投票所で使用したビニールマットの洗浄 投票所で使用した投票箱の点検・清掃</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定</p> <p>平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>9投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>町長・町議会議員補欠選挙 75人 参議院議員通常選挙 75人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 4,014千円</p> <p>4 事務事業 ○投票管理者・立会人の報酬</p> <p>○投票事務従事者の手当</p> <p><報償費></p> <p>○投票事務従事者謝礼（管理職）</p> <p><需用費></p> <p>○投票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>○候補者氏名等掲示の印刷</p> <p>○投票用紙等の印刷（町長・町議選挙）</p> <p>○投票所にかかる物品・施設等の修繕 <投務費></p> <p>○投票速報事務 携帯電話の利用</p> <p>○投票速報事務 携帯電話の利用 （郵便）</p> <p>○入場整理券の送付等</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>19投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 138人 町長選挙 120人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 9,701千円</p> <p>4 事務事業 ○投票管理者・立会人の報酬</p> <p>○臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>○投票事務にかかる旅費 <需用費></p> <p>○投票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>○候補者氏名等掲示の印刷</p> <p>○投票用紙等の印刷（町長選挙）</p> <p>○投票所にかかる物品・施設等の修繕 <投務費></p> <p>○投票速報事務 携帯電話の利用</p> <p>○臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡 （郵便）</p> <p>○入場整理券の送付等</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>4投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 50人 町長選挙 43人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 2,828千円</p> <p>4 事務事業 ○投票管理者・立会人の報酬</p> <p>○臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>○投票事務にかかる旅費 <需用費></p> <p>○投票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>○候補者氏名等掲示の印刷</p> <p>○投票用紙等の印刷（町長選挙）</p> <p>○投票所にかかる物品・施設等の修繕 <投務費></p> <p>○投票速報事務 携帯電話の利用 （郵便）</p> <p>○入場整理券の送付等</p> <p><使用料及び賃借料></p>	<p>【課題】 投票事務に関しては、概ね各市町とも同様のことを行っており、一元化に向けて大きな支障は無いが、投票区の見直し、事務従事者数の基準、管理者・立会人の報酬などの調整が必要である。なお、合併時には、当面現行の投票所を引き継ぐものとする。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 選挙管理委員会部会			相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会			調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 8	事務事業名 投票事務費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙物品等の配送 ○当日投票管理システム運用準備・後処理 <使用料及び賃借料> ○投票事務にかかるタクシーの使用 (投票箱の運搬) ○投票所の借用 ○投票所にかかる長机・椅子・暖房器具等の借用 ○当日投票管理システムに使用するパソコン借用 	<ul style="list-style-type: none"> <使用料及び賃借料> ○投票所の電話機借用 8箇所 ○投票所のエアコン借用 2箇所 	<ul style="list-style-type: none"> <使用料及び賃借料> ○投票所の借用 			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 開票事務費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	6,064千円	4,410千円	5,084千円	1,839千円		
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	4,046千円	1,980千円	3,825千円	1,217千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	開票集計システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 761人 市長選挙 306人 参議院議員通常選挙執行経費 4,046千円</p> <p>4 事務事業 ○開票管理者・開票立会人の報酬 ○開票事務従事者の旅費 <需用費> ○開票事務にかかる消耗品の購入 ○候補者分類表の陽面焼付 ○開票事務物品の修繕 ○暖房器具用燃料の購入 <役務費> ○開票所への臨時電話の付設 <委託料> ○開票所への電気配線の付設 ○投票用紙計数機の保守点検 <使用料及び賃借料> ○開票所の借用 ○開票事務従事者の宿泊対応（ふとん借用等） ○開票事務にかかる長機の借用 ○パソコン・プリンター、物品搬送トラック借用 ○暖房器具の借用（市長選挙） <備品購入費> ○分類棚の購入</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 町長・町議会議員補欠選挙 62人 参議院議員通常選挙 79人 参議院議員通常選挙執行経費 1,980千円</p> <p>4 事務事業 ○開票管理者・開票立会人の報酬 ○開票事務従事者の手当 <報償費> ○開票事務従事者謝礼（管理職） <需用費> ○開票事務にかかる消耗品の購入 <役務費> ○開票所への臨時電話の付設 ○投票用紙計数機の保守点検 <委託料> <使用料及び賃借料> <備品購入費></p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 109人 町長選挙 58人 参議院議員通常選挙執行経費 3,825千円</p> <p>4 事務事業 ○開票管理者・開票立会人の報酬 ○開票事務従事者の旅費 <需用費> ○開票事務にかかる消耗品の購入 ○開票事務物品の修繕 ○暖房器具用燃料の購入 <役務費> ○開票所への臨時電話の付設 ○開票所への電気配線の付設 ○投票用紙計数機の保守点検 <使用料及び賃借料> ○開票所の借用 ○開票事務にかかる長機の借用 <備品購入費> ○投票用紙計数機の購入</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 40人 町長選挙 33人 参議院議員通常選挙執行経費 1,217千円</p> <p>4 事務事業 ○開票管理者・開票立会人の報酬 ○開票事務従事者の旅費 <需用費> ○開票事務にかかる消耗品の購入 <委託料> ○投票用紙計数機の保守点検 <使用料及び賃借料> <備品購入費></p>	<p>【課題】 開票事務に関しては、各市町とも同様の内容であり、一元化に向けて大きな支障はないが、今後、一部投票所での投票時間の繰り上げ等の検討の中で、開票所を1箇所にする方向で調整を進める。その他の課題として、事務従事者の配置、管理者・立会人の報酬の調整などが必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会	選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			□A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
10	選挙公報発行費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	9,680千円	1,951千円	1,586千円	477千円		
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	7,749千円	407千円	629千円	257千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 選挙公報印刷 235,000部 新聞未購読世帯 2,400世帯 参議院議員通常選挙執行経費 7,749千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙公報発行にかかる消耗品の購入 ○選挙公報原稿用紙の印刷（市長選挙） ○選挙公報の印刷 <役務費> ○選挙公報を新聞未購読世帯へ郵送 <委託料> ○選挙公報の新聞折込 ○新聞未購読世帯にかかる選挙公報郵送準備（封入） ○選挙公報の独身寮への配送（35箇所）</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 選挙公報印刷 9,000部 新聞未購読世帯 500世帯 参議院議員通常選挙執行経費 407千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙公報発行にかかる消耗品の購入 ○選挙公報原稿用紙の印刷（町長・議員選挙） ○選挙公報の印刷 <役務費> ○選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 選挙公報印刷 12,300部 新聞未購読世帯 新聞配達店で全戸配布 参議院議員通常選挙執行経費 629千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙公報発行にかかる消耗品の購入 ○選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） ○選挙公報の印刷 <委託料> ○選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 選挙公報印刷 4,000部 新聞未購読世帯 公共施設等へ配置 参議院議員通常選挙執行経費 257千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙公報発行にかかる消耗品の購入 ○選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） ○選挙公報の印刷 <委託料> ○選挙公報の新聞折込</p>	<p>【課題】 選挙公報発行事務に関しては、概ね同様の内容となっており、一元化に向けて支障は無い。配布に関しては新聞折込を活用しているため、事務的な調整だけ必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 ポスター掲示場経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	課題	調整方針
歳出予算額（平成16年度）	23,758千円	2,855千円	4,730千円	1,434千円		
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	15,511千円	1,346千円	3,281千円	925千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 ポスター掲示場数 706箇所 参議院議員通常選挙 2段17区画 市長選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙執行経費 15,511千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ○土地借入者への謝礼（物品） ○ポスター掲示場設置図面の作成（陽画焼付） <役務費> ○土地借用承諾書の返信用切手の購入 ○ポスター掲示場設置責任保険への加入 <委託料> ○ポスター掲示場製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 ポスター掲示場数 59箇所 町長選挙 2段5区画 町議会議員補欠選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙 3段17区画 参議院議員通常選挙執行経費 1,346千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ○土地借入者への謝礼（物品） ○ポスター掲示場設置図面の作成 <役務費> ○土地借用承諾書の返信用切手の購入 <委託料> ○ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 ポスター掲示場数 118箇所 参議院議員通常選挙 3段17区画 町長選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙執行経費 3,281千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ○土地借入者への謝礼（物品） <委託料> ○ポスター掲示場製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 ポスター掲示場数 32箇所 参議院議員通常選挙 2段17区画 町長選挙 2段5区画（予定） 参議院議員通常選挙執行経費 925千円</p> <p>4 事務事業 <報償費> ○土地借入者への謝礼 <需用費> ○ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ○ポスター掲示場購入 <委託料> ○ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>	<p>【課題】 ポスター掲示場に関する事務は、設置箇所数の違いのみで、大きな課題は無いが、設置・撤去等の委託業務をどのような方法で行うかの事務的な調整が必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 選挙啓発費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	9,939千円	280千円	528千円	183千円		
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	2,021千円	119千円	94千円	104千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 2,021千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙啓発にかかる消耗品の購入 ○横断幕、懸垂幕の設置 ○公用車への啓発シール貼付 ○選挙啓発の記録写真の撮影 一市長選挙独自の啓発 ・バスフロント幕の設置依頼（神奈中） ・幼児向け紙風船、ゴム風船での啓発 ・啓発ポスターの作成 ・啓発シールの作成 <役務費> ○啓発ポスターの郵送（市長選挙） ○選挙啓発にかかるハッピーのクリーニング <委託料> ○電光ニュースでの啓発 ○FM放送を使つての啓発 ○啓発ポスターの梱包・配送業務の委託（参議） 一市長選挙独自の啓発 ○啓発イベント業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 参議院議員通常選挙執行経費 119千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙啓発にかかる消耗品の購入 ○公用車への啓発シール貼付 ○選挙啓発の記録写真の撮影 一町長選挙独自の啓発 ・懸垂幕の設置 ・啓発用うちわの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 市長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 94千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙啓発にかかる消耗品の購入 ○横断幕、懸垂幕の設置 ○公用車への啓発シール貼付 一町長選挙独自の啓発 ・啓発ポスターの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行予定 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 104千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> ○選挙啓発にかかる消耗品の購入 ○懸垂幕の作成 ○公用車への啓発シール作成</p>	<p>【課題】 選挙啓発に関する事務については、概ね同様の内容となっており、一元化に向けて支障はないが、合併後は広大な地域に対して如何にして効果的・効率的な啓発事業を行うか、十分な検討が必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 その他の選挙執行経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	86千円					
根拠法令等	土地改良法・ 農業委員会等に関する法律					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	86千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 相模川左岸土地改良区総代選挙にかかる選挙経費 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・相模川左岸土地改良区総代選挙 任期満了日 平成16年10月8日 相模川左岸土地改良区総代選挙執行経費 86千円 ・農業委員会委員選挙 任期満了日 平成17年7月19日 選挙委員数 20人 名簿登載者数 3,773人 (H16.3.31現在)</p> <p>4 事務事業 ○投票管理者・投票立会人の報酬 ○選挙事務会議への出張旅費 ○投票事務従事者の旅費</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了日 平成18年4月30日 選挙委員数 8人(定数11人) 名簿登載者数 564人 (H16.3.31現在) ・川尻財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 8人 ・中沢財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 7人</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年5月9日 選挙委員数 16人 名簿登載者数 1,464人 (H16.3.31現在)</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年12月31日 選挙委員数 10人 名簿登載者数 745人 (H16.3.31現在)</p>	<p>【課題】 その他の選挙執行に関しては、農業委員会委員選挙については、各市町とも同様の内容の事務を行っており、一元化に向けて支障は無い。選挙人名簿の調整にあたって事務の調整を必要がある程度である。その他の選挙については、各市町のこれまでの事情により行われてきた独自の選挙事務がある。合併後、それらの選挙事務については、現行のまま引き継ぐものとする。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、従来から行われてきた各市町の財産区等の選挙については、現行のまま存続する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 条例、規則等の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容 条例 4 ポスター掲示場設置、選挙公報、公費負担規程 10 委員会、公印、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、公費負担条例施行、投票立会人報酬額、検察審査員候補者選定 事務局職員の職務に専念する事務の特例</p> <p>告示 1 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容 条例 2 ポスター掲示場設置、選挙公報 規程 6 委員会、情報公開条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、選挙公報の発行、検察審査員候補者選定</p> <p>告示 4 訓令 0</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容 条例 3 ポスター掲示場設置、選挙公報、農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置 規程 8 委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、検察審査員候補者選定 選挙公報発行</p> <p>告示 2 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容 条例 3 ポスター掲示場設置、選挙公報、記号式投票 規程 8 委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、記号式投票、選挙公報発行</p> <p>告示 訓令</p>	<p>条例、規則等の取り扱いに関しては、各市町ともこれまでの状況に応じて必要な条例・規則等を整備してきている。合併後の扱いについて、事務的な調整が必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 16	事務事業名 諸証明の発行					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
根拠法令等						
会計の種類 歳入予算額（平成16年度）	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>【課題】 諸証明の発行に関しては、各市町とも同様の事務内容であり、一元化に向けて支障は無い。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 選挙人名簿等の調整並びに縦覧及び閲覧					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	選挙システム	選挙システム	選挙システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調整></p> <p>○登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>○登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>○登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり ○定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 ○選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調整></p> <p>○登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>○登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>○登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり ○定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 ○選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調整></p> <p>○登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>○登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>○登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり ○定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 ○選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調整></p> <p>○登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>○登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>○登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり ○定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 ○選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>【課題】 選挙人名簿等の調整並びに縦覧及び閲覧に関しては、法に基づいた事務処理をしており、一元化に向けて支障はないが、名簿管理については、各市町とも電算システムを利用しており、そちらのシステム統合に準じた課題がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 期日前投票及び不在者投票					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	24,504千円	728千円	1,317千円			
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	18,587千円	454千円	948千円	486千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	期日前投票・不在者投票管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 13箇所 参議院議員通常選挙執行経費 18,587千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度> ○ 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>○ 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p> <p>○ 投票場所 拠点会場 3箇所（法律と同じ日程で実施） 出張所 10箇所（投・開票日がある週の平日：午前9時～午後5時）</p> <p>事務の内容は、 ①期日前投票所の選定 ②システム回線の付設 ③従事者等の選任 ④システム研修 ⑤実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 454千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度> ○ 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>○ 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p> <p>○ 投票場所 拠点会場 1箇所（法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 ①期日前投票所の選定 ②従事者等の選任 ③実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 948千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度> ○ 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>○ 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p> <p>○ 投票場所 津久井町文化福祉会館1階ロビー（法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 ①期日前投票所の選定 ②従事者等の選任 ③事務従事者への説明会の開催 ④実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 486千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度> ○ 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>○ 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p> <p>○ 投票場所 相模湖町役場1階会議室（法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 ①期日前投票所の選定 ②従事者等の選任 ③事務従事者への説明会の開催 ④実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	【課題】 期日前投票及び不在者投票に関しては、事務内容は各市町とも同様の内容であり、一元化に向けて支障は無い。相模原市のシステムを導入するためのシステム改修経費等の増が見込まれる。また、期日前投票所の設置・運用など事務的な調整も必要である。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 期日前投票及び不在者投票					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合</p> <p>○病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合</p> <p>○郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 ①選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 ②他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 ③投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>○選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合</p> <p>○病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合</p> <p>○郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 ①選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 ②他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 ③投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>○選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合</p> <p>○病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合</p> <p>○郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 ①選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 ②他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 ③投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>○選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合</p> <p>○病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合</p> <p>○郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 ①選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 ②他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 ③投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 選挙管理委員会部会	相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 20	事務事業名 直接請求					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>○直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>○請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>○直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>○請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>○直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>○請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>○直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>○請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>【課題】 直接請求に関しては、法に基づく事務のため各市町とも同様であり、一元化に向けて支障は無い。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		相模原市の課等の名称 選挙管理委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 検察審査員候補者					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 検察審査員候補者を選定する。</p> <p>2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。</p> <p>3 事務事業 ○選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 ○選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 ○その名簿を検察審査会へ送付する。</p>	<p>1 目的 検察審査員候補者を選定する。</p> <p>2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。</p> <p>3 事務事業 ○選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 ○選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 ○その名簿を検察審査会へ送付する。</p>	<p>1 目的 検察審査員候補者を選定する。</p> <p>2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。</p> <p>3 事務事業 ○選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 ○選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 ○その名簿を検察審査会へ送付する。</p>	<p>1 目的 検察審査員候補者を選定する。</p> <p>2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。</p> <p>3 事務事業 ○選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 ○選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 ○その名簿を検察審査会へ送付する。</p>	<p>【課題】 検察審査員候補者を選定する事務に関しては、法に基づくものであり、各市町とも同様の事務内容である。一元化に向けて支障は無い。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>